

第1編

2 建築基準法施行令

建築基準法施行令

【目次】

第1章 総則

第1節 用語の定義等

第1条[用語の定義]	131
第2条[面積、高さ等の算定方法]	131
第2条の2[都道府県知事が特定行政庁となる建築物]	133

第2節 建築基準適合判定資格者検定

第2条の3[受検資格]	133
第3条[建築基準適合判定資格者検定の基準]	133
第4条[建築基準適合判定資格者検定の方法]	133
第5条[建築基準適合判定資格者検定の施行]	133
第6条[合格公告及び通知]	133
第7条[建築基準適合判定資格者検定委員の定員]	133
第8条[建築基準適合判定資格者検定委員の勤務]	133
第8条の2[受検の申込み]	133
第8条の3[受検手数料]	134

第2節の2 構造計算適合判定資格者検定

第8条の4[受検資格]	134
第8条の5[構造計算適合判定資格者検定の基準等]	134
第8条の6[受検手数料]	134

第2節の3 建築基準関係規定

第9条	134
-----	-----

第2節の4 特定増改築構造計算基準等

第9条の2[特定増改築構造計算基準]	135
第9条の3[確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準]	135

第3節 建築物の建築に関する確認の特例

第10条	135
------	-----

第3節の2 中間検査合格証の交付を受けるまでの共同住宅に関する工事の施工制限

第11条[工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程]	136
第12条[中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程]	136

第3節の3 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

第13条[避難施設等の範囲]	136
第13条の2[避難施設等に関する工事に含まれない軽易な	

工事]	137
-----	-----

第3節の4 維持保全に関する準則の作成等を要する建築物

第13条の3	137
--------	-----

第3節の5 建築監視員

第14条	137
------	-----

第3節の6 勧告の対象となる建築物

第14条の2	137
--------	-----

第4節 損失補償

第15条[収用委員会の裁決の申請手続]	137
---------------------	-----

第5節 定期報告を要する建築物等

第16条	138
第17条(削除)	138
第18条(削除)	138

第2章 一般構造

第1節 採光に必要な開口部

第19条[居室の採光]	138
第20条[有効面積の算定方法]	139

第1節の2 開口部の少ない建築物等の換気設備

第20条の2[換気設備の技術的基準]	140
第20条の3[火を使用する室に設けなければならない換気設備等]	141

第1節の3 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置

第20条の4[著しく衛生上有害な物質]	142
第20条の5[居室において衛生上の支障を生ずるおそれがある物質]	142
第20条の6[居室を有する建築物の建築材料についてのク ロルピリホスに関する技術的基準]	143
第20条の7[居室を有する建築物の建築材料についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準]	143
第20条の8[居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準]	144
第20条の9[居室を有する建築物のホルムアルデヒドに関する技術的基準の特例]	145

第2節 居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法

第21条[居室の天井の高さ]	145
第22条[居室の床の高さ及び防湿方法]	145

第2節の2 地階における住宅等の居室の防湿の措置等

第22条の2[地階における住宅等の居室の技術的基準]	145
----------------------------	-----

第2節の3 長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造等

第22条の3	146
--------	-----

第3節 階段

第23条[階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法]	146
第24条[踊場の位置及び踏幅]	147
第25条[階段等の手すり等]	147
第26条[階段に代わる傾斜路]	147
第27条[特殊の用途に専用する階段]	147

第4節 便所

第28条[便所の採光及び換気]	147
第29条[くみ取便所の構造]	147
第30条[特殊建築物及び特定区域の便所の構造]	147
第31条[改良便槽]	147
第32条[法第31条第2項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準]	148
第33条[漏水検査]	149
第34条[便所と井戸との距離]	149
第35条[合併処理浄化槽の構造]	149

第3章 構造強度

第1節 総則

第36条[構造方法に関する技術的基準]	149
第36条の2[地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物]	150
第36条の3[構造設計の原則]	150
第36条の4[別の建築物とみなすことができる部分]	150

第2節 構造部材等

第37条[構造部材の耐久]	150
第38条[基礎]	150
第39条[屋根ふき材等]	151

第3節 木造

第40条[適用の範囲]	151
第41条[木材]	151
第42条[土台及び基礎]	151
第43条[柱の小径]	151
第44条[はり等の横架材]	152
第45条[筋かい]	152
第46条[構造耐力上必要な軸組等]	152
第47条[構造耐力上主要な部分である継手又は仕口]	154

第48条[学校の木造の校舎]	154
第49条[外壁内部等の防湿措置等]	154
第50条(削除)	154

第4節 組積造

第51条[適用の範囲]	154
第52条[組積造の施工]	154
第53条(削除)	155
第54条[壁の長さ]	155
第55条[壁の厚さ]	155
第56条[臥梁]	155
第57条[開口部]	155
第58条[壁のみぞ]	155
第59条[鉄骨組積造である壁]	156
第59条の2[補強を要する組積造]	156
第60条[手すり又は手すり壁]	156
第61条[組積造のへい]	156
第62条[構造耐力上主要な部分等のささえ]	156

第4節の2 補強コンクリートブロック造

第62条の2[適用の範囲]	156
第62条の3(削除)	156
第62条の4[耐力壁]	156
第62条の5[臥梁]	156
第62条の6[目地及び空洞部]	157
第62条の7[帳壁]	157
第62条の8[塀]	157

第5節 鉄骨造

第63条[適用の範囲]	157
第64条[材料]	157
第65条[圧縮材の有効細長比]	157
第66条[柱の脚部]	157
第67条[接合]	157
第68条[高力ボルト、ボルト及びリベット]	158
第69条[斜材、壁等の配置]	158
第70条[柱の防火被覆]	158

第6節 鉄筋コンクリート造

第71条[適用の範囲]	158
第72条[コンクリートの材料]	158
第73条[鉄筋の継手及び定着]	159
第74条[コンクリートの強度]	159
第75条[コンクリートの養生]	159
第76条[型わく及び支柱の除去]	159
第77条[柱の構造]	159
第77条の2[床版の構造]	160
第78条[はりの構造]	160
第78条の2[耐力壁]	160
第79条[鉄筋のかぶり厚さ]	160

第6節の2 鉄骨鉄筋コンクリート造

第79条の2[適用の範囲]	161
第79条の3[鉄骨のかぶり厚さ]	161
第79条の4[鉄骨鉄筋コンクリート造に対する第5節及び第6節の規定の準用]	161

第7節 無筋コンクリート造

第80条[無筋コンクリート造に対する第4節及び第6節の規定の準用]	161
-----------------------------------	-----

第7節の2 構造方法に関する補則

第80条の2[構造方法に関する補則]	161
第80条の3[土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法]	161

第8節 構造計算

第1款 総則

第81条	162
------	-----

第1款の2 保有水平耐力計算

第82条[保有水平耐力計算]	162
第82条の2[層間変形角]	163
第82条の3[保有水平耐力]	163
第82条の4[屋根ふき材等の構造計算]	163

第1款の3 限界耐力計算

第82条の5	163
--------	-----

第1款の4 許容応力度等計算

第82条の6	165
--------	-----

第2款 荷重及び外力

第83条[荷重及び外力の種類]	166
第84条[固定荷重]	166
第85条[積載荷重]	166
第86条[積雪荷重]	167
第87条[風圧力]	167
第88条[地震力]	168

第3款 許容応力度

第89条[木材]	169
第90条[鋼材等]	169
第91条[コンクリート]	170
第92条[溶接]	170
第92条の2[高力ボルト接合]	170
第93条[地盤及び基礎ぐい]	170
第94条[補則]	171

第4款 材料強度

第95条[木材]	171
第96条[鋼材等]	171
第97条[コンクリート]	172
第98条[溶接]	172
第99条[補則]	172
第100条[削除]	172
第101条[削除]	172
第102条[削除]	172
第103条[削除]	172
第104条[削除]	172
第105条[削除]	172
第106条[削除]	172

第4章 耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画等

第107条[耐火性能に関する技術的基準]	172
第107条の2[準耐火性能に関する技術的基準]	173
第108条[防火性能に関する技術的基準]	173
第108条の2[不燃性能及びその技術的基準]	173
第108条の3[耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準]	173
第109条[防火戸その他の防火設備]	175
第109条の2[遮炎性能に関する技術的基準]	175
第109条の2の2[主要構造部を準耐火構造等とした建築物の層間変形角]	175
第109条の3[主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準]	176
第109条の4[法第21条第1項の政令で定める部分]	176
第109条の5[大規模の建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準]	176
第109条の6[延焼防止上有効な空地の技術的基準]	177
第109条の7[大規模の建築物の壁等の性能に関する技術的基準]	177
第109条の8[法第22条第1項の市街地の区域内にある建築物の屋根の性能に関する技術的基準]	177
第109条の9[準防火性能に関する技術的基準]	177
第110条[法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準]	177
第110条の2[延焼するおそれがある外壁の開口部]	178
第110条の3[法第27条第1項に規定する特殊建築物の防火設備の遮炎性能に関する技術的基準]	178
第110条の4[警報設備を設けた場合に耐火建築物等とすることを要しないこととなる用途]	178
第110条の5[警報設備の技術的基準]	178
第111条[窓その他の開口部を有しない居室等]	178
第112条[防火区画]	179
第113条[木造等の建築物の防火壁及び防火床]	183
第114条[建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁]	184
第115条[建築物に設ける煙突]	184
第115条の2[防火壁又は防火床の設置を要しない建築物に関する技術的基準等]	185

第115条の3[耐火建築物等としなければならない特殊建築物]	186
第115条の4[自動車庫庫等の用途に供してはならない準耐火建築物]	186
第116条[危険物の数量]	186

第5章 避難施設等

第1節 総則

第116条の2[窓その他の開口部を有しない居室等]	187
---------------------------	-----

第2節 廊下、避難階段及び出入口

第117条[適用の範囲]	187
第118条[客席からの出口の戸]	187
第119条[廊下の幅]	187
第120条[直通階段の設置]	187
第121条[2以上の直通階段を設ける場合]	188
第121条の2[屋外階段の構造]	189
第122条[避難階段の設置]	189
第123条[避難階段及び特別避難階段の構造]	190
第123条の2[共同住宅の住戸の床面積の算定等]	191
第124条[物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅]	191
第125条[屋外への出口]	192
第125条の2[屋外への出口等の旋錠装置の構造等]	192
第126条[屋上広場等]	192

第3節 排煙設備

第126条の2[設置]	192
第126条の3[構造]	193

第4節 非常用の照明装置

第126条の4[設置]	194
第126条の5[構造]	194

第5節 非常用の進入口

第126条の6[設置]	194
第126条の7[構造]	195

第6節 敷地内の避難上及び防火上必要な通路等

第127条[適用の範囲]	195
第128条[敷地内の通路]	195
第128条の2[大規模な木造等の建築物の敷地内における通路]	195
第128条の3[地下街]	195

第5章の2 特殊建築物等の内装

第128条の3の2[制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室]	196
第128条の4[制限を受けない特殊建築物等]	196

第128条の5[特殊建築物等の内装]	197
--------------------	-----

第5章の3 避難上の安全の検証

第128条の6[避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準の適用]	198
第129条[避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用]	200
第129条の2[避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用]	201
第129条の2の2[別の建築物とみなす部分]	202

第5章の4 建築設備等

第1節 建築設備の構造強度

第129条の2の3	203
-----------	-----

第1節の2 給水、排水その他の配管設備

第129条の2の4[給水、排水その他の配管設備の設置及び構造]	203
第129条の2の5[換気設備]	204
第129条の2の6[冷却塔設備]	205

第2節 昇降機

第129条の3[適用の範囲]	205
第129条の4[エレベーターの構造上主要な部分]	206
第129条の5[エレベーターの荷重]	207
第129条の6[エレベーターのかごの構造]	207
第129条の7[エレベーターの昇降路の構造]	207
第129条の8[エレベーターの駆動装置及び制御器]	208
第129条の9[エレベーターの機械室]	208
第129条の10[エレベーターの安全装置]	208
第129条の11[適用の除外]	209
第129条の12[エスカレーターの構造]	209
第129条の13[小荷物専用昇降機の構造]	210
第129条の13の2[非常用の昇降機の設置を要しない建築物]	210
第129条の13の3[非常用の昇降機の設置及び構造]	210

第3節 避雷設備

第129条の14[設置]	212
第129条の15[構造]	212

第6章 建築物の用途

第130条[用途地域の制限に適合しない建築物の増築等の許可に当たり意見の聴取等を要しない場合等]	212
第130条の2[特定用途制限地域内において条例で定める制限]	213
第130条の2の2[位置の制限を受ける処理施設]	213
第130条の2の3[卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和]	213

第130条の3[第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅] ……	214	域にわたる場合の法別表第3(4)欄に掲げる距離の適用の特例] ……	220
第130条の4[第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物] ……	215	第130条の12[前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例] ……	220
第130条の5[第一種低層住居専用地域等内に建築してはならない附属建築物] ……	215	第131条[前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和] ……	221
第130条の5の2[第二種低層住居専用地域及び田園住居地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物] ……	216	第131条の2[前面道路とみなす道路等] ……	221
第130条の5の3[第一種中高層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物] ……	216	第132条[2以上の前面道路がある場合] ……	221
第130条の5の4[第一種中高層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物] ……	216	第133条[削除] ……	221
第130条の5の5[第一種中高層住居専用地域内に建築してはならない附属建築物] ……	216	第134条[前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合] ……	221
第130条の6[第二種中高層住居専用地域内に建築することができる工場] ……	217	第135条[削除] ……	222
第130条の6の2[第二種中高層住居専用地域及び工業専用地域内に建築してはならない運動施設] ……	217	第135条の2[道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合] ……	222
第130条の7[第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない畜舎] ……	217	第135条の3[隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和] ……	222
第130条の7の2[第一種住居地域内に建築することができる大規模な建築物] ……	217	第135条の4[北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和] ……	222
第130条の7の3[第二種住居地域及び工業地域内に建築してはならない建築物] ……	217	第135条の5[天空率] ……	223
第130条の8[第二種住居地域内に建築することができる附属自動車庫] ……	217	第135条の6[前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の基準等] ……	223
第130条の8の2[第二種住居地域等内に建築してはならない建築物の店舗、飲食店等に類する用途] ……	218	第135条の7[隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の基準等] ……	223
第130条の8の3[準住居地域内で営むことができる特殊の方法による事業] ……	218	第135条の8[北側の隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の基準等] ……	224
第130条の9[危険物の貯蔵又は処理に供する建築物] ……	218	第135条の9[法第56条第7項第一号の政令で定める位置] ……	224
第130条の9の2[準住居地域及び用途地域の指定のない区域内に建築してはならない建築物のナイトクラブに類する用途] ……	219	第135条の10[法第56条第7項第二号の政令で定める位置] ……	225
第130条の9の3[田園住居地域内に建築してはならない建築物] ……	219	第135条の11[法第56条第7項第三号の政令で定める位置] ……	225
第130条の9の4[田園住居地域内に建築することができる農業の利便を促進するために必要な店舗、飲食店等の建築物] ……	219	第135条の12[日影による中高層の建築物の高さの制限の適用除外等] ……	225
第130条の9の5[近隣商業地域及び準工業地域内に建築してはならない建築物] ……	219	第135条の13[建築物が日影時間の制限の異なる区域の外にわたる場合等の措置] ……	226
第130条の9の6[商業地域内で営んではならない事業] ……	219	第135条の14[高層住居誘導地区内の建築物及び法第52条第8項に規定する建築物の容積率の上限の数値の算出方法] ……	226
第130条の9の7[準工業地域内で営むことができる特殊の方法による事業] ……	220	第135条の15[条例で地盤面を別に定める場合の基準] ……	226
第130条の9の8[準工業地域内で営むことができる可燃性ガスの製造] ……	220	第135条の16[容積率の算定の基礎となる延べ面積に昇降路の部分の床面積を算入しない昇降機] ……	226
		第135条の17[敷地内の空地の規模等] ……	227
		第135条の18[容積率の制限について前面道路の幅員に加算する数値] ……	227
		第135条の19[容積率の算定に当たり建築物から除かれる部分] ……	227
		第135条の20[耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物等] ……	228
		第135条の21[遮蔽率の制限の緩和に当たり建築物から除かれる部分] ……	228
		第135条の22[第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離に対する制限の緩和] ……	228
第7章 建築物の各部分の高さ等			
第130条の10[第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの制限の緩和に係る敷地内の空地等] ……	220		
第130条の11[建築物の敷地が2以上の地域、地区又は区			

第135条の23[特例容積率の限度の指定の申請について同意を得るべき利害関係者]	228
第135条の24[特例容積率の限度の指定の取消しの申請について同意を得るべき利害関係者]	228
第136条[敷地内の空地及び敷地面積の規模]	228

第7章の2 防火地域又は準防火地域内の建築物

第136条の2[防火地域又は準防火地域内の建築物の壁、柱、床その他の部分及び防火設備の性能に関する技術的基準]	229
第136条の2の2[防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する技術的基準]	230
第136条の2の3[削除]	230

第7章の2の2 特定防災街区整備地区内の建築物

第136条の2の4[建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さの算定]	230
--------------------------------------	-----

第7章の3 地区計画等の区域

第136条の2の5[地区計画等の区域内において条例で定める制限]	231
第136条の2の6[再開発等促進区等内において高さの制限の緩和を受ける建築物の敷地面積の規模]	234
第136条の2の7[予定道路の指定の基準]	234
第136条の2の8[予定道路の指定について同意を得るべき利害関係者]	235

第7章の4 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造

第136条の2の9[都道府県知事が指定する区域内の建築物に係る制限]	235
第136条の2の10[準景観地区内の建築物に係る制限]	235

第7章の5 型式適合認定等

第136条の2の11[型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定]	236
第136条の2の12[型式部材等製造者等に係る認証の有効期間]	237
第136条の2の13[認証外国型式部材等製造者の工場等における検査等に要する費用の負担]	237

第7章の6 指定確認検査機関等

第136条の2の14[親会社等]	237
第136条の2の15[指定確認検査機関に係る指定の有効期間]	237
第136条の2の16[指定構造計算適合性判定機関に係る指定の有効期間]	238

第136条の2の17[指定認定機関等に係る指定等の有効期間]	238
第136条の2の18[承認認定機関等の事務所における検査に要する費用の負担]	238

第7章の7 建築基準適合判定資格者等の登録手数料

第136条の2の19	238
------------	-----

第7章の8 工事現場の危害の防止

第136条の2の20[仮囲い]	238
第136条の3[根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止]	238
第136条の4[基礎工事用機械等の転倒による危害の防止]	239
第136条の5[落下物に対する防護]	239
第136条の6[建て方]	239
第136条の7[工事用材料の集積]	239
第136条の8[火災の防止]	239

第7章の9 簡易な構造の建築物に対する制限の緩和

第136条の9[簡易な構造の建築物の指定]	240
第136条の10[簡易な構造の建築物の基準]	240
第136条の11[防火区画等に関する規定の適用の除外]	241

第7章の10 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和

第136条の12[一団地内の空地及び一団地の面積の規模]	241
------------------------------	-----

第8章 既存の建築物に対する制限の緩和等

第137条[基準時]	241
第137条の2[構造耐力関係]	241
第137条の3[防火壁及び防火床関係]	242
第137条の4[耐火建築物等としなければならない特殊建築物関係]	242
第137条の4の2[増築等をする場合に適用されない物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置に関する基準]	243
第137条の4の3[石綿関係]	243
第137条の5[長屋又は共同住宅の各戸の界壁関係]	243
第137条の6[非常用の昇降機関係]	243
第137条の7[用途地域等関係]	243
第137条の8[容積率関係]	243
第137条の9[高度利用地区等関係]	244
第137条の10[防火地域及び特定防災街区整備地区関係]	244
第137条の11[準防火地域関係]	245
第137条の12[大規模の修繕又は大規模の模様替]	245

第137条の13[増築等をする独立部分以外の独立部分に対して適用されない技術的基準]	246
第137条の14[独立部分]	246
第137条の15[増築等をする部分以外の居室に対して適用されない基準]	246
第137条の16[移転]	246
第137条の17[公共事業の施行等による敷地面積の減少について法第3条等の規定を準用する事業]	246
第137条の18[建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に建築主事の確認等を要しない類似の用途]	246
第137条の19[建築物の用途を変更する場合に法第27条等の規定を準用しない類似の用途等]	247

第9章 工作物

第138条[工作物の指定]	247
第138条の2[工作物に関する確認の特例]	249
第138条の3[維持保全に関する準則の作成等を要する昇降機等]	249
第139条[煙突及び煙突の支線]	249
第140条[鉄筋コンクリート造の柱等]	250
第141条[広告塔又は高架水槽等]	250
第142条[擁壁]	251
第143条[乗用エレベーター又はエスカレーター]	251
第144条[遊戯施設]	251
第144条の2[型式適合認定の対象とする工作物の部分及び一連の規定]	253
第144条の2の2[製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等]	253
第144条の2の3[処理施設]	253
第144条の2の4[特定用途制限地域内の工作物]	254

第10章 雑則

第144条の3[安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分]	254
第144条の4[道に関する基準]	254
第144条の5[窓その他の開口部を有しない居室]	255
第145条[道路内に建築することができる建築物に関する基準等]	255
第146条[確認等を要する建築設備]	255
第147条[仮設建築物等に対する制限の緩和]	256
第147条の2[工事中における安全上の措置等に関する計画の届出を要する建築物]	256
第147条の3[消防長等の同意を要する住宅]	257
第147条の4[映像等の送受信による通話の方法による口頭審査]	257
第147条の5[権限の委任]	257
第148条[市町村の建築主事等の特例]	257
第149条[特別区の特例]	258
第150条[両罰規定の対象となる多数の者が利用する建築物]	259

建築基準法施行令

昭和25年11月16日政令第338号
最終改正：令和5年2月10日政令第34号

第1章 総則

第1節 用語の定義等

【用語の定義】

第1条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 **敷地** 1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。
- 二 **地階** 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの $\frac{1}{3}$ 以上のものをいう。
- 三 **構造耐力上主要な部分** 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

関連【主要構造部】法2条5号→9

- 四 **耐水材料** れんが、石、人造石、コンクリート、アスファルト、陶磁器、ガラスその他これらに類する耐水性の建築材料をいう。
- 五 **準不燃材料** 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間第108条の2各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

関連【不燃性能及びその技術的基準】令108条の2→173

- 六 **難燃材料** 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間第108条の2各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び

第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

関連【不燃性能及びその技術的基準】令108条の2→173

【面積、高さ等の算定方法】

第2条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、当該各号に定めるところによる。

- 一 **敷地面積** 敷地の水平投影面積による。ただし、建築基準法（以下「法」という。）第42条第2項、第3項又は第5項の規定によって道路の境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地は、算入しない。
- 二 **建築面積** 建築物（地階で地盤面上1m以下にある部分を除く。以下この号において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもの（以下この号において「軒等」という。）で当該中心線から水平距離1m以上突き出したもの（建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限り、工場又は倉庫の用途に供する建築物において専ら貨物の積卸しその他これに類する業務のために設ける軒等でその端と敷地境界線との間の敷地の部分に有効な空地が確保されていることその他の理由により安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定める軒等（以下この号において「特例軒等」という。）のうち当該中心線から突き出した距離が水平距離1m以上5m未満のものであるものを除く。）がある場合においては、その端から水平距離1m後退した線（建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限り、特例軒等のうち当該中心線から水平距離5m以上突き出したものにあつては、その端から水平距離5m以内で当該特例軒等の構造に応じて国土交通大臣が定める距離後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、当該建築物又はその部分の端から水平距離1m以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。
- 三 **床面積** 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。

第2条 ●建築基準法施行令

四 **延べ面積** 建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第52条第1項に規定する延べ面積（建築物の容積率の最低限度に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。）には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。

【関連】[ただし書の適用] 令2条3項→133

【関連】[容積率] 法52条3項、6項→44

イ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（第3項第一号及び第137条の8において「自動車車庫等部分」という。）

ロ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（第3項第二号及び第137条の8において「備蓄倉庫部分」という。）

ハ 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（第3項第三号及び第137条の8において「蓄電池設置部分」という。）

ニ 自家発電設備を設ける部分（第3項第四号及び第137条の8において「自家発電設備設置部分」という。）

ホ 貯水槽を設ける部分（第3項第五号及び第137条の8において「貯水槽設置部分」という。）

ヘ 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（第3項第六号及び第137条の8において「宅配ボックス設置部分」という。）

五 **築造面積** 工作物の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物については、その算定方法による。

六 **建築物の高さ** 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合には、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。

イ 法第56条第1項第一号の規定並びに第130条の12及び第135条の19の規定による高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。

【関連】[道路斜線制限] 法56条1項一号→49

【関連】[道路斜線制限の後退距離算定の特例]

令130条の12→220

【容積率算定に当たり建築物から除かれる部分】

令135条の19→227

ロ 法第33条及び法第56条第1項第三号に規定する高さ並びに法第57条の4第1項、法第58条第1項及び第2項、法第60条の2の2第3項並びに法第60条の3第2項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内の場合においては、その部分の高さは、12m（法第55条第1項から第3項まで、法第56条の2第4項、法第59条の2第1項（法第55条第1項に係る部分に限る。）並びに法別表第4(ろ)欄2の項、3の項及び4の項口の場合には、5m）までは、当該建築物の高さに算入しない。

【避雷設備】 法33条→37

【北側斜線制限】 法56条1項三号→50

【特例容積率適用地区】 法57条の4第1項→53

【高度地区】 法58条→54

【居住環境向上用途誘導地区】 法60条の2の2→56

【特定用途誘導地区】 法60条の3→56

【低層住専等の高さの限度】 法55条→49

【日影制限】 法56条の2→51

ハ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

七 **軒の高さ** 地盤面（第130条の12第一号イの場合には、前面道路の路面の中心）から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さによる。

【道路斜線制限の後退距離算定の特例】

令130条の12→220

八 **階数** 昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。また、建築物の一部が吹抜きとなっている場合、建築物の敷地

が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によって階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものによる。

- 2 前項第二号、第六号又は第七号の「**地盤面**」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

【関連】【平均地盤面】別表第4⇒119

- 3 第1項第四号ただし書の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- 一 自動車車庫等部分 $\frac{1}{5}$
- 二 備蓄倉庫部分 $\frac{1}{50}$
- 三 蓄電池設置部分 $\frac{1}{50}$
- 四 自家発電設備設置部分 $\frac{1}{100}$
- 五 貯水槽設置部分 $\frac{1}{100}$
- 六 宅配ボックス設置部分 $\frac{1}{100}$

- 4 第1項第六号ロ又は第八号の場合における水平投影面積の算定方法は、同項第二号の建築面積の算定方法によるものとする。

【都道府県知事が特定行政庁となる建築物】

- 第2条の2 法第2条第三十五号ただし書の政令で定める建築物のうち法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、第148条第1項に規定する建築物以外の建築物とする。
- 2 法第2条第三十五号ただし書の政令で定める建築物のうち法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、第149条第1項に規定する建築物とする。

第2節 建築基準適合判定資格者検定

【受検資格】

- 第2条の3 法第5条第3項に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 建築審査会の委員として行う業務
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学（短

期大学を除く。）の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務

- 三 建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務（法第77条の18第1項の確認検査の業務（以下「確認検査の業務」という。）を除く。）であって国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認められたもの

【建築基準適合判定資格者検定の基準】

- 第3条 法第5条の規定による建築基準適合判定資格者検定は、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認をするために必要な知識及び経験について行う。

【建築基準適合判定資格者検定の方法】

- 第4条 建築基準適合判定資格者検定は、経歴審査及び考査によって行う。

- 2 前項の経歴審査は、建築行政又は確認検査の業務若しくは第2条の3各号に掲げる業務に関する実務の経歴について行う。
- 3 第1項の考査は、法第6条第1項の建築基準関係規定に関する知識について行う。

【建築基準適合判定資格者検定の施行】

- 第5条 建築基準適合判定資格者検定は、毎年1回以上行う。

- 2 建築基準適合判定資格者検定の期日及び場所は、国土交通大臣が、あらかじめ、官報で公告する。

【合格公告及び通知】

- 第6条 国土交通大臣（法第5条の2第1項の指定があったときは、同項の指定建築基準適合判定資格者検定機関（以下「指定建築基準適合判定資格者検定機関」という。））は、建築基準適合判定資格者検定に合格した者の氏名を公告し、合格した者にその旨を通知する。

【建築基準適合判定資格者検定委員の定員】

- 第7条 建築基準適合判定資格者検定委員の数は、10人以内とする。

【建築基準適合判定資格者検定委員の勤務】

- 第8条 建築基準適合判定資格者検定委員は、非常勤とする。

【受検の申込み】

- 第8条の2 建築基準適合判定資格者検定（指定建築基準適合判定資格者検定機関が行うものを除

第8条の3 ●建築基準法施行令

く。)の受検の申込みは、住所地又は勤務地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

- 2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

【受検手数料】

第8条の3 法第5条の3第1項の受検手数料の額は、3万円とする。

- 2 前項の受検手数料は、これを納付した者が検定を受けなかった場合においても、返還しない。
- 3 建築基準適合判定資格者検定の受検手数料であって指定建築基準適合判定資格者検定機関に納付するものの納付の方法は、法第77条の9第1項の建築基準適合判定資格者検定事務規程の定めるところによる。

第2節の2 構造計算適合判定資格者検定

【受検資格】

第8条の4 法第5条の4第3項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第7項に規定する構造設計の業務
- 二 法第6条第4項若しくは法第18条第3項に規定する審査又は法第6条の2第1項の規定による確認のための審査の業務(法第20条第1項に規定する基準に適合するかどうかの審査の業務を含むものに限る。)
- 三 建築物の構造の安全上の観点からする審査の業務(法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の業務を除く。)であって国土交通大臣が同項の構造計算適合性判定の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

【構造計算適合判定資格者検定の基準等】

第8条の5 法第5条の4の規定による構造計算適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物の計画が法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするために必要な知識及び経験について行う。

- 2 第4条から第6条まで及び第8条の2の規定は構造計算適合判定資格者検定に、第7条及び第

8条の規定は構造計算適合判定資格者検定委員について準用する。この場合において、第4条第2項中「建築行政又は確認検査の業務若しくは第2条の3各号に掲げる業務」とあるのは「法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の業務又は第8条の4各号に掲げる業務」と、同条第3項中「第6条第1項の建築基準関係規定」とあるのは「第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準」と、第5条第1項中「毎年」とあるのは「3年に」と、第6条中「第5条の2第1項」とあるのは「第5条の5第1項」と読み替えるものとする。

【受検手数料】

第8条の6 法第5条の5第2項において準用する法第5条の3第1項の受検手数料の額は、3万5,000円とする。

- 2 第8条の3第2項及び第3項の規定は、前項の受検手数料について準用する。この場合において、同条第3項中「第77条の9第1項」とあるのは、「第77条の17の2第2項において準用する法第77条の9第1項」と読み替えるものとする。

第2節の3 建築基準関係規定

第9条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

関連【バリアフリー法】法14条4項⇒586

関連【都市緑地法】法41条⇒778

関連【建築物省エネ法】法11条2項⇒861

- 一 消防法(昭和23年法律第186号)第9条、第9条の2、第15条及び第17条
- 二 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第3条から第5条まで(広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。)
- 三 港湾法(昭和25年法律第218号)第40条第1項(同法第50条の5第2項の規定により読み替え

て適用する場合を含む。)

- 四 高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第24条
- 五 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第162条
- 六 駐車場法(昭和32年法律第106号)第20条(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第19条の14、第62条の12及び第107条並びに都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
- 七 水道法(昭和32年法律第177号)第16条
- 八 下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項及び第3項、第25条の2並びに第30条第1項
- 九 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項
- 十 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第5条第1項
- 十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の2
- 十二 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項及び第2項、第35条の2第1項、第41条第2項(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)、第42条、第43条第1項並びに第53条第1項(都市再生特別措置法第36条の4の規定により読み替えて適用する場合を含む。))並びに都市計画法第53条第2項において準用する同法第52条の2第2項
- 十三 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年法律第26号)第5条第1項から第3項まで(同条第5項において準用する場合を含む。)
- 十四 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第5条第4項
- 十五 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第3条の2第1項
- 十六 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第10条

第2節の4 特定増改築構造計算基準等

【特定増改築構造計算基準】

第9条の2 法第6条の3第1項本文の政令で定める基準は、第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項

第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することとする。

【確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準】

第9条の3 法第6条の3第1項ただし書の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準並びに法第18条第4項ただし書の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準は、第81条第2項第二号イに掲げる構造計算で、法第20条第1項第二号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することとする。

関連【許容応力度等計算】令81条2項二号イ→162

第3節 建築物の建築に関する確認の特例

第10条 法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第1項(法第87条第1項及び法第87条の4において準用する場合を含む。)の政令で定める規定は、次の各号(法第87条第1項において準用する場合にあっては第一号及び第二号、法第87条の4において準用する場合にあっては同号。以下この条において同じ。)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

- 一 法第6条の4第1項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第136条の2の11第一号に掲げるものであるもの その認定型式が、同号イに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては同号イに掲げる全ての規定、同号ロに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては同号ロに掲げる全ての規定

■【建築物の建築に関する確認の特例】法6条の4→18

■【型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定】令136条の2の11→236

- 二 法第6条の4第1項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第136条の2の11第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるものであるもの

第11条 ●建築基準法施行令

同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分が、当該認定型式に適合する建築物の部分に適用される場合に限る。）

三 法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物のうち防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の $\frac{1}{2}$ 以上であるもの又は50㎡を超えるものを除く。）次に定める規定

イ 法第20条（第1項第四号イに係る部分に限る。）、法第21条から法第25条まで、法第27条、法第28条、法第29条、法第31条第1項、法第32条、法第33条、法第35条から法第35条の3まで及び法第37条の規定

ロ 次章（第1節の3、第32条及び第35条を除く。）、第3章（第8節を除き、第80条の2にあっては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第4章から第5章の2まで、第5章の4（第2節を除く。）及び第144条の3の規定

ハ 法第39条から法第41条までの規定に基づく条例の規定のうち特定行政庁が法第6条の4第2項の規定の趣旨により規則で定める規定

四 法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物次に定める規定

イ 法第20条（第1項第四号イに係る部分に限る。）、法第21条、法第28条第1項及び第2項、法第29条、法第30条、法第31条第1項、法第32条、法第33条並びに法第37条の規定

ロ 次章（第20条の3、第1節の3、第32条及び第35条を除く。）、第3章（第8節を除き、第80条の2にあっては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第119条、第5章の4（第129条の2の4第1項第六号及び第七号並びに第2節を除く。）及び第144条の3の規定

ハ 法第39条から法第41条までの規定に基づく条例の規定のうち特定行政庁が法第6条

の4第2項の規定の趣旨により規則で定める規定

第3節の2 中間検査合格証の交付を受けるまでの共同住宅に関する工事の施工制限

【工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程】

第11条 法第7条の3第1項第一号の政令で定める工程は、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程とする。

【中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程】

第12条 法第7条の3第6項の政令で定める特定工程後の工程のうち前条に規定する工程に係るものは、2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程とする。

第3節の3 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

【避難施設等の範囲】

第13条 法第7条の6第1項の政令で定める避難施設、消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機又は防火区画（以下この条及び次条において「避難施設等」という。）は、次に掲げるもの（当該工事に係る避難施設等がないものとした場合に第112条、第5章第2節から第4節まで、第128条の3、第129条の13の3又は消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条から第15条までの規定による技術的基準に適合している建築物に係る当該避難施設等を除く。）とする。

一 避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。）以外の階にあっては居室から第120条又は第121条の直通階段に、避難階にあっては階段又は居室から屋外への出口に通ずる出入口及び廊下その他の通路

関連【避難階】令120条～⇒187

二 第118条の客席からの出口の戸、第120条又は第121条の直通階段、同条第3項ただし書

の避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの、第125条の屋外への出口及び第126条第2項の屋上広場

- 三 第128条の3第1項の地下街の各構えが接する地下道及び同条第4項の地下道への出入口
- 四 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備で自動式のもの
- 五 第126条の2第1項の排煙設備
- 六 第126条の4の非常用の照明装置
- 七 第129条の13の3の非常用の昇降機
- 八 第112条（第128条の3第5項において準用する場合を含む。）又は第128条の3第2項若しくは第3項の防火区画

【避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事】

第13条の2 法第7条の6第1項の政令で定める軽易な工事は、バルコニーの手すりの塗装の工事、出入口又は屋外への出口の戸に用いるガラスの取替えの工事、非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事その他当該避難施設等の機能の確保に支障を及ぼさないことが明らかかな工事とする。

第3節の4 維持保全に関する準則の作成等を要する建築物

第13条の3 法第8条第2項第一号の政令で定める特殊建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第1(イ)欄1項から4項までに掲げる用途に供する特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの（当該床面積の合計が200㎡以下のものにあっては、階数が3以上のものに限る。）
- 二 法別表第1(イ)欄5項又は6項に掲げる用途に供する特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの

2 法第8条第2項第二号の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（特殊建築物を除く。）のうち階数が3以上で延べ面積が200㎡を超えるものとする。

第3節の5 建築監視員

第14条 建築監視員は、次の各号のいずれかに該

当する者でなければならない。

- 一 3年以上の建築行政に関する実務の経験を有する者
- 二 建築士で1年以上の建築行政に関する実務の経験を有するもの
- 三 建築の実務に関し技術上の責任のある地位にあった建築士で国土交通大臣が前2号のいずれかに該当する者と同等以上の建築行政に関する知識及び能力を有すると認めたもの

第3節の6 勧告の対象となる建築物

第14条の2 法第10条第1項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第6条第1項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が3以上で延べ面積が200㎡を超えるもの

第4節 損失補償

【収用委員会の裁決の申請手続】

第15条 補償金額について不服がある者が、法第11条第2項（法第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。）の規定によって収用委員会の裁決を求めようとする場合においては、土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条第3項の規定による裁決申請書には、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名
- 二 当該建築物又は工作物の所在地
- 三 当該建築物又は工作物について申請者の有する権利
- 四 当該建築物又は工作物の用途及び構造の概要、附近見取図、配置図並びに各階平面図。ただし、命ぜられた措置に関係がない部分は、省略することができる。
- 五 法第11条第1項（法第88条第1項から第3

第16条 ●建築基準法施行令

項までにおいて準用する場合を含む。)の規定によって特定行政庁が命じた措置

- 六 通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日
- 七 通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに申請者が求める補償金額及びその内訳
- 八 前各号に掲げるものを除くほか、申請者が必要と認める事項

第5節 定期報告を要する建築物等

第16条 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。

- 一 地階又は3階以上の階を法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が100㎡以上の建築物
 - 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの
 - 三 法別表第1(イ)欄(2)項又は(4)項に掲げる用途に供する建築物
 - 四 3階以上の階を法別表第1(イ)欄(3)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物
- 2 法第12条第1項の政令で定める建築物は、第14条の2に規定する建築物とする。
- 3 法第12条第3項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。
- 一 第129条の3第1項各号に掲げる昇降機（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）
【昇降機】令129条の3第1項→205
 - 二 防火設備のうち、法第6条第1項第一号に掲げる建築物で第1項各号に掲げるものに設けるもの（常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上

著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

第17条～第18条（削除）

第2章 一般構造

第1節 採光に必要な開口部

【居室の採光】

第19条 法第28条第1項（法第87条第3項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める建築物は、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（以下「児童福祉施設等」という。）とする。

関連【居室の採光及び換気】法28条→36

関連【児童福祉施設】児童福祉法7条→946

- 2 法第28条第1項の政令で定める居室は、次に掲げるものとする。
- 一 保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室
 - 二 診療所の病室
 - 三 児童福祉施設等の寝室（入所する者の使用するものに限る。）
 - 四 児童福祉施設等（保育所を除く。）の居室のうちこれらに入所し、又は通う者に対する保育、訓練、日常生活に必要な便宜の供与その他これらに類する目的のために使用されるもの
 - 五 病院、診療所及び児童福祉施設等の居室のうち入院患者又は入所する者の談話、娯楽その他これらに類する目的のために使用されるもの
- 3 法第28条第1項の政令で定める割合は、次の表の左欄に掲げる居室の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。ただ

し、同表の(1)の項から(6)の項までの左欄に掲げる居室のうち、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているもの
 5 については、それぞれ同表の右欄に掲げる割合から $\frac{1}{10}$ までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合とする。

	居室の種類	割合
10	(1) <u>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室</u>	$\frac{1}{5}$
	(2) 前項第 <u>二</u> 号に掲げる居室	
	(3) <u>住宅の居住のための居室</u>	
	(4) <u>病院又は診療所の病室</u>	$\frac{1}{7}$
	(5) <u>寄宿舎の寢室又は下宿の宿泊室</u>	
15	(6) 前項第 <u>三</u> 号及び第 <u>四</u> 号に掲げる居室	
	(7) (1)の項に掲げる <u>学校以外の学校の教室</u>	$\frac{1}{10}$
	(8) 前項第 <u>五</u> 号に掲げる居室	

【有効面積の算定方法】

20 **第20条** 法第28条第1項に規定する居室の窓その他の開口部（以下この条において「開口部」という。）で採光に有効な部分の面積は、当該居室の開口部ごとの面積に、それぞれ採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定するものとする。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた建築物の開口部については、その算定方法によることができる。

2 前項の採光補正係数は、次の各号に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した数値（天窗にあっては当該数値に3.0を乗じて得た数値、その外側に幅90cm以上の縁側（ぬれ縁を除く。）その他これに類するものがある開口部にあっては当該数値に0.7を乗じて得た数値）とする。ただし、採光補正係数が3.0を超えるときは、3.0を限度とする。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域（隣地境界線（法第86条第10項に規定する公告対象区域（以下「公告対象区域」という。）内の建築物にあっては、当該公告対象区域内の他の法第86条の2第1項に規定する一敷地内認定建築物（同条第9項の規定に

より一敷地内認定建築物とみなされるものを含む。以下この号において「一敷地内認定建築物」という。）又は同条第3項に規定する一敷地内許可建築物（同条第11項又は第12項の規定により一敷地内許可建築物とみなされるものを含む。以下この号において「一敷地内許可建築物」という。）との隣地境界線を除く。以下この号において同じ。）又は同一敷地内の他の建築物（公告対象区域内の建築物にあっては、当該公告対象区域内の他の一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を含む。以下この号において同じ。）若しくは当該建築物の他の部分に面する開口部の部分で、その開口部の直上にある建築物の各部分（開口部の直上垂直面から後退し、又は突出する部分がある場合においては、その部分を含み、半透明のひさしその他採光上支障のないひさしがある場合においては、これを除くものとする。）からその部分の面する隣地境界線（開口部が、道（都市計画区域又は準都市計画区域内においては、法第42条に規定する道路をいう。第144条の4を除き、以下同じ。）に面する場合にあっては当該道の反対側の境界線とし、公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面に面する場合にあっては当該公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の幅の $\frac{1}{2}$ だけ隣地境界線の外側にある線とする。）又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分の対向部までの水平距離（以下この項において「水平距離」という。）」を、その部分から開口部の中心までの垂直距離で除した数値のうち最も小さい数値（以下「採光関係比率」という。）」に6.0を乗じた数値から1.4を減じて得た算定値（次のイからハまでに掲げる場合にあっては、それぞれイからハまでに定める数値）

- イ 開口部が道に面する場合であって、当該算定値が1.0未満となる場合 **1.0**
- ロ 開口部が道に面しない場合であって、水平距離が7m以上であり、かつ、当該算定値が1.0未満となる場合 **1.0**
- ハ 開口部が道に面しない場合であって、水平距離が7m未満であり、かつ、当該算定値が負数となる場合 **0**

第20条の2 ●建築基準法施行令

二 準工業地域、工業地域又は工業専用地域

採光関係比率に8.0を乗じた数値から1.0を減じて得た算定値（次のイからハまでに掲げる場合にあっては、それぞれイからハまでに定める数値）

- イ 開口部が道に面する場合であって、当該算定値が1.0未満となる場合 1.0
- ロ 開口部が道に面しない場合であって、水平距離が5m以上であり、かつ、当該算定値が1.0未満となる場合 1.0
- ハ 開口部が道に面しない場合であって、水平距離が5m未満であり、かつ、当該算定値が負数となる場合 0

三 近隣商業地域、商業地域又は用途地域の指定のない区域

採光関係比率に10を乗じた数値から1.0を減じて得た算定値（次のイからハまでに掲げる場合にあっては、それぞれイからハまでに定める数値）

- イ 開口部が道に面する場合であって、当該算定値が1.0未満となる場合 1.0
- ロ 開口部が道に面しない場合であって、水平距離が4m以上であり、かつ、当該算定値が1.0未満となる場合 1.0
- ハ 開口部が道に面しない場合であって、水平距離が4m未満であり、かつ、当該算定値が負数となる場合 0

第1節の2 開口部の少ない建築物等の換気設備

【換気設備の技術的基準】

第20条の2 法第28条第2項ただし書の政令で定める技術的基準及び同条第3項（法第87条第3項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第1項において同じ。）の政令で定める法第28条第3項に規定する特殊建築物（第一号において「特殊建築物」という。）の居室に設ける換気設備の技術的基準は、次に掲げるものとする。

【関連】換気設備 令129条の2の5⇒204

- 一 換気設備の構造は、次のイからニまで（特殊建築物の居室に設ける換気設備にあっては、ロからニまで）のいずれかに適合するものであること。

- イ 自然換気設備にあっては、第129条の2の5第1項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

【自然換気設備】令129条の2の5第1項⇒204

- (1) 排気筒の有効断面積（ m^2 で表した面積とする。）が、次の式によって計算した必要有効断面積以上であること。

$$A_v = \frac{A_f}{250\sqrt{h}}$$

この式において、 A_v 、 A_f 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- A_v 必要有効断面積（単位 m^2 ）
- A_f 居室の床面積（当該居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に20を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積）（単位 m^2 ）
- h 給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ（単位 m ）

- (2) 給気口及び排気筒の有効開口面積（ m^2 で表した面積とする。）が、(1)の式によって計算した必要有効断面積以上であること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

- ロ 機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）にあっては、第129条の2の5第2項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

【機械換気設備】令129条の2の5第2項⇒205

- (1) 有効換気量（ $\text{m}^3/\text{時}$ で表した量とする。（2）において同じ。）が、次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。

$$V = \frac{20A_f}{N}$$

この式において、 V 、 A_f 及び N は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 必要有効換気量（単位 $\text{m}^3/\text{時}$ ）

A_f 居室の床面積（特殊建築物の居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に20を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積）（単位 m^2 ）

N 実況に応じた1人当たりの占有面積（特殊建築物の居室にあっては、3を超えるときは3と、その他の居室にあっては、10を超えるときは10とする。）（単位 m^2 ）

- (2) 一の機械換気設備が2以上の居室に係る場合においては、当該換気設備の有効換気量が、当該2以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

ハ 中央管理方式の空気調和設備にあっては、第129条の2の5第3項の規定によるほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

☑【中央管理方式の空気調和設備】
令129条の2の5第3項⇒205

ニ イからハまでに掲げる構造とした換気設備以外の換気設備にあっては、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとする。

- (1) 当該居室で想定される通常の使用状態において、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間の炭酸ガスの含有率をおおむね $\frac{1,000}{1,000,000}$ 以下に、当該空間の一酸化炭素の含有率をおおむね $\frac{6}{1,000,000}$ 以下に保つ換気ができるものであること。
- (2) 給気口及び排気口には、雨水の浸入又はねずみ、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防ぐための設備を設けること。

- (3) 風道から発散する物質及びその表面に付着する物質によって居室の内部の空気が汚染されないものであること。
- (4) 中央管理方式の空気調和設備にあっては、第129条の2の5第3項の表の(1)の項及び(4)の項から(6)の項までの中欄に掲げる事項がそれぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合するものであること。

ニ 法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が $1,000\text{m}^2$ を超える地下街に設ける機械換気設備（一の居室のみに係るものを除く。）又は中央管理方式の空気調和設備にあっては、これらの制御及び作動状態の監視を中央管理室（当該建築物、同一敷地内の他の建築物又は一団地内の他の建築物の内にある管理事務所、守衛所その他常時当該建築物を管理する者が勤務する場所で避難階又はその直上階若しくは直下階に設けたものをいう。以下同じ。）において行うことができるものであること。

☑【非常用昇降機を設置すべき建築物】法34条2項⇒37

関連【中央管理室】令126条の3第十一号⇒193

【火を使用する室に設けなければならない換気設備等】

第20条の3 法第28条第3項の規定により政令で定める室は、次に掲げるものとする。

- 一** 火を使用する設備又は器具で直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造を有するものその他室内の空気を汚染するおそれがないもの（以下この項及び次項において「密閉式燃焼器具等」という。）以外の火を使用する設備又は器具を設けていない室
- 二** 床面積の合計が 100m^2 以内の住宅又は住戸に設けられた調理室（発熱量の合計（密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた設備若しくは器具に係るものを除く。次号において同じ。）が 12kW 以下の火を使用する設備又は器具を設けたものに限る。）で、当該調理室の床面積の $\frac{1}{10}$ （ 0.8m^2 未満のときは、 0.8m^2 とする。）以上の有効開口面積を有する窓その他の開口部を換気上有効に設けたもの
- 三** 発熱量の合計が 6kW 以下の火を使用する設備又は器具を設けた室（調理室を除く。）で換気上有効な開口部を設けたもの
- 2 建築物の調理室、浴室、その他の室でかまど、

第20条の4 ●建築基準法施行令

こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの（前項に規定するものを除く。第一号イ及び第129条の2の5第1項において「換気設備を設けるべき調理室等」という。）に設ける換気設備は、次に定める構造としなければならない。

換気設備の構造は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合すること。

(1) 給気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井の高さの $\frac{1}{2}$ 以下の高さの位置（煙突を設ける場合又は換気上有効な排気のための換気扇その他これに類するもの（以下このイにおいて「換気扇等」という。）を設ける場合には、適当な位置）に設けること。

(2) 排気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井又は天井から下方80cm以内の高さの位置（煙突又は排気フードを有する排気筒を設ける場合には、適当な位置）に設け、かつ、換気扇等を設けて、直接外気に開放し、若しくは排気筒に直結し、又は排気上有効な立上り部分を有する排気筒に直結すること。

(3) 給気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面面積は、国土交通大臣が定める数値以上とすること。

(4) 排気口又は排気筒に換気扇等を設ける場合にあっては、その有効換気量は国土交通大臣が定める数値以上とし、換気扇等を設けない場合にあっては、排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面面積は国土交通大臣が定める数値以上とすること。

(5) 風呂釜又は発熱量が12kWを超える火を使用する設備若しくは器具（密閉式燃焼器具等を除く。）を設けた換気設備を設けるべき調理室等には、当該風呂釜又は設備若しくは器具に接続して煙突を設けること。ただし、用途上、構造上その他の理由によりこれによることが著しく困難である場合において、排気フードを有する排気筒を設けたときは、この限りでない。

(6) 火を使用する設備又は器具に煙突（第

115条第1項第七号の規定が適用される煙突を除く。）を設ける場合において、煙突に換気扇等を設ける場合にあってはその有効換気量は国土交通大臣が定める数値以上とし、換気扇等を設けない場合にあっては煙突の有効断面面積は国土交通大臣が定める数値以上とすること。

(7) 火を使用する設備又は器具の近くに排気フードを有する排気筒を設ける場合において、排気筒に換気扇等を設ける場合にあってはその有効換気量は国土交通大臣が定める数値以上とし、換気扇等を設けない場合にあっては排気筒の有効断面面積は国土交通大臣が定める数値以上とすること。

(8) 直接外気に開放された排気口又は排気筒の頂部は、外気の流れによって排気が妨げられない構造とすること。

ロ 火を使用する設備又は器具の通常の使用状態において、異常な燃焼が生じないよう当該室内の酸素の含有率をおおむね20.5%以上に保つ換気ができるものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとする。

給気口は、火を使用する設備又は器具の燃焼を妨げないように設けること。

排気口及びこれに接続する排気筒並びに煙突の構造は、当該室に廃ガスその他の生成物を逆流させず、かつ、他の室に廃ガスその他の生成物を漏らさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

火を使用する設備又は器具の近くに排気フードを有する排気筒を設ける場合においては、排気フードは、不燃材料で造ること。

第1節の3 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置

【著しく衛生上有害な物質】

第20条の4 法第28条の2第一号（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、石綿とする。

【居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがある物質】

第20条の5 法第28条の2第三号の政令で定め

る物質は、クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

【居室を有する建築物の建築材料についてのクロルピリホスに関する技術的基準】

第 20 条の 6 建築材料についてのクロルピリホスに関する法第 28 条の 2 第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 建築材料にクロルピリホスを添加しないこと。
- 二 クロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料（添加したときから長期間経過していることその他の理由によりクロルピリホスを発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたものを除く。）を使用しないこと。

【居室を有する建築物の建築材料についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準】

第 20 条の 7 建築材料についてのホルムアルデヒドに関する法第 28 条の 2 第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下この節において同じ。）の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根）並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条及び第 108 条の 3 第 1 項第一号において「内装」という。）の仕上げには、夏季においてその表面積 1 m²につき毎時 0.12mg を超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を使用しないこと。
- 二 居室の内装の仕上げに、夏季においてその表面積 1 m²につき毎時 0.02mg を超え 0.12mg 以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）又は夏季においてその表面積 1 m²につき毎時 0.005mg を超え 0.02mg 以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を使用するときは、それぞれ、第二種ホルムアルデヒド

ド発散建築材料を使用する内装の仕上げの部分の面積に次の表 1 の項に定める数値を乗じて得た面積又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する内装の仕上げの部分の面積に同表 2 の項に定める数値を乗じて得た面積（居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用するときは、これらの面積の合計）が、当該居室の床面積を超えないこと。

	住宅等の居室		住宅等の居室以外の居室		
	換気回数が 0.7 以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室	その他の居室	換気回数が 0.7 以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室	換気回数が 0.5 以上 0.7 未満の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室	その他の居室
1	1.2	2.8	0.88	1.4	3.0
2	0.20	0.50	0.15	0.25	0.50

備考

- 1 この表において、住宅等の居室とは、住宅の居室並びに下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び家具その他これに類する物品の販売業を営む店舗の売場（常時開放された開口部を通じてこれらと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。）をいうものとする。
- 2 この表において、換気回数とは、次の式によって計算した数値をいうものとする。

$$n = \frac{V}{Ah}$$

この式において、 n 、 V 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- n 1 時間当たりの換気回数
- V 機械換気設備の有効換気量（次条第 1 項第一号ロに規定する方式を用いる機械換気設備で同号ロ(1)から(3)までに掲げる構造とするものにおいては、同号ロ(1)に規定する有効換気換算量）（単位 m³/時）
- A 居室の床面積（単位 m²）
- h 居室の天井の高さ（単位 m）

- 2 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積 1 m²につき毎時 0.12mg を超える量のホルムアルデヒドを発散させないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項及び第 4 項の規定により国土交通

第20条の8 ●建築基準法施行令

大臣の認定を受けたものを除く。)については、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。

3 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1㎡につき毎時0.02mgを超える量のホルムアルデヒドを発散させないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの(次項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。)については、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。

4 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1㎡につき毎時0.005mgを超える量のホルムアルデヒドを発散させないものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、これらの建築材料に該当しないものとみなす。

5 次条第1項第一号ハに掲げる基準に適合する**中央管理方式の空気調和設備**を設ける建築物の居室については、第1項の規定は、適用しない。

【居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準】

第20条の8 換気設備についてのホルムアルデヒドに関する**法第28条の2第三号**の政令で定める技術的基準は、**次**のとおりとする。

■ 居室には、**次のいずれかに**適合する構造の換気設備を設けること。

1 **機械換気設備**(口に規定する方式を用いるもので口(1)から(3)までに掲げる構造とするものを除く。)にあっては、第129条の2の5第2項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

□【機械換気設備】令129条の2の5第2項→205

(1) **有効換気量**($\text{m}^3/\text{時}$ で表した量とする。(2)において同じ。)が、次の式によって計算した**必要有効換気量以上**であること。

$$Vr = nAh$$

この式において、 Vr 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Vr 必要有効換気量(単位 $\text{m}^3/\text{時}$)

n 前条第1項第二号の表備考1の号に規定する**住宅等の居室**(次項において単に「住宅等の居室」という。)にあっては**0.5**、**その他の居室**にあっては**0.3**

A 居室の床面積(単位 m^2)

h 居室の天井の高さ(単位 m)

(2) 一の機械換気設備が2以上の居室に係る場合にあっては、当該換気設備の有効換気量が、当該2以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

□ **居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備**にあっては、第129条の2の5第2項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

(1) 次の式によって計算した有効換気換算量がイ(1)の式によって計算した必要有効換気量以上であるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

$$Vq = \frac{Q(C - Cp)}{C} + V$$

この式において、 Vq 、 Q 、 C 、 Cp 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Vq 有効換気換算量(単位 $\text{m}^3/\text{時}$)

Q 浄化して供給する空気量(単位 $\text{m}^3/\text{時}$)

C 浄化前の空気に含まれるホルムアルデヒドの量(単位 mg/m^3)

Cp 浄化して供給する空気に含まれるホルムアルデヒドの量(単位 mg/m^3)

V 有効換気量(単位 $\text{m}^3/\text{時}$)

- (2) 一の機械換気設備が2以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気換算量が、当該2以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

ハ 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第129条の2の5第3項の規定によるほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造又は国土交通大臣の認定を受けた構造とすること。

【中央管理方式の空気調和設備】

令129条の2の5第3項⇒205

- ニ** 法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が1,000㎡を超える地下街に設ける機械換気設備（一の居室のみに係るものを除く。）又は中央管理方式の空気調和設備にあつては、これらの制御及び作動状態の監視を中央管理室において行うことができるものとする。

【非常用昇降機を設置すべき建築物】法34条2項⇒37

- 2** 前項の規定は、同項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる住宅等の居室若しくはその他の居室又は国土交通大臣の認定を受けた住宅等の居室若しくはその他の居室については、適用しない。

【居室を有する建築物のホルムアルデヒドに関する技術的基準の特例】

第20条の9 前2条の規定は、1年を通じて、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒドの量を空気1㎡につきおおむね0.1mg以下に保つことができるものとして、国土交通大臣の認定を受けた居室につ

いては、適用しない。

第2節 居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法

【居室の天井の高さ】

第21条 居室の天井の高さは、2.1m以上でなければならない。

- 2** 前項の天井の高さは、室の床面から測り、一室で天井の高さの異なる部分がある場合においては、その平均の高さによるものとする。

関連【居室】法2条四号⇒9

【居室の床の高さ及び防湿方法】

第22条 最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法は、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、床下をコンクリート、たたきその他これらに類する材料で覆う場合及び当該最下階の居室の床の構造が、地面から発生する水蒸気によって腐食しないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、この限りでない。

- 一** 床の高さは、直下の地面からその床の上面まで45cm以上とすること。
- 二** 外壁の床下部分には、壁の長さ5m以下ごとに、面積300cm²以上の換気孔を設け、これにねずみの侵入を防ぐための設備をすること。

第2節の2 地階における住宅等の居室の防湿の措置等

【地階における住宅等の居室の技術的基準】

第22条の2 法第29条（法第87条第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一** 居室が、次のイからハまでのいずれかに該当すること。
 - イ** 国土交通大臣が定めるところにより、からほりその他の空地に面する開口部が設けられていること。
 - ロ** 第20条の2に規定する技術的基準に適合する換気設備が設けられていること。
 - ハ** 居室内の湿度を調節する設備が設けられていること。

第22条の3 ●建築基準法施行令

直接土に接する外壁、床及び屋根又はこれらの部分（以下この号において「外壁等」という。）の構造が、次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。

- イ 外壁等の構造が、次の(1)又は(2)のいずれか（屋根又は屋根の部分にあっては、(1)に適合するものであること。ただし、外壁等のうち常水面以上の部分にあっては、耐水材料で造り、かつ、材料の接合部及びコンクリートの打継ぎをする部分に防水の措置を講ずる場合においては、この限りでない。
- (1) 外壁等にあっては、国土交通大臣が定めるところにより、直接土に接する部分に、水の浸透を防止するための防水層を設けること。
- (2) 外壁又は床にあっては、直接土に接する部分を耐水材料で造り、かつ、直接土に接する部分と居室に面する部分の間に居室内への水の浸透を防止するための空隙（当該空隙に浸透した水を有効に排出するための設備が設けられているものに限る。）を設けること。
- ロ 外壁等の構造が、外壁等の直接土に接する部分から居室内に水が浸透しないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

第2節の3 長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造等

第22条の3 法第30条第1項第一号（法第87条第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める技術的基準は、次の表の左欄に掲げる振動数の音に対する透過損失がそれぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であることとする。

振動数(単位 ヘルツ)	透過損失(単位 デシベル)
125	25
500	40
2,000	50

- 2 法第30条第2項（法第87条第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める技術的基準は、前項に規定する基準とする。

第3節 階段

【階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法】

第23条 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。ただし、屋外階段の幅は、第120条又は第121条の規定による直通階段にあっては90cm以上、その他のもの（住宅の階段（共同住宅の共用の階段を除く。）の蹴上げは23cm以下、踏面は15cm以上）とすることができる。

【関連】特殊の用途に専用する階段 令27条⇒147

階段の種類別	階段及びその踊場の幅(単位cm)	蹴上げの寸法(単位cm)	踏面の寸法(単位cm)
(1) 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)における児童用のもの	140以上	16以下	26以上
(2) 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業(物品加工修理業を含む。第130条の5の3を除き、以下同じ。)を営む店舗で床面積の合計が1,500㎡を超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	140以上	18以下	26以上
(3) 直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階又は居室の床面積の合計が100㎡を超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	120以上	20以下	24以上
(4) (1)から(3)までに掲げる階段以外のもの	75以上	22以下	21以上

- 2 回り階段の部分における踏面の寸法は、踏面の狭い方の端から30cmの位置において測るもの

とする。

- 3 階段及びその踊場に手すり及び階段の昇降を安全に行うための設備でその高さが50cm以下のもの(以下この項において「手すり等」という。)が設けられた場合における第1項の階段及びその踊場の幅は、手すり等の幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定する。
- 4 第1項の規定は、同項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる階段については、適用しない。

【踊場の位置及び階幅】

- 第24条 前条第1項の表の(1)又は(2)に該当する階段でその高さが3mをこえるものにあつては高さ3m以内ごとに、その他の階段でその高さが4mをこえるものにあつては高さ4m以内ごとに踊場を設けなければならない。
- 2 前項の規定によって設ける直階段の踊場の階幅は、1.2m以上としなければならない。

【階段等の手すり等】

- 第25条 階段には、手すりを設けなければならない。

関連【屋上広場等】令126条1項→192

- 2 階段及びその踊場の両側(手すりが設けられた側を除く。)には、側壁又はこれに代わるものを設けなければならない。
- 3 階段の幅が3mをこえる場合においては、中間に手すりを設けなければならない。ただし、けあげが15cm以下で、かつ、踏面が30cm以上のものにあつては、この限りでない。
- 4 前3項の規定は、高さ1m以下の階段の部分には、適用しない。

【階段に代わる傾斜路】

- 第26条 階段に代わる傾斜路は、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 勾配は、 $\frac{1}{8}$ をこえないこと。
 - 二 表面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。

- 2 前3条の規定(けあげ及び踏面に関する部分を除く。)は、前項の傾斜路に準用する。

【特殊の用途に専用する階段】

- 第27条 第23条から第25条までの規定は、昇降機械室用階段、物見塔用階段その他特殊の用途に専用する階段には、適用しない。

関連【昇降機械室用階段】令129条の9第五号→208

第4節 便所

【便所の採光及び換気】

- 第28条 便所には、採光及び換気のため直接外気に接する窓を設けなければならない。ただし、水洗便所で、これに代わる設備をした場合においては、この限りでない。

【くみ取便所の構造】

- 第29条 くみ取便所の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

- 一 尿尿に接する部分から漏水しないものであること。
- 二 尿尿の臭気(便器その他構造上やむを得ないものから漏れるものを除く。)が、建築物の他の部分(便所の床下を除く。)又は屋外に漏れないものであること。
- 三 便槽に、雨水、土砂等が流入しないものであること。

【特殊建築物及び特定区域の便所の構造】

- 第30条 都市計画区域又は準都市計画区域内における学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舎、停車場その他地方公共団体が条例で指定する用途に供する建築物の便所及び公衆便所の構造は、前条各号に掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

- 一 便器及び小便器から便槽までの污水管が、汚水を浸透させないものであること。
- 二 水洗便所以外の大便所にあつては、窓その他換気のための開口部からはえが入らないものであること。

- 2 地方公共団体は、前項に掲げる用途の建築物又は条例で指定する区域内の建築物のくみ取便所の便槽を次条の改良便槽とすることが衛生上必要であり、かつ、これを有効に維持することができることと認められる場合においては、当該条例で、これを改良便槽としなければならない旨の規定を設けることができる。

【改良便槽】

- 第31条 改良便槽は、次に定める構造としなければ

第32条 ●建築基準法施行令

ばならない。

- 一 便槽は、貯留槽及びくみ取槽を組み合わせた構造とすること。
- 二 便槽の天井、底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じて漏水しないものとする。
- 三 貯留槽は、2槽以上に区分し、汚水を貯留する部分の深さは80cm以上とし、その容積は0.75㎡以上で、かつ、100日以上（国土交通大臣が定めるところにより汚水の温度の低下を防止するための措置が講じられたものにあつては、その容積は0.6㎡以上で、かつ、80日以上）貯留できるようにすること。
- 四 貯留槽には、掃除するために必要な大きさの穴を設け、かつ、これに密閉することができるふたを設けること。
- 五 小便器からの污水管は、その先端を貯留槽の汚水面下40cm以上の深さに差し入れること。

【法第31条第2項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準】

第32条 尿尿浄化槽の法第31条第2項の政令で定める技術的基準及び合併処理浄化槽（尿尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。以下同じ。）について法第36条の規定により定めるべき構造に関する技術的基準のうち処理性能に関するもの（以下「**汚物処理性能に関する技術的基準**」と総称する。）は、次のとおりとする。

- 一 通常の使用状態において、次の表に掲げる区域及び処理対象人員の区分に応じ、それぞれ同表に定める性能を有するものであること。

	処理対象人員 (単位 人)	性能	
		生物化学的酸素要求量の除去率 (単位 %)	尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量 (単位 mg/ℓ)
特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域	50以下	65以上	90以下
	51以上 500以下	70以上	60以下
	501以上	85以上	30以下

特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域		55以上	120以下
その他の区域	500以下	65以上	90以下
	501以上 2,000以下	70以上	60以下
	2,001以上	85以上	30以下

1 この表における処理対象人員の算定は、国土交通大臣が定める方法により行うものとする。
2 この表において、生物化学的酸素要求量の除去率とは、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合をいうものとする。

- 二 放流水に含まれる大腸菌群数が、1㎤につき3,000個以下とする性能を有するものであること。

2 特定行政庁が地下浸透方式により汚物（便所から排出する汚物をいい、これと併せて雑排水を処理する場合にあつては雑排水を含む。）を処理することとしても衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域内に設ける当該方式に係る汚物処理性能に関する技術的基準は、前項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、次の表に定める性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。

性能		
一次処理装置による浮遊物質量の除去率(単位 %)	一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量(単位 mg/ℓ)	地下浸透能力
55以上	250以下	一次処理装置からの流出水が滞留しない程度のものであること。

この表において、一次処理装置による浮遊物質量の除去率とは、一次処理装置への流入水に含まれる浮遊物質量の数値から一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量の数値を減じた数値を一次処理装置への流入水に含まれる浮遊物質量の数値で除して得た割合をいうものとする。

3 次の各号に掲げる場合における汚物処理性能に関する技術的基準は、第1項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、汚物を当該各号に定める基準に適合するよう処理する性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。

- 一 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項又は第3項の規定による排水基準により、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第1項第一号の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても基準が定められている場合 当該排水基準
- 二 浄化槽法第4条第1項の規定による技術上の基準により、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第1項第一号の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても基準が定められている場合 当該技術上の基準

【漏水検査】

第33条 第31条の改良便槽並びに前条の尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽は、満水して24時間以上漏水しないことを確かめなければならない。

【便所と井戸との距離】

第34条 くみ取便所の便槽は、井戸から5m以上離して設けなければならない。ただし、地盤面下3m以上埋設した閉鎖式井戸で、その導水管が外管を有せず、かつ、不浸透質で造られている場合又はその導水管が内径25cm以下の外管を有し、かつ、導水管及び外管が共に不浸透質で造られている場合においては、1.8m以上とすることができる。

【合併処理浄化槽の構造】

- 第35条** 合併処理浄化槽の構造は、排出する汚物を下水道法第2条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、第32条の汚物処理性能に関する技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
- 2 その構造が前項の規定に適合する合併処理浄化槽を設けた場合は、法第31条第2項の規定に適合するものとみなす。

第3章 構造強度

第1節 総則

【構造方法に関する技術的基準】

第36条 **法第20条第1項第一号**の政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、**耐久性等関係規定**（この条から第36条の3まで、第37条、第38条第1項、第5項及び第6項、第39条第1項及び第4項、第41条、第49条、第70条、第72条（第79条の4及び第80条において準用する場合を含む。）、第74条から第76条まで（これらの規定を第79条の4及び第80条において準用する場合を含む。）、第79条（第79条の4において準用する場合を含む。）、第79条の3並びに第80条の2（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定をいう。以下同じ。）に適合する構造方法を用いることとする。

関連 [時刻歴応答解析] 法20条 1項一号⇒32

2 **法第20条第1項第二号イ**の政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、**次**の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いることとする。

- 一 **第81条第2項第一号イ**に掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合 この節から**第4節の2**まで、**第5節**（**第67条第1項**（**同項各号**に掲げる措置に係る部分を除く。）及び**第68条第4項**（これらの規定を第79条の4において準用する場合を含む。）を除く。）、**第6節**（**第73条**、**第77条第二号**から**第六号**まで、**第77条の2第2項**、**第78条**（プレキャスト鉄筋コンクリートで造られたはりで2以上の部材を組み合わせるものの接合部に適用される場合に限る。）及び**第78条の2第1項第三号**（これらの規定を第79条の4において準用する場合を含む。）を除く。）、**第6節の2**、**第80条及び第7節の2**（**第80条の2**（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）を除く。）の規定に適合する構造方法

第36条の2 ●建築基準法施行令

【関連】【保有水平耐力計算】令81条2項一号イ⇒162

二 第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合 耐久性等関係規定に適合する構造方法

【関連】【限界耐力計算】令81条2項一号ロ⇒162

三 第81条第2項第二号イに掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合 この節から第7節の2までの規定に適合する構造方法

【関連】【許容応力度等計算】令81条2項二号イ⇒162

【関連】【仕様規定1節～7節の2】令36条～80条の3⇒149

3 法第20条第1項第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、この節から第7節の2までの規定に適合する構造方法を用いることとする。

【関連】【許容応力度計算】法20条1項三号イ⇒33

【関連】【仕様規定1節～7節の2】令36条～80条の3⇒149

【地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物】

第36条の2 法第20条第1項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

【関連】【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

一 地階を除く階数が4以上である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

二 地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物であって、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの

三 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、高さが20mを超えるもの

四 木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 地階を除く階数が4以上である建築物

ロ 高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物

五 前各号に掲げるもののほか、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物

【構造設計の原則】

第36条の3 建築物の構造設計に当たっては、そ

の用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

【関連】【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合良く配置すべきものとする。

【関連】【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

【関連】【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

【別の建築物とみなすことができる部分】

第36条の4 法第20条第2項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分とする。

第2節 構造部材等

【構造部材の耐久】

第37条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

【関連】【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

【基礎】

第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

【関連】【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない

い。この場合において、高さ13m又は延べ面積3,000㎡を超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積1㎡につき100kNを超えるものにあっては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあっては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。

4 前2項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

【屋根ふき材等】

第39条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

関連【屋根ふき材等の構造計算】令82条の4⇒163

2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

3 特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。）の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

第3節 木造

【適用の範囲】

第40条 この節の規定は、木造の建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分に適用する。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物については、適用しない。

【木材】

第41条 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

【土台及び基礎】

第42条 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

- 一 当該柱を基礎に緊結した場合
 - 二 平家建ての建築物（地盤が軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内にあるものを除く。次項において同じ。）で足固めを使用した場合
 - 三 当該柱と基礎とをだぼ継ぎその他の国土交通大臣が定める構造方法により接合し、かつ、当該柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことが国土交通大臣が定める方法によって確かめられた場合
- 2 土台は、基礎に緊結しなければならない。ただし、平家建ての建築物で延べ面積が50㎡以内のものについては、この限りでない。

関連【居室の床の高さ及び防湿方法】令22条⇒145

【柱の小径】

第43条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第44条 ●建築基準法施行令

建築物	柱	張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が10m以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が10㎡以内のものを除く。）若しくは公衆浴場の用途に供する建築物の柱				左欄以外の柱	
		最上階又は階数が1の建築物の柱	その他の階の柱	最上階又は階数が1の建築物の柱	その他の階の柱		
(1)	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	$\frac{1}{22}$	$\frac{1}{20}$	$\frac{1}{25}$	$\frac{1}{22}$		
(2)	(1)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	$\frac{1}{30}$	$\frac{1}{25}$	$\frac{1}{33}$	$\frac{1}{30}$		
(3)	(1)及び(2)に掲げる建築物以外の建築物	$\frac{1}{25}$	$\frac{1}{22}$	$\frac{1}{30}$	$\frac{1}{28}$		

- 2 地階を除く階数が2を超える建築物の1階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、13.5cmを下回ってはならない。ただし、当該柱と土台又は基礎及び当該柱とはり、けたその他の横架材とをそれぞれボルト締その他これに類する構造方法により緊結し、かつ、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 3 法第41条の規定によって、条例で、法第21条第1項及び第2項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和する場合においては、当該条例で、柱の小径の横架材の相互間の垂直距離に対する割合を補足する規定を設けなければならない。
- 4 前3項の規定による柱の小径に基づいて算定した柱の所要断面積の $\frac{1}{3}$ 以上を欠き取る場合においては、その部分を補強しなければならない。
- 5 階数が2以上の建築物におけるすみ柱又はこれに準ずる柱は、通し柱としなければならない。

ただし、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合においては、この限りでない。

- 6 構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ。）は、150以下としなければならない。

【はり等の横架材】

第44条 はり、けたその他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

【筋かい】

- 第45条 引張り力を負担する筋かいは、厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の木材又は径9mm以上の鉄筋を使用したものとしなければならない。
- 2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ3cm以上で幅9cm以上の木材を使用したものとしなければならない。
- 3 筋かいは、その端部を、柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。
- 4 筋かいには、欠込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすき掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補強を行なったときは、この限りでない。

【構造耐力上必要な軸組等】

- 第46条 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあっては、すべての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を釣合い良く配置しなければならない。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する木造の建築物又は建築物の構造部分については、適用しない。

一 次に掲げる基準に適合するもの

- イ 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。以下この号において同じ。）に使用する集成材その他の木材の品質が、当該柱及び横架材の強度及び耐久性に関し国土交通大臣の定める基準に適合していること。
- ロ 構造耐力上主要な部分である柱の脚部が、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結

している土台に緊結し、又は鉄筋コンクリート造の基礎に緊結していること。

ハイ及びびろに掲げるもののほか、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって、構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること。

方づえ（その接着する柱が添木等によって補強されているものに限る。）、控柱又は控壁があつて構造耐力上支障がないもの

3 床組及び小屋ばり組には木板その他これに類するものを国土交通大臣が定める基準に従って打ち付け、小屋組には振れ止めを設けなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える木造の建築物においては、第1項の規定によって各階の張り間方向及びけた行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組を、それぞれの方向につき、次の表1の軸組の種類に掲げる区分に応じて当該軸組の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計が、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあっては、当該物置等の床面積及び高さに応じて国土交通大臣が定める面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表2に掲げる数値（特定行政庁が第88条第2項の規定によって指定した区域内における場合においては、表2に掲げる数値のそれぞれ1.5倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが1.35m以下の部分の見付面積を減じたものに次の表3に掲げる数値を乗じて得た数値以上となるように、国土交通大臣が定める基準に従って設置しなければならない。

1

	軸組の種類	倍率
(1)	土塗壁又は木すりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組	0.5
(2)	木すりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組 厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の木材又は径9mm以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組	1
(3)	厚さ3cm以上で幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	1.5
(4)	厚さ4.5cm以上で幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	2
(5)	9cm角以上の木材の筋かいを入れた軸組	3
(6)	(2)から(4)までに掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	(2)から(4)までのそれぞれの数値の2倍
(7)	(5)に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	5
(8)	その他(1)から(7)までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有するものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの	0.5から5までの範囲内において国土交通大臣が定める数値
(9)	(1)又は(2)に掲げる壁と(2)から(6)までに掲げる筋かいとを併用した軸組	(1)又は(2)のそれぞれの数値と(2)から(6)までのそれぞれの数値との和

2

建築物	階の床面積に乗ずる数値(単位 cm/㎡)					
	階数が1の建築物	階数が2の建築物の1階	階数が2の建築物の2階	階数が3の建築物の1階	階数が3の建築物の2階	階数が3の建築物の3階
第43条第1項の表の(1)又は(3)に掲げる建築物	15	33	21	50	39	24
第43条第1項の表の(2)に掲げる建築物	11	29	15	46	34	18

この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。

3

	区域	見付面積に乗ずる数値(単位 cm/㎡)
(1)	特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域	50を超え、75以下の範囲内において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定める数値
(2)	(1)に掲げる区域以外の区域	50

第47条 ●建築基準法施行令

【構造耐力上主要な部分である継手又は仕口】

第47条 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の国土交通大臣が定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならない。この場合において、横架材の丈が大きいこと、柱と鉄骨の横架材とが剛に接合していること等により柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、当該柱を添木等によって補強しなければならない。

2 前項の規定によるボルト締には、ボルトの径に応じ有効な大きさと厚さを有する座金を使用しなければならない。

【学校の木造の校舎】

第48条 学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 外壁には、第46条第4項の表1の(5)に掲げる筋かいを使用すること。
- 二 桁行が12mを超える場合においては、桁行方向の間隔12m以内ごとに第46条第4項の表1の(5)に掲げる筋かいを使用した通し壁の間仕切壁を設けること。ただし、控柱又は控壁を適当な間隔に設け、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 三 桁行方向の間隔2m（屋内運動場その他規模が大きい室においては、4m）以内ごとに柱、はり及び小屋組を配置し、柱とはり又は小屋組とを緊結すること。
- 四 構造耐力上主要な部分である柱は、13.5cm角以上のもの（2階建ての1階の柱で、張り間方向又は桁行方向に相互の間隔が4m以上のものについては、13.5cm角以上の柱を2本合わせて用いたもの又は15cm角以上のもの）とすること。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する校舎については、適用しない。

- 一 第46条第2項第一号に掲げる基準に適合するもの
- 二 国土交通大臣が指定する日本産業規格に適合するもの

【外壁内部等の防腐措置等】

第49条 木造の外壁のうち、鉄網モルタル塗その

他軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。

【関連】耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

2 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から1m以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

【関連】耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

第50条（削除）

第4節 組積造

【適用の範囲】

第51条 この節の規定は、れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造（補強コンクリートブロック造を除く。以下この項及び第4項において同じ。）の建築物又は組積造と木造その他の構造とを併用する建築物の組積造の構造部分に適用する。ただし、高さ13m以下であり、かつ、軒の高さが9m以下の建築物の部分で、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによって補強され、かつ、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、適用しない。

2 高さが4m以下で、かつ、延べ面積が20㎡以内の建築物については、この節の規定中**第55条第2項及び第56条**の規定は、適用しない。

3 構造耐力上主要な部分でない間仕切壁で高さが2m以下のものについては、この節の規定中**第52条及び第55条第5項**の規定に限り適用する。

4 れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の建築物（高さ13m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。）又は組積造と木造その他の構造とを併用する建築物（高さ13m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。）については、この節の規定中**第59条の2**に限り適用する。

【組積造の施工】

第52条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当

たって十分に水洗いをしなければならない。

- 2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。
- 3 前項のモルタルは、セメントモルタルでセメントと砂との容積比が1：3のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するもの又は石灰入りセメントモルタルでセメントと石灰と砂との容積比が1：2：5のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するものとしなければならない。
- 4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

第53条 (削除)

【壁の長さ】

第54条 組積造の壁の長さは、10 m以下としなければならない。

- 2 前項の壁の長さは、その壁に相隣って接着する2つの壁（控壁でその基礎の部分における長さが、控壁の接着する壁の高さの $\frac{1}{3}$ 以上のものを含む。以下この節において「対隣壁」という。）がその壁に接着する部分間の中心距離をいう。

【壁の厚さ】

第55条 組積造の壁の厚さ（仕上材料の厚さを含まないものとする。以下この節において同じ。）は、その建築物の階数及びその壁の長さ（前条第2項の壁の長さをいう。以下この節において同じ。）に応じて、それぞれ次の表の数値以上としなければならない。

建築物の階数	壁の長さ	5 m以下の場合 (単位 cm)	5 mをこえる 場合(単位 cm)
階数が2以上の建築物		30	40
階数が1の建築物		20	30

- 2 組積造の各階の壁の厚さは、その階の壁の高さの $\frac{1}{15}$ 以上としなければならない。
- 3 組積造の間仕切壁の壁の厚さは、前2項の規定による壁の厚さより10cm以下を減らすことができる。ただし、20cm以下としてはならない。
- 4 組積造の壁を二重壁とする場合においては、前3項の規定は、そのいずれか一方の壁について適用する。
- 5 組積造の各階の壁の厚さは、その上にある壁の厚さより薄くしてはならない。
- 6 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コン

クリート造の建築物における組積造の帳壁は、この条の規定の適用については、間仕切壁とみなす。

【臥梁】

第56条 組積造の壁には、その各階の壁頂（切妻壁がある場合においては、その切妻壁の壁頂）に鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の臥梁を設けなければならない。ただし、その壁頂に鉄筋コンクリート造の屋根版、床版等が接着する場合又は階数が1の建築物で壁の厚さが壁の高さの $\frac{1}{10}$ 以上の場合若しくは壁の長さが5 m以下の場合においては、この限りでない。

【開口部】

第57条 組積造の壁における窓、出入口その他の開口部は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 各階の対隣壁によって区画されたおのおのの壁における開口部の幅の総和は、その壁の長さの $\frac{1}{2}$ 以下とすること。
- 二 各階における開口部の幅の総和は、その階における壁の長さの総和の $\frac{1}{3}$ 以下とすること。
- 三 一の開口部とその直上にある開口部との垂直距離は、60cm以上とすること。
- 2 組積造の壁の各階における開口部相互間又は開口部と対隣壁の中心との水平距離は、その壁の厚さの2倍以上としなければならない。ただし、開口部周囲を鉄骨又は鉄筋コンクリートで補強した場合においては、この限りでない。
- 3 幅が1 mをこえる開口部の上部には、鉄筋コンクリート造のまぐさを設けなければならない。
- 4 組積造のはね出し窓又ははね出し縁は、鉄骨又は鉄筋コンクリートで補強しなければならない。
- 5 壁付暖炉の組積造の炉胸は、暖炉及び煙突を十分に支持するに足りる基礎の上に造り、かつ、上部を積出しとしない構造とし、木造の建築物に設ける場合においては、更に鋼材で補強しなければならない。

【壁のみぞ】

第58条 組積造の壁に、その階の壁の高さの $\frac{3}{4}$ 以上連続した縦壁みぞを設ける場合においては、その深さは壁の厚さの $\frac{1}{3}$ 以下とし、横壁みぞを設ける場合においては、その深さは壁の厚さの $\frac{1}{3}$ 以下で、かつ、長さを3 m以下としなければならない。

第59条 ●建築基準法施行令

【鉄骨組積造である壁】

第59条 鉄骨組積造である壁の組積造の部分は、鉄骨の軸組にボルト、かすがいその他の金物で緊結しなければならない。

【補強を要する組積造】

第59条の2 高さ13m又は軒の高さが9mを超える建築物にあっては、国土交通大臣が定める構法により、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによって補強しなければならない。

【手すり又は手すり壁】

第60条 手すり又は手すり壁は、組積造としてはならない。ただし、これらの頂部に鉄筋コンクリート造の臥梁を設けた場合においては、この限りでない。

【組積造のへい】

第61条 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2m以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の $\frac{1}{10}$ 以上とすること。
- 三 長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。

四 基礎の根入れの深さは、20cm以上とすること。

【構造耐力上主要な部分等のささえ】

第62条 組積造である構造耐力上主要な部分又は構造耐力上主要な部分でない組積造の壁で高さが2mをこえるものは、木造の構造部分でささえなくてはならない。

第4節の2 補強コンクリートブロック造

【適用の範囲】

第62条の2 この節の規定は、補強コンクリートブロック造の建築物又は補強コンクリートブロック造と鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の補強コンクリートブロック造の構造部分に適用する。

2 高さが4m以下で、かつ、延べ面積が20㎡以内の建築物については、この節の規定中第62条の6及び第62条の7の規定に限り適用する。

第62条の3 (削除)

【耐力壁】

第62条の4 各階の補強コンクリートブロック造の耐力壁の中心線により囲まれた部分の水平投影面積は、60㎡以下としなければならない。

2 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する補強コンクリートブロック造の耐力壁の長さのそれぞれの方向についての合計は、その階の床面積1㎡につき15cm以上としなければならない。

3 補強コンクリートブロック造の耐力壁の厚さは、15cm以上で、かつ、その耐力壁に作用するこれと直角な方向の水平力に対する構造耐力上主要な支点間の水平距離（以下第62条の5第2項において「耐力壁の水平力に対する支点間の距離」という。）の $\frac{1}{50}$ 以上としなければならない。

4 補強コンクリートブロック造の耐力壁は、その端部及び隅角部に径12mm以上の鉄筋を縦に配置するほか、径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以内の間隔で配置したものとしなければならない。

5 補強コンクリートブロック造の耐力壁は、前項の規定による縦筋の末端をかぎ状に折り曲げてその縦筋の径の40倍以上基礎又は基礎ばり及び臥梁又は屋根版に定着する等の方法により、これらと互いにその存在応力を伝えることができる構造としなければならない。

6 第4項の規定による横筋は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 末端は、かぎ状に折り曲げること。ただし、補強コンクリートブロック造の耐力壁の端部以外の部分における異形鉄筋の末端にあっては、この限りでない。
- 二 継手の重ね長さは、溶接する場合を除き、径の25倍以上とすること。
- 三 補強コンクリートブロック造の耐力壁の端部が他の耐力壁又は構造耐力上主要な部分である柱に接合する場合には、横筋の末端をこれらに定着するものとし、これらの鉄筋に溶接する場合を除き、定着される部分の長さを径の25倍以上とすること。

【臥梁】

第62条の5 補強コンクリートブロック造の耐力

壁には、その各階の壁頂に鉄筋コンクリート造の**臥梁**を設けなければならない。**ただし**、階数が 1 の建築物で、その壁頂に鉄筋コンクリート造の屋根版が接着する場合には、この限りでない。

- 2 臥梁の有効幅は、**20cm**以上で、かつ、耐力壁の水平力に対する支点間の距離の $\frac{1}{30}$ 以上としなければならない。

【目地及び空洞部】

第 62 条の 6 コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

- 2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

【帳壁】

第 62 条の 7 補強コンクリートブロック造の帳壁は、鉄筋で、木造及び組積造（補強コンクリートブロック造を除く。）以外の構造耐力上主要な部分に緊結しなければならない。

【塀】

第 62 条の 8 補強コンクリートブロック造の**塀**は、次の各号（高さ 1.2 m 以下の塀にあっては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、**2.2 m**以下とすること。
- 二 壁の厚さは、**15cm**（高さ 2 m 以下の塀にあっては、**10cm**）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9 mm 以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、**径 9 mm**以上の鉄筋を縦横に **80cm**以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ **3.4 m**以下ごとに、**径 9 mm**以上の鉄筋を配置した**控壁**で基礎の部分において壁面から高さの $\frac{1}{3}$ 以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の**末端**は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつ

ては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。**ただし**、縦筋をその径の **40 倍**以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。

- 七 **基礎の丈**は、**35cm**以上とし、**根入れの深さ**は **30cm**以上とすること。

第 5 節 鉄骨造

【適用の範囲】

第 63 条 この節の規定は、鉄骨造の建築物又は鉄骨造と鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の鉄骨造の構造部分に適用する。

【材料】

第 64 条 鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分の材料は、**炭素鋼**若しくは**ステンレス鋼**（この節において「鋼材」という。）又は**鋳鉄**としなければならない。

- 2 **鋳鉄**は、圧縮応力又は接触応力以外の応力が存在する部分には、**使用してはならない**。

【圧縮材の有効細長比】

第 65 条 構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材（圧縮力を負担する部材をいう。以下同じ。）の**有効細長比**は、**柱**にあっては **200 以下**、**柱以外**のものにあっては **250 以下**としなければならない。

【柱の脚部】

第 66 条 構造耐力上主要な部分である**柱の脚部**は、国土交通大臣が定める基準に従った**アンカーボルト**による緊結その他の構造方法により**基礎に緊結**しなければならない。**ただし**、**滑節構造**である場合においては、**この限りでない**。

【接合】

第 67 条 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、**接合される鋼材が炭素鋼**であるときは**高力ボルト接合**、**溶接接合**若しくは**リベット接合**（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあっては、**添板リベット接合**）又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、**接合される鋼材がステンレス鋼**であるときは**高力ボルト接合**若しくは**溶接接合**又はこれらと同等

第68条 ●建築基準法施行令

以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、それぞれよらなければならない。ただし、軒の高さが9 m以下で、かつ、張り間が13 m以下の建築物（延べ面積が3,000㎡を超えるものを除く。）にあっては、ボルトが緩まないように次の各号のいずれかに該当する措置を講じたボルト接合によることができる。

【関連】各号を除き保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒149

- 一 当該ボルトをコンクリートで埋め込むこと。
 - 二 当該ボルトに使用するナットの部分を溶接すること。
 - 三 当該ボルトにナットを二重に使用すること。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、これらと同等以上の効力を有する戻り止めをすること。
- 2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。この場合において、柱の端面を削り仕上げとし、密着する構造とした継手又は仕口で引張り応力が生じないものは、その部分の圧縮力及び曲げモーメントの $\frac{1}{4}$ （柱の脚部においては、 $\frac{1}{2}$ ）以内を接触面から伝えている構造とみなすことができる。

【高力ボルト、ボルト及びリベット】

【関連】耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

- 第68条 高力ボルト、ボルト又はリベットの相互間の中心距離は、その径の2.5倍以上としなければならない。
- 2 高力ボルト孔の径は、高力ボルトの径より2 mmを超えて大きくしてはならない。ただし、高力ボルトの径が27 mm以上であり、かつ、構造耐力上支障がない場合においては、高力ボルト孔の径を高力ボルトの径より3 mmまで大きくすることができる。
- 3 前項の規定は、同項の規定に適合する高力ボルト接合同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合については、適用しない。
- 4 ボルト孔の径は、ボルトの径より1 mmを超えて大きくしてはならない。ただし、ボルトの径が20 mm以上であり、かつ、構造耐力上支障がない場合においては、ボルト孔の径をボルトの径より1.5 mmまで大きくすることができる。

【関連】保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒149

- 5 リベットは、リベット孔に充分埋まるように打たなければならない。

【斜材、壁等の配置】

第69条 軸組、床組及び小屋ばり組には、すべての方向の水平力に対して安全であるように、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、形鋼、棒鋼若しくは構造用ケープルの斜材又は鉄筋コンクリート造の壁、屋根版若しくは床版を釣合い良く配置しなければならない。

【柱の防火被覆】

第70条 地階を除く階数が3以上の建築物（法第2条第九号の二に掲げる基準に適合する建築物及び同条第九号の三イに該当する建築物を除く。）にあっては、一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合においては、当該柱の構造は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

第6節 鉄筋コンクリート造

【適用の範囲】

- 第71条 この節の規定は、鉄筋コンクリート造の建築物又は鉄筋コンクリート造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の鉄筋コンクリート造の構造部分に適用する。
- 2 高さが4 m以下で、かつ、延べ面積が30㎡以内の建築物又は高さが3 m以下のへいについては、この節の規定中第72条、第75条及び第79条の規定に限り適用する。

【コンクリートの材料】

第72条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

【関連】耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

- 一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、

又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。

- 二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
- 三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

【鉄筋の継手及び定着】

第73条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあっては、その末端を折り曲げないことができる。

- 一 柱及びはり（基礎ばりを除く。）の出すみ部分
- 二 煙突

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒149

- 2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあっては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の25倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあっては、主筋等の径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあっては、この限りでない。

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒149

- 3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒149

- 4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前2項の規定を適用する場合には、これらの項中「25倍」とあるのは「30倍」と、「40倍」とあるのは「50倍」とする。

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒149

【コンクリートの強度】

第74条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

らない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

- 一 四週圧縮強度は、1mmにつき12N（軽量骨材を使用する場合には、9N）以上であること。
- 二 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。
- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
- 3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

【コンクリートの養生】

第75条 コンクリート打込み中及び打込み後5日間は、コンクリートの温度が2度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

【型わく及び支柱の除去】

第76条 構造耐力上主要な部分に係る型わく及び支柱は、コンクリートが自重及び工事の施工中の荷重によって著しい変形又はひび割れその他の損傷を受けない強度になるまでは、取りはずしてはならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

- 2 前項の型わく及び支柱の取りはずしに関し必要な技術的基準は、国土交通大臣が定める。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

【柱の構造】

第77条 構造耐力上主要な部分である柱は、次に定める構造としなければならない。

- 一 主筋は、4本以上とすること。
- 二 主筋は、帯筋と緊結すること。
- 三 帯筋の径は、6mm以上とし、その間隔は、15cm（柱に接着する壁、はりその他の横架材から上方又は下方に柱の小径の2倍以内の距離

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒149

第77条の2 ●建築基準法施行令

にある部分においては、10cm)以下で、かつ、最も細い主筋の径の15倍以下とすること。

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒149

四 帯筋比(柱の軸を含むコンクリートの断面の面積に対する帯筋の断面積の和の割合として国土交通大臣が定める方法により算出した数値をいう。)は、0.2%以上とすること。

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒149

五 柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の $\frac{1}{15}$ 以上とすること。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒149

六 主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の0.8%以上とすること。

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒149

【床版の構造】

第77条の2 構造耐力上主要な部分である床版は、次に定める構造としなければならない。ただし、第82条第四号に掲げる構造計算によって振動又は変形による使用上の支障が起らないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 厚さは、8cm以上とし、かつ、短辺方向における有効張り間長さの $\frac{1}{10}$ 以上とすること。

二 最大曲げモーメントを受ける部分における引張鉄筋の間隔は、短辺方向において20cm以下、長辺方向において30cm以下で、かつ、床版の厚さの3倍以下とすること。

2 前項の床版のうちプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた床版は、同項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。

一 周囲のはり等との接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとする。

二 2以上の部材を組み合わせるものにおいて、これらの部材相互を緊結すること。

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒149

【はりの構造】

第78条 構造耐力上主要な部分であるはりは、複筋ばりとし、これにあばら筋をはりの丈の $\frac{3}{4}$ (臥梁にあっては、30cm)以下の間隔で配置しなければならない。

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒149

【耐力壁】

第78条の2 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

一 厚さは、12cm以上とすること。

二 開口部周囲に径12mm以上の補強筋を配置すること。

三 径9mm以上の鉄筋を縦横に30cm(複配筋として配置する場合においては、45cm)以下の間隔で配置すること。ただし、平家建ての建築物にあっては、その間隔を35cm(複配筋として配置する場合においては、50cm)以下とすることができる。

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒149

四 周囲の柱及びはりとの接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとする。

2 壁式構造の耐力壁は、前項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。

一 長さは、45cm以上とすること。

二 その端部及び隅角部に径12mm以上の鉄筋を縦に配置すること。

三 各階の耐力壁は、その頂部及び脚部を当該耐力壁の厚さ以上の幅の壁ばり(最下階の耐力壁の脚部にあっては、布基礎又は基礎ばり)に緊結し、耐力壁の存在応力を相互に伝えることができるようにすること。

【鉄筋のかぶり厚さ】

第79条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあっては2cm以上、耐力壁、柱又ははりにあっては3cm以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあっては4cm以上、基礎(布基礎の立上り部分を除く。)にあっては捨コンクリートの部分を除いて6cm以上としなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

第6節の2 鉄骨鉄筋コンクリート造

【適用の範囲】

第79条の2 この節の規定は、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造と鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分に適用する。

【鉄骨のかぶり厚さ】

第79条の3 鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さは、5cm以上としなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄骨の腐食を防止し、かつ、鉄骨とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

【鉄骨鉄筋コンクリート造に対する第5節及び第6節の規定の準用】

第79条の4 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分については、前2節（第65条、第70条及び第77条第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第72条第二号中「鉄筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは「鉄骨及び鉄筋の間並びにこれらとせき板」と、第77条第六号中「主筋」とあるのは「鉄骨及び主筋」と読み替えるものとする。

第7節 無筋コンクリート造

【無筋コンクリート造に対する第4節及び第6節の規定の準用】

第80条 無筋コンクリート造の建築物又は無筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物の無筋コンクリート造の構造部分については、この章の第4節（第52条を除く。）の規定並びに第71条（第79条に関する部分を除く。）、第72条及び第74条から第76条までの規定を準用する。

第7節の2 構造方法に関する補則

【構造方法に関する補則】

第80条の2 第3節から前節までに定めるもののほか、国土交通大臣が、次の各号に掲げる建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関し、安全上必要な技術的基準を定めた場合においては、それらの建築物又は建築物の構造部分は、その技術的基準に従った構造としなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項⇒149

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒149

- 一 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構造方法によるもの
- 二 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造以外の建築物又は建築物の構造部分

【土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法】

第80条の3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下この条及び第82条の5第八号において「特別警戒区域」という。）内における居室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分（当該特別警戒区域の指定において都道府県知事が同法第9条第2項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条の規定に基づき定めた土石等の高さ又は土石流の高さ（以下この条及び第82条の5第八号において「土石等の高さ等」という。）以下の部分であって、当該特別警戒区域に係る同法第2条に規定する土砂災害の発生原因となる自然現象（河道閉塞による湛水を除く。以下この条及び第82条の5第八号において単に「自然現象」という。）により衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下この条及び第82条の5第八号において「外壁等」という。）の構造は、自然現象の種類、当該特別警戒区域の指定において都道府

第81条 ●建築基準法施行令

県知事が同法第9条第2項及び同令第4条の規定に基づき定めた最大の力の大きさ又は力の大きさ（以下この条及び第82条の5第八号において「最大の力の大きさ等」という。）及び土石等の高さ等（当該外壁等の高さが土石等の高さ等未満であるときは、自然現象の種類、最大の力の大きさ等、土石等の高さ等及び当該外壁等の高さ）に応じて、当該自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。ただし、土石等の高さ等以上の高さの門又は堀（当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有するものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）が当該自然現象により当該外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るように設けられている場合においては、この限りでない。

関連【土砂災害特別警戒区域】土砂災害防止法9条2項⇒833

関連【衝撃に関する事項】土砂災害防止法4条⇒834

第8節 構造計算

第1款 総則

第81条 法第20条第1項第一号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握すること。
 - 二 前号の規定により把握した力及び変形が当該建築物の各部分の耐力及び変形限度を超えないことを確かめること。
 - 三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、建築物が構造耐力上安全であることを確かめるために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。
- 2 法第20条第1項第二号イの政令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造計算によるものであることとする。

一 高さが31 mを超える建築物 次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算

イ 保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算

関連【保有水平耐力計算】令82条～82条の4⇒162

ロ 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算

関連【限界耐力計算】令82条の5⇒163

二 高さが31 m以下の建築物 次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算

イ 許容応力度等計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算

関連【許容応力度等計算】令82条の6⇒165

ロ 前号に定める構造計算

3 法第20条第1項第三号イの政令で定める基準は、次条各号及び第82条の4に定めるところによる構造計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によるものであることとする。

関連【許容応力度計算】令82条⇒162

第1款の2 保有水平耐力計算

【保有水平耐力計算】

第82条 前条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算とは、次の各号及び次条から第82条の4までに定めるところによりする構造計算をいう。

一 第2款に規定する荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

二 前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を次の表に掲げる式によって計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考
長期に生ずる力	常時	G + P	G + P	
	積雪時		G + P + 0.7S	
短期に生ずる力	積雪時	G + P + S	G + P + S	建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合には、Pについては、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
	暴風時	G + P + W	G + P + W	
	地震時	G + P + K	G + P + 0.35S + K	

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。)を表すものとする。
 G 第84条に規定する固定荷重によって生ずる力
 P 第85条に規定する積載荷重によって生ずる力
 S 第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力
 W 第87条に規定する風圧力によって生ずる力
 K 第88条に規定する地震力によって生ずる力

三 第一号の構造耐力上主要な部分ごとに、前号の規定によって計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ第3款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。

四 国土交通大臣が定める場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって建築物の使用上の支障が起らないことを国土交通大臣が定める方法によって確かめること。

【層間変形角】

第 82 条の 2 建築物の地上部分については、第 88 条第 1 項に規定する地震力 (以下この款において「地震力」という。) によって各階に生ずる水平方向の層間変位を国土交通大臣が定める方法により計算し、当該層間変位の当該各階の高さに対する割合 (第 82 条の 6 第二号イ及び第 109 条の 2 の 2 において「層間変形角」という。) が $\frac{1}{200}$ (地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ず

るおそれのない場合にあっては、 $\frac{1}{120}$) 以内であることを確かめなければならない。

関連【準耐火構造等の層間変形角】令109条の2の2→175

【保有水平耐力】

第 82 条の 3 建築物の地上部分については、第一号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力 (以下この条及び第 82 条の 5 において「保有水平耐力」という。) が、第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめなければならない。

- 一 第 4 款に規定する材料強度によって国土交通大臣が定める方法により保有水平耐力を計算すること。
- 二 地震力に対する各階の必要保有水平耐力を次の式によって計算すること。

$$Qun = Ds Fes Qud$$

この式において、Qun、Ds、Fes 及び Qud は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Qun 各階の必要保有水平耐力 (単位 kN)
- Ds 各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値
- Fes 各階の形状特性を表すものとして、各階の剛性率及び偏心率に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値
- Qud 地震力によって各階に生ずる水平力 (単位 kN)

【屋根ふき材等の構造計算】

第 82 条の 4 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって風圧に対して構造耐力上安全であることを確かめなければならない。

関連【屋根ふき材等】令39条→151

第 1 款の 3 限界耐力計算

第 82 条の 5 第 81 条第 2 項第一号ロに規定する限界耐力計算とは、次に定めるところによりする構造計算をいう。

- 一 地震時を除き、第 82 条第一号から第三号まで (地震に係る部分を除く。) に定めるところによること。
- 二 積雪時又は暴風時に、建築物の構造耐力上

第 82 条の 5 ● 建築基準法施行令

主要な部分に生ずる力を次の表に掲げる式によって計算し、当該構造耐力上主要な部分に生ずる力が、それぞれ第 4 款の規定による材料強度によって計算した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考
積雪時	$G+P+1.4S$	$G+P+1.4S$	
暴風時	$G+P+1.6W$	$G+P+1.6W$	建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合においては、 P については、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
		$G+P+0.35S+1.6W$	

この表において、 G 、 P 、 S 及び W は、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。)を表すものとする。
 G 第84条に規定する固定荷重によって生ずる力
 P 第85条に規定する積載荷重によって生ずる力
 S 第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力
 W 第87条に規定する風圧力によって生ずる力

三 地震による加速度によって建築物の地上部分の各階に作用する地震力及び各階に生ずる層間変位を次に定めるところによって計算し、当該地震力が、損傷限界耐力(建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が第 3 款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力をいう。以下この号において同じ。)を超えないことを確かめるとともに、層間変位の当該各階の高さに対する割合が $\frac{1}{200}$ (地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、 $\frac{1}{120}$)を超えないことを確かめること。

イ 各階が、損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位(以下この号において「損傷限界変位」という。)を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ロ 建築物のいずれかの階において、イによ

て計算した損傷限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の固有周期(以下この号及び第七号において「損傷限界固有周期」という。)を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ハ 地震により建築物の各階に作用する地震力を、損傷限界固有周期に応じて次の表に掲げる式によって計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

$Td < 0.16$ の場合	$Pdi = (0.64 + 6Td) mi Bdi Z Gs$
$0.16 \leq Td < 0.64$ の場合	$Pdi = 1.6mi Bdi Z Gs$
$0.64 \leq Td$ の場合	$Pdi = \frac{1.024mi Bdi Z Gs}{Td}$

この表において、 Td 、 Pdi 、 mi 、 Bdi 、 Z 及び Gs は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 Td 建築物の損傷限界固有周期(単位 秒)
 Pdi 各階に水平方向に生ずる力(単位 kN)
 mi 各階の質量(各階の固定荷重及び積載荷重との和(第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。)を重力加速度で除したもの)(単位 t)
 Bdi 建築物の各階に生ずる加速度の分布を表すものとして、損傷限界固有周期に応じて国土交通大臣が定める基準に従って算出した数値
 Z 第88条第1項に規定する Z の数値
 Gs 表層地盤による加速度の増幅率を表すものとして、表層地盤の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値

ニ 各階が、ハによって計算した地震力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

四 第 88 条第 4 項に規定する地震力により建築物の地下部分の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度を第 82 条第一号及び第二号の規定によって計算し、それぞれ第 3 款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

五 地震による加速度によって建築物の各階に作用する地震力を次に定めるところによって計算し、当該地震力が保有水平耐力を超えないことを確かめること。

イ 各階が、保有水平耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の最大の層間変位(以下この号において「安全限界変位」という。)を国土交通大臣が定める方法によ

り計算すること。

- 建築物のいずれかの階において、イによって計算した安全限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の周期（以下この号において「安全限界固有周期」という。）を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

- ハ 地震により建築物の各階に作用する地震力を、安全限界固有周期に応じて次の表に掲げる式によって計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

$T_s < 0.16$ の場合	$Psi = (3.2 + 30T_s) mi Bsi Fh Z Gs$
$0.16 \leq T_s < 0.64$ の場合	$Psi = 8mi Bsi Fh Z Gs$
$0.64 \leq T_s$ の場合	$Psi = \frac{5.12mi Bsi Fh Z Gs}{T_s}$

この表において、 T_s 、 Psi 、 mi 、 Bsi 、 Fh 、 Z 及び Gs は、それぞれ次の数値を表すものとする。

T_s 建築物の安全限界固有周期(単位 秒)
 Psi 各階に水平方向に生ずる力(単位 kN)
 mi 第三号の表に規定する mi の数値
 Bsi 各階に生ずる加速度の分布を表すものとして、安全限界固有周期に対応する振動特性に応じて国土交通大臣が定める基準に従って算出した数値
 Fh 安全限界固有周期における振動の減衰による加速度の低減率を表すものとして国土交通大臣が定める基準に従って算出した数値
 Z 第88条第1項に規定する Z の数値
 Gs 第三号の表に規定する Gs の数値

六 第82条第四号の規定によること。

七 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号ニの規定によって計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び同号ロの規定によって計算した建築物の損傷限界固有周期に応じて建築物の各階に生ずる加速度を考慮して国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

八 特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等が、自然現象の種類、最大の力の大きさ等及び土石等の高さ等（当該外壁等の高さが土石等の高さ等未満であるときは、自然現象の種類、最大の力の大きさ等、土石等の高さ等及び当該外壁等の高さ）に応じて、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって当該自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないもの

であることを確かめること。ただし、第80条の3ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第1款の4 許容応力度等計算

第82条の6 第81条第2項第二号イに規定する許容応力度等計算とは、次に定めるところによりする構造計算をいう。

- 一 第82条各号、第82条の2及び第82条の4に定めるところによること。
- 二 建築物の地上部分について、次に適合することを確かめること。
 - イ 次の式によって計算した各階の剛性率が、それぞれ $\frac{6}{10}$ 以上であること。

$$R_s = \frac{rs}{\bar{r}_s}$$

この式において、 R_s 、 rs 及び \bar{r}_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- R_s 各階の剛性率
 rs 各階の層間変形角の逆数
 \bar{r}_s 当該建築物についての rs の相加平均

- 次の式によって計算した各階の偏心率が、それぞれ $\frac{15}{100}$ を超えないこと。

$$Re = \frac{e}{re}$$

この式において、 Re 、 e 及び re は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Re 各階の偏心率
 e 各階の構造耐力上主要な部分が支える固定荷重及び積載荷重（第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域にあっては、固定荷重、積載荷重及び積雪荷重）の重心と当該各階の剛心をそれぞれ同一水平面に投影させて結ぶ線を計算しようとする方向と直交する平面に投影させた線の長さ（単位 cm）
 re 国土交通大臣が定める方法により算出した各階の剛心周りのねじり剛性の数値を当該各階の計算しようとする方向の水平剛性の数値で除した数値の平方根（単位 cm）

第83条 ●建築基準法施行令

三 前2号に定めるところによるほか、建築物の地上部分について、国土交通大臣がその構造方法に応じ、地震に対し、安全であることを確かめるために必要なものとして定める基準に適合すること。

第2款 荷重及び外力

【荷重及び外力の種類】

第83条 建築物に作用する荷重及び外力としては、次の各号に掲げるものを採用しなければならない。

- 一 固定荷重
- 二 積載荷重
- 三 積雪荷重
- 四 風圧力
- 五 地震力

2 前項に掲げるもののほか、建築物の実況に応じて、土圧、水圧、震動及び衝撃による外力を採用しなければならない。

【固定荷重】

第84条 建築物の各部の固定荷重は、当該建築物の実況に応じて計算しなければならない。ただし、次の表に掲げる建築物の部分の固定荷重については、それぞれ同表の単位面積当たり荷重の欄に定める数値に面積を乗じて計算することができる。

建築物の部分	種別		単位面積当たり荷重(単位 N/m ²)	備考
屋根	瓦ぶき	ふき土がない場合	640	下地及びたるきを含み、もやを含まない。
		ふき土がある場合	980	下地及びたるきを含み、もやを含まない。
	波形鉄板ぶき	もやに直接ふく場合	50	もやを含まない。
	薄鉄板ぶき	屋根面につき	200	下地及びたるきを含み、もやを含まない。
	ガラス屋根		290	鉄製枠を含み、もやを含まない。
	厚形スレートぶき		440	下地及びたるきを含み、もやを含まない。

木造の もや	もやの支点間の距離が2m以下の場合		屋根面につき	50			
	もやの支点間の距離が4m以下の場合			100			
天井	さお縁		天井面につき	100	つり木、受木及びその他の下地を含む。		
	繊維板張、打上げ板張、合板張又は金属板張			150			
	木毛セメント板張			200			
	格縁			290			
	しっくい塗			390			
	モルタル塗			590			
床	木造の 床	板張		150	根太を含む。		
		畳敷		340	床板及び根太を含む。		
		床ばり	張り間が4m以下の場合	100			
			張り間が6m以下の場合	170			
	張り間が8m以下の場合		250				
	コンクリート造の床の仕上げ	板張		床面につき	200	根太及び大引を含む。	
		フロアリングブロック張			150	仕上げ厚さ1cmごとに、そのcmの数値を乗ずるものとする。	
		モルタル塗、人造石塗及びタイル張			200		
		アスファルト防水層			150	厚さ1cmごとに、そのcmの数値を乗ずるものとする。	
		壁	木造の建築物の壁の軸組		壁面につき	150	柱、間柱及び筋かいを含む。
木造の建築物の壁の仕上げ			下見板張、羽目板張又は繊維板張			100	下地を含み、軸組を含まない。
	木ずりしっくい塗		340				
	鉄網モルタル塗		640				
木造の建築物の小舞壁			830	軸組を含む。			
コンクリート造の壁の仕上げ	しっくい塗		170	仕上げ厚さ1cmごとに、そのcmの数値を乗ずるものとする。			
	モルタル塗及び人造石塗		200				
	タイル張		200				

【積載荷重】

第85条 建築物の各部の積載荷重は、当該建築物の実況に応じて計算しなければならない。

し、次の表に掲げる室の床の積載荷重については、それぞれ同表の(イ)、(ロ)又は(ハ)の欄に定める数値に床面積を乗じて計算することができる。

室の種類		構造計算の対象		
		(イ) 床の構造計算をする場合 (単位 N/m ²)	(ロ) 大ばり、柱又は基礎の構造計算をする場合 (単位 N/m ²)	(ハ) 地震力を計算する場合 (単位 N/m ²)
(1)	住宅の居室、住宅以外の建築物における寝室又は病室	1,800	1,300	600
(2)	事務室	2,900	1,800	800
(3)	教室	2,300	2,100	1,100
(4)	百貨店又は店舗の売場	2,900	2,400	1,300
(5)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類する用途に供する建築物の客席又は集会室	2,900	2,600	1,600
	固定席の場合	3,500	3,200	2,100
(6)	自動車車庫及び自動車通路	5,400	3,900	2,000
(7)	廊下、玄関又は階段	(3)から(5)までに掲げる室に連絡するものについては、(5)の「その他の場合」の数値による。		
(8)	屋上広場又はバルコニー	(1)の数値による。ただし、学校又は百貨店の用途に供する建築物にあっては、(4)の数値による。		

2 柱又は基礎の垂直荷重による圧縮力を計算する場合においては、前項の表の(ロ)欄の数値は、そのささえる床の数に応じて、これに次の表の数値を乗じた数値まで減らすことができる。ただし、同項の表の(5)に掲げる室の床の積載荷重については、この限りでない。

ささえる床の数	2	3	4	5	6	7	8	9以上
積載荷重を減らすために乗ずべき数値	0.95	0.9	0.85	0.8	0.75	0.7	0.65	0.6

3 倉庫業を営む倉庫における床の積載荷重は、第1項の規定によって実況に応じて計算した数値が1㎡につき3,900N未満の場合においても、3,900Nとしなければならない。

【積雪荷重】

第 86 条 積雪荷重は、積雪の単位荷重に屋根の水平投影面積及びその地方における垂直積雪量を

乗じて計算しなければならない。

- 前項に規定する積雪の単位荷重は、積雪量1cmごとに1㎡につき20N以上としなければならない。ただし、特定行政庁は、規則で、国土交通大臣が定める基準に基づいて多雪区域を指定し、その区域につきこれと異なる定めをすることができる。
- 第1項に規定する垂直積雪量は、国土交通大臣が定める基準に基づいて特定行政庁が規則で定める数値としなければならない。
- 屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、その勾配が60度以下の場合においては、その勾配に応じて第1項の積雪荷重に次の式によって計算した屋根形状係数（特定行政庁が屋根ふき材、雪の性状等を考慮して規則でこれと異なる数値を定めた場合においては、その定めた数値）を乗じた数値とし、その勾配が60度を超える場合においては、0とすることができる。

$$\mu b = \sqrt{\cos(1.5\beta)}$$

この式において、 μb 及び β は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 μb 屋根形状係数
 β 屋根勾配 (単位 度)

- 屋根面における積雪量が不均等となるおそれのある場合においては、その影響を考慮して積雪荷重を計算しなければならない。
- 雪下ろしを行う慣習のある地方においては、その地方における垂直積雪量が1mを超える場合においても、積雪荷重は、雪下ろしの実況に応じて垂直積雪量を1mまで減らして計算することができる。
- 前項の規定により垂直積雪量を減らして積雪荷重を計算した建築物については、その出入口、主要な居室又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示しなければならない。

【風圧力】

第 87 条 風圧力は、速度圧に風力係数を乗じて計算しなければならない。

- 前項の速度圧は、次の式によって計算しなければならない。

第88条 ● 建築基準法施行令

$$q = 0.6EV_0^2$$

この式において、 q 、 E 及び V_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q 速度圧 (単位 N/m^2)

E 当該建築物の屋根の高さ及び周辺の地域に存する建築物その他の工作物、樹木その他の風速に影響を与えるものの状況に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値

V_0 その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて30m/秒から46m/秒までの範囲内において国土交通大臣が定める風速 (単位 m/秒)

3 建築物に近接してその建築物を風の方向に対して有効にささげる他の建築物、防風林その他これらに類するものがある場合においては、その方向における速度圧は、前項の規定による数値の $\frac{1}{2}$ まで減らすことができる。

4 第1項の風力係数は、風洞試験によって定める場合のほか、建築物又は工作物の断面及び平面の形状に応じて国土交通大臣が定める数値によらなければならない。

【地震力】

第88条 建築物の地上部分の地震力については、当該建築物の各部分の高さに応じ、当該高さの部分が支える部分に作用する全体の地震力として計算するものとし、その数値は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和 (第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。)に当該高さにおける地震層せん断力係数を乗じて計算しなければならない。この場合において、地震層せん断力係数は、次の式によって計算するものとする。

$$C_i = Z R_t A_i C_0$$

この式において、 C_i 、 Z 、 R_t 、 A_i 及び C_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C_i 建築物の地上部分の一定の高さにおける地震層せん断力係数

Z その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度及び地震活動の状況その他地震の性状に応じて1.0から0.7までの範囲内において国土交通大臣が定める数値

R_t 建築物の振動特性を表すものとして、建築物の弾性域における固有周期及び地盤の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値

A_i 建築物の振動特性に応じて地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布を表すものとして国土交通大臣が定める方法により算出した数値

C_0 標準せん断力係数

2 標準せん断力係数は、0.2以上としなければならない。ただし、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内における木造の建築物 (第46条第2項第一号に掲げる基準に適合するものを除く。)にあつては、0.3以上としなければならない。

3 第82条の3第二号の規定により必要保有水平耐力を計算する場合においては、前項の規定にかかわらず、標準せん断力係数は、1.0以上としなければならない。

4 建築物の地下部分の各部分に作用する地震力は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算しなければならない。ただし、地震時における建築物の振動の性状を適切に評価して計算をすることができる場合においては、当該計算によることができる。

$$k \geq 0.1 \left(1 - \frac{H}{40}\right) Z$$

この式において、 k 、 H 及び Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

k 水平震度

H 建築物の地下部分の各部分の地盤面からの深さ (20を超えるときは20とする。) (単位 m)

Z 第1項に規定する Z の数値

第 3 款 許容応力度

【木材】

第 89 条 木材の繊維方向の許容応力度は、次の表の数值によらなければならない。ただし、第 82 条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数值に 1.3 を乗じて得た数值と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数值に 0.8 を乗じて得た数值としなければならない。

長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)			
圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
$\frac{1.1F_c}{3}$	$\frac{1.1F_t}{3}$	$\frac{1.1F_b}{3}$	$\frac{1.1F_s}{3}$	$\frac{2F_c}{3}$	$\frac{2F_t}{3}$	$\frac{2F_b}{3}$	$\frac{2F_s}{3}$

この表において、 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s は、それぞれ木材の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める圧縮、引張り、曲げ及びせん断に対する基準強度(単位 N/mm²)を表すものとする。

- かた木で特に品質優良なものをしゃち、込み栓の類に使用する場合には、その許容応力度は、それぞれ前項の表の数值の 2 倍まで増大することができる。
- 基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合には、その許容応力度は、それぞれ前 2 項の規定による数值の 70% に相当する数值としなければならない。

【鋼材等】

第 90 条 鋼材等の許容応力度は、次の表 1 又は表 2 の数值によらなければならない。

1

種類	許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)			
		圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
炭素鋼	構造用鋼材	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$				
	黒皮	—	$\frac{F}{1.5}$	—	—				

ボルト 仕上げ	—	$\frac{F}{1.5}$	—	$\frac{F}{2}$ (F が 240 を超えるボルトについて、国土交通大臣がこれと異なる数值を定めた場合は、その定めた数值)	
	構造用ケーブル	—	$\frac{F}{1.5}$	—	
	リベット鋼	—	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{2}$	
	鋳鋼	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$
ステンレス鋼	構造用鋼材	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$
	ボルト	—	$\frac{F}{1.5}$	—	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$
	構造用ケーブル	—	$\frac{F}{1.5}$	—	—
	鋳鋼	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$
鋳鉄	$\frac{F}{1.5}$	—	—	—	

長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数值の 1.5 倍とする。

この表において、 F は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度(単位 N/mm²)を表すものとする。

2

種類	許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)		短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)	
		圧縮	引張り	圧縮	引張り
丸鋼		$\frac{F}{1.5}$ (当該数值が 155 を超える場合には、155)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数值が 155 を超える場合には、155)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数值が 195 を超える場合には、195)	F
		F (当該数值が 295 を超える場合には、295)	F (当該数值が 295 を超える場合には、295)	F	F
異形鉄筋	径 28mm 以下のもの	$\frac{F}{1.5}$ (当該数值が 215 を超える場合には、215)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数值が 215 を超える場合には、215)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数值が 195 を超える場合には、195)	F
		F (当該数值が 390 を超える場合には、390)	F (当該数值が 390 を超える場合には、390)	F	F

第91条 ●建築基準法施行令

径28mmを超えるもの	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が195を超える場合には、195)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が195を超える場合には、195)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が195を超える場合には、195)	F	F	F (当該数値が390を超える場合には、390)
	—	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	—	F (ただし、床版に用いる場合に限る。)	F

この表において、 F は、表1に規定する基準強度を表すものとする。

【コンクリート】

第91条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 N/mm ²)				短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 N/mm ²)			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
$\frac{F}{3}$	$\frac{F}{30}$ (F が21を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)	0.7(軽量骨材を使用するものについては、0.6)		長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の2倍 (F が21を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値) とする。			

この表において、 F は、設計基準強度(単位 N/mm²)を表すものとする。

2 特定行政庁がその地方の気候、骨材の性状等に応じて規則で設計基準強度の上限の数値を定めた場合において、設計基準強度が、その数値を超えるときは、前項の表の適用に関しては、その数値を設計基準強度とする。

【溶接】

第92条 溶接継目のどの断面に対する許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

継目の形式	長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 N/mm ²)				短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 N/mm ²)			
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
突合せ	$\frac{F}{1.5}$		$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$		長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の1.5倍とする。			
突合せ以外のもの	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$		$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$					

この表において、 F は、溶接される鋼材の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める溶接部の基準強度(単位 N/mm²)を表すものとする。

【高力ボルト接合】

第92条の2 高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度は、次の表の数値によらなければならない。

種類	許容せん断応力度(単位 N/mm ²)	長期に生ずる力に対する許容せん断応力度(単位 N/mm ²)	短期に生ずる力に対する許容せん断応力度(単位 N/mm ²)
一面せん断		$0.3T_0$	長期に生ずる力に対する許容せん断応力度の数値の1.5倍とする。
二面せん断		$0.6T_0$	

この表において、 T_0 は、高力ボルトの品質に応じて国土交通大臣が定める基準張力(単位 N/mm²)を表すものとする。

2 高力ボルトが引張力とせん断力とを同時に受ける時の高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度は、前項の規定にかかわらず、次の式により計算したものとしなければならない。

$$fst = fso \left\{ 1 - \frac{\sigma t}{T_0} \right\}$$

この式において、 fst 、 fso 、 σt 及び T_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- fst この項の規定による許容せん断応力度(単位 N/mm²)
- fso 前項の規定による許容せん断応力度(単位 N/mm²)
- σt 高力ボルトに加わる外力により生ずる引張応力度(単位 N/mm²)
- T_0 前項の表に規定する基準張力

【地盤及び基礎ぐい】

第93条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の

許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 kN/m ²)	短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 kN/m ²)
	岩盤	1,000
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤(地震時に液状化のおそれのないものに限る。)	50	
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

【補則】

第94条 第89条から前条までに定めるもののほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値によらなければならない。

第4款 材料強度

【木材】

第95条 木材の繊維方向の材料強度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、第82条の5第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に0.8を乗じて得た数値としなければならない。

材料強度(単位 N/mm ²)			
圧縮	引張り	曲げ	せん断
F_c	F_t	F_b	F_s

この表において、 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s は、それぞれ第89条第1項の表に規定する基準強度を表すものとする。

2 第89条第2項及び第3項の規定は、木材の材料強度について準用する。

【鋼材等】

第96条 鋼材等の材料強度は、次の表1又は表2の数値によらなければならない。

1

種類	材料強度(単位 N/mm ²)				
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	
構造用鋼材	F	F	F	$\frac{F}{\sqrt{3}}$	
高力ボルト	—	F	—	$\frac{F}{\sqrt{3}}$	
炭素鋼	黒皮	—	F	—	
		—	F	—	
	ボルト	仕上げ	—	F	—
			—	F	—
	構造用ケーブル	—	F	—	—
	リベット鋼	—	F	—	$\frac{3F}{4}$
	鋳鋼	F	F	F	$\frac{F}{\sqrt{3}}$
	ステンレス鋼	構造用鋼材	F	F	F
		高力ボルト	—	F	—
		ボルト	—	F	—
構造用ケーブル		—	F	—	
鋳鋼	F	F	F	$\frac{F}{\sqrt{3}}$	
鋳鉄	F	—	—	—	

この表において、 F は、第90条の表1に規定する基準強度を表すものとする。

2

種類	圧縮	引張り	
		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸鋼	F	F	F (当該数値が295を超える場合には、295)
異形鉄筋	F	F	F (当該数値が390を超える場合には、390)
鉄線の径が4mm以上の溶接金網	—	F (ただし、床版に用いる場合に限る。)	F

この表において、 F は、第90条の表1に規定する基準強度を表すものとする。

第97条 ●建築基準法施行令

【コンクリート】

第97条 コンクリートの材料強度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

材料強度(単位 N/mm ²)			
圧縮	引張り	せん断	付着
F	$\frac{F}{10}$ (F が21を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)		2.1 (軽量骨材を使用する場合には、1.8)
この表において、 F は、設計基準強度(単位 N/mm ²)を表すものとする。			

2 第91条第2項の規定は、前項の設計基準強度について準用する。

【溶接】

第98条 溶接継目のどの断面に対する材料強度は、次の表の数値によらなければならない。

継目の形式	材料強度(単位 N/mm ²)			
	圧縮	引張り	曲げ	せん断
突合せ	F			$\frac{F}{\sqrt{3}}$
突合せ以外のもの	$\frac{F}{\sqrt{3}}$			$\frac{F}{\sqrt{3}}$
この表において、 F は、第92条の表に規定する基準強度を表すものとする。				

【補則】

第99条 第95条から前条までに定めるもののほか、構造耐力上主要な部分の材料の材料強度は、材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が地震に対して建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値によらなければならない。

第100条～第106条 (削除)

第4章 耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画等

【耐火性能に関する技術的基準】

第107条 法第2条第七号の政令で定める技術的

基準は、次に掲げるものとする。

一 次の表の上欄に掲げる建築物の部分にあっては、当該各部分に通常の火災による火熱が同表の下欄に掲げる当該部分の存する階の区分に応じそれぞれ同欄に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

建築物の部分	時間					
	最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で9以内の階	最上階から数えた階数が10以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上で19以内の階	最上階から数えた階数が20以上の階	
壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間
	外壁(耐力壁に限る。)	1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間
柱	1時間	1.5時間	2時間	2.5時間	3時間	
床	1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間	
はり	1時間	1.5時間	2時間	2.5時間	3時間	
屋根	30分間					
階段	30分間					
備考						
一 第2条第1項第八号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の当該屋上部分は、この表の適用については、建築物の最上階に含まれるものとする。						
二 この表における階数の算定については、第2条第1項第八号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、全て算入するものとする。						

二 前号に掲げるもののほか、壁及び床にあっては、これらに通常の火災による火熱が1時間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30分間)加えられた場合に、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度(以下「可燃物燃焼温度」という。)以上に上昇しないものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が1時間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30分間)加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

【準耐火性能に関する技術的基準】

第 107 条の 2 法第 2 条第七号の二の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	45分間
	外壁(耐力壁に限る。)	45分間
	柱	45分間
	床	45分間
	はり	45分間
	屋根(軒裏を除く。)	30分間
	階段	30分間

- 二 壁、床及び軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下この号において同じ。)にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間(非耐力壁である外壁及び軒裏(いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。))にあっては、30 分間)当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

- 三 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間(非耐力壁である外壁(延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。))及び屋根にあっては、30 分間)屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

【防火性能に関する技術的基準】

第 108 条 法第 2 条第八号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 外壁及び軒裏にあっては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限

る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

関連【準耐火性能に関する技術的基準】令109条の9⇒177

【不燃性能及びその技術的基準】

第 108 条の 2 法第 2 条第九号の政令で定める性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間次の各号(建築物の外部の仕上げに用いるものにおいては、第一号及び第二号)に掲げる要件を満たしていることとする。

- 一 燃焼しないものであること。
- 二 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。
- 三 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。

関連【準不燃材料・難燃材料】令 1 条五号、六号⇒131

【耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準】

第 108 条の 3 法第 2 条第九号の二イ(2)の政令で定める技術的基準は、主要構造部が、次の各号のいずれかに該当することとする。

【耐火建築物の主要構造部】法 2 条九号の二イ⇒10

- 一 主要構造部が、次のイ及びロ(外壁以外の主要構造部にあっては、イ)に掲げる基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめられたものであること。

イ 主要構造部ごとに当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該主要構造部が次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 耐力壁である壁、柱、床、はり、屋根及び階段にあっては、当該建築物の自重及び積載荷重(第 86 条第 2 項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の主要構造部にあっては、自重、積載荷重及び積雪荷重。以下この条において同じ。)により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

- (2) 壁及び床にあっては、当該壁及び床の加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度(当該面が面する室において、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置が講じられている場合にあっては、国土交

第 108 条の 3 ● 建築基準法施行令

通大臣が別に定める温度) 以上に上昇しないものであること。

- (3) 外壁及び屋根 においては、屋外に火災を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

□ 外壁 が、当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が 1 時間 (延焼のおそれのある部分以外の部分) においては、30 分間 加えられた場合に、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 耐力壁である外壁 においては、当該外壁に当該建築物の自重及び積載荷重により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

- (2) 外壁の当該加熱面以外の面 (屋内に面するものに限る。) の温度が 可燃物燃焼温度 (当該面が面する室において、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置が講じられている場合にあっては、国土交通大臣が別に定める温度) 以上に上昇しないものであること。

■ 前号イ及びロ (外壁以外の主要構造部にあっては、同号イ) に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の 認定 を受けたものであること。

2 前項の「耐火性能検証法」とは、次に定めるところにより、当該建築物の主要構造部の 耐火 に関する性能を検証する方法をいう。

■ 当該建築物の 屋内 において発生が予測される火災の 継続時間 を当該建築物の室ごとに次の式により 計算 すること。

$$t_f = \frac{Q_r}{60q_b}$$

この式において、 t_f 、 Q_r 及び q_b は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_f 当該室における 火災の継続時間 (単位 分)

Q_r (当該室の用途及び床面積並びに当該室の壁、床及び天井 (天井のない場合においては、屋根) の室内に面する部分の 表面積 及び当該部分に使用する 建築材料の種類) に応じて国土交通大臣が定め

る方法により算出した当該室内の可燃物の 発熱量 (単位 メガジュール)

q_b (当該室の用途及び床面積の合計並びに当該室の 開口部の面積及び高さ) に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した当該室内の可燃物の 1 秒間当たり の 発熱量 (単位 メガワット)

■ 主要構造部ごとに、当該 主要構造部 が、当該建築物の 屋内 において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、前項第一号イ に掲げる要件に該当して耐えることができる 加熱時間 (以下この項において「屋内火災保有耐火時間」という。) を、当該主要構造部の構造方法、当該建築物の自重及び積載荷重並びに当該火熱による主要構造部の表面の温度の推移に応じて国土交通大臣が定める方法により 求める こと。

■ 当該 外壁 が、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時の火熱が加えられた場合に、前項第一号ロ に掲げる要件に該当して耐えることができる 加熱時間 (以下この項において「屋外火災保有耐火時間」という。) を、当該外壁の構造方法並びに当該建築物の自重及び積載荷重に応じて国土交通大臣が定める方法により 求める こと。

四 主要構造部ごとに、次の イ 及び ロ (外壁以外の主要構造部にあっては、イ) に該当するものであることを確かめること。

イ 各 主要構造部 の 屋内火災保有耐火時間 が、当該主要構造部が面する室について第一号に掲げる式によって計算した 火災の継続時間 以上であること。

ロ 各 外壁 の 屋外火災保有耐火時間 が、1 時間 (延焼のおそれのある部分以外の部分) においては、30 分間 以上であること。

3 主要構造部が第 1 項第一号又は第二号に該当する建築物 (次項に規定する建築物を除く。) に対する 第 112 条第 1 項、第 3 項、第 7 項 から 第 11 項 まで及び 第 16 項 から 第 21 項 まで、第 114 条第 1 項 及び 第 2 項、第 117 条第 2 項、第 120 条第 1 項、第 2 項 及び 第 4 項、第 121 条第 2 項、第 122 条第 1 項、第 123 条第 1 項 及び 第 3 項、第 123 条の 2、第 126 条の 2、第 128 条の 4 第 1 項 及び 第 4 項、第 128 条の 5 第 1 項 及び 第 4

項、第128条の6第1項、第129条第1項、第129条の2第1項、第129条の2の4第1項、第129条の13の2、第129条の13の3第3項及び第4項、第137条の14並びに第145条第1項第一号及び第2項の規定(次項において「耐火性能関係規定」という。))の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

4 主要構造部が第1項第一号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることについて防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。))及び主要構造部が同項第二号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。))に対する第112条第1項、第7項から第11項まで、第16項、第18項、第19項及び第21項、第122条第1項、第123条第1項及び第3項、第126条の2、第128条の5第1項及び第4項、第128条の6第1項、第129条の2の4第1項、第129条の13の2、第129条の13の3第3項並びに第137条の14の規定(以下この項において「防火区画等関係規定」という。))の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。))

5 前項の「防火区画検証法」とは、次に定めるところにより、開口部に設けられる防火設備(以下この項において「開口部設備」という。))の火災時における遮炎に関する性能を検証する方法をいう。

開口部設備が設けられる開口部が面する室において発生が予測される火災の継続時間を第

2項第一号に掲げる式により計算すること。

開口部設備ごとに、当該開口部設備が、当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出すことなく耐えることができる加熱時間(以下この項において「保有遮炎時間」という。))を、当該開口部設備の構造方法及び当該火熱による開口部設備の表面の温度の推移に応じて国土交通大臣が定める方法により求めること。

開口部設備ごとに、保有遮炎時間が第一号の規定によって計算した火災の継続時間以上であることを確かめること。

【防火戸その他の防火設備】

第109条 法第2条第九号の二口、法第12条第1項、法第21条第2項第二号、法第27条第1項(法第87条第3項において準用する場合を含む。第110条から第110条の5までにおいて同じ。)、法第53条第3項第一号イ及び法第61条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備とする。

関連【防火設備】法2条九号の二口⇒10

2 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物(延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、一の建築物とみなす。))相互の外壁間の中心線のあらゆる部分で、開口部から1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5m以下の距離にあるものと当該開口部とを遮る外壁、そで壁、塀その他これらに類するものは、前項の防火設備とみなす。

【遮炎性能に関する技術的基準】

第109条の2 法第2条第九号の二口の政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることとする。

【主要構造部を準耐火構造等とした建築物の層間変形角】

第109条の2の2 法第2条第九号の三イに該当する建築物及び第136条の2第一号ロ又は第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の地上部分の層間変形角は、 $\frac{1}{150}$ 以内でなければならない。ただし、主要構造部が防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じないことが計算又は実験によって確かめられた場合においては、この限り

第 109 条の 3 ● 建築基準法施行令

でない。

【準耐火建築物の主要構造部】法 2 条九号の三イ⇒10

【関連】延焼防止建築物・準延焼防止建築物

規則 2 号様式 (第 4 面関係) ⇒ 363

【関連】層間変形角】令 82 条の 2 ⇒ 163

【主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準】

第 109 条の 3 法第 2 条九号の三口の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

【準耐火建築物の主要構造部】法 2 条九号の三口⇒10

一 外壁が耐火構造であり、かつ、屋根の構造が法第 22 条第 1 項に規定する構造であるほか、法第 86 条の 4 の場合を除き、屋根の延焼のおそれのある部分の構造が、当該部分に屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、その他の主要構造部が準不燃材料で造られ、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床が次に掲げる構造であること。

イ 外壁の延焼のおそれのある部分にあっては、防火構造としたもの

ロ 屋根にあっては、法第 22 条第 1 項に規定する構造としたもの

ハ 床にあっては、準不燃材料で造るほか、3 階以上の階における床又はその直下の天井の構造を、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、溶融、き裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしたもの

【法第 21 条第 1 項の政令で定める部分】

第 109 条の 4 法第 21 条第 1 項の政令で定める部分は、主要構造部のうち自重又は積載荷重（第 86 条第 2 項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の主要構

造部にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分とする。

【大規模の建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準】

第 109 条の 5 法第 21 条第 1 項本文の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁 (耐力壁に限る。)	通常火災終了時間(通常火災終了時間が45分間未満である場合にあっては、45分間。以下この号において同じ。)
	外壁 (耐力壁に限る。)	通常火災終了時間
柱		通常火災終了時間
床		通常火災終了時間
はり		通常火災終了時間
屋根(軒裏を除く。)		30分間
階段		30分間

【関連】通常火災終了時間】法 21 条 ⇒ 33

ロ 壁、床及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下このロにおいて同じ。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間（非耐力壁である外壁及び屋根の軒裏（いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、30 分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間（非耐力壁である外壁（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）及び屋根にあっては、30 分間）屋外に火災を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二 第 107 条各号又は第 108 条の 3 第 1 項第一号

イ及びロに掲げる基準

関連【耐火性能の技術的基準】令107条⇒172

関連【耐火建築物の主要構造部の技術的基準】

令108条の3⇒173

【延焼防止上有効な空地の技術的基準】

第109条の6 法第21条第1項ただし書の政令で定める技術的基準は、当該建築物の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が、当該各部分の高さに相当する距離以上であることとする。

【大規模の建築物の壁等の性能に関する技術的基準】

第109条の7 法第21条第2項第二号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下この条において同じ。）**加えられた場合に**、当該壁等が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限り、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- 三 壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火災を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。
- 四 壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によって生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等が倒壊しないものであること。
- 五 壁等が、通常の火災時において、当該壁等で区画された部分（当該壁等の部分を除く。）から屋外に出た火災による当該壁等で区画された他の部分（当該壁等の部分を除く。）への延焼を有効に防止できるものであること。

【法第22条第1項の市街地の区域内にある建築物の屋根の性能に関する技術的基準】

第109条の8 法第22条第1項の政令で定める技術的基準は、次に掲げるもの（不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国

土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあっては、**第一号**に掲げるもの）とする。

☑【屋根】法22条⇒34

- 一 屋根が、通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。
- 二 屋根が、通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものであること。

【準防火性能に関する技術的基準】

第109条の9 法第23条の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 **耐力壁である外壁**にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後**20分間**構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 **外壁**にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後**20分間**当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

関連【防火性能に関する技術的基準】令108条⇒173

【法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準】

第110条 主要構造部の性能に関する法第27条第1項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 次に掲げる基準
 - イ 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、**加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間**構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

第 110 条の 2 ● 建築基準法施行令

壁	間仕切壁 (耐力壁に限る。)	特定避難時間(特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。)(特定避難時間が45分間未満である場合にあっては、45分間。以下この号において同じ。)
	外壁 (耐力壁に限る。)	特定避難時間
柱		特定避難時間
床		特定避難時間
はり		特定避難時間
屋根(軒裏を除く。)		30分間
階段		30分間

□ **壁、床及び屋根の軒裏** (外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下この口において同じ。) にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後**特定避難時間** (非耐力壁である外壁及び屋根の軒裏 (いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。) にあっては、**30分間**) 当該加熱面以外の面 (屋内に面するものに限る。) の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ **外壁** 及び屋根にあっては、これらに**屋内** において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後**特定避難時間** (非耐力壁である外壁 (延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。)) 及び**屋根** にあっては、**30分間** **屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。**

ニ 第 107 条各号又は第 108 条の 3 第 1 項第一号イ及びロに掲げる基準

【関連】耐火性能の技術的基準 令107条⇒172

【関連】耐火建築物の主要構造部の技術的基準

令108条の3⇒173

【延焼するおそれがある外壁の開口部】

第 110 条の 2 法第 27 条第 1 項の政令で定める外壁の開口部は、次に掲げるものとする。

- 一 **延焼のおそれのある部分であるもの** (法第 86 条の 4 各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。)
- 二 **他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるもの**として国土

交通大臣が定めるもの (前号に掲げるものを除く。)

【法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の防火設備の遮炎性能に関する技術的基準】

第 110 条の 3 防火設備の遮炎性能に関する法第 27 条第 1 項の政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 **20 分間** 当該加熱面以外の面 (屋内に面するものに限る。) に火炎を出さないものであることとする。

【警報設備を設けた場合に耐火建築物等とすることを要しないこととなる用途】

第 110 条の 4 法第 27 条第 1 項第一号の政令で定める用途は、病院、診療所 (患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎及び児童福祉施設等 (入所する者の寝室があるものに限る。) とする。

【警報設備の技術的基準】

第 110 条の 5 法第 27 条第 1 項第一号の政令で定める技術的基準は、当該建築物の**いずれの室** (火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室を除く。) で火災が発生した場合においても、有効かつ速やかに、当該火災の発生を感知し、当該建築物の**各階** に報知することができるよう、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる**警報設備**が、国土交通大臣が定めるところにより適当な位置に設けられていることとする。

【窓その他の開口部を有しない居室等】

第 111 条 法第 35 条の 3 (法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、**次の各号のいずれかに該当する窓その他の開口部を有しない居室** (避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室その他の居室であって、当該居室の床面積、当該居室からの避難の用に供する廊下その他の通路の構造並びに消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び警報設備の設置の状況及び構造に関し**避難上支障がないもの**として国土交通大臣が定める**基準に適合するものを除く。)** とする。

【無窓の居室等の主要構造部】法35条の3⇒38

【関連】窓その他開口部を有しない居室等】

令116条の2⇒187

【関連】制限を受ける窓その他開口部を有しない居室】

令128条の3の2⇒176

- 一 面積（第20条の規定により計算した採光に有効な部分の面積に限る。）の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{20}$ 以上のもの
 - 二 直接外気に接する避難上有効な構造のもので、かつ、その大きさが直径1m以上の円が内接することができるもの又はその幅及び高さが、それぞれ、75cm以上及び1.2m以上のもの
- 2 ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた2室は、前項の規定の適用については、1室とみなす。

【防火区画】

第112条（主要構造部を耐火構造とした建築物、法第2条第九号の三イ若しくは口のいずれかに該当する建築物又は第136条の2第一号口若しくは第二号口に掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの¹を設けた部分の床面積の $\frac{1}{2}$ に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が1,500㎡を超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの¹を設けた部分の床面積の $\frac{1}{2}$ に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）1,500㎡以内ごとに1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第109条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

関連【準耐火建築物】法2条九号の三イ、ロ⇒10

関連【延焼防止建築物・準延焼防止建築物】

令136条の2第一号口、第二号口⇒229

☑【1時間準耐火基準】2項⇒179

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項⇒175

- 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに

類する用途に供する建築物の部分

- 二 階段室の部分等（階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）をいう。第14項において同じ。）で1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの
- 2 前項の「1時間準耐火基準」とは、主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。

- 一 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁 (耐力壁に限る。)	1時間
	外壁 (耐力壁に限る。)	1時間
柱		1時間
床		1時間
はり		1時間

- 二 壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）、床及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
 - 三 外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあっては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。
- 3 主要構造部を耐火構造とした建築物の2以上の部分が当該建築物の吹抜きとなっている部分その他の一定の規模以上の空間が確保されている部分（以下この項において「空間部分」という。）に接する場合において、当該2以上の部分の構

第 112 条 ● 建築基準法施行令

造が通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、当該 2 以上の部分と当該空間部分とが特定防火設備で区画されているものとみなして、第 1 項の規定を適用する。

- 4 法第 21 条第 1 項の規定により第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が 1 時間以上であるものを除く。）とした建築物、法第 27 条第 1 項の規定により第 110 条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物（特定避難時間が 1 時間以上であるものを除く。）とした建築物、法第 27 条第 3 項の規定により準耐火建築物（第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準（第 2 項に規定する 1 時間準耐火基準をいう。以下同じ。）に適合するものを除く。）とした建築物、法第 61 条の規定により第 136 条の 2 第二号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあるものに限り、第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものを除く。）とした建築物又は法第 67 条第 1 項の規定により準耐火建築物等（第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものを除く。）とした建築物）で、延べ面積が 500㎡を超えるものについては、第 1 項の規定にかかわらず、床面積の合計 500㎡以内ごとに 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分（床面積が 200㎡以下の階又は床面積 200㎡以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたものをいう。第 114 条第 1 項及び第 2 項において同じ。）その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

関連【通常火災終了時間に係る基準】

令 109 条の 5 第一号 → 176

関連【特定避難時間に係る基準】令 110 条第一号 → 177

関連【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】

法 27 条 3 項 → 35

関連【準延焼防止建築物】令 136 条の 2 第二号 → 229

関連【特定防災街区整備地区】法 67 条第 1 項 → 57

- 一 天井の全部が強化天井（天井のうち、その下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。次号及び第 114 条第 3 項において同じ。）である階

- 二 準耐火構造の壁又は法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備で区画されている部分で、当該部分の天井が強化天井であるもの

- 5 法第 21 条第 1 項の規定により第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が 1 時間以上であるものに限る。）とした建築物、法第 27 条第 1 項の規定により第 110 条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物（特定避難時間が 1 時間以上であるものに限る。）とした建築物、法第 27 条第 3 項の規定により準耐火建築物（第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物、法第 61 条の規定により第 136 条の 2 第二号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあり、かつ、第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物又は法第 67 条第 1 項の規定により準耐火建築物等（第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物で、延べ面積が 1,000㎡を超えるものについては、第 1 項の規定にかかわらず、床面積の合計 1,000㎡以内ごとに 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

関連【通常火災終了時間に係る基準】

令 109 条の 5 第一号 → 176

関連【特定避難時間に係る基準】令 110 条第一号 → 177

関連【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】

法 27 条 3 項 → 35

関連【準延焼防止建築物】令 136 条の 2 第二号 → 229

関連【特定防災街区整備地区】法 67 条第 1 項 → 57

関連【不燃材料の準耐火建築物】令 109 条の 3 第二号 → 176

関連【1 時間準耐火基準】2 項 → 179

6 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものについては、適用しない。

一 体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分

二 第1項第二号に掲げる建築物の部分

7 建築物の11階以上の部分で、各階の床面積の合計が100㎡を超えるものは、第1項の規定にかかわらず、床面積の合計100㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項⇒175

関連【全館避難 除外】令129条の2⇒201

8 前項の建築物の部分で、当該部分の壁（床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。次項及び第14項第一号において同じ。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ったものは、特定防火設備以外の法第2条第九号の二に規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計200㎡以内ごとに区画すれば足りる。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項⇒175

9 第7項の建築物の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったものは、特定防火設備以外の法第2条第九号の二に規定する防火設備で区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計500㎡以内ごとに区画すれば足りる。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項⇒175

10 前3項の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）、廊下その他避難の用に供する部分又は床面積の合計が200㎡以内共同住宅の住戸で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第7項の規定により区画すべ

き建築物にあっては、法第2条第九号の二に規定する防火設備）で区画されたものについては、適用しない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項⇒175

11 主要構造部を準耐火構造とした建築物又は第136条の2第一号口若しくは第二号口に掲げる基準に適合する建築物であって、地階又は3階以上の階に居室を有するものの堅穴部分（長屋又は共同住宅の住戸でその階数が2以上であるもの、吹抜きとなっている部分、階段の部分（当該部分からのみが入り出ることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分をいう。以下この条において同じ。）については、当該堅穴部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。次項及び第13項において同じ。）と準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する堅穴部分については、この限りでない。

関連【延焼防止建築物・準延焼防止建築物】

令136条の2第一号口、第二号口⇒229

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項⇒175

関連【全館避難 除外】令129条の2⇒201

一 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなっている部分、階段の部分その他これらに類する部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの

二 階数が3以下で延べ面積が200㎡以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が3以下で、かつ、床面積の合計が200㎡以内であるものにおける吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分

12 3階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。次項において同じ。）又は児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。同項において同じ。）の用途に供する建築物のうち階数が3で延べ面積が200㎡未満のもの（前項に規定する建築物を除く。）の堅穴部

第112条 ●建築基準法施行令

分については、当該堅穴部分以外の部分と間仕切壁又は法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた建築物の堅穴部分については、当該防火設備に代えて、10分間防火設備（第109条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。第19項及び第121条第4項第一号において同じ。）で区画することができる。

関連【全館避難 除外】令129条の2⇒201

関連【耐火建築物等とすることを要しない用途】

法27条1項一号、令110条の4⇒178

- 13 3階を法別表第1(イ)欄(2)項に掲げる用途(病院、診療所又は児童福祉施設等を除く。)に供する建築物のうち階数が3で延べ面積が200㎡未満のもの(第11項に規定する建築物を除く。)の堅穴部分については、当該堅穴部分以外の部分と間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で区画しなければならない。

関連【全館避難 除外】令129条の2⇒201

関連【耐火建築物等とすることを要しない用途】

法27条1項一号、令110条の4⇒178

- 14 堅穴部分及びこれに接する他の堅穴部分(いずれも第1項第一号に該当する建築物の部分又は階段室の部分等であるものに限る。)が次に掲げる基準に適合する場合には、これらの堅穴部分を1の堅穴部分とみなして、前3項の規定を適用する。

一 当該堅穴部分及び他の堅穴部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされ、かつ、その下地が準不燃材料で造られたものであること。

二 当該堅穴部分と当該他の堅穴部分とが用途上区画することができないものであること。

- 15 第12項及び第13項の規定は、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物として、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して国土交

通大臣が定めるものの堅穴部分については、適用しない。

- 16 第1項若しくは第4項から第6項までの規定による1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁(第4項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。)若しくは特定防火設備、第7項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは法第2条第九号の二口に規定する防火設備又は第11項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは同号口に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項⇒175

- 17 前項の規定によって準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に法第2条第九号の二口に規定する防火設備を設けなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

- 18 建築物の一部が法第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する場合には、その部分とその他の部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。

❑【耐火建築物等とすべき特殊建築物】法27条⇒35

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項⇒175

関連【全館避難 除外】令129条の2⇒201

- 19 第1項、第4項、第5項、第10項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備、第7項、第10項、第11項又は第12項本文の規定による区画に用いる法第2条第九号の二口に規定する防火設備、同項ただし書の規定による区画に用いる10分間防火設備及び第13項の規定による区画に用いる戸は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

【関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

【関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項⇒175

一 第1項本文、第4項若しくは第5項の規定による区画に用いる**特定防火設備**又は**第7項の規定による区画に用いる法第2条第九号の二口に規定する防火設備** 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は**随時閉鎖若しくは作動**をできるものであること。

ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該**特定防火設備**又は**防火設備の周囲の人の安全を確保**することができるものであること。

ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものあっては、**閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がない**ものであること。

ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの**以外**のものにあっては、火災により**煙**が発生した場合又は火災により**温度**が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、**自動的に閉鎖又は作動**をするものであること。

二 第1項第二号、第10項若しくは前項の規定による区画に用いる**特定防火設備**、**第10項、第11項若しくは第12項本文の規定による区画に用いる法第2条第九号の二口に規定する防火設備**、**同項ただし書の規定による区画に用いる10分間防火設備**又は**第13項の規定による区画に用いる戸** 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること。

ロ 避難上及び防火上支障のない**遮煙性能**を有し、かつ、**常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外**のものにあっては、火災により**煙**が発生した場合に**自動的に閉鎖又は作動**をするものであること。

20 給水管、配電管その他の管が第1項、第4項から第6項まで若しくは第18項の規定による1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若し

くは壁、第7項若しくは第10項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第11項本文若しくは第16項本文の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は同項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの（以下この条において「**準耐火構造の防火区画**」という。）を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の**不燃材料**で埋めなければならない。

【関連【給排水等の配管設備の設置等】

令129条の2の4第1項七号⇒203

【関連【建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁】令114条5項⇒184

【関連【木造等の建築物の防火壁及び防火床】

令113条2項⇒184

【関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

21 換気、暖房又は冷房の設備の**風道**が**準耐火構造の防火区画**を貫通する場合（国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、**特定防火設備**（法第2条第九号の二口に規定する防火設備によって区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあっては、同号口に規定する**防火設備**）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

【関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

【関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項⇒175

一 火災により**煙**が発生した場合又は火災により**温度**が急激に上昇した場合に**自動的に閉鎖**するものであること。

二 閉鎖した場合に防火上支障のない**遮煙性能**を有するものであること。

【木造等の建築物の防火壁及び防火床】

第113条 防火壁及び防火床は、次に定める構造としなければならない。

【関連【防火壁等】法26条⇒34

一 耐火構造とすること。

二 通常の火災による当該防火壁又は防火床以外の建築物の部分の倒壊によって生ずる応力が**伝えられた場合に倒壊しない**ものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする

第114条 ●建築基準法施行令

ること。

三 通常の火災時において、当該防火壁又は防火床で区画された部分（当該防火壁又は防火床の部分を除く。）から屋外に出た火災による当該防火壁又は防火床で区画された他の部分（当該防火壁又は防火床の部分を除く。）への延焼を有効に防止できるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

四 防火壁に設ける開口部の幅及び高さ又は防火床に設ける開口部の幅及び長さは、それぞれ2.5m以下とし、かつ、これに特定防火設備で前条第19項第一号に規定する構造であるものを設けること。

2 前条第20項の規定は給水管、配電管その他の管が防火壁又は防火床を貫通する場合に、同条第21項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が防火壁又は防火床を貫通する場合について準用する。

3 第109条の7に規定する技術的基準に適合する壁等で、法第21条第2項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものは、第1項の規定に適合する防火壁又は防火床とみなす。

【建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁】

第114条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁（自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の界壁を除く。）は、準耐火構造とし、第112条第4項各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

関連【長屋又は共同住宅の遮音のための界壁】法30条⇒36

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

関連【自動スプリンクラー設備等設置部分】

令112条4項⇒180

関連【強化天井】令112条4項一号⇒180

2 学校、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎又はマーケットの用途に供する建築物の当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、第112条第4項各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は

天井裏に達せしめなければならない。

関連【強化天井】令112条4項一号⇒180

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

3 建築面積が300㎡を超える建築物の小屋組が木造である場合においては、小屋裏の直下の天井の全部を強化天井とするか、又は桁行間隔12m以内ごとに小屋裏（準耐火構造の隔壁で区画されている小屋裏の部分で、当該部分の直下の天井が強化天井であるものを除く。）に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

関連【強化天井】令112条4項一号⇒180

一 法第2条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物

二 第115条の2第1項第七号の基準に適合するもの

三 その周辺地域が農業上の利用に供され、又はこれと同様の状況にあって、その構造及び用途並びに周囲の状況に関し避難上及び延焼防止上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場の上家

4 延べ面積がそれぞれ200㎡を超える建築物で耐火建築物以外のもの相互を連絡する渡り廊下で、その小屋組が木造であり、かつ、けた行が4mを超えるものは、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。

5 第112条第20項の規定は給水管、配電管その他の管が第1項の界壁、第2項の間仕切壁又は前2項の隔壁を貫通する場合に、同条第21項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する場合について準用する。この場合において、同項中「特定防火設備」とあるのは、「第109条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」と読み替えるものとする。

関連【給水管等の防火区画の貫通】令112条20項、21項⇒183

【建築物に設ける煙突】

第115条 建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならない。

関連【煙突】令139条⇒249

- 一 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を60cm以上とすること。
- 二 煙突の高さは、その先端からの水平距離1m以内に建築物がある場合で、その建築物に軒がある場合においては、その建築物の軒から60cm以上高くすること。
- 三 煙突は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。
 - イ 次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
 - (2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から15cm以上離して設けること。ただし、厚さが10cm以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分その他当該可燃材料を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分は、この限りでない。
 - ロ その周囲にある建築物の部分（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあっては、煙突の上又は周囲にたまるほこりを含む。）を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 四 壁付暖炉のれんが造、石造又はコンクリートブロック造の煙突（屋内にある部分に限る。）には、その内部に陶管の煙道を差し込み、又はセメントモルタルを塗ること。
- 五 壁付暖炉の煙突における煙道の屈曲が120度以内の場合においては、その屈曲部に掃除口を設けること。
- 六 煙突の廃ガスその他の生成物により、腐食又は腐朽のおそれのある部分には、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いるか、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置を講ずること。
- 七 ボイラーの煙突は、前各号に定めるもののほか、煙道接続口の中心から頂部までの高さが

ボイラーの燃料消費量（国土交通大臣が経済産業大臣の意見を聴いて定めるものとする。）に応じて国土交通大臣が定める基準に適合し、かつ、防火上必要があるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

- 2 前項第一号から第三号までの規定は、廃ガスその他の生成物の温度が低いことその他の理由により防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場合においては、適用しない。

【防火壁又は防火床の設置を要しない建築物に関する技術的基準等】

第 115 条の 2 法第 26 条第二号ロの政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

【防火壁等】法26条⇒34

- 一 第 46 条第 2 項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。
- 二 地階を除く階数が2以下であること。
- 三 2階の床面積（吹抜きとなっている部分に面する2階の通路その他の部分の床で壁の室内に面する部分から内側に2m以内の間に設けられたもの（次号において「通路等の床」という。）の床面積を除く。）が1階の床面積の $\frac{1}{8}$ 以下であること。
- 四 外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、1階の床（直下に地階がある部分に限る。）及び2階の床（通路等の床を除く。）の構造が、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、亀裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。ただし、特定行政庁がその周囲の状況により延焼防止上支障がないと認める建築物の外壁及び軒裏については、この限りでない。
- 五 地階の主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られていること。
- 六 調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものの部分が、その他の部分と耐火構造の床若し

第115条の3 ●建築基準法施行令

くは壁（これらの床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は特定防火設備で第112条第19項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。

七 建築物の各室及び各通路について、壁（床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げが難燃材料でされ、又はスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものと及び第126条の3の規定に適合する排煙設備が設けられていること。

八 主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造が、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

九 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

2 法第26条第三号の政令で定める用途は、畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場の上家とする。

【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】

第115条の3 法別表第1(イ)欄の(2)項から(4)項まで及び(6)項（法第87条第3項において法第27条の規定を準用する場合を含む。）に掲げる用途に類するもので政令で定めるものは、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

一 **2項**の用途に類するもの **児童福祉施設等**（**幼保連携型認定こども園**を含む。以下同じ。）

関連【児童福祉施設等】**令19条1項**→138

二 **3項**の用途に類するもの **博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場**

三 **4項**の用途に類するもの **公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗**（**床面積が10㎡以内のものを除く。**）

四 **6項**の用途に類するもの **映画スタジオ又はテレビスタジオ**

【自動車車庫等の用途に供してはならない準耐火建築物】

第115条の4 法第27条第3項（法第87条第3項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定により政令で定める準耐火建築物は、第109条の3第一号に掲げる技術的基準に適合するもの（同条第二号に掲げる技術的基準に適合するものを除く。）とする。

【危険物の数量】

第116条 法第27条第3項第二号の規定により政令で定める**危険物の数量の限度**は、次の表に定めるところによるものとする。

危険物品の種類	数量		
	常時貯蔵する場合	製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合	
火薬類（玩具煙火を除く。）	火薬	20 t	10 t
	爆薬	20 t	5 t
	工業雷管及び電気雷管	300万個	50万個
	銃用雷管	1,000万個	500万個
	信号雷管	300万個	50万個
	実包	1,000万個	5万個
	空包	1,000万個	5万個
	信管及び火管	10万個	5万個
	導爆線	500km	500km
	導火線	2,500km	500km
	電気導火線	7万個	5万個
	信号炎管及び信号火箭	2 t	2 t
	煙火	2 t	2 t
その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。		
消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量の10倍の数量	危険物の規制に関する政令別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量の10倍の数量	
マッチ	300マッチトン	300マッチトン	
可燃性ガス	700㎡	2万㎡	
圧縮ガス	7,000㎡	20万㎡	
液化ガス	70 t	2,000 t	
この表において、可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が0度で圧力が1気圧の状態に換算した数値とする。			

- 2 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度及び支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。
- 3 第1項の表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、第1項に規定する危険物の数量の限度は、それぞれ当該各欄の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が1である場合とする。

建築物に限り適用する。

■この節 令117条～令126条⇒187

- 2 次に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。
- 一 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分
 - 二 建築物の2以上の部分の構造が通常火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合における当該部分

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

【客席からの出口の戸】

第118条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場における客席からの出口の戸は、内開きとしてはならない。

関連【屋外への出口の戸】令125条2項⇒192

【廊下の幅】

第119条 廊下の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2⇒200

廊下の用途	廊下の配置 両側に居室がある廊下における場合 (単位 m)	その他の廊下における場合 (単位 m)
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.3	1.8
病院における患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100㎡を超える階における共用のもの又は3室以下の専用ものを除き居室の床面積の合計が200㎡(地階にあっては、100㎡)を超える階におけるもの	1.6	1.2

【直通階段の設置】

第120条 建築物の避難階以外の階（地下街におけるものを除く。次条第1項において同じ。）においては、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる居室の種類の区分に応じ当該各居室からその一に至る歩行距離が同表の中欄又は右欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる数値以下となるように設けなければならない。

関連【避難階】令13条一号⇒136

第5章 避難施設等

第1節 総則

【窓その他の開口部を有しない居室等】

第116条の2 法第35条（法第87条第3項において準用する場合を含む。第127条において同じ。）の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号に該当する窓その他の開口部を有しない居室とする。

一 面積（第20条の規定より計算した採光に有効な部分の面積に限る。）の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{20}$ 以上のもの

■【有効面積の算定方法】令20条⇒139

二 開放できる部分（天井又は天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る。）の面積の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{50}$ 以上のもの

関連【排煙設備の設置】令126条の2第1項⇒192

関連【排煙設備の構造】令126条の3第1項三号⇒193

2 ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた2室は、前項の規定の適用については、1室とみなす。

第2節 廊下、避難階段及び出入口

【適用の範囲】

第117条 この節の規定は、法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、前条第1項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室を有する階又は延べ面積が1,000㎡をこえる

第 121 条

● 建築基準法施行令

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2⇒200

居室の種類	構造	主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている場合(単位 m)	左欄に掲げる場合以外の場合(単位 m)
(1)	第116条の2第1項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室(当該居室の床面積、当該居室からの避難の用に供する廊下その他の通路の構造並びに消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び警報設備の設置の状況及び構造に関し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除く。)又は法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する居室	30	30
(2)	法別表第1(イ)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する居室	50	30
(3)	(1)の項又は(2)の項に掲げる居室以外の居室	50	40

2 主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている建築物の居室で、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。)及び天井(天井のない場合においては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを準不燃材料としたものについては、前項の表の数値に10を加えた数値を同項の表の数値とする。ただし、15階以上の階の居室については、この限りでない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

3 15階以上の階の居室については、前項本文の規定に該当するものを除き、第1項の表の数値から10を減じた数値を同項の表の数値とする。

4 第1項の規定は、主要構造部を準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が2又は3であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階については、その居

室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が40m以下である場合においては、適用しない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

【2以上の直通階段を設ける場合】

第121条 建築物の避難階以外の階が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

関連【避難階】令13条一号⇒136

- 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する階でその階に客席、集会室その他これらに類するものを有するもの
- 二 物品販売業を営む店舗(床面積の合計が1,500㎡を超えるものに限る。第122条第2項、第124条第1項及び第125条第3項において同じ。)の用途に供する階でその階に売場を有するもの
- 三 次に掲げる用途に供する階でその階に客席、客室その他これらに類するものを有するもの(5階以下の階で、その階の居室の床面積の合計が100㎡を超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第123条第2項又は第3項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である5階以下の階でその階の居室の床面積の合計が100㎡を超えないものを除く。)

関連【屋外避難階段】令123条2項⇒190

関連【特別避難階段】令123条3項⇒190

- イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
- ロ 個室付浴場業その他客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設
- ハ スードスタジオその他これに類する興行場(劇場、映画館又は演芸場に該当するものを除く。)
- ニ 専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設
- ホ 店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業を営む店舗
- 四 病院若しくは診療所の用途に供する階でその階における病室の床面積の合計又は児童福祉

施設等の用途に供する階でその階における児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床面積の合計が、それぞれ 50㎡を超えるもの

関連【児童福祉施設等】令19条1項→138

五 ホテル、旅館若しくは下宿の用途に供する階でその階における宿泊室の床面積の合計、共同住宅の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計又は寄宿舎の用途に供する階でその階における寝室の床面積の合計が、それぞれ 100㎡を超えるもの

六 前各号に掲げる階以外の階で次のイ又はロに該当するもの

イ 6階以上の階でその階に居室を有するもの（第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が 100㎡を超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第 123 条第 2 項又は第 3 項の規定に適合するものが設けられているものを除く。）

関連【屋外避難階段】令123条2項→190

関連【特別避難階段】令123条3項→190

ロ 5階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあっては 200㎡を、その他の階にあっては 100㎡を超えるもの

2 主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項中「50㎡」とあるのは「100㎡」と、「100㎡」とあるのは「200㎡」と、「200㎡」とあるのは「400㎡」とする。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→174

3 第 1 項の規定により避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設ける場合において、居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、前条に規定する歩行距離の数値の $\frac{1}{2}$ をこえてはならない。ただし、居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

4 第 1 項（第四号及び第五号（第 2 項の規定が適用される場合にあつては、第四号）に係る部分

に限る。）の規定は、階数が 3 以下で延べ面積が 200㎡未満の建築物の避難階以外の階（以下この項において「特定階」という。）（階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）と当該階段の部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める防火設備で第 112 条第 19 項第二号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第 15 項の国土交通大臣が定める建築物の特定階に限る。）については、適用しない。

一 特定階を第 1 項第四号に規定する用途（児童福祉施設等については入所する者の寝室があるものに限る。）に供する場合 法第 2 条第九号の二に規定する防火設備（当該特定階がある建築物の居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた場合にあつては、10 分間防火設備）

二 特定階を児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものを除く。）の用途又は第 1 項第五号に規定する用途に供する場合 戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）

【屋外階段の構造】

第 121 条の 2 前 2 条の規定による直通階段で屋外に設けるものは、木造（準耐火構造のうち有効な防腐措置を講じたものを除く。）としてはならない。

【避難階段の設置】

第 122 条 建築物の 5 階以上の階（その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物で 5 階以上の階の床面積の合計が 100㎡以下である場合を除く。）又は地下 2 階以下の階（その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物で地下 2 階以下の階の床面積の合計が 100㎡以下である場合を除く。）に通ずる直通階段は次条の規定による避難階又は特別避難階とし、建築物の 15 階以上の階又は地下 3 階以下の階に通ずる直通階段は同条第 3 項の規定による特別避難階としなければならない。ただし、主要構造部が耐火構造である建築物（階段室の部分、

第 123 条

● 建築基準法施行令

昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）及び廊下その他の避難の用に供する部分で耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたものを除く。）で床面積の合計 100㎡（共同住宅の住戸にあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（直接外気に開放されている階段室に面する換気のための窓で開口面積が 0.2㎡以下のものに設けられる法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備を含む。）で区画されている場合においては、この限りでない。

関連【特定防火設備】令112条1項→179

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→175

2 3階以上の階を物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあっては、各階の売場及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これを次条の規定による避難階段又は特別避難階段としなければならない。

関連【1,500㎡を超える物品販売業を営む店舗】

令121条1項二号→188

3 前項の直通階段で、5階以上の売場に通ずるものはその1以上を、15階以上の売場に通ずるものはそのすべてを次条第3項の規定による特別避難階段としなければならない。

【避難階段及び特別避難階段の構造】

第 123 条 屋内に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→175

一 階段室は、第四号の開口部、第五号の窓又は第六号の出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

関連【全館避難 除外】令129条の2→201

二 階段室の天井（天井のない場合にあっては、屋根。第3項第四号において同じ。）及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

三 階段室には、窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。

四 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々 1㎡以内で、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であ

るものが設けられたものを除く。）は、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から 90cm 以上の距離に設けること。ただし、第 112 条第 16 項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

五 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合においては、その面積は、各々 1㎡以内とし、かつ、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものを設けること。

六 階段に通ずる出入口には、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備で第 112 条第 19 項第二号に規定する構造であるものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとする。

関連【全館避難 除外】令129条の2→201

七 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

関連【避難階】令13条一号→136

2 屋外に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一 階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部（開口面積が各々 1㎡以内で、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）から 2m 以上の距離に設けること。

二 屋内から階段に通ずる出入口には、前項第六号の防火設備を設けること。

関連【全館避難 除外】令129条の2→201

三 階段は、耐火構造とし、地上まで直通すること。

3 特別避難階段は、次に定める構造としなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→175

一 屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡すること。

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2→200

二 屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合においては、階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に

流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2⇒200

三 階段室、バルコニー及び付室は、第六号の開口部、第八号の窓又は第十号の出入口の部分（第129条の13の3第3項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあっては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

関連【全館避難 除外】令129条の2⇒201

四 階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

五 階段室には、付室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。

六 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々1㎡以内で、法第2条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から90cm以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第112条第16項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

七 階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けないこと。

八 階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合においては、はめごろし戸を設けること。

九 バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこと。

十 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には第1項第六号の特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には同号の防火設備を設けること。

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2⇒200

十一 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

十二 建築物の15階以上の階又は地下3階以下の階に通ずる特別避難階段の15階以上の各階又は地下3階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、法別表第1(イ)欄(1)項又は(4)項に掲げる用途に供する居室にあっては $\frac{8}{100}$ 、その他の居室にあっては $\frac{3}{100}$ を乗じたものの合計以上とすること。

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2⇒200

【共同住宅の住戸の床面積の算定等】

第123条の2 主要構造部を準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が2又は3であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階は、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が40m以下である場合においては、第119条、第121条第1項第五号及び第六号イ（これらの規定を同条第2項の規定により読み替える場合を含む。）、第122条第1項並びに前条第3項第十二号の規定の適用については、当該出入口のある階にあるものとみなす。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

【物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅】

第124条 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物における避難階段、特別避難階段及びこれらに通ずる出入口の幅は、次の各号に定めるところによらなければならない。

関連【1,500㎡を超える物品販売業を営む店舗】

令121条1項二号⇒188

関連【全館避難 除外】令129条の2⇒201

一 各階における避難階段及び特別避難階段の幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあっては、当該階以下の階）のうち床面積が最大の階における床面積100㎡につき60cmの割合で計算した数値以上とすること。

二 各階における避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅の合計は、各階ごとにその階の床面積100㎡につき、地上階にあっては27cm、地階にあっては36cmの割合で計算した数値以上とすること。

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2⇒200

第125条 ●建築基準法施行令

- 2 前項に規定する所要幅の計算に関しては、もっぱら1若しくは2の地上階から避難階若しくは地上に通ずる避難階段及び特別避難階段又はこれらに通ずる出入口については、その幅が1.5倍あるものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定の適用に関しては、屋上広場は、階とみなす。

【屋外への出口】

第125条 避難階においては、階段から屋外への出口の一に至る歩行距離は第120条に規定する数値以下と、居室（避難上有効な開口部を有するものを除く。）の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離は同条に規定する数値の2倍以下としなければならない。

関連【全館避難 除外】令129条の2⇒201

- 2 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客用に供する屋外への出口の戸は、内開きとしてはならない。
- 3 物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅の合計は、床面積が最大の階における床面積100㎡につき60cmの割合で計算した数値以上としなければならない。

関連【1,500㎡を超える物品販売業を営む店舗】

令121条1項二号⇒188

関連【全館避難 除外】令129条の2⇒201

- 4 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

【屋外への出口等の施錠装置の構造等】

第125条の2 次の各号に掲げる出口に設ける戸の施錠装置は、当該建築物が法令の規定により人を拘禁する目的に供せられるものである場合を除き、屋内からかぎを用いることなく解錠できるものとし、かつ、当該戸の近くの見やすい場所にその解錠方法を表示しなければならない。

- 一 屋外に設ける避難階段に屋内から通ずる出口
 - 二 避難階段から屋外に通ずる出口
 - 三 前2号に掲げる出口以外の出口のうち、維持管理上常時鎖錠状態にある出口で、火災その他の非常の場合に避難の用に供すべきもの
- 2 前項に規定するもののほか、同項の施錠装置の構造及び解錠方法の表示の基準は、国土交通大臣が定める。

【屋上広場等】

第126条 屋上広場又は2階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安

全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。

- 2 建築物の5階以上の階を百貨店の売場の用途に供する場合においては、避難の用に供することができる屋上広場を設けなければならない。

第3節 排煙設備

【設置】

第126条の2 法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が500㎡を超えるもの、階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物（建築物の高さが31m以下の部分にある居室で、床面積100㎡以内ごとに、間仕切壁、天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの（以下「防煙壁」という。）によって区画されたものを除く。）、第116条の2第1項第二号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物の居室で、その床面積が200㎡を超えるもの（建築物の高さが31m以下の部分にある居室で、床面積100㎡以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く。）には、排煙設備を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項⇒175

関連【区画、階、全館避難 除外】令128条の6、令129条、129条の2⇒198

関連【無窓居室等】令116条の2第1項二号⇒187

関連【構造】令126条の3第1項三号⇒193

- 一 法別表第1(イ)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備で区画された部分で、その床面積が100㎡（共同住宅の住戸にあっては、200㎡）以内のもの
- 二 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（以下「学校等」という。）

三 階段の部分、昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）その他これらに類する建築物の部分

四 機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの

五 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、天井の高さ、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類等を考慮して国土交通大臣が定めるもの

2 次に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

一 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二口に規定する防火設備でその構造が第112条第19項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもので区画されている場合における当該区画された部分

二 建築物の2以上の部分の構造が通常の火災時において相互に煙又はガスによる避難上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合における当該部分

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項⇒175

【構造】

第126条の3 前条第1項の排煙設備は、次に定める構造としなければならない。

関連【区画、階、全館避難 除外】令128条の6、令129条、129条の2⇒198

一 建築物をその床面積500㎡以内ごとに、防煙壁で区画すること。

関連【防煙壁】令126条の2第1項⇒192

二 排煙設備の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

三 排煙口は、第一号の規定により区画された部分（以下「防煙区画部分」という。）のそれぞれについて、当該防煙区画部分の各部分から排煙口の一に至る水平距離が30m以下となるように、天井又は壁の上部（天井から

80cm（たけの最も短い防煙壁のたけが80cmに満たないときは、その値）以内の距離にある部分をいう。）に設け、直接外気に接する場合を除き、排煙風道に直結すること。

関連【無窓居室等】令116条の2第1項二号⇒187

関連【設置】令126条の2第1項⇒192

四 排煙口には、手動開放装置を設けること。

五 前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から80cm以上1.5m以下の高さの位置に、天井から吊り下げて設ける場合においては床面からおおむね1.8mの高さに設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。

六 排煙口には、第四号の手動開放装置若しくは煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを設けること。

七 排煙風道は、第115条第1項第三号に定める構造とし、かつ、防煙壁を貫通する場合には、当該風道と防煙壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

八 排煙口が防煙区画部分の床面積の $\frac{1}{50}$ 以上の開口面積を有し、かつ、直接外気に接する場合を除き、排煙機を設けること。

九 前号の排煙機は、一の排煙口の開放に伴い自動的に作動し、かつ、1分間に、120㎡以上で、かつ、防煙区画部分の床面積1㎡につき1㎡（2以上の防煙区画部分に係る排煙機にあっては、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のもの床面積1㎡につき2㎡）以上の空気を排出する能力を有するものとする。

十 電源を必要とする排煙設備には、予備電源を設けること。

十一 法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が1,000㎡を超える地下街における排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとする。

❏【非常用昇降機を設置すべき建築物】法34条2項⇒37

関連【中央管理室】令20条の2第二号⇒141

十二 前各号に定めるもののほか、火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして

第126条の4 ●建築基準法施行令

国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの
とすること。

- 2 前項の規定は、送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備で、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。

第4節 非常用の照明装置

【設置】

第126条の4 法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物の居室、階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物の居室、第116条の2第1項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物の居室及びこれらの居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路(採光上有効に直接外気に開放された通路を除く。)並びにこれらに類する建築物の部分で照明装置の設置を通常要する部分には、非常用の照明装置を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

- 一 一戸建の住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸
 - 二 病院の病室、下宿の宿泊室又は寄宿舎の寢室その他これらに類する居室
 - 三 学校等
- 関連【学校等】令126条の2第1項二号→192
- 四 避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものとして国土交通大臣が定めるもの

【構造】

第126条の5 前条の非常用の照明装置は、次の各号のいずれかに定める構造としなければならない。

- 一 次に定める構造とすること。
 - イ 照明は、直接照明とし、床面において1ルクス以上の照度を確保することができるものとする。
 - ロ 照明器具の構造は、火災時において温度が上昇した場合であっても著しく光度が低下しないものとして国土交通大臣が定めた構

造方法を用いるものとする。

- ハ 予備電源を設けること。
- ニ イからハまでに定めるもののほか、非常の場合の照明を確保するために必要があるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
- ヒ 火災時において、停電した場合に自動的に点灯し、かつ、避難するまでの間に、当該建築物の室内の温度が上昇した場合であっても床面において1ルクス以上の照度を確保することができるものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとする。

第5節 非常用の進入口

【設置】

第126条の6 建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の階(不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階又は国土交通大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階で、その直上階又は直下階から進入することができるものを除く。)には、非常用の進入口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 一 第129条の13の3の規定に適合するエレベーターを設置している場合
- 二 道又は道に通ずる幅員4m以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に窓その他の開口部(直径1m以上の円が内接することができるもの又はその幅及び高さが、それぞれ、75cm以上及び1.2m以上のもので、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものに限る。)を当該壁面の長さ10m以内ごとに設けている場合
- 三 吹抜きとなっている部分その他の一定の規模以上の空間で国土交通大臣が定めるものを確保し、当該空間から容易に各階に進入することができるよう、通路その他の部分であって、当該空間との間に壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交

通大臣の認定を受けたものを設けている場合

【構造】

第126条の7 前条の非常用の進入口は、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一 進入口は、道又は道に通ずる幅員4 m以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に設けること。
- 二 進入口の間隔は、40 m以下であること。
- 三 進入口の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.2 m以上及び80 cm以下であること。
- 四 進入口は、外部から開放し、又は破壊して室内に進入できる構造とすること。
- 五 進入口には、奥行き1 m以上、長さ4 m以上のバルコニーを設けること。
- 六 進入口又はその近くに、外部から見やすい方法で赤色灯の標識を掲示し、及び非常用の進入口である旨を赤色で表示すること。
- 七 前各号に定めるもののほか、国土交通大臣が非常用の進入口としての機能を確保するために必要があると認めて定める基準に適合する構造とすること。

第6節 敷地内の避難上及び消火上必要な通路等

【適用の範囲】

第127条 この節の規定は、法第35条に掲げる建築物に適用する。

【敷地内の通路】

第128条 敷地内には、第123条第2項の屋外に設ける避難階段及び第125条第1項の出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.5 m（階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物の敷地内にある場合は、90cm）以上の通路を設けなければならない。

【大規模な木造等の建築物の敷地内における通路】

第128条の2 主要構造部の全部が木造の建築物（法第2条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物を除く。）でその延べ面積が1,000㎡を超える場合又は主要構造部の一部が木造の建築物でその延べ面積（主要構造部が耐火構造の部分を含む場合で、その部分とその他の部分とが耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画され

ているときは、その部分の床面積を除く。以下この条において同じ。）が1,000㎡を超える場合においては、その周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が3 m以上の通路を設けなければならない。ただし、延べ面積が3,000㎡以下の場合における隣地境界線に接する部分の通路は、その幅員を1.5 m以上とすることができる。

- 2 同一敷地内に2以上の建築物（耐火建築物、準耐火建築物及び延べ面積が1,000㎡を超えるものを除く。）がある場合で、その延べ面積の合計が1,000㎡を超えるときは、延べ面積の合計1,000㎡以内ごとの建築物に区画し、その周囲（道又は隣地境界線に接する部分を除く。）に幅員が3 m以上の通路を設けなければならない。
- 3 耐火建築物又は準耐火建築物が延べ面積の合計1,000㎡以内ごとに区画された建築物を相互に防火上有効に遮っている場合においては、これらの建築物については、前項の規定は、適用しない。ただし、これらの建築物の延べ面積の合計が3,000㎡を超える場合においては、その延べ面積の合計3,000㎡以内ごとに、その周囲（道又は隣地境界線に接する部分を除く。）に幅員が3 m以上の通路を設けなければならない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、通路は、次の各号の規定に該当する渡り廊下を横切ることができる。ただし、通路が横切る部分における渡り廊下の開口の幅は2.5 m以上、高さは3 m以上としなければならない。
 - 一 幅が3 m以下であること。
 - 二 通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- 5 前各項の規定による通路は、敷地の接する道まで達しなければならない。

【地下街】

第128条の3 地下街の各構えは、次の各号に該当する地下道に2 m以上接しなければならない。ただし、公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものがある場合は、その接する長さを2 m未満とすることができる。

- 一 壁、柱、床、はり及び床版は、国土交通大臣が定める耐火に関する性能を有すること。
- 二 幅員5 m以上、天井までの高さ3 m以上で、かつ、段及び $\frac{1}{8}$ をこえる勾配の傾斜路を有しないこと。
- 三 天井及び壁の内面の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造っていること。

第128条の3の2 ●建築基準法施行令

四 長さが60mをこえる地下道にあっては、避難上安全な地上に通ずる直通階段で第23条第1項の表の(2)に適合するものを各構えの接する部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けていること。

五 末端は、当該地下道の幅員以上の幅員の出入口で道に通ずること。ただし、その末端の出入口が2以上ある場合においては、それぞれの出入口の幅員の合計が当該地下道の幅員以上であること。

六 非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備で国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものを設けていること。

2 地下街の各構えが当該地下街の他の各構えに接する場合においては、当該各構えと当該他の各構えとを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で第112条第19項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

3 地下街の各構えは、地下道と耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で第112条第19項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

4 地下街の各構えの居室の各部分から地下道（当該居室の各部分から直接地上へ通ずる通路を含む。）への出入口の一に至る歩行距離は、30m以下でなければならない。

5 第112条第7項から第11項まで、第14項、第16項、第17項及び第19項から第21項まで並びに第129条の2の4第1項第七号（第112条第20項に関する部分に限る。）の規定は、地下街の各構えについて準用する。この場合において、第112条第7項中「建築物の11階以上の部分で、各階の」とあるのは「地下街の各構えの部分で」と、同条第8項から第10項までの規定中「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と、同条第11項中「主要構造部を準耐火構造とした建築物又は第136条の2第一号口若しくは第二号口に掲げる基準に適合する建築物であって、地階又は3階以上の階に居室を有するもの」とあるのは「地下街の各構え」と、「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同条第14項中「該当する建築物」とあるのは「規定する用途に供する地下街の各構え」と、同条第16項中「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同号中「1時間準耐火基準に適合する準耐

火構造」とあるのは「耐火構造」と、「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と読み替えるものとする。

6 地方公共団体は、他の工作物との関係その他周囲の状況により必要と認める場合においては、条例で、前各項に定める事項につき、これらの規定と異なる定めをすることができる。

第5章の2 特殊建築物等の内装

【制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室】

第128条の3の2 法第35条の2（法第87条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号のいずれかに該当するもの（天井の高さが6mを超えるものを除く。）とする。

- 一 床面積が50㎡を超える居室で窓その他の開口部の開放できる部分（天井又は天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る。）の面積の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{50}$ 未満のもの
- 二 法第28条第1項ただし書に規定する温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室で同項本文の規定に適合しないもの

関連 令128条の5第5項⇒198

【制限を受けない特殊建築物等】

第128条の4 法第35条の2の規定により政令で定める特殊建築物は、次に掲げるもの以外のものとする。

関連 【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

一 次の表に掲げる特殊建築物

用途	構造	主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第2条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物（1時間準耐火基準に適合するものを除く。）	法第2条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物（1時間準耐火基準に適合するものを除く。）	その他の建築物
(1)	法別表第1イ欄(1)項に掲げる用途	客席の床面積の合計が400㎡以上のもの	客席の床面積の合計が100㎡以上のもの	客席の床面積の合計が100㎡以上のもの

(2)	法別表第1(イ)欄(2)項に掲げる用途	当該用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	当該用途に供する2階の部分(病院又は診療所については、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300㎡以上のもの	当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの
(3)	法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途	当該用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの	当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの	当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの

関連 令128条の5第1項→197

二 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する特殊建築物

関連 令128条の5第2項→197

三 地階又は地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室で法別表第1(イ)欄(1)項、(2)項又は(4)項に掲げる用途に供するものを有する特殊建築物

関連 令128条の5第3項→198

2 法第35条の2の規定により政令で定める階数が3以上である建築物は、延べ面積が500㎡を超えるもの(学校等の用途に供するものを除く。)以外のものとする。

関連 令128条の5第4項→198

関連 [学校等] 令126条の2第1項二号→192

3 法第35条の2の規定により政令で定める延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、階数が2で延べ面積が1,000㎡を超えるもの又は階数が1で延べ面積が3,000㎡を超えるもの(学校等の用途に供するものを除く。)以外のものとする。

関連 令128条の5第4項→198

関連 [学校等] 令126条の2第1項二号→192

4 法第35条の2の規定により政令で定める建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものは、階数が2以上の住宅(住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下この項において同じ。)の用途に供する建築物(主要構造部を耐火構造としたものを除く。)の最上階以外の階又は住宅の用途に供する建築物以外の建築物(主要構造部を耐火構造としたものを除く。)に存する調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室、作業室その他の室でかま

ど、こんろ、ストーブ、炉、ボイラー、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を設けたもの(次条第6項において「内装の制限を受ける調理室等」という。)以外のものとする。

関連 令128条の5第6項→198

関連 [耐火性能関係規定] 令108条の3第3項→174

【特殊建築物等の内装】

第128条の5 前条第1項第一号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する居室(法別表第1(イ)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物が主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第2条第九号の三イに該当する建築物である場合にあっては、当該用途に供する特殊建築物の部分で床面積の合計100㎡(共同住宅の住戸にあっては、200㎡)以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分の居室を除く。)の壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。第4項において同じ。)及び天井(天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを第一号に掲げる仕上げと、当該各用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

関連 [耐火性能関係規定] 令108条の3第3項→174

関連 [防火区画等関係規定] 令108条の3第4項→175

関連 [区画、階、全館避難 除外] 令128条の6、令129条、129条の2→198

一 次のイ又はロに掲げる仕上げ

- イ 難燃材料(3階以上の階に居室を有する建築物の当該各用途に供する居室の天井の室内に面する部分にあっては、準不燃材料)でしたもの
- ロ イに掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの

二 次のイ又はロに掲げる仕上げ

- イ 準不燃材料でしたもの
- ロ イに掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの

2 前条第1項第二号に掲げる特殊建築物は、当該

第128条の6 ●建築基準法施行令

各用途に供する部分及びこれから地上に通ずる主たる通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを前項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

3 前条第1項第三号に掲げる特殊建築物は、同号に規定する居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第1項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

関連【区画、階、全館避難 除外】令128条の6、令129条、129条の2⇒198

4 階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物、階数が2で延べ面積が1,000㎡を超える建築物又は階数が1で延べ面積が3,000㎡を超える建築物（学校等の用途に供するものを除く。）は、居室（床面積の合計100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備で第112条第19項第二号に規定する構造であるもので区画され、かつ、法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供しない部分の居室で、主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第2条第九号の三イに該当する建築物の高さが31m以下の部分にあるものを除く。）の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを次の各号のいずれかに掲げる仕上げとし、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第1項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、同表(イ)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物の高さ31m以下の部分については、この限りでない。

一 難燃材料でしたもの

二 前号に掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せでしたもの

関連【学校等】令126条の2第1項第二号⇒192

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項⇒175

関連【区画、階、全館避難 除外】令128条の6、令129条、129条の2⇒198

5 第128条の3の2に規定する居室を有する建築物は、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第1項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

【無窓居室】令128条の3の2⇒196

関連【区画、階、全館避難 除外】令128条の6、令129条、129条の2⇒198

6 内装の制限を受ける調理室等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第1項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

7 前各項の規定は、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、床面積、天井の高さ並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して国土交通大臣が定めるものについては、適用しない。

第5章の3 避難上の安全の検証

【避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準の適用】

第128条の6 居室その他の建築物の部分で、準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備で第112条第19項第二号に規定する構造であるもので区画されたもの（2以上の階にわたって区画されたものを除く。以下この条において「区画部分」という。）のうち、当該区画部分が区画避難安全性能を有するものであることについて、区画避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られた建築物の区画部分に限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第126条の2、第126条の3及び前条（第2項、第6項及び第7項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

【排煙設備の設置】令126条の2⇒192

【排煙設備の構造】令126条の3⇒193

【内装制限】の一部 令128条の5⇒197

2 前項の「区画避難安全性能」とは、当該区画部分のいずれの室（火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室を除く。以下この章において「火災室」という。）で火災が発生した場合においても、当該区画部分に存する者（当該区画部分を通らなければ避難することができない者を含む。次項第一号二において「区画部分に存する者」という。）の全てが

当該区画部分から当該区画部分以外の部分等（次の各号に掲げる当該区画部分がある階の区分に応じ、当該各号に定める場所をいう。以下この条において同じ。）までの避難を終了するまでの間、当該区画部分の各居室及び各居室から当該区画部分以外の部分等に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。

■ **避難階以外の階** 当該区画部分以外の部分であって、直通階段（避難階又は地上に通ずるものに限る。次条において同じ。）に通ずるもの

■ **避難階** 地上又は地上に通ずる当該区画部分以外の部分

3 第1項の「**区画避難安全検証法**」とは、次の各号のいずれかに掲げる方法をいう。

■ 次に定めるところにより、**火災発生時において当該区画部分からの避難が安全に行われることを当該区画部分からの避難に要する時間**に基づき検証する方法

イ 当該区画部分の**各居室ごと**に、当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。）の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの**避難を終了するまでに要する時間**を、当該居室及び当該居室を通らなければ避難することができない建築物の部分（以下、このイにおいて「当該居室等」という。）の用途及び床面積の合計、当該居室等の各部分から当該居室の出口（当該居室から当該区画部分以外の部分等に通ずる主たる廊下その他の通路に通ずる出口に限る。）の一に至る歩行距離、当該区画部分の各室の用途及び床面積並びに当該区画部分の各室の出口（当該居室の出口及びこれに通ずる出口に限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ロ 当該区画部分の各居室ごとに、当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスが**避難上支障のある高さまで降下するために要する時間**を、当該居室の用途、床面積及び天井の高さ、当該居室に設ける排煙設備の構造並びに当該居室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交

通大臣が定める方法により計算すること。

ハ 当該区画部分の各居室についてイの規定によって計算した時間が、ロの規定によって計算した時間を超えないことを確かめること。

ニ 当該区画部分の**各火災室ごと**に、区画部分に存する者の全てが当該火災室で火災が発生してから当該区画部分からの**避難を終了するまでに要する時間**を、当該区画部分の各室及び当該区画部分を通らなければ避難することができない建築物の部分（以下このニにおいて「当該区画部分の各室等」という。）の用途及び床面積、当該区画部分の各室等の各部分から当該区画部分以外の部分等への出口の一に至る歩行距離並びに当該区画部分の各室等の出口（当該区画部分以外の部分等に通ずる出口及びこれに通ずるものに限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ホ 当該区画部分の各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、当該区画部分の各居室（当該火災室を除く。）及び当該居室から当該区画部分以外の部分等に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において**避難上支障のある高さまで降下するために要する時間**を、当該区画部分の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ヘ 当該区画部分の各火災室についてニの規定によって計算した時間が、ホの規定によって計算した時間を超えないことを確かめること。

■ 次に定めるところにより、**火災発生時において当該区画部分からの避難が安全に行われることを火災により生じた煙又はガスの高さ**に基づき検証する方法

イ 当該区画部分の**各居室ごと**に、前号イの規定によって計算した時間が経過した時における当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスの高さを、当該居室の用途、床面積及び天井の高さ、当該居室に設ける消火設備及び排煙設備の構造並びに当

第129条 ●建築基準法施行令

該居室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

- 当該区画部分の各居室についてイの規定によって計算した高さが、避難上支障のある高さとして国土交通大臣が定める高さを下回らないことを確かめること。
- ハ 当該区画部分の各火災室ごとに、前号ニの規定によって計算した時間が経過した時における当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスの当該区画部分の各居室（当該火災室を除く。）及び当該居室から当該区画部分以外の部分等に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分における高さを、当該区画部分の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける消火設備及び排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。
- ニ 当該区画部分の各火災室についてハの規定によって計算した高さが、避難上支障のある高さとして国土交通大臣が定める高さを下回らないことを確かめること。

【避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用】

第129条 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあっては、屋上広場を含む。以下この条及び次条第4項において同じ。）のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第119条、第120条、第123条第3項第一号、第二号、第十号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十二号、第124条第1項第二号、第126条の2、第126条の3並びに第128条の5（第2項、第6項及び第7項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→174

□【廊下の幅】令119条→187

□【直通階段の設置】令120条→187

□【避難階段等の構造】の一部：令123条→190

□【物販店舗における避難階段等の幅】の一部：令124条→191

□【排煙設備の設置】令126条の2→192

□【排煙設備の構造】令126条の3→193

□【内装制限】の一部：令128条の5→197

- 2 前項の「階避難安全性能」とは、当該階のいずれの火災室で火災が発生した場合においても、当該階に存する者（当該階を通らなければ避難することができない者を含む。次項第一号ニにおいて「階に存する者」という。）の全てが当該階から直通階段の一までの避難（避難階にあっては、地上までの避難）を終了するまでの間、当該階の各居室及び各居室から直通階段（避難階にあっては、地上。以下この条において同じ。）に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。
- 3 第1項の「階避難安全検証法」とは、次の各号のいずれかに掲げる方法をいう。

一 次に定めるところにより、火災発生時において当該建築物の階からの避難が安全に行われることを当該階からの避難に要する時間に基づき検証する方法

イ 当該階の各居室ごとに、当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。）の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでに要する時間を、当該居室及び当該居室を通らなければ避難することができない建築物の部分（以下このイにおいて「当該居室等」という。）の用途及び床面積の合計、当該居室等の各部分から当該居室の出口（当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の通路に通ずる出口に限る。）の一に至る歩行距離、当該階の各室の用途及び床面積並びに当該階の各室の出口（当該居室の出口及びこれに通ずるものに限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

□ 当該階の各居室ごとに、当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスが避難上支障のある高さまで降下するために要する時間を、当該居室の用途、床面積及び天井の高さ、当該居室に設ける排煙設備の構造並びに当該居室の壁及び天井の仕上げ

に用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ハ 当該階の各居室についてイの規定によって計算した時間が、ロの規定によって計算した時間を超えないことを確かめること。

ニ 当該階の各火災室ごとに、階に存する者の全てが当該火災室で火災が発生してから当該階からの避難を終了するまでに要する時間を、当該階の各室及び当該階を通らなければ避難することができない建築物の部分（以下このニにおいて「当該階の各室等」という。）の用途及び床面積、当該階の各室等の各部分から直通階段への出口の一に至る歩行距離並びに当該階の各室等の出口（直通階段に通ずる出口及びこれに通ずるものに限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ホ 当該階の各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、当該階の各居室（当該火災室を除く。）及び当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において避難上支障のある高さまで降下するために要する時間を、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ヘ 当該階の各火災室についてニの規定によって計算した時間が、ホの規定によって計算した時間を超えないことを確かめること。

三 次に定めるところにより、火災発生時において当該建築物の階からの避難が安全に行われることを火災により生じた煙又はガスの高さに基づき検証する方法

イ 当該階の各居室ごとに、前号イの規定によって計算した時間が経過した時における当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスの高さを、当該居室の用途、床面積及び天井の高さ、当該居室に設ける消火設備及び排煙設備の構造並びに当該居室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ロ 当該階の各居室についてイの規定によって計算した高さが、避難上支障のある高さとして国土交通大臣が定める高さを下回らないことを確かめること。

ハ 当該階の各火災室ごとに、前号ニの規定によって計算した時間が経過した時における当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスの当該階の各居室（当該火災室を除く。）及び当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分における高さを、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける消火設備及び排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ニ 当該階の各火災室についてハの規定によって計算した高さが、避難上支障のある高さとして国土交通大臣が定める高さを下回らないことを確かめること。

【避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用】

第129条の2 建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたもの（次項において「全館避難安全性能確認建築物」という。）については、第112条第7項、第11項から第13項まで及び第18項、第119条、第120条、第123条第1項第一号及び第六号、第2項第二号並びに第3項第一号から第三号まで、第十号及び第十二号、第124条第1項、第125条第1項及び第3項、第126条の2、第126条の3並びに第128条の5（第2項、第6項及び第7項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

❑【防火区画】の一部：令112条⇒179

❑【廊下の幅】令119条⇒187

❑【直通階段の設置】令120条⇒187

❑【避難階段等の構造】の一部：令123条⇒190

❑【物販店舗における避難階段等の幅】の一部：令124条⇒191

❑【屋外への出口】の一部：令125条⇒192

第129条の2の2 ●建築基準法施行令

□【排煙設備の設置】令126条の2→192

□【排煙設備の構造】令126条の3→193

□【内装制限】の一部:令128条の5→197

2 全館避難安全性能確認建築物の屋内に設ける避難階段に対する第123条第1項第七号の規定の適用については、同号中「避難階」とあるのは、「避難階又は屋上広場その他これに類するもの(屋外に設ける避難階段が接続しているものに限る。)」とする。

3 第1項の「全館避難安全性能」とは、当該建築物のいずれの火災室で火災が発生した場合においても、当該建築物に存する者(次項第一号口において「在館者」という。)の全てが当該建築物から地上までの避難を終了するまでの間、当該建築物の各居室及び各居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。

4 第1項の「全館避難安全検証法」とは、次の各号のいずれかに掲げる方法をいう。

一 次に定めるところにより、火災発生時において当該建築物からの避難が安全に行われることを当該建築物からの避難に要する時間に基づき検証する方法

イ 各階が、前条第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項第一号に定めるところにより確かめること。

ロ 当該建築物の各階における各火災室ごとに、在館者の全てが、当該火災室で火災が発生してから当該建築物からの避難を終了するまでに要する時間を、当該建築物の各室の用途及び床面積、当該建築物の各室の各部分から地上への出口の一に至る歩行距離並びに当該建築物の各室の出口(地上に通ずる出口及びこれに通ずるものに限る。)の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ハ 当該建築物の各階における各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、階段の部分又は当該階の直上階以上の階の一に流入するために要する時間を、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設

備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類並びに当該階の階段の部分⁵を区画する壁及びこれに設ける開口部の構造に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ニ 当該建築物の各階における各火災室について口の規定によって計算した時間が、ハの規定によって計算した時間を超えないことを確かめること。

三 次に定めるところにより、火災発生時において当該建築物からの避難が安全に行われることを火災により生じた煙又はガスの高さに基づき検証する方法

イ 各階が、前条第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項第二号に定めるところにより確かめること。

ロ 当該建築物の各階における各火災室ごとに、前号ロの規定によって計算した時間が経過した時における当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスの階段の部分及び当該階の直上階以上の各階における高さを、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける消火設備及び排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類並びに当該階の階段の部分⁵を区画する壁及びこれに設ける開口部の構造に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ハ 当該建築物の各階における各火災室について口の規定によって計算した高さが、避難上支障のある高さとして国土交通大臣が定める高さを下回らないことを確かめること。

【別の建築物とみなす部分】

第129条の2の2 第117条第2項各号に掲げる建築物の部分は、この章の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

□令117条2項→187

第5章の4 建築設備等

第1節 建築設備の構造強度

第129条の2の3 法第20条第1項第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。

- 一 建築物に設ける第129条の3第1項第一号又は第二号に掲げる昇降機にあっては、第129条の4及び第129条の5（これらの規定を第129条の12第2項において準用する場合を含む。）、第129条の6第一号、第129条の8第1項並びに第129条の12第1項第六号の規定（第129条の3第2項第一号に掲げる昇降機にあっては、第129条の6第一号の規定を除く。）に適合すること。
- 二 建築物に設ける昇降機以外の建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること。
- 三 法第20条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにおいて、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

第1節の2 給水、排水その他の配管設備

【給水、排水その他の配管設備の設置及び構造】

第129条の2の4 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項⇒175

- 一 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- 二 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。

三 第129条の3第1項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機の籠（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、籠及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。

四 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。

五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。

六 地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が3,000㎡を超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）は、不燃材料で造ること。

七 給水管、配電管その他の管が、第112条第20項の準耐火構造の防火区画、第113条第1項の防火壁若しくは防火床、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁（ハにおいて「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハマまでのいずれかに適合するものとする。ただし、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。

イ 給水管、配電管その他の管の貫通部分及び当該貫通部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。

ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。

ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間（第112条第1項若しくは第4項から第6項まで、同条第7項（同条第8

第129条の2の5 ●建築基準法施行令

項の規定により床面積の合計200㎡以内ごとに区画する場合又は同条第9項の規定により床面積の合計500㎡以内ごとに区画する場合に限る。)、同条第10項(同条第8項の規定により床面積の合計200㎡以内ごとに区画する場合又は同条第9項の規定により床面積の合計500㎡以内ごとに区画する場合に限る。)若しくは同条第18項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第113条第1項の防火壁若しくは防火床にあっては1時間、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁にあっては45分間)防火区画等の加熱側の反対側に火災を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

八 3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。

2 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下この項において同じ。)とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

二 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあっては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つことその他の有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

三 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

イ 当該配管設備から漏水しないものであること。

ロ 当該配管設備から溶出する物質によって汚染されないものであること。

四 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分

には、有効な防凍のための措置を講ずること。

五 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。

六 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第1項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。

二 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。

三 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水道その他の排水施設に排水上有効に連結すること。

四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。

五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

【換気設備】

第129条の2の5 建築物(換気設備を設けるべき調理室等を除く。以下この条において同じ。)に設ける自然換気設備は、次に定める構造としなければならない。

【関連】自然換気設備】令20条の2第一号イ⇒140

一 換気上有効な給気口及び排気筒を有すること。

二 給気口は、居室の天井の高さの $\frac{1}{2}$ 以下の高さの位置に設け、常時外気に開放された構造とすること。

三 排気口(排気筒の居室に面する開口部をいう。以下この項において同じ。)は、給気口より高い位置に設け、常時開放された構造とし、かつ、排気筒の立上り部分に直結すること。

四 排気筒は、排気上有効な立上り部分を有し、その頂部は、外気の流れによって排気が妨げられない構造とし、かつ、直接外気に開放すること。

五 排気筒には、その頂部及び排気口を除き、開口部を設けないこと。

六 給気口及び排気口並びに排気筒の頂部には、雨水の浸入又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防ぐための設備を設けること。

2 建築物に設ける機械換気設備は、次に定める構造としなければならない。

関連【機械換気設備】令20条の2第一号ロ⇒140

一 換気上有効な給気機及び排気機、換気上有効な給気機及び排気口又は換気上有効な給気口及び排気機を有すること。

二 給気口及び排気口の位置及び構造は、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間における空気の流れを均等にし、かつ、著しく局部的な空気の流れを生じないようにすること。

三 給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口には、雨水の浸入又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防ぐための設備を設けること。

四 直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設ける場合には、外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造とすること。

五 風道は、空気を汚染するおそれのない材料で造ること。

関連【給水、排水その他の配管設備】令129条の2の4第1項六号⇒203

3 建築物に設ける中央管理方式の空気調和設備の構造は、前項の規定によるほか、居室における次の表の中欄に掲げる事項がそれぞれおおむね同表の右欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる性能を有し、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

関連【中央管理方式の空気調和設備】

令20条の2第一号ハ⇒141

(1)	浮遊粉じんの量	空気1mにつき0.15mg以下であること。
(2)	一酸化炭素の含有率	$\frac{6}{1,000,000}$ 以下であること。
(3)	炭酸ガスの含有率	$\frac{1,000}{1,000,000}$ 以下であること。

(4)	温度	1 18度以上28度以下であること。 2 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないものであること。
(5)	相対湿度	40%以上70%以下であること。
(6)	気流	1秒間につき0.5m以下であること。

【冷却塔設備】

第129条の2の6 地階を除く階数が11以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備の設置及び構造は、次の各号のいずれかに掲げるものとしなければならない。

- 一 主要な部分を不燃材料で造るか、又は防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
- 二 冷却塔の構造に応じ、建築物の他の部分までの距離を国土交通大臣が定める距離以上としたものとする。
- 三 冷却塔設備の内部が燃焼した場合においても建築物の他の部分を国土交通大臣が定める温度以上に上昇させないものとして国土交通大臣の認定を受けたものとする。

第2節 昇降機

【適用の範囲】

第129条の3 この節の規定は、建築物に設ける次に掲げる昇降機に適用する。

- 一 人又は人及び物を運搬する昇降機（次号に掲げるものを除く。）並びに物を運搬するための昇降機でかごの水平投影面積が1㎡を超え、又は天井の高さが1.2mを超えるもの（以下「エレベーター」という。）
 - 二 エスカレーター
 - 三 物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が1㎡以下で、かつ、天井の高さが1.2m以下のもの（以下「小荷物専用昇降機」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる昇降機については、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。
- 一 特殊な構造又は使用形態のエレベーターで国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの

第129条の4 ●建築基準法施行令

第129条の6、第129条の7、第129条の8第2項第二号、第129条の9、第129条の10第3項及び第4項並びに第129条の13の3の規定

■ 特殊な構造又は使用形態のエスカレーターで国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第129条の12第1項の規定

■ 特殊な構造又は使用形態の小荷物専用昇降機で国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第129条の13の規定

【エレベーターの構造上主要な部分】

第129条の4 エレベーターのかご及びかごを支え、又は吊る構造上主要な部分（以下この条において「主要な支持部分」という。）の構造は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

■ 設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、通常の使用状態における摩損及び疲労破壊を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

イ かごの昇降によって摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分以外の部分は、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃により損傷を生じないこと。

ロ かごの昇降によって摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分については、通常の使用状態において、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃によりかごの落下をもたらすような損傷が生じないこと。

■ かごを主索で吊るエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーターにあつては、設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造が、通常の使用状態における摩損及び疲労破壊を考慮したエレベーター強度検証法により、前号イ及びロに掲げる基準に適合するものであることについて確かめられたものであること。

■ 設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造が、それぞれ第一号イ及びロに掲げる基準に適合することについて、通常の使用状態における摩損又は疲労破壊を考慮して行う国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2 前項の「エレベーター強度検証法」とは、次に定めるところにより、エレベーターの設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の強度を検証する方法をいう。

■ 次条に規定する荷重によって主要な支持部分並びにかごの床版及び枠（以下この条において「主要な支持部分等」という。）に生ずる力を計算すること。

■ 前号の主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置の作動時の各応力度を次の表に掲げる式によって計算すること。

荷重について想定する状態	式
常時	$G_1 + \alpha_1 (G_2 + P)$
安全装置の作動時	$G_1 + \alpha_2 (G_2 + P)$

この表において、 G_1 、 G_2 及び P はそれぞれ次の力を、 α_1 及び α_2 はそれぞれ次の数値を表すものとする。

G_1 次条第1項に規定する固定荷重のうち昇降する部分以外の部分に係るものによって生ずる力

G_2 次条第1項に規定する固定荷重のうち昇降する部分に係るものによって生ずる力

P 次条第2項に規定する積載荷重によって生ずる力

α_1 通常の昇降時に昇降する部分に生ずる加速度を考慮して国土交通大臣が定める数値

α_2 安全装置が作動した場合に昇降する部分に生ずる加速度を考慮して国土交通大臣が定める数値

■ 前号の規定によって計算した常時及び安全装置の作動時の各応力度が、それぞれ主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、主要な支持部分等の材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた許容応力度を超えないことを確かめること。

■ 次項第二号に基づき設けられる独立してかごを支え、又は吊ることができる部分について、その一がないものとして第一号及び第二号に定めるところにより計算した各応力度が、当該部分の材料の破壊強度を限界安全率（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、当該部分にかごの落下をもたらすような損傷が生じないように材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた限界の許容応力度を超えないことを確かめること。

3 前2項に定めるもののほか、エレベーターのかご及び主要な支持部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

- 一 エレベーターのかご及び主要な支持部分のうち、腐食又は腐朽のおそれのあるものにあつては、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いるか、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置を講じたものであること。
- 二 主要な支持部分のうち、摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのあるものにあつては、2以上の部分で構成され、かつ、それぞれが独立してかごを支え、又は吊ることができるものであること。
- 三 滑節構造とした接合部にあつては、地震その他の震動によって外れるおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 四 滑車を使用してかごを吊るエレベーターにあつては、地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 五 釣合おもりを用いるエレベーターにあつては、地震その他の震動によって釣合おもりが脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 六 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。
- 七 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあつては、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により風圧に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

【エレベーターの荷重】

- 第129条の5 エレベーターの各部の固定荷重は、当該エレベーターの実況に応じて計算しなければならない。
- 2 エレベーターのかごの積載荷重は、当該エレベーターの実況に応じて定めなければならない。ただし、かごの種類に応じて、次の表に定める数値（用途が特殊なエレベーターで国土交通大臣が定めるものにあつては、当該用途に応じて国土交通大臣が定める数値）を下回ってはならない。

かごの種類		積載荷重(単位 N)
乗用エレベーター(人荷共用エレベーターを含み、寝台用エレベーターを除く。以下この節において同じ。)のかご	床面積が1.5㎡以下のもの	床面積1㎡につき3,600として計算した数値
	床面積が1.5㎡を超え3㎡以下のもの	床面積の1.5㎡を超える面積に対して1㎡につき4,900として計算した数値に5,400を加えた数値
	床面積が3㎡を超えるもの	床面積の3㎡を超える面積に対して1㎡につき5,900として計算した数値に1万3,000を加えた数値
乗用エレベーター以外エレベーターのかご		床面積1㎡につき2,500(自動車運搬用エレベーターにあつては、1,500)として計算した数値

【エレベーターのかごの構造】

- 第129条の6 エレベーターのかごは、次に定める構造としなければならない。
- 一 各部は、かご内の人又は物による衝撃に対して安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
- 二 構造上軽微な部分を除き、難燃材料で造り、又は覆うこと。ただし、地階又は3階以上の階に居室を有さない建築物に設けるエレベーターのかごその他防火上支障のないものとして国土交通大臣が定めるエレベーターのかごにあつては、この限りでない。
- 三 かご内の人又は物が釣合おもり、昇降路の壁その他のかご外の物に触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口の戸を設けること。
- 四 非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部をかごの天井部に設けること。
- 五 用途及び積載量(kgで表した重量とする。以下同じ。)並びに乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては最大定員(積載荷重を前条第2項の表に定める数値とし、重力加速度を 9.8 m/s^2 と、1人当たりの体重を65kgとして計算した定員をいう。第129条の13の3第3項第九号において同じ。)を明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

【エレベーターの昇降路の構造】

- 第129条の7 エレベーターの昇降路は、次に定める構造としなければならない。
- 一 昇降路外の人又は物が籠又は釣合おもりに触

第 129 条の 8 ● 建築基準法施行令

れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口（非常口を含む。以下この節において同じ。）の戸を設けること。

二 構造上軽微な部分を除き、昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、**難燃材料**で造り、又は覆うこと。ただし、地階又は3階以上の階に居室を有さない建築物に設けるエレベーターの昇降路その他防火上支障のないものとして国土交通大臣が定めるエレベーターの昇降路にあっては、この限りでない。

三 昇降路の出入口の戸には、籠がその戸の位置に停止していない場合において昇降路外の人又は物の昇降路内への落下を防止することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する**施錠装置**を設けること。

四 **出入口の床先と籠の床先との水平距離は、4cm以下**とし、**乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあっては、籠の床先と昇降路壁との水平距離は、12.5cm以下**とすること。

関連 [適用の除外] 令129条の11⇒209

五 昇降路内には、次のいずれかに該当するものを除き、突出物を設けないこと。

イ レールブラケット又は横架材であって、次に掲げる基準に適合するもの

(1) 地震時において主索その他の索が触れた場合においても、籠の昇降、籠の出入口の戸の開閉その他のエレベーターの機能に支障が生じないよう金網、鉄板その他これらに類するものが設置されていること。

(2) (1)に掲げるもののほか、国土交通大臣の定める措置が講じられていること。

ロ 第129条の2の4第1項第三号ただし書の配管設備で同条の規定に適合するもの

ハ イ又は口に掲げるもののほか、係合装置その他のエレベーターの構造上昇降路内に設けることがやむを得ないものであって、地震時においても主索、電線その他のものの機能に支障が生じないように必要な措置が講じられたもの

【エレベーターの駆動装置及び制御器】

第129条の8 エレベーターの駆動装置及び制御器は、地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれのないものとして国土交通大臣が

定める方法により設置しなければならない。

2 エレベーターの制御器の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

一 荷重の変動によりかごの停止位置が著しく移動しないこととするものであること。

二 かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること。

関連 [適用の除外] 令129条の11⇒209

三 エレベーターの保守点検を安全に行うために必要な制御ができるものであること。

【エレベーターの機械室】

第129条の9 エレベーターの**機械室**は、次に定める構造としなければならない。

一 床面積は、昇降路の水平投影面積の2倍以上とすること。ただし、機械の配置及び管理に支障がない場合においては、この限りでない。

二 床面から天井又ははりの下端までの**垂直距離**は、かごの**定格速度**（積載荷重を作用させて上昇する場合の毎分の最高速度をいう。以下この節において同じ。）に応じて、**次の表**に定める**数値以上**とすること。

定格速度	垂直距離(単位 m)
60m以下の場合	2.0
60mをこえ、150m以下の場合	2.2
150mをこえ、210m以下の場合	2.5
210mをこえる場合	2.8

三 換気上有効な開口部又は換気設備を設けること。

四 出入口の幅及び高さは、それぞれ、70cm以上及び1.8m以上とし、施錠装置を有する鋼製の戸を設けること。

五 **機械室に通ずる階段のけあげ及び踏面**は、それぞれ、**23cm以下及び15cm以上**とし、かつ、当該階段の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合においては、手すりを設けること。

【エレベーターの安全装置】

第129条の10 エレベーターには、**制動装置**を設けなければならない。

2 前項のエレベーターの制動装置の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない

い。

一 かごが昇降路の頂部又は底部に衝突するおそれがある場合に、自動的かつ段階的に作動し、これにより、かごに生ずる垂直方向の加速度が 9.8 m/s^2 を、水平方向の加速度が 5.0 m/s^2 を超えることなく安全にかごを制止させることができるものであること。

二 保守点検をかごの上に人が乗り行うエレベーターにあっては、点検を行う者が昇降路の頂部とかごの間に挟まれることのないよう自動的にかごを制止させることができるものであること。

3 エレベーターには、前項に定める制動装置のほか、次に掲げる安全装置を設けなければならない。

一 次に掲げる場合に自動的にかごを制止する装置

関連【適用の除外】令129条の11⇒209

イ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合

ロ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合

二 地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置

関連【適用の除外】令129条の11⇒209

三 停電等の非常の場合においてかご内からかご外に連絡することができる装置

関連【適用の除外】令129条の11⇒209

四 乗用エレベーター又は寝台用エレベーターにあっては、次に掲げる安全装置

イ 積載荷重に1.1を乗じて得た数値を超えた荷重が作用した場合において警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置

ロ 停電の場合においても、床面で1ルクス以上の照度を確保することができる照明装置

4 前項第一号及び第二号に掲げる装置の構造は、それぞれ、その機能を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

としなければならない。

【適用の除外】

第129条の11 第129条の7第四号、第129条の8第2項第二号又は前条第3項第一号から第三号までの規定は、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターのうち、それぞれ昇降路、制御器又は安全装置について安全上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。

【エスカレーターの構造】

第129条の12 エスカレーターは、次に定める構造としなければならない。

一 国土交通大臣が定めるところにより、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにすること。

二 勾配は、30度以下とすること。

三 踏段（人を乗せて昇降する部分をいう。以下同じ。）の両側に手すりを設け、手すりの上端部が踏段と同一方向に同一速度で連動するようにすること。

四 踏段の幅は、1.1 m以下とし、踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離は、25 cm以下とすること。

五 踏段の定格速度は、50 m以下の範囲内において、エスカレーターの勾配に応じ国土交通大臣が定める毎分の速度以下とすること。

関連【定格速度】令129条の9第二号⇒208

六 地震その他の震動によって脱落するおそれがないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

2 建築物に設けるエスカレーターについては、第129条の4（第3項第五号から第七号までを除く。）及び第129条の5第1項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第129条の4の見出し、同条第1項各号列記以外の部分、第2項及び第3項並びに第129条の5の見出し及び同条第1項	エレベーター	エスカレーター
第129条の4	かご	踏段

第129条の13 ●建築基準法施行令

第129条の4第1項第二号	主索で吊るエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーター	くさりで吊るエスカレーターその他国土交通大臣が定めるエスカレーター
第129条の4第1項第二号及び第2項	エレベーター強度検証法	エスカレーター強度検証法
第129条の4第2項第一号	次条	次条第1項及び第129条の12第3項
第129条の4第2項第二号	次条第2項に規定する積載荷重	第129条の12第3項に規定する積載荷重

3 エスカレーターの階段の積載荷重は、次の式によって計算した数値以上としなければならない。

$$P = 2,600A$$

この式において、 P 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P エスカレーターの積載荷重（単位 N）

A エスカレーターの階段面の水平投影面積（単位 m^2 ）

4 エスカレーターには、制動装置及び昇降口において階段の昇降を停止させることができる装置を設けなければならない。

5 前項の制動装置の構造は、動力が切れた場合、駆動装置に故障が生じた場合、人又は物が挟まれた場合その他の人が危害を受け又は物が損傷するおそれがある場合に自動的に作動し、階段に生ずる進行方向の加速度が 1.25 m/s^2 を超えることなく安全に階段を制止させることができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

【小荷物専用昇降機の構造】

第129条の13 小荷物専用昇降機は、次に定める構造としなければならない。

- 一 昇降路には昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出し入れ口の戸を設けること。
- 二 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸は、難燃材料で造り、又は覆うこと。ただし、地階又は3階以上の階に居室を有さない建築物に設ける小荷物専用昇降機の昇降路その他防火上支障のないものとして国土交通大臣が定める小荷物専用昇降機の昇降路にあっては、

この限りでない。

- 三 昇降路のすべての出し入れ口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること。
- 四 昇降路の出し入れ口の戸には、かごがその戸の位置に停止していない場合においては、かごを用いなければ外から開くことができない装置を設けること。ただし、当該出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高い場合においては、この限りでない。

【非常用の昇降機の設置を要しない建築物】

第129条の13の2 法第34条第2項の規定により政令で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項⇒175

- 一 高さ31mを超える部分を階段室、昇降機その他の建築設備の機械室、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する用途に供する建築物
- 二 高さ31mを超える部分の各階の床面積の合計が500 m^2 以下の建築物
- 三 高さ31mを超える部分の階数が4以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計100 m^2 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が第112条第19項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの（廊下に面する窓で開口面積が1 m^2 以内のものに設けられる法第2条第九号の二に規定する防火設備を含む。）で区画されているもの
- 四 高さ31mを超える部分を機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの

【非常用の昇降機の設置及び構造】

第129条の13の3 法第34条第2項の規定による非常用の昇降機は、エレベーターとし、その設置及び構造は、第129条の4から第129条の10までの規定によるほか、この条に定めるところによらなければならない。

- 2 前項の非常用の昇降機であるエレベーター（以下「非常用エレベーター」という。）の数は、

高さ31mを超える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、次の表に定める数以上とし、2以上の非常用エレベーターを設置する場合には、避難上及び消火上有効な間隔を保って配置しなければならない。

高さ31mを超える部分の床面積が最大の階の床面積		非常用エレベーターの数
(1)	1,500㎡以下の場合	1
(2)	1,500㎡を超える場合	3,000㎡以内を増すごとに(1)の数に1を加えた数

3 乗降ロビーは、次に定める構造としなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→174

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→175

一 各階（屋内と連絡する乗降ロビーを設けることが構造上著しく困難である階で次のイからホまでのいずれかに該当するもの及び避難階を除く。）において屋内と連絡すること。

イ 当該階及びその直上階（当該階が、地階である場合にあっては当該階及びその直下階、最上階又は地階の最下階である場合にあっては当該階）が次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、当該階の直下階（当該階が地階である場合にあっては、その直上階）において乗降ロビーが設けられている階

(1) 階段室、昇降機その他の建築設備の機械室その他これらに類する用途に供する階

(2) その主要構造部が不燃材料で造られた建築物その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造の建築物の階で、機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供するもの

ロ 当該階以上の階の床面積の合計が500㎡以下の階

ハ 避難階の直上階又は直下階

ニ その主要構造部が不燃材料で造られた建築物の地階（他の非常用エレベーターの乗降ロビーが設けられているものに限る。）で居室を有しないもの

ホ 当該階の床面積に応じ、次の表に定める数の他の非常用エレベーターの乗降ロビーが屋内と連絡している階

当該階の床面積		当該階で乗降ロビーが屋内と連絡している他の非常用エレベーターの数
(1)	1,500㎡以下の場合	1
(2)	1,500㎡を超える場合	3,000㎡以内を増すごとに(1)の数に1を加えた数

二 バルコニーを設けること。

関連13項→212

三 出入口（特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。）には、第123条第1項第六号に規定する構造の特定防火設備を設けること。

四 窓若しくは排煙設備又は出入口を除き、耐火構造の床及び壁で囲むこと。

五 天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

六 予備電源を有する照明設備を設けること。

七 床面積は、非常用エレベーター1基について10㎡以上とすること。

八 屋内消火栓、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等の消火設備を設置できるものとする。

九 乗降ロビーには、見やすい方法で、積載量及び最大定員のほか、非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示し、かつ、非常の用に供している場合においてその旨を明示することができる表示灯その他これに類するものを設けること。

4 非常用エレベーターの昇降路は、非常用エレベーター2基以内ごとに、乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲を除き、耐火構造の床及び壁で囲まなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→174

5 避難階においては、非常用エレベーターの昇降路の出入口（第3項に規定する構造の乗降ロビーを設けた場合には、その出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員4m以上の通路、空地その他これらに類するものに接している部分に限る。）の一至る歩行距離は、30m以下としなければならない。

6 非常用エレベーターの籠及びその出入口の寸法並びに籠の積載量は、国土交通大臣の指定する

第129条の14 ●建築基準法施行令

日本産業規格に定める数値以上としなければならない。

7 非常用エレベーターには、籠を呼び戻す装置（各階の乗降ロビー及び非常用エレベーターの籠内に設けられた通常の制御装置の機能を停止させ、籠を避難階又はその直上階若しくは直下階に呼び戻す装置をいう。）を設け、かつ、当該装置の作動は、避難階又はその直上階若しくは直下階の乗降ロビー及び中央管理室において行うことができるものとしなければならない。

8 非常用エレベーターには、籠内と中央管理室とを連絡する電話装置を設けなければならない。

9 非常用エレベーターには、第129条の8第2項第二号及び第129条の10第3項第二号に掲げる装置の機能を停止させ、籠の戸を開いたまま籠を昇降させることができる装置を設けなければならない。

10 非常用エレベーターには、予備電源を設けなければならない。

11 非常用エレベーターの籠の定格速度は、60 m以上としなければならない。

関連【定格速度】令129条の9第二号→208

12 第2項から前項までの規定によるほか、非常用エレベーターの構造は、その機能を確保するために必要があるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

13 第3項第二号の規定は、非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造が、通常の火災時に生ずる煙が乗降ロビーを通じて昇降路に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合には、適用しない。

第3節 避雷設備

【設置】

第129条の14 法第33条の規定による避雷設備は、建築物の高さ20mをこえる部分を雷撃から保護するように設けなければならない。

【構造】

第129条の15 前条の避雷設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない

い。

- 一 雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 二 避雷設備の雨水等により腐食のおそれのある部分にあっては、腐食しにくい材料を用いるか、又は有効な腐食防止のための措置を講じたものであること。

第6章 建築物の用途

【用途地域の制限に適合しない建築物の増築等の許可に当たり意見の聴取等を要しない場合等】

第130条 法第48条第16項第一号の政令で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

- 一 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。
- 二 増築又は改築後の法第48条各項（第15項から第17項までを除く。次号において同じ。）の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。
- 三 法第48条各項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないこと。

2 法第48条第16項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 日用品の販売を主たる目的とする店舗で第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にあるもの
- 二 共同給食調理場（2以上の学校（法別表第2（イ）項第四号に規定する学校に限る。）において給食を実施するために必要な施設をいう。）で第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内にあるもの
- 三 自動車修理工場で第一種住居地域、第二種住

居地域又は準住居地域内にあるもの

【特定用途制限地域内において条例で定める制限】

第 130 条の 2 法第 49 条の 2 の規定に基づく条例による建築物の用途の制限は、特定用途制限地域に関する都市計画に定められた用途の概要に即し、当該地域の良好な環境の形成又は保持に貢献する合理的な制限であることが明らかなのでなければならない。

2 法第 49 条の 2 の規定に基づく条例には、法第 3 条第 2 項の規定により当該条例の規定の適用を受けない建築物について、法第 86 条の 7 第 1 項の規定の例により当該条例に定める制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

3 法第 49 条の 2 の規定に基づく条例には、当該地方公共団体の長が、当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したものについて、当該条例に定める制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

【位置の制限を受ける処理施設】

第 130 条の 2 の 2 法第 51 条本文（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 5 条第 1 項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）

イ 廃棄物処理法施行令第 7 条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第十四号に掲げる廃油処理施設

【卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和】

第 130 条の 2 の 3 法第 51 条ただし書（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、田園住居地域及び工業専用地域以外の区域内における卸売市場の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第四号に該当するものを除く。）

延べ面積の合計（増築又は用途変更の場合にあっては、増築又は用途変更後の延べ面積の合計）が 500㎡以下のもの

二 汚物処理場又はごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第五号に該当するものを除く。）

処理能力（増築又は用途変更の場合にあっては、増築又は用途変更後の処理能力）が 3,000 人（総合的設計による一団地の住宅施設に関して当該団地内においてする場合にあっては、1 万人）以下のもの

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第六号に該当するものを除く。）

1 日当たりの処理能力（増築又は用途変更の場合にあっては、増築又は用途変更後の処理能力）が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

イ 汚泥の脱水施設 30㎡

ロ 汚泥の乾燥施設（ハに掲げるものを除く。）20㎡

ハ 汚泥の天日乾燥施設 120㎡

二 汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物（廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物処理法施行令第 2 条の 4 第五号イに掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下この号において同じ。）又はポリ塩化ビフェニル汚染物（同号ロに掲げるポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下この号において同じ。）を処分するために処理したものをいう。以下この号において同じ。）であるものを除く。）の焼却施設 10㎡

ホ 廃油の油水分離施設 30㎡

ヘ 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）

第 130 条の 3 ●建築基準法施行令

の焼却施設 4 m³

ト 廃酸又は廃アルカリの中和施設 60 m³

チ 廃プラスチック類の破碎施設 6 t

リ 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設 1 t

ヌ 廃棄物処理法施行令第 2 条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）又はがれき類の破碎施設 100 t

ル 廃棄物処理法施行令別表第 3 の 3 に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設 4 m³

ヲ 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設 6 m³

フ 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 8 m³

カ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設 0.2 t

コ 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 0.2 t

タ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設 0.2 t

レ 焼却施設（二、へ、り及びカに掲げるものを除く。） 6 t

四 法第 51 条ただし書の規定による許可を受けた卸売市場、と畜場若しくは火葬場の用途に供する建築物又は法第 3 条第 2 項の規定により法第 51 条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の延べ面積の合計がそれぞれイ若しくはロに掲げる延べ面積の合計の 1.5 倍以下又は 750 m²以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の延べ面積の合計

ロ 初めて法第 51 条の規定の適用を受けるに至った際の延べ面積の合計

五 法第 51 条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場その他の

み処理施設の用途に供する建築物又は法第 3 条第 2 項の規定により法第 51 条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の 1.5 倍以下又は 4,500 人（総合的設計による一団地の住宅施設に関して当該団地内においてする場合にあっては、1 万 5,000 人）以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

ロ 初めて法第 51 条の規定の適用を受けるに至った際の処理能力

六 法第 51 条ただし書の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物又は法第 3 条第 2 項の規定により法第 51 条の規定の適用を受けない当該用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の 1.5 倍以下又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第三号に掲げる処理能力の 1.5 倍以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

ロ 初めて法第 51 条の規定の適用を受けるに至った際の処理能力

2 特定行政庁が法第 51 条ただし書の規定による許可をする場合において、前項第四号から第六号までに規定する規模の範囲内において、増築し、又は用途を変更することができる規模を定めたときは、同項の規定にかかわらず、その規模を同条ただし書の規定により政令で定める規模とする。

【第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅】

第 130 条の 3 法別表第 2 (イ) 項第二号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 1 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める住宅は、延べ面積の $\frac{1}{2}$ 以上を居住の用に供し、かつ、次の各号のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が 50 m² を超えるものを除く。）とする。

- 一 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）
- 二 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
- 三 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 四 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）
- 五 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。以下同じ。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）
- 六 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- 七 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）

【第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物】

第 130 条の 4 法別表第 2 (イ) 項第九号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 1 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が 500㎡以内のもの
- 二 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が 600㎡以内のもの
- 三 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所
- 四 路線バスの停留所の上家
- 五 次のイからチまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの
- イ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条

第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設

- ロ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第十六号に規定する電気事業（同項第二号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する施設
- ハ ガス事業法第 2 条第 2 項に規定するガス小売事業又は同条第 5 項に規定する一般ガス導管事業の用に供する施設
- ニ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 2 条第 3 項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- ホ 水道法第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する施設
- ヘ 下水道法第 2 条第三号に規定する公共下水道の用に供する施設
- ト 都市高速鉄道の用に供する施設
- チ 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項に規定する熱供給事業の用に供する施設

【第一種低層住居専用地域等内に建築してはならない附属建築物】

第 130 条の 5 法別表第 2 (イ) 項第十号、(ロ) 項第三号及び(ち) 項第六号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 1 項、第 2 項及び第 8 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が 50㎡以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が 600㎡（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が 600㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（次号に掲げるものを除く。）
- 二 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で次のイ又はロのいずれかに該当するもの
- イ 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が 2,000㎡を超えるもの
- ロ 自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車

第 130 条の 5 の 2 ● 建築基準法施行令

車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとに前号の規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの

- 三 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの
- 四 床面積の合計が15㎡を超える畜舎
- 五 法別表第2(ロ)項第四号に掲げるもの

【第二種低層住居専用地域及び田園住居地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物】

第 130 条の 5 の 2 法別表第 2(カ)項第二号及び(チ)項第五号(法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 2 項及び第 8 項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
- 二 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 三 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)
- 四 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)
- 五 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

【第一種中高層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物】

第 130 条の 5 の 3 法別表第 2(ハ)項第五号(法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 3 項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第二号から第五号までに掲げるもの
- 二 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除

く。)又は飲食店

- 三 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗

【第一種中高層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物】

第 130 条の 5 の 4 法別表第 2(ハ)項第七号(法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 3 項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの(法別表第 2(イ)項第九号に掲げるもの及び5階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。)

関連令130条の7の2第一号→217

- 二 第 130 条の 4 第五号イからハマまでの一に掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの(法別表第 2(イ)項第九号に掲げるもの及び5階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。)

【第一種中高層住居専用地域内に建築してはならない附属建築物】

第 130 条の 5 の 5 法別表第 2(ハ)項第八号(法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 3 項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が300㎡以下である場合には、その値を減じた値。第 130 条の 7 の 2 第三号及び第四号並びに第 130 条の 8 において同じ。)を加えた値が3,000㎡(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計が3,000㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの(次号に掲げるものを除く。)
- 二 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で次のイ又はロのいずれかに該当するもの
 - イ 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が1万㎡を超えるもの

□ 自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとに前号の規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの

三 自動車車庫で3階以上の部分にあるもの

四 第130条の5第四号及び第五号に掲げるもの
【第二種中高層住居専用地域内に建築することができる工場】

第130条の6 法別表第2(ニ)項第二号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第4項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める工場は、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの(同表(ト)項第三号(2)又は(4)に該当するものを除く。)で、作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)とする。

【第二種中高層住居専用地域及び工業専用地域内に建築してはならない運動施設】

第130条の6の2 法別表第2(ニ)項第三号及び(ハ)項第七号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第4項及び第13項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める運動施設は、スキー場、ゴルフ練習場及びバレーボール練習場とする。

【第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない畜舎】

第130条の7 法別表第2(ニ)項第六号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第4項の規定を準用する場合を含む。)に規定する政令で定める規模の畜舎は、床面積の合計が15㎡を超えるものとする。

【第一種住居地域内に建築することができる大規模な建築物】

第130条の7の2 法別表第2(イ)項第四号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第5項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの

関連 令130条の5の4第一号→216

二 電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの

三 建築物に附属する自動車車庫で、当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないもの(3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。)

四 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で、床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該公告対象区域内の建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないもの(3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。)

五 自動車車庫で都市計画として決定されたもの
【第二種住居地域及び工業地域内に建築してはならない建築物】

第130条の7の3 法別表第2(ハ)項第三号及び(イ)項第四号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第6項及び第12項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客の接待をするものを除く。)を営む施設(ナイトクラブを除く。)とする。

【第二種住居地域内に建築することができる附属自動車車庫】

第130条の8 法別表第2(ハ)項第四号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第6項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物に附属する自動車車庫は、次に掲げるものとする。

一 床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物

第 130 条の 8 の 2 ● 建築基準法施行令

(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないもの(3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。)

- 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で、床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該公告対象区域内の建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないもの(3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。)

【第二種住居地域等内に建築してはならない建築物の店舗、飲食店等に類する用途】

第 130 条の 8 の 2 法別表第 2(ハ)項第六号及び(ロ)項第七号(法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 6 項及び第 12 項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める用途は、場外勝舟投票券発売所とする。

- 2 法別表第 2(ヒ)項第六号及び(カ)項(法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 7 項及び第 14 項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場に類する用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。

【準住居地域内で営むことができる特殊の方法による事業】

第 130 条の 8 の 3 法別表第 2(ヒ)項第三号(法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 7 項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める特殊の方法による事業は、同号(1)に掲げる事業のうち、国土交通大臣が防音上有効な構造と認めて指定する空気圧縮機で原動機の出力の合計が7.5kW 以下のものを使用する事業とする。

【危険物の貯蔵又は処理に供する建築物】

第 130 条の 9 法別表第 2(ト)項第四号、(ニ)項第四号及び(ロ)項第二号(法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 7 項、第 10 項及び第 11 項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は、次の表に定める数量を超える危険

物(同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備(安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。)により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び液化ガス、地下貯蔵槽により貯蔵される第 1 石油類(消防法別表第 1 の備考 12 に規定する第 1 石油類をいう。以下この項において同じ。)、アルコール類(同表の備考 13 に規定するアルコール類をいう。)、第 2 石油類(同表の備考 14 に規定する第 2 石油類をいう。以下この項において同じ。)、第 3 石油類(同表の備考 15 に規定する第 3 石油類をいう。以下この項において同じ。))及び第 4 石油類(同表の備考 16 に規定する第 4 石油類をいう。以下この項において同じ。))並びに国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵される硫黄及びナトリウムを除く。)の貯蔵又は処理に供する建築物とする。

用途地域		用途地域		
		準住居地域	商業地域	準工業地域
(1) 火薬類 (玩具 煙火を 除く。)	火薬	20kg	50kg	20 t
	爆薬		25kg	10 t
	工業雷管、 電気雷管 及び信号 雷管		1 万個	250 万個
	銃用雷管	3 万個	10 万個	2,500 万個
	実包及び 空包	2,000 個	3 万個	1,000 万個
	信管及び 火管		3 万個	50 万個
	導爆線		1.5km	500km
	導火線	1 km	5 km	2,500km
	電気導火 線		3 万個	10 万個
	信号炎管、 信号火箭 及び煙火	25kg	2 t	
	その他の 火薬又は 爆薬を使 用した火 工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。		
(2) マッチ、 <u>圧縮ガス</u> 、 <u>液化ガス</u> 、 <u>又は可燃性ガス</u>	$\frac{4}{20}$	$\frac{4}{10}$	$\frac{4}{2}$	

(3)	第 1 石油類、第 2 石油類、第 3 石油類又は第 4 石油類	$\frac{A}{2}$ (危険物の規制に関する政令第 2 条第一号に規定する屋内貯蔵所のうち位置、構造及び設備について国土交通大臣が定める基準に適合するもの(以下この表において「特定屋内貯蔵所」という。))又は同令第 3 条第二号イに規定する第一種販売取扱所(以下この表において「第一種販売取扱所」という。)) 又は、 $\frac{3A}{2}$	A (特定屋内貯蔵所、第一種販売取扱所又は危険物の規制に関する政令第 3 条第二号ロに規定する第二種販売取扱所(以下この表において「第二種販売取扱所」という。)) 又は、3A)	5.4
(4)	(1)から(3)までに掲げる危険物以外のもの	$\frac{A}{10}$ (特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所 ¹ にあっては、 $\frac{3A}{10}$)	$\frac{A}{5}$ (特定屋内貯蔵所 ¹ 又は第一種販売取扱所 ¹ にあっては、 $\frac{3A}{5}$)	2A (特定屋内貯蔵所、第一種販売取扱所又は第二種販売取扱所 ² にあっては、5A)
この表において、Aは、2に掲げるものについては第116条第1項の表中「 <u>当時貯蔵する場合</u> 」の欄に掲げる数量、3及び4に掲げるものについては同項の表中「 <u>製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合</u> 」の欄に掲げる数量を表すものとする。				

2 第 116 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。ただし、同条第 3 項の規定については、準住居地域又は商業地域における前項の表の(1)に掲げる危険物の貯蔵に関しては、この限りでない。

【準住居地域及び用途地域の指定のない区域内に建築してはならない建築物のナイトクラブに類する用途】

第 130 条の 9 の 2 法別表第 2 (ト) 項第五号及び第六号並びに(カ) 項 (法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 7 項及び第 14 項の規定を準用する場合を含む。) の規定により政令で定めるナイトクラブに類する用途は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業 (客の接待をするものを除く。) を営む施設 (ナイトクラブを除く。) とする。

【田園住居地域内に建築してはならない建築物】

第 130 条の 9 の 3 法別表第 2 (チ) 項第二号 (法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 8 項の規定を準用する場合を含む。) の規定により政令で定める建築物は、農産物の乾燥その他の農産物の処理に供する建築物のうち著しい騒音を発生するものとして国土交通大臣が指定するものとする。

【田園住居地域内に建築することができる農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店等の建築物】

第 130 条の 9 の 4 法別表第 2 (チ) 項第四号 (法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 8 項の規定を準用する場合を含む。) の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
- 二 前号の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
- 三 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの (第一号の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。) で作業場の床面積の合計が 50㎡以内のもの (原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る。)

【近隣商業地域及び準工業地域内に建築してはならない建築物】

第 130 条の 9 の 5 法別表第 2 (リ) 項第三号及び(ル) 項第三号 (法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 9 項及び第 11 項の規定を準用する場合を含む。) の規定により政令で定める建築物は、スードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するものとする。

【商業地域内で営んではならない事業】

第 130 条の 9 の 6 法別表第 2 (ヌ) 項第三号(ロ) (法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 10 項の規定を準用する場合を含む。) の規定により政令で定める事業は、スエージングマシン又はロールを用いる金属の鍛造とする。

第130条の9の7 ●建築基準法施行令

【準工業地域内で営むことができる特殊の方法による事業】

第130条の9の7 法別表第2(る)項第一号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第11項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める特殊の方法による事業は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第2(る)項第一号(5)に掲げる銅アンモニアレーヨンの製造のうち、液化アンモニアガス及びアンモニア濃度が30%を超えるアンモニア水を用いないもの
- 二 法別表第2(る)項第一号(12)に掲げる圧縮ガスの製造のうち、次のいずれかに該当するもの
 - イ 内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮天然ガスに係るもの
 - ロ 燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮水素に係るものであって、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いるもの
- 三 法別表第2(る)項第一号(16)に掲げる合成繊維の製造のうち、国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める物質を原料とするもの又は国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める工程によるもの
- 四 法別表第2(る)項第一号(28)に掲げる事業のうち、スエーピングマシン又はロールを用いるもの
- 五 法別表第2(る)項第一号(30)に掲げる事業のうち、集じん装置の使用その他国土交通大臣が石綿の粉じんの飛散の防止上有効であると認めて定める方法により行われるもの

【準工業地域内で営むことができる可燃性ガスの製造】

第130条の9の8 法別表第2(る)項第一号(11)(法第87条第2項又は第3項において法第48条第11項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める可燃性ガスの製造は、次に掲げるものとする。

- 一 アセチレンガスの製造
- 二 ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業又は同条第9項に規定するガス製造事業として行われる可燃性ガスの製造

第7章 建築物の各部分の高さ等

【第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの制限の緩和に係る敷地内の空地等】

第130条の10 法第55条第2項の規定により政令で定める空地は、法第53条の規定により建蔽率の最高限度が定められている場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が1から当該最高限度を減じた数値に $\frac{1}{10}$ を加えた数値以上であるものとし、同条の規定により建蔽率の最高限度が定められていない場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が $\frac{1}{10}$ 以上であるものとする。

2 法第55条第2項の規定により政令で定める規模は、1,500㎡とする。ただし、特定行政庁は、街区の形状、宅地の規模その他土地の状況によりこれによることが不適当であると認める場合においては、規則で、750㎡以上1,500㎡未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

【建築物の敷地が2以上の地域、地区又は区域にわたる場合の法別表第3(は)欄に掲げる距離の適用の特例】

第130条の11 建築物の敷地が法別表第3(い)欄に掲げる地域、地区又は区域の2以上にわたる場合における同表(は)欄に掲げる距離の適用については、同表(い)欄中「建築物がある地域、地区又は区域」とあるのは、「建築物又は建築物の部分の前面道路に面する方向にある当該前面道路に接する敷地の部分の属する地域、地区又は区域」とする。

【前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例】

第130条の12 法第56条第2項及び第4項の政令で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

【関連】路面の中心からの高さ】**令2条1項六号**⇒132

- 一 物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で次に掲げる要件に該当するもの
 - イ 軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m²以内であること。
 - ロ 当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が $\frac{1}{5}$ 以下であること。

ハ 当該部分から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものが1 m以上であること。

ニ ポーチその他これに類する建築物の部分で、前号ロ及びハに掲げる要件に該当し、かつ、高さが5 m以下であるもの

三 道路に沿って設けられる高さが2 m以下の門又は塀（高さが1.2 mを超えるものにあつては、当該1.2 mを超える部分が網状その他これに類する形状であるものに限る。）

四 隣地境界線に沿って設けられる門又は塀

五 歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況を考慮して規則で定めたもの

六 前各号に掲げるもののほか、建築物の部分で高さが1.2 m以下のもの

【前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和】

第131条 法第56条第6項の規定による同条第1項第一号及び第2項から第4項までの規定の適用の緩和に関する措置は、次条から第135条の2までに定めるところによる。

【前面道路とみなす道路等】

第131条の2 土地区画整理事業を施行した地区その他これに準ずる街区の整った地区内の街区で特定行政庁が指定するものについては、その街区の接する道路を前面道路とみなす。

2 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（法第42条第1項第四号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。）若しくは法第68条の7第1項の規定により指定された予定道路（以下この項において「予定道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路若しくは予定道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、当該計画道路又は予定道路を前面道路とみなす。

3 前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合又は前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して法第68条の2第1項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限（道路に面する建築物の壁又はこれに代わる

柱の位置及び道路に面する高さ2 mを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。以下この項において「壁面の位置の制限」という。）がある場合において、当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物（第135条の19各号に掲げる建築物の部分を除く。）で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線にあるものとみなす。

【2以上の前面道路がある場合】

第132条 建築物の前面道路が2以上ある場合においては、幅員の最大な前面道路の境界線からの水平距離がその前面道路の幅員の2倍以内で、かつ、35 m以内の区域及びその他の前面道路の中心線からの水平距離が10 mをこえる区域については、すべての前面道路が幅員の最大な前面道路と同じ幅員を有するものとみなす。

2 前項の区域外の区域のうち、2以上の前面道路の境界線からの水平距離がそれぞれその前面道路の幅員の2倍（幅員が4 m未満の前面道路にあつては、10 mからその幅員の $\frac{1}{2}$ を減じた数値）以内で、かつ、35 m以内の区域については、これらの前面道路のみを前面道路とし、これらの前面道路のうち、幅員の小さい前面道路は、幅員の大きい前面道路と同じ幅員を有するものとみなす。

3 前2項の区域外の区域については、その接する前面道路のみを前面道路とする。

第133条（削除）

【前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合】

第134条 前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線は、当該公園、広場、水面その他これらに類するものの反対側の境界線にあるものとみなす。

2 建築物の前面道路が2以上ある場合において、その反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある前面道路があるときは、第

第 135 条の 2 ● 建築基準法施行令

132 条第 1 項の規定によらないで、当該公園、広場、水面その他これらに類するものがある前面道路（2 以上あるときは、そのうちの 1）の境界線からの水平距離がその公園、広場、水面その他これらに類するものの反対側の境界線から当該前面道路の境界線までの水平距離の 2 倍以内で、かつ、35 m 以内の区域及びその他の前面道路の中心線からの水平距離が 10 m をこえる区域については、すべての前面道路を当該公園、広場、水面その他これらに類するものがある前面道路と同じ幅員を有し、かつ、その反対側に同様の公園、広場、水面その他これらに類するものがあるものとみなして、前項の規定によることができる。この場合においては、第 132 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

第 135 条（削除）

【道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合】

第 135 条の 2 建築物の敷地の地盤面が前面道路より 1 m 以上高い場合においては、その前面道路は、敷地の地盤面と前面道路との高低差から 1 m を減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。

2 特定行政庁は、地形の特殊性により前項の規定をそのまま適用することが著しく不相当であると認める場合においては、同項の規定にかかわらず、規則で、前面道路の位置を同項の規定による位置と敷地の地盤面の高さとの間において適当と認める高さに定めることができる。

【隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和】

第 135 条の 3 法第 56 条第 6 項の規定による同条第 1 項及び第 5 項の規定の適用の緩和に関する措置で同条第 1 項第二号に係るものは、次に定めるところによる。

- 一 建築物の敷地が公園（都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 2 条第 1 項第一号に規定する都市公園を除く。）、広場、水面その他これらに類するものに接する場合においては、その公園、広場、水面その他これらに類するものに接する隣地境界線は、その公園、広場、水面その他これらに類するものの幅の $\frac{1}{2}$ だけ外側にあるものとみなす。
- 二 建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面（隣地

に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。次項において同じ。）より 1 m 以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から 1 m を減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。

三 第 131 条の 2 第 2 項の規定により計画道路又は予定道路を前面道路とみなす場合においては、その計画道路又は予定道路内の隣地境界線は、ないものとみなす。

2 特定行政庁は、前項第二号の場合において、地形の特殊性により同号の規定をそのまま適用することが著しく不相当であると認めるときは、規則で、建築物の敷地の地盤面の位置を当該建築物の敷地の地盤面の位置と隣地の地盤面の位置との間において適当と認める高さに定めることができる。

【北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和】

第 135 条の 4 法第 56 条第 6 項の規定による同条第 1 項及び第 5 項の規定の適用の緩和に関する措置で同条第 1 項第三号に係るものは、次に定めるところによる。

一 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の $\frac{1}{2}$ だけ外側にあるものとみなす。

二 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下この条において同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。次項において同じ。）より 1 m 以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から 1 m を減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。

三 第 131 条の 2 第 2 項の規定により計画道路又は予定道路を前面道路とみなす場合においては、その計画道路又は予定道路内の隣地境界線は、ないものとみなす。

- 2 特定行政庁は、前項第二号の場合において、地形の特殊性により同号の規定をそのまま適用することが著しく不適当であると認めるときは、規則で、建築物の敷地の地盤面の位置を当該建築物の敷地の地盤面の位置と北側の隣地の地盤面の位置との間において適当と認める高さに定めることができる。

【天空率】

第 135 条の 5 この章において「**天空率**」とは、次の式によって計算した数値をいう。

$$R_s = \frac{(A_s - A_b)}{A_s}$$

この式において、 R_s 、 A_s 及び A_b は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_s 天空率

A_s 地上のある位置を中心としてその水平面上に想定する半球（以下この章において「**想定半球**」という。）の水平投影面積

A_b 建築物及びその敷地の地盤を A_s の想定半球と同一の想定半球に投影した投影面の水平投影面積

【前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の基準等】

第 135 条の 6 法第 56 条第 7 項の政令で定める基準で同項第一号に掲げる規定を適用しない建築物に係るものは、次のとおりとする。

- 一 当該建築物（法第 56 条第 7 項第一号に掲げる規定による高さの制限（以下この章において「**道路高さ制限**」という。）が適用される範囲内の部分に限る。）の第 135 条の 9 に定める位置を想定半球の中心として算定する**天空率**が、当該建築物と同一の敷地内において道路高さ制限に適合するものとして想定する建築物（道路高さ制限が適用される範囲内の部分に限り、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分でその水平投影面積の合計が建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内のもの、頂部から 12 m 以内の部分（以下この章において「**階段室等**」という。）及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物（以下この章において「**棟飾等**」という。）を除く。以下

この章において「**道路高さ制限適合建築物**」という。）の当該位置を想定半球の中心として算定する**天空率**以上であること。

- 二 当該建築物の前面道路の境界線からの後退距離（法第 56 条第 2 項に規定する後退距離をいう。以下この号において同じ。）が、前号の道路高さ制限適合建築物と同一の道路高さ制限適合建築物の前面道路の境界線からの後退距離以上であること。
- 2 当該建築物の敷地が、道路高さ制限による高さの限度として水平距離に乗すべき数値が異なる地域、地区又は区域（以下この章において「**道路制限勾配が異なる地域等**」という。）にわたる場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「**限る。**）」とあるのは「**限る。**）」の道路制限勾配が異なる地域等ごとの部分」と、「**という。**）」とあるのは「**という。**）」の道路制限勾配が異なる地域等ごとの部分の」とする。
- 3 当該建築物の前面道路が 2 以上ある場合における第 1 項第一号の規定の適用については、同号中「**限る。**）」とあるのは「**限る。**）」の第 132 条又は第 134 条第 2 項に規定する区域ごとの部分」と、「**という。**）」とあるのは「**という。**）」の第 132 条又は第 134 条第 2 項に規定する区域ごとの部分の」とする。

【隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の基準等】

第 135 条の 7 法第 56 条第 7 項の政令で定める基準で同項第二号に掲げる規定を適用しない建築物に係るものは、次のとおりとする。

- 一 当該建築物（法第 56 条第 7 項第二号に掲げる規定による高さの制限（以下この章において「**隣地高さ制限**」という。）が適用される地域、地区又は区域内の部分に限る。）の第 135 条の 10 に定める位置を想定半球の中心として算定する**天空率**が、当該建築物と同一の敷地内の同一の地盤面において隣地高さ制限に適合するものとして想定する建築物（隣地高さ制限が適用される地域、地区又は区域内の部分に限り、階段室等及び棟飾等を除く。以下この章において「**隣地高さ制限適合建築物**」という。）の当該位置を想定半球の中心として算定する**天空率**以上であること。
- 二 当該建築物（法第 56 条第 1 項第二号イ又はニに定める数値が 1.25 とされている建築物

第 135 条の 8 ● 建築基準法施行令

にあっては高さが 20 m を、同号イからニまでに定める数値が 2.5 とされている建築物にあっては高さが 31 m を超える部分に限る。)の隣地境界線からの後退距離(同号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離をいう。以下この号において同じ。)が、前号の隣地高さ制限適合建築物と同一の隣地高さ制限適合建築物(同項第二号イ又はニに定める数値が 1.25 とされている隣地高さ制限適合建築物にあっては高さが 20 m を、同号イからニまでに定める数値が 2.5 とされている隣地高さ制限適合建築物にあっては高さが 31 m を超える部分に限る。)の隣地境界線からの後退距離以上であること。

- 2 当該建築物の敷地が、隣地高さ制限による高さの限度として水平距離に乘すべき数値が異なる地域、地区又は区域(以下この章において「隣地制限勾配が異なる地域等」という。)にわたる場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「限る。)」とあるのは「限る。)の隣地制限勾配が異なる地域等ごとの部分」と、「という。)の」とあるのは「という。)の隣地制限勾配が異なる地域等ごとの部分の)」とする。
- 3 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が 3 m を超える場合における第 1 項第一号の規定の適用については、同号中「限る。)」とあるのは「限る。)の周囲の地面と接する位置の高低差が 3 m 以内となるようにその敷地を区分した区域(以下この章において「高低差区分区域」という。)ごとの部分」と、「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、「という。)の」とあるのは「という。)の高低差区分区域ごとの部分の)」とする。

【北側の隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の基準等】

第 135 条の 8 法第 56 条第 7 項の政令で定める基準で同項第三号に掲げる規定を適用しない建築物に係るものは、当該建築物(同号に掲げる規定による高さの制限(以下この章において「北側高さ制限」という。))が適用される地域内の部分に限る。)の第 135 条の 11 に定める位置を想定半球の中心として算定する天空率が、当該建築物と同一の敷地内の同一の地盤面において北側高さ制限に適合するものとして想定する建築物(北側高さ制限が適用される地域内の部分

に限り、棟飾等を除く。)の当該位置を想定半球の中心として算定する天空率以上であることとする。

- 2 当該建築物の敷地が、北側高さ制限による高さの限度として加える高さが異なる地域(以下この章において「北側制限高さが異なる地域」という。)にわたる場合における前項の規定の適用については、同項中「限る。)」とあるのは「限る。)の北側制限高さが異なる地域ごとの部分」と、「除く。)」とあるのは「除く。)の北側制限高さが異なる地域ごとの部分」とする。
- 3 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が 3 m を超える場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「限る。)」とあるのは「限る。)の高低差区分区域ごとの部分」と、「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、「除く。)」とあるのは「除く。)の高低差区分区域ごとの部分」とする。

【法第 56 条第 7 項第一号の政令で定める位置】

第 135 条の 9 法第 56 条第 7 項第一号の政令で定める位置は、前面道路の路面の中心の高さにある次に掲げる位置とする。

- 一 当該建築物の敷地(道路高さ制限が適用される範囲内の部分に限る。)の前面道路に面する部分の両端から最も近い当該前面道路の反対側の境界線上の位置
- 二 前号の位置の間の境界線の延長が当該前面道路の幅員の $\frac{1}{2}$ を超えるときは、当該位置の間の境界線上に当該前面道路の幅員の $\frac{1}{2}$ 以内の間隔で均等に配置した位置
- 2 当該建築物の敷地が道路制限勾配が異なる地域等にわたる場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「限る。)」とあるのは、「限る。)の道路制限勾配が異なる地域等ごと」とする。
- 3 当該建築物の前面道路が 2 以上ある場合における第 1 項の規定の適用については、同項第一号中「限る。)」とあるのは、「限る。)の第 132 条又は第 134 条第 2 項に規定する区域ごと」とする。
- 4 当該建築物の敷地の地盤面が前面道路の路面の中心の高さより 1 m 以上高い場合においては、第 1 項に規定する前面道路の路面の中心は、当該高低差から 1 m を減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。

5 第135条の2第2項の規則で前面道路の位置の高さが別に定められている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該高さを第1項に規定する前面道路の路面の中心の高さとみなす。

5 **【法第56条第7項第二号の政令で定める位置】**

第135条の10 法第56条第7項第二号の政令で定める位置は、当該建築物の敷地の地盤面の高さにある次に掲げる位置とする。

- 10 一 法第56条第7項第二号に規定する外側の線（以下この条において「基準線」という。）の当該建築物の敷地（隣地高さ制限が適用される地域、地区又は区域内の部分に限る。）に面する部分の両端上の位置
- 15 二 前号の位置の間の基準線の延長が、法第56条第1項第二号イ又はニに定める数値が1.25とされている建築物にあっては8m、同号イからニまでに定める数値が2.5とされている建築物にあっては6.2mを超えるときは、当該位置の間の基準線上に、同号イ又はニに定める数値が1.25とされている建築物にあっては8m、同号イからニまでに定める数値が2.5とされている建築物にあっては6.2m以内の間隔で均等に配置した位置
- 20 2 当該建築物の敷地が隣地制限勾配が異なる地域等にわたる場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「限る。」とあるのは、「限る。）の隣地制限勾配が異なる地域等ごとの部分」とする。
- 25 3 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合における第1項の規定の適用については、同項中「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、同項第一号中「限る。」とあるのは「限る。）の高低差区分区域ごとの部分」とする。
- 30 4 当該建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1m以上低い場合においては、第1項に規定する当該建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1mを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。
- 35 5 第135条の3第2項の規則で建築物の敷地の地盤面の位置の高さが別に定められている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該高さを第1項に規定する当該建築物の敷地の地盤面の高さとしなす。
- 40
- 45

【法第56条第7項第三号の政令で定める位置】

第135条の11 法第56条第7項第三号の政令で定める位置は、当該建築物の敷地の地盤面の高さにある次に掲げる位置とする。

- 5 一 当該建築物の敷地（北側高さ制限が適用される地域内の部分に限る。）の真北に面する部分の両端から真北方向の法第56条第7項第三号に規定する外側の線（以下この条において「基準線」という。）上の位置
- 10 二 前号の位置の間の基準線の延長が、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内の建築物にあっては1m、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物にあっては2mを超えるときは、当該位置の間の基準線上に、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内の建築物にあっては1m、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物にあっては2m以内の間隔で均等に配置した位置
- 15 2 当該建築物の敷地が北側制限高さが異なる地域にわたる場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「限る。」とあるのは、「限る。）の北側制限高さが異なる地域ごと」とする。
- 20 3 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合における第1項の規定の適用については、同項中「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、同項第一号中「限る。」とあるのは「限る。）の高低差区分区域ごと」とする。
- 25 4 当該建築物の敷地の地盤面が北側の隣地の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1m以上低い場合においては、第1項に規定する当該建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1mを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。
- 30 5 第135条の4第2項の規則で建築物の敷地の地盤面の位置の高さが別に定められている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該高さを第1項に規定する当該建築物の敷地の地盤面の高さとしなす。
- 35
- 40
- 45

【日影による中高層の建築物の高さの制限の適用除外等】

第135条の12 法第56条の2第1項ただし書の政令で定める位置は、同項ただし書の規定による

第 135 条の 13 ● 建築基準法施行令

許可を受けた際における敷地の区域とする。

- 2 法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の政令で定める規模は、同項に規定する平均地盤面からの高さの水平面に、敷地境界線からの水平距離が 5 m を超える範囲において新たに日影となる部分を生じさせることのない規模とする。
- 3 法第 56 条の 2 第 3 項の規定による同条第 1 項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の敷地が道路、水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものに接する敷地境界線は、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの幅の $\frac{1}{2}$ だけ外側にあるものとみなす。ただし、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの幅が 10 m を超えるときは、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離 5 m の線を敷地境界線とみなす。

二 建築物の敷地の平均地盤面が隣地又はこれに接続する土地で日影の生ずるものの地盤面（隣地又はこれに接続する土地に建築物がない場合においては、当該隣地又はこれに接続する土地の平均地表面をいう。次項において同じ。）より 1 m 以上低い場合においては、その建築物の敷地の平均地盤面は、当該高低差から 1 m を減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。

- 4 特定行政庁は、前項第二号の場合において、地形の特殊性により同号の規定をそのまま適用することが著しく不適当であると認めるときは、規則で、建築物の敷地の平均地盤面の位置を当該建築物の敷地の平均地盤面の位置と隣地又はこれに接続する土地で日影の生ずるものの地盤面の位置との間において適当と認める高さに定めることができる。

【建築物が日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合等の措置】

第 135 条の 13 法第 56 条の 2 第 1 項に規定する対象区域（以下この条において「対象区域」という。）である第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域若しくは用途地域の指定のない区域内にある部分の軒の高さが 7 m を超える建築物若しくは当該部分の地

階を除く階数が 3 以上である建築物又は高さが 10 m を超える建築物（以下この条において「対象建築物」という。）が同項の規定による日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合には当該対象建築物がある各区域内に、対象建築物が、冬至日において、対象区域のうち当該対象建築物がある区域外の土地に日影を生じさせる場合には当該対象建築物が日影を生じさせる各区域内に、それぞれ当該対象建築物があるものとして、同項の規定を適用する。

【高層住居誘導地区内の建築物及び法第 52 条第 8 項に規定する建築物の容積率の上限の数値の算出方法】

第 135 条の 14 法第 52 条第 1 項第五号及び第 8 項の政令で定める方法は、次の式により計算する方法とする。

$$V_r = \frac{3V_c}{(3 - R)}$$

この式において、 V_r 、 V_c 及び R は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- V_r 法第 52 条第 1 項第五号又は第 8 項の政令で定める方法により算出した数値
- V_c 建築物がある用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値
- R 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合

【条例で地盤面を別に定める場合の基準】

第 135 条の 15 法第 52 条第 5 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置の高さ以上の高さに定めること。
- 二 周囲の地面と接する位置の高低差が 3 m を超える建築物については、その接する位置のうち最も低い位置からの高さが 3 m を超えない範囲内で定めること。
- 三 周囲の地面と接する位置の高低差が 3 m 以下の建築物については、その接する位置の平均の高さを超えない範囲内で定めること。

【容積率の算定の基礎となる延べ面積に昇降路の部分の床面積を算入しない昇降機】

第 135 条の 16 法第 52 条第 6 項第一号の政令で定める昇降機は、エレベーターとする。

【敷地内の空地の規模等】

第 135 条の 17 法第 52 条第 8 項第二号の政令で定める空地の規模は、次の表(イ)欄に掲げる区分に応じて、当該建築物の敷地面積に同表(ロ)欄に掲げる数値を乗じて得た面積とする。ただし、地方公共団体は、土地利用の状況等を考慮し、条例で、同表(ハ)欄に掲げる数値の範囲内で、当該建築物の敷地面積に乘すべき数値を別に定めることができる。

	(イ)	(ロ)	(ハ)
(1)	法第53条の規定による建蔽率の最高限度(以下この表において「建蔽率限度」という。)が $\frac{4.5}{10}$ 以下の場合	1 から建蔽率限度を減じた数値に $\frac{1.5}{10}$ を加えた数値	1 から建蔽率限度を減じた数値に $\frac{1.5}{10}$ を加えた数値を超え、 $\frac{8.5}{10}$ 以下の範囲
(2)	建蔽率限度が $\frac{4.5}{10}$ を超え、 $\frac{5}{10}$ 以下の場合		1 から建蔽率限度を減じた数値に $\frac{1.5}{10}$ を加えた数値を超え、当該減じた数値に $\frac{3}{10}$ を加えた数値以下の範囲
(3)	建蔽率限度が $\frac{5}{10}$ を超え、 $\frac{5.5}{10}$ 以下の場合	$\frac{6.5}{10}$	$\frac{6.5}{10}$ を超え、1 から建蔽率限度を減じた数値に $\frac{3}{10}$ を加えた数値以下の範囲
(4)	建蔽率限度が $\frac{5.5}{10}$ を超える場合	1 から建蔽率限度を減じた数値に $\frac{2}{10}$ を加えた数値	1 から建蔽率限度を減じた数値に $\frac{2}{10}$ を加えた数値を超え、当該減じた数値に $\frac{3}{10}$ を加えた数値以下の範囲
(5)	建蔽率限度が定められていない場合	$\frac{2}{10}$	$\frac{2}{10}$ を超え、 $\frac{3}{10}$ 以下の範囲

- 2 法第 52 条第 8 項第二号の政令で定める道路に接して有効な部分の規模は、前項の規定による空地の規模に $\frac{1}{2}$ を乗じて得たものとする。
- 3 法第 52 条第 8 項第二号の政令で定める敷地面積の規模は、次の表(イ)欄に掲げる区分に応じて、同表(ロ)欄に掲げる数値とする。ただし、地方公共団体は、街区の形状、宅地の規模その他土地の状況により同欄に掲げる数値によることが不適当であると認める場合においては、条例で、同表(ハ)欄に掲げる数値の範囲内で、その規模を

別に定めることができる。

	(イ)	(ロ)	(ハ)
	地域	敷地面積の規模 (単位 m)	条例で定めることができる敷地面積の規模(単位 m)
(1)	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は準工業地域(高層住居誘導地区及び特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域(以下この表において「高層住居誘導地区等」という。)を除く。)	2,000	500以上4,000未満
(2)	近隣商業地域(高層住居誘導地区等を除く。) ¹ 又は商業地域(特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。)	1,000	500以上2,000未満
備考			
1 建築物の敷地がこの表(イ)欄各項に掲げる地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部について、同欄各項に掲げる地域に関する同表の規定を適用する。			
2 建築物の敷地がこの表(イ)欄(1)の項に掲げる地域と同欄(2)の項に掲げる地域にわたる場合においては、その全部について、敷地の属する面積が大きい方の地域に関する同表の規定を適用する。			

【容積率の制限について前面道路の幅員に加算する数値】

第 135 条の 18 法第 52 条第 9 項の政令で定める数値は、次の式によって計算したものとする。

$$W_a = \frac{(12 - W_r)(70 - L)}{70}$$

この式において W_a 、 W_r 及び L は、それぞれ次の数値を表すものとする。

W_a 法第 52 条第 9 項の政令で定める数値(単位 m)

W_r 前面道路の幅員(単位 m)

L 法第 52 条第 9 項の特定道路からその建築物の敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長(単位 m)

【容積率の算定に当たり建築物から除かれる部分】

第 135 条の 19 法第 52 条第 12 項の政令で定める建築物の部分は、**次**に掲げるものとする。

- ひさしその他これに類する建築物の部分で、

第 135 条の 20 ● 建築基準法施行令

次に掲げる要件に該当するもの

- イ 高さが5m以下であること。
- ロ 当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が $\frac{1}{5}$ 以下であること。
- ハ 当該部分から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものが1m以上であること。

- ニ 建築物の地盤面下の部分
- ヒ 道路に沿って設けられる高さが2m以下の門又は塀（高さが1.2mを超えるものにあつては、当該1.2mを超える部分が網状その他これに類する形状であるものに限る。）
- ヘ 隣地境界線に沿って設けられる高さが2m以下の門又は塀
- ホ 歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況を考慮して規則で定めたもの

【耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物等】

第 135 条の 20 法第 53 条第 3 項第一号イの政令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

- 一 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備が設けられていること。
- 二 壁、柱、床その他の建築物の部分及び前号の防火設備が第 136 条の 2 第一号ロに掲げる基準に適合し、かつ、法第 61 条に規定する構造方法を用いるもの又は同条の規定による認定を受けたものであること。

関連【延焼防止建築物】令136条の2第一号ロ→229

2 前項の規定は、法第 53 条第 3 項第一号ロの政令で定める建築物について準用する。この場合において、前項第二号中「第 136 条の 2 第一号ロ」とあるのは、「第 136 条の 2 第二号ロ」と読み替えるものとする。

関連【準延焼防止建築物】令136条の2第二号ロ→230

【建蔽率の制限の緩和に当たり建築物から除かれる部分】

第 135 条の 21 法第 53 条第 4 項の政令で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

- 一 軒、ひさし、ぬれ縁及び国土交通省令で定める建築設備

- 二 建築物の地盤面下の部分
- 三 高さが2m以下の門又は塀

省令【建蔽率制限の緩和に当たり建築物から除かれる建築設備】規則10条の4の7→340

【第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離に対する制限の緩和】

第 135 条の 22 法第 54 条第 1 項の規定により政令で定める場合は、当該地域に関する都市計画において定められた外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。
- 二 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。

【特例容積率の限度の指定の申請について同意を得るべき利害関係者】

第 135 条の 23 法第 57 条の 2 第 2 項の政令で定める利害関係を有する者は、所有権、対抗要件を備えた借地権（同条第 1 項に規定する借地権をいう。次条において同じ。）又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。

【特例容積率の限度の指定の取消しの申請について同意を得るべき利害関係者】

第 135 条の 24 法第 57 条の 3 第 1 項の政令で定める利害関係を有する者は、前条に規定する者（所有権又は借地権を有する者を除く。）とする。

【敷地内の空地及び敷地面積の規模】

第 136 条 法第 59 条の 2 第 1 項の規定により政令で定める空地は、法第 53 条の規定により建蔽率の最高限度が定められている場合においては、当該最高限度に応じて、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が次の表に定める数値以上であるものとし、同条の規定により建蔽率の最高限度が定められていない場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が $\frac{2}{10}$ であるものとする。

	法第53条の規定による建蔽率の最高限度	空地の面積の敷地面積に対する割合
(1)	$\frac{5}{10}$ 以下の場合	1 から法第53条の規定による建蔽率の最高限度を減じた数値に $\frac{1.5}{10}$ を加えた数値
(2)	$\frac{5}{10}$ を超え、 $\frac{5.5}{10}$ 以下の場合	$\frac{6.5}{10}$
(3)	$\frac{5.5}{10}$ を超える場合	1 から法第53条の規定による建蔽率の最高限度を減じた数値に $\frac{2}{10}$ を加えた数値

2 法第59条の2第1項の規定によりその各部分の高さのみを法第55条第1項又は法第56条の規定による限度を超えるものとする建築物に対する前項の規定の適用については、同項中「 $\frac{2}{10}$ 」とあるのは「 $\frac{1.5}{10}$ 」と、「 $\frac{1.5}{10}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{10}$ 」と、「 $\frac{6.5}{10}$ 」とあるのは「 $\frac{6}{10}$ 」とする。

3 法第59条の2第1項の規定により政令で定める規模は、次の表のい欄に掲げる区分に応じて、同表のろ欄に掲げる数値とする。ただし、特定行政庁は、街区の形状、宅地の規模その他土地の状況により同欄に掲げる数値によることが不適当であると認める場合においては、規則で、同表のは欄に掲げる数値の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

	い	ろ	は
	地域又は区域	敷地面積の規模 (単位 m ²)	規則で定めることができる敷地面積の規模(単位 m ²)
(1)	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域	3,000	1,000以上3,000未満
(2)	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域	2,000	500以上2,000未満
(3)	近隣商業地域又は商業地域	1,000	500以上1,000未満
(4)	用途地域の指定のない区域	2,000	1,000以上2,000未満

第7章の2 防火地域又は準防火地域内の建築物

【防火地域又は準防火地域内の建築物の壁、柱、床その他の部分及び防火設備の性能に関する技術的基準】

第136条の2 法第61条の政令で定める技術的基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 防火地域内にある建築物で階数が3以上のもの若しくは延べ面積が100m²を超えるもの又は準防火地域内にある建築物で地階を除く階数が4以上のもの若しくは延べ面積が1,500m²を超えるもの 次のイ又はロのいずれかに掲げる基準

イ 主要構造部が第107条各号又は第108条の3第1項第一号イ及びロに掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備をいう。以下この条において同じ。）が第109条の2に規定する基準に適合するものであること。ただし、準防火地域内にある建築物で法第86条の4各号のいずれかに該当するものの外壁開口部設備については、この限りでない。

関連【耐火性能の基準】令107条→172

関連【耐火建築物の主要構造部の基準】

令108条の3→173

関連【20分遮炎性能】令109条の2→175

ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間（建築物が通常の火災による周囲への延焼を防止することができる時間をいう。以下この条において同じ。）が、当該建築物の主要構造部及び外壁開口部設備（以下のロ及び次号ロにおいて「主要構造部等」という。）がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること。

関連【延焼防止建築物】規則2号様式→367

関連【延焼防止性能】法53条3項一→47

二 防火地域内にある建築物のうち階数が2以下で延べ面積が100m²以下のもの又は準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が3

第136条の2の2 ●建築基準法施行令

で延べ面積が1,500㎡以下のもの若しくは地階を除く階数が2以下で延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下のもの) 次のイ又は口のいずれかに掲げる基準

- イ 主要構造部が第107条の2各号又は第109条の3第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備が前号イに掲げる基準（外壁開口部設備に係る部分に限る。）に適合するものであること。

関連【準耐火性能の基準】令107条の2⇒173

関連【準耐火建築物と同等の基準】令109条の3⇒176

- ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の主要構造部等がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること。

関連【準延焼防止建築物】規則第2号様式⇒367

- 三 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が2以下で延べ面積が500㎡以下のもの（木造建築物等に限る。） 次のイ又は口のいずれかに掲げる基準

- イ 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分が第108条各号に掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、当該外壁開口部設備が加熱開始後20分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火災を出さないものであること。ただし、法第86条の4各号のいずれかに該当する建築物の外壁開口部設備については、この限りでない。

関連【防火性能の基準】令108条⇒173

- ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分並びに外壁開口部設備（以下このロにおいて「特定外壁部分等」という。）がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該特定外壁部分等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること。

- 四 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が2以下で延べ面積が500㎡以下のもの（木造建築物等を除く。） 次のイ又は口の

いずれかに掲げる基準

- イ 外壁開口部設備が前号イに掲げる基準（外壁開口部設備に係る部分に限る。）に適合するものであること。

- ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の外壁開口部設備がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該外壁開口部設備の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること。

- 五 高さ2mを超える門又は塙で、防火地域内にある建築物に附属するもの又は準防火地域内にある木造建築物等に附属するもの）延焼防止上支障のない構造であること。

【防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する技術的基準】

第136条の2の2 法第62条の政令で定める技術的基準は、次に掲げるもの（不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、市街地における通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあっては、第一号に掲げるもの）とする。

関連【法22条区域の屋根の技術的基準】令109条の8⇒177

- 一 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。

- 二 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものであること。

第136条の2の3（削除）

第7章の2の2 特定防災街区整備地区内の建築物

【建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さの算定】

第136条の2の4 法第67条第6項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の算定の基礎となる次の各号に掲げる長さの算定方法は、当該各号に定めるところによる。

- 一 防災都市計画施設に面する部分の長さ 建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の防災都市計画施設に面する長さによる。
 - 二 敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さ 敷地の防災都市計画施設に接する部分の水平投影の長さによる。
- 2 法第67条第6項に規定する建築物の高さの算定については、建築物の防災都市計画施設に面する方向の鉛直投影の各部分（同項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の防災都市計画施設と敷地との境界線からの高さによる。

第7章の3 地区計画等の区域

【地区計画等の区域内において条例で定める制限】

第136条の2の5 法第68条の2第1項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

- 一 建築物の用途の制限 次に掲げるものであること。
 - イ 地区計画の区域（再開発等促進区及び開発整備促進区を除く。）にあっては、当該区域の用途構成の適正化、各街区ごとの住居の環境の保持、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進による良好な環境の街区の形成に貢献する合理的な制限であることが明らかなるもの
 - ロ 地区計画の区域のうち再開発等促進区又は開発整備促進区にあっては、当該再開発等促進区又は開発整備促進区にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進に貢献する合理的な制限であることが明らかなるもの
 - ハ 防災街区整備地区計画の区域にあっては、当該区域にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進に貢献し、かつ、当該区域における特定

防災機能（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第三号に規定する特定防災機能をいう。次項において同じ。）を確保する観点から見て合理的な制限であることが明らかなるもの

- 二 歴史的風致維持向上地区計画の区域にあっては、当該区域にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進に貢献し、かつ、当該区域における歴史的風致（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第1条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る観点から見て合理的な制限であることが明らかなるもの
- ホ 沿道地区計画の区域にあっては、商業その他幹線道路の沿道としての当該区域の特性にふさわしい業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進に貢献し、かつ、道路交通騒音により生ずる障害を防止する観点から見て合理的な制限であることが明らかなるもの
- ヘ 集落地区計画の区域にあっては、当該区域の特性にふさわしい良好な住居の環境の保持その他適正な土地利用の確保に貢献する合理的な制限であることが明らかなるもの
- ニ 建築物の容積率の最高限度 $\frac{5}{10}$ 以上の数値であること。
- ヒ 建築物の建蔽率の最高限度 $\frac{3}{10}$ 以上の数値であること。
- 四 建築物の敷地面積の最低限度 次に掲げるものであること。
 - イ 地区計画等（集落地区計画を除く。）の区域にあっては、建築物の敷地が細分化されることにより、又は建築物が密集することにより、住宅その他の建築物の敷地内に必要とされる空地の確保又は建築物の安全、防火若しくは衛生の目的を達成することが著しく困難となる区域について、当該区域の良好な住居の環境の確保その他市街地の環境の維持増進に貢献する合理的な数値であること。
 - ロ 集落地区計画の区域にあっては、建築物の敷地が細分化されることにより、住宅その

第136条の2の5 ●建築基準法施行令

他の建築物の敷地内に必要とされる空地の確保又は建築物の安全、防火若しくは衛生の目的を達成することが著しく困難となる区域について、当該集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な住居の環境の保持その他適正な土地利用の確保に貢献する合理的な数値であること。

五 壁面の位置の制限 建築物の壁若しくはこれに代わる柱の位置の制限又は当該制限と併せて定められた建築物に附属する門若しくは塀で高さ2mを超えるものの位置の制限であること。

六 建築物の高さの最高限度 地階を除く階数が2である建築物の通常の高さを下回らない数値であること。

七 建築物の高さの最低限度、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度

商業その他の業務又は住居の用に供する中高層の建築物を集合して一体的に整備すべき区域その他の土地の合理的かつ健全な高度利用を図るべき区域について、当該区域の高度利用を促進するに足りる合理的な数値であること。

八 建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度及び建築物の居室の床面の高さの最低限度

洪水、雨水出水（水防法（昭和24年法律第193号）第2条第1項に規定する雨水出水をいう。）、津波又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命、身体又は財産に著しい被害（以下この号において「洪水等による被害」という。）が生ずるおそれがあると認められる土地の区域について、当該区域における洪水等による被害を防止し、又は軽減する観点から見て合理的な数値であること。

九 建築物の形態又は意匠の制限 地区計画等の区域（景観法（平成16年法律第110号）第76条第1項の規定に基づく条例の規定による制限が行われている区域を除く。）内に存する建築物に関して、その屋根又は外壁の形態又は意匠をその形状又は材料によって定めた制限であること。

十 垣又は柵の構造の制限 建築物に附属する門又は塀の構造をその高さ、形状又は材料によって定めた制限であること。

十一 建築物の建築の限界 都市計画法第12条の11に規定する道路の整備上合理的に必要な建築の限界であること。

十二 建築物の特定地区防災施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条第2項第一号に規定する特定地区防災施設をいう。以下この条において同じ。）に面する部分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合（以下この条において「特定地区防災施設に係る間口率」という。）の最低限度 $\frac{7}{10}$ 以上 $\frac{9}{10}$ 以下の範囲内の数値であること。

十三 建築物の構造に関する防火上必要な制限

次に掲げるものであること。

イ 特定建築物地区整備計画の区域内に存する建築物に関して、次の(1)及び(2)に掲げる構造としなければならないとされるものであること。

(1) 耐火建築物等（法第53条第3項第一号イに規定する耐火建築物等をいう。ロにおいて同じ。）又は準耐火建築物等（同号ロに規定する準耐火建築物等をいう。ロにおいて同じ。）であること。

(2) その敷地が特定地区防災施設に接する建築物（特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の当該特定地区防災施設の当該敷地との境界線からの高さ（次項において「特定地区防災施設からの高さ」という。）が5m未満の範囲は、空隙のない壁が設けられていることその他の防火上有効な構造であること。

ロ 防災街区整備地区整備計画の区域内に存する建築物に関して、(1)に掲げる構造としなければならないとされるものであること又は耐火建築物等及び準耐火建築物等以外の建築物については(2)及び(3)に掲げる構造としなければならないとされるものであること。

(1) 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること。

(2) その屋根が不燃材料で造られ、又はふかされたものであること。

(3) 当該建築物が木造建築物である場合にあっては、その外壁及び軒裏で延焼のお

そのある部分が防火構造であること。

五 建築物の沿道整備道路（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第2条第二号に規定する沿道整備道路をいう。以下この条において同じ。）に面する部分の長さの敷地の沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合（以下この条において「沿道整備道路に係る間口率」という。）の最低限度 $\frac{7}{10}$ 以上 $\frac{9}{10}$ 以下の範囲内の数値であること。

六 建築物の構造に関する遮音上必要な制限

その敷地が沿道整備道路に接する建築物（沿道整備道路に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の沿道整備道路の路面の中心からの高さが5m未満の範囲は、空隙のない壁が設けられたものとする。ことその他の遮音上有効な構造としなければならないとされるものであること。

七 建築物の構造に関する防音上必要な制限

学校、病院、診療所、住宅、寄宿舎、下宿その他の静穏を必要とする建築物で、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、防音上有効な構造とする必要があるものの居室及び居室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）がなく当該居室と一体とみなされる建築物の部分の窓、出入口、排気口、給気口、排気筒、給気筒、屋根及び壁で、直接外気に接するものに関して、次のイからハまでに掲げる構造としなければならないとされるものであること。

- イ 窓及び出入口は、閉鎖した際防音上有害な空隙が生じないものであり、これらに設けられる戸は、ガラスの厚さ（当該戸が二重以上になっている場合は、それぞれの戸のガラスの厚さの合計）が0.5cm以上であるガラス入りの金属製のもの又はこれと防音上同等以上の効果のあるものであること。
- ロ 排気口、給気口、排気筒及び給気筒は、開閉装置を設けることその他の防音上効果のある措置を講じたものであること。
- ハ 屋根及び壁は、防音上有害な空隙のないものであるとともに、防音上支障がない構造のものであること。

2 法第68条の2第1項の規定に基づく条例で建

築物の高さの最低限度に係る制限を定める場合において防災街区整備地区計画の区域における特定防災機能の確保の観点から必要があるときは、前項の規定にかかわらず、特定建築物地区整備計画の内容として定められたその敷地が特定地区防災施設に接する建築物に係る当該建築物の特定地区防災施設に面する方向の鉛直投影の各部分（特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の特定地区防災施設からの高さの最低限度が5mとされる制限（同項第七号に規定する区域については、当該制限及び同号の建築物の高さの最低限度の数値に係る制限）を定めることができる。

3 法第68条の2第1項の規定に基づく条例で建築物の高さの最低限度に係る制限を定める場合において遮音上の観点から必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、沿道地区計画の内容として定められたその敷地が沿道整備道路に接する建築物に係る当該建築物の沿道整備道路に面する方向の鉛直投影の各部分（沿道整備道路に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の沿道整備道路の路面の中心からの高さの最低限度が5mとされる制限（同項第七号に規定する区域については、当該制限及び同号の建築物の高さの最低限度の数値に係る制限）を定めることができる。

4 特定地区防災施設に係る間口率及び沿道整備道路に係る間口率の算定については、次の各号に掲げる長さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さ 建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の特定地区防災施設に面する長さによる。
- 二 敷地の特定地区防災施設に接する部分の長さ 敷地の特定地区防災施設に接する部分の水平投影の長さによる。
- 三 建築物の沿道整備道路に面する部分の長さ 建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の沿道整備道路に面する長さによる。
- 四 敷地の沿道整備道路に接する部分の長さ 敷地の沿道整備道路に接する部分の水平投影の長さによる。

5 建築物の容積率の最高限度若しくは最低限度又

第136条の2の6 ●建築基準法施行令

は建築物の建蔽率の最高限度の算定に当たっては、同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、建築物の延べ面積又は建築面積は、当該建築物の延べ面積又は建築面積の合計とする。

- 6 特定建築物地区整備計画の区域内において法第68条の2第1項の規定に基づく条例で第1項第十二号若しくは第十三号の制限又は第2項に規定する高さの最低限度が5mとされる制限を定めようとするときは、これらを全て定めるものとする。
- 7 前項の場合においては、当該条例に、建築物の敷地の地盤面が特定地区防災施設の当該敷地との境界線より低い建築物について第2項に規定する高さの最低限度が5mとされる制限を適用した結果、当該建築物の高さが地階を除く階数が2である建築物の通常の高さを超えるものとなる場合における前項に規定する制限（第1項第十三号の制限で同号イ(1)に掲げるものを除く。）の適用の除外に関する規定を定めるものとする。
- 8 沿道地区計画の区域内において法第68条の2第1項の規定に基づく条例で第1項第十四号若しくは第十五号の制限又は第3項に規定する高さの最低限度が5mとされる制限を定めようとするときは、これらを全て定めるものとする。
- 9 前項の場合においては、当該条例に、建築物の敷地の地盤面が沿道整備道路の路面の中心より低い建築物について第3項に規定する高さの最低限度が5mとされる制限を適用した結果、当該建築物の高さが地階を除く階数が2である建築物の通常の高さを超えるものとなる場合における前項に規定する制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。
- 10 法第68条の2第1項の規定に基づく条例については、第130条の2第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「第3条第2項」とあるのは、「第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。
- 11 法第68条の2第1項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定める場合においては、当該条例に、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際

現に建築物の敷地として使用されている土地で当該制限に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に適合しないこととなる土地のうち、次に掲げる土地以外のものについて、その全部を一の敷地として使用する場合の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

- 一 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも建築物の敷地面積の最低限度に関する制限に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなった土地
 - 二 当該条例で定める建築物の敷地面積の最低限度に関する制限に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に適合することとなるに至った土地
- 12 法第68条の2第1項の規定に基づく条例には、市町村長が、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及び防災街区整備地区計画の内容として防火上の制限が定められた建築物又は沿道地区計画の内容として防音上若しくは遮音上の制限が定められた建築物でその位置、構造、用途等の特殊性により防火上又は防音上若しくは遮音上支障がないと認めて許可したものについて、当該条例に定める制限の全部又は一部の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

【再開発等促進区等内において高さの制限の緩和を受ける建築物の敷地面積の規模】

第136条の2の6 法第68条の3第3項の政令で定める規模は、300㎡とする。

【予定道路の指定の基準】

第136条の2の7 法第68条の7第1項に規定する予定道路の指定は、次に掲げるところに従い、行うものとする。

- 一 予定道路となる土地の区域及びその周辺の地域における地形、土地利用の動向、道路（法第42条に規定する道路をいう。第144条の4において同じ。）の整備の現状及び将来の見通し、建築物の敷地境界線、建築物の位置等を考慮して特に必要なものについて行うこ

と。

- 二 予定道路となる土地の区域内に建築物の建築等が行われることにより、通行上、安全上、防火上又は衛生上地区計画等の区域の利便又は環境が著しく妨げられることとなる場合において行うこと。
- 三 幅員が4 m以上となるものについて行うこと。

【予定道路の指定について同意を得るべき利害関係者】

第136条の2の8 法第68条の7第1項第一号の政令で定める利害関係を有する者は、同号の土地について所有権、建築物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。

第7章の4 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造

【都道府県知事が指定する区域内の建築物に係る制限】

第136条の2の9 法第68条の9第1項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

- 一 建築物又はその敷地と道路との関係 法第43条から第45条までの規定による制限より厳しいものでないこと。
- 二 建築物の容積率の最高限度 用途地域の指定のない区域内の建築物についての法第52条の規定による制限より厳しいものでないこと。
- 三 建築物の建蔽率の最高限度 用途地域の指定のない区域内の建築物についての法第53条の規定による制限より厳しいものでないこと。
- 四 建築物の高さの最高限度 地階を除く階数が2である建築物の通常の高さを下回らない数値であること。
- 五 建築物の各部分の高さの最高限度 用途地

域の指定のない区域内の建築物についての法第56条の規定による制限より厳しいものでないこと。

六 日影による中高層の建築物の高さの制限

用途地域の指定のない区域内の建築物についての法第56条の2の規定による制限より厳しいものでないこと。

- 2 法第68条の9第1項の規定に基づく条例については、第130条の2第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「第3条第2項」とあるのは、「第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。
- 3 法第68条の9第1項の規定に基づく条例には、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認められるものについて、当該条例に定める制限の全部又は一部の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

【準景観地区内の建築物に係る制限】

第136条の2の10 法第68条の9第2項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

- 一 建築物の高さの最高限度 地域の特性に応じた高さを有する建築物を整備し又は保全することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域、当該地域が連続する山の稜線その他その背景と一体となって構成している良好な景観を保全するために特に必要と認められる区域その他一定の高さを超える建築物の建築を禁止することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な数値であり、かつ、地階を除く階数が2である建築物の通常の高さを下回らない数値であること。
- 二 建築物の高さの最低限度 地域の特性に応じた高さを有する建築物を整備し又は保全することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な数値であること。
- 三 壁面の位置の制限 建築物の位置を整えることが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域にお

第136条の2の11 ●建築基準法施行令

ける良好な景観の保全に貢献する合理的な制限であり、かつ、建築物の壁若しくはこれに代わる柱の位置の制限又は当該制限と併せて定められた建築物に附属する門若しくは塀で高さ2mを超えるものの位置の制限であること。

四 建築物の敷地面積の最低限度 建築物の敷地が細分化されることを防止することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な数値であること。

- 2 法第68条の9第2項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積の最低限度を定める場合においては、当該条例に、当該条例の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの及び現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合の適用の除外に関する規定（法第3条第3項第一号及び第五号の規定に相当する規定を含む。）を定めるものとする。
- 3 法第68条の9第2項の規定に基づく条例については、第130条の2第2項、第136条の2の5第11項及び前条第3項の規定を準用する。

第7章の5 型式適合認定等

【型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定】

第136条の2の11 法第68条の10第1項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一 建築物の部分で、門、塀、改良便槽、尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの次のいずれかに掲げる規定

イ 次に掲げる全ての規定

- (1) 法第20条（第1項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限

る。）、法第21条から法第23条まで、法第25条から法第27条まで、法第28条の2（第三号を除く。）、法第29条、法第30条、法第35条の2、法第35条の3、法第37条、法第3章第5節（法第61条中門及び塀に係る部分、法第64条並びに法第66条を除く。）、法第67条第1項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第84条の2の規定

- (2) 第2章（第1節、第1節の2、第20条の8及び第4節を除く。）、第3章（第52条第1項、第61条、第62条の8、第74条第2項、第75条、第76条及び第80条の3を除き、第80条の2にあっては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第4章（第115条を除く。）、第5章（第3節、第4節及び第6節を除く。）、第5章の2、第5章の3、第7章の2及び第7章の9の規定

□ 次に掲げる全ての規定

- (1) イ(1)に掲げる規定並びに法第28条（第1項を除く。）、法第28条の2第三号、法第31条第1項、法第33条及び法第34条の規定
- (2) イ(2)に掲げる規定並びに第2章第1節の2、第20条の8、第28条から第30条まで、第115条、第5章第3節及び第4節並びに第5章の4（第129条の2の4第3項第三号を除き、第129条の2の3第二号及び第129条の2の4第2項第六号にあっては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

■ 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分に限る。）

	建築物の部分	一連の規定
(1)	防火設備	イ 法第2条第九号の二ロ、法第27条第1項、法第28条の2（第三号を除く。）、法第37条の規定 ロ 第109条第1項、第109条の2、第110条の3、第112条第1項、第12項ただし書、第19項及び第21項、第114条第5項、第136条の2第三号イ並びに第137条の10第四号の規定

(2)	換気設備	イ 法第28条の2及び法第37条の規定 ロ 第20条の8第1項第一号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定
(3)	尿管浄化槽	イ 法第28条の2(第三号を除く。)、法第31条第2項及び法第37条の規定 ロ 第32条及び第129条の2の3第二号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定
(4)	合併処理浄化槽	イ 法第28条の2(第三号を除く。)及び法第37条の規定 ロ 第32条、第35条第1項及び第129条の2の3第二号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定
(5)	非常用の照明装置	イ 法第28条の2(第三号を除く。)、法第35条及び法第37条の規定 ロ 第126条の5の規定
(6)	給水タンク又は貯水タンク	イ 法第28条の2(第三号を除く。)及び法第37条の規定 ロ 第129条の2の3第二号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)並びに第129条の2の4第1項第四号及び第五号並びに第2項第二号、第三号、第五号及び第六号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定
(7)	冷却塔設備	イ 法第28条の2(第三号を除く。)及び法第37条の規定 ロ 第129条の2の3第二号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)及び第129条の2の6(第二号を除く。)の規定
(8)	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの	イ 法第28条の2(第三号を除く。)及び法第37条の規定 ロ 第129条の3、第129条の4(第3項第七号を除く。)、第129条の5、第129条の6、第129条の8、第129条の10、第129条の11並びに第129条の13の3第6項から第11項まで及び第12項(国土交通大臣が定める構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定
(9)	エスカレーター	イ 法第28条の2(第三号を除く。)及び法第37条の規定 ロ 第129条の3及び第129条の12(第1項第一号及び第六号を除く。)の規定
(10)	避雷設備	イ 法第28条の2(第三号を除く。)及び法第37条の規定 ロ 第129条の15の規定

【型式部材等製造者等に係る認証の有効期間】

第136条の2の12 法第68条の14第1項(法第68条の22第2項において準用する場合を含む。)(これらの規定を法第88条第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、5年とする。

【認証外国型式部材等製造者の工場等における検査等に要する費用の負担】

第136条の2の13 法第68条の23第4項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める費用は、法第15条の2第1項の規定による検査又は試験のため同項の職員がその検査又は試験に係る工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その出張をする職員を2人とし、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、国土交通省令で定める。

第7章の6 指定確認検査機関等

【親会社等】

第136条の2の14 法第77条の19第十一号の政令で定める者は、法第77条の18第1項又は法第77条の35の2第1項に規定する指定を受けようとする者に対して、それぞれ次のいずれかの関係(次項において「特定支配関係」という。)を有する者とする。

- 一 その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)又は総出資者の議決権の $\frac{1}{3}$ を超える数を有していること。
 - 二 その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)に占める自己の役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。)の割合が $\frac{1}{3}$ を超えていること。
 - 三 その代表権を有する役員(地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること)。
- 2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

【指定確認検査機関に係る指定の有効期間】

第136条の2の15 法第77条の23第1項の政令で定める期間は、5年とする。

第 136 条の 2 の 16 ●建築基準法施行令

【指定構造計算適合性判定機関に係る指定の有効期間】

第 136 条の 2 の 16 法第 77 条の 35 の 7 第 1 項の政令で定める期間は、5 年とする。

【指定認定機関等に係る指定等の有効期間】

第 136 条の 2 の 17 法第 77 条の 41 第 1 項（法第 77 条の 54 第 2 項、法第 77 条の 56 第 2 項又は法第 77 条の 57 第 2 項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、5 年とする。

【承認認定機関等の事務所における検査に要する費用の負担】

第 136 条の 2 の 18 法第 77 条の 55 第 3 項（法第 77 条の 57 第 2 項において準用する場合を含む。）の政令で定める費用は、法第 77 条の 54 第 2 項（承認性能評価機関にあっては、法第 77 条の 57 第 2 項）において準用する法第 77 条の 49 第 1 項の検査のため同項の職員がその検査に係る事務所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その出張をする職員を 2 人とし、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、国土交通省令で定める。

第 7 章の 7 建築基準適合判定資格者等の登録手数料

第 136 条の 2 の 19 法第 77 条の 65（法第 77 条の 66 第 2 項において準用する場合を含む。）の政令で定める手数料の額は、1 万 2,000 円とする。

第 7 章の 8 工事現場の危害の防止

【仮囲い】

第 136 条の 2 の 20 木造の建築物で高さが 13 m 若しくは軒の高さが 9 m を超えるもの又は木造以外の建築物で 2 以上の階数を有するものについて、建築、修繕、模様替又は除却のための工事（以下この章において「建築工事等」という。）を行う場合においては、工事期間中工事現場の周囲にその地盤面（その地盤面が工事現場の周辺の地盤面より低い場合においては、工事現場の周辺の地盤面）からの高さが 1.8 m 以上の板塀その他これに類する仮囲いを設けなければな

らない。ただし、これらと同等以上の効力を有する他の囲いがある場合又は工事現場の周辺若しくは工事の状況により危害防止上支障がない場合においては、この限りでない。

【根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止】

第 136 条の 3 建築工事等において根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他の基礎工事を行なう場合においては、あらかじめ、地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管及び下水道管の損壊による危害の発生を防止するための措置を講じなければならない。

2 建築工事等における地階の根切り工事その他の深い根切り工事（これに伴う山留め工事を含む。）は、地盤調査による地層及び地下水の状況に応じて作成した施工図に基づいて行なわなければならない。

3 建築工事等において建築物その他の工作物に近接して根切り工事その他土地の掘削を行なう場合においては、当該工作物の基礎又は地盤を補強して構造耐力の低下を防止し、急激な排水を避ける等その傾斜又は倒壊による危害の発生を防止するための措置を講じなければならない。

4 建築工事等において深さ 1.5 m 以上の根切り工事を行なう場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならない。この場合において、山留めの根入れは、周辺の地盤の安定を保持するために相当な深さとしなければならない。

5 前項の規定により設ける山留めの切ばり、矢板、腹起しその他の主要な部分は、土圧に対して、次に定める方法による構造計算によった場合に安全であることが確かめられる最低の耐力以上の耐力を有する構造としなければならない。

一 次に掲げる方法によって土圧を計算すること。

イ 土質及び工法に応じた数値によること。ただし、深さ 3 m 以内の根切り工事を行う場合においては、土を水と仮定した場合の圧力の 50% を下らない範囲でこれと異なる数値によることができる。

ロ 建築物その他の工作物に近接している部分については、イの数値に当該工作物の荷重による影響に相当する数値を加えた数値に

よること。

- 二 前号の規定によって計算した土圧によって山留めの主要な部分の断面に生ずる応力度を計算すること。
- 三 前号の規定によって計算した応力度が、次に定める許容応力度を超えないことを確かめること。
 - イ 木材の場合にあっては、第89条（第3項を除く。）又は第94条の規定による長期に生ずる力に対する許容応力度と短期に生ずる力に対する許容応力度との平均値。ただし、腹起しに用いる木材の許容応力度については、国土交通大臣が定める許容応力度によることができる。
 - ロ 鋼材又はコンクリートの場合にあっては、それぞれ第90条若しくは第94条又は第91条の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度

- 6 建築工事等における根切り及び山留めについては、その工事の施行中必要に応じて点検を行ない、山留めを補強し、排水を適当に行なう等これを安全な状態に維持するための措置を講ずるとともに、矢板等の抜取りに際しては、周辺の地盤の沈下による危害を防止するための措置を講じなければならない。

【基礎工用機械等の転倒による危害の防止】

第136条の4 建築工事等において次に掲げる基礎工用機械（動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものに限る。）又は移動式クレーン（吊り上げ荷重が0.5 t以上のものに限る。）を使用する場合においては、敷板、敷角等の使用等によりその転倒による工事現場の周辺への危害を防止するための措置を講じなければならない。ただし、地盤の状況等により危害防止上支障がない場合においては、この限りでない。

- 一 くい打機
- 二 くい抜機
- 三 アース・ドリル
- 四 リバース・サーキュレーション・ドリル
- 五 せん孔機（チュービングマシンを有するものに限る。）
- 六 アース・オーガー
- 七 ペーパー・ドレーン・マシン
- 八 前各号に掲げるもののほか、これらに類する

ものとして国土交通大臣が定める基礎工用機械

【落下物に対する防護】

- 第136条の5** 建築工事等において工事現場の境界線からの水平距離が5 m以内で、かつ、地盤面からの高さが3 m以上の場所からくず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合には、ダストシートの用いる等当該くず、ごみ等が工事現場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じなければならない。
- 2 建築工事等を行なう場合において、建築のための工事をする部分が工事現場の境界線から水平距離が5 m以内で、かつ、地盤面から高さが7 m以上にあるとき、その他はつり、除却、外壁の修繕等に伴う落下物によって工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、国土交通大臣の定める基準に従って、工事現場の周囲その他危害防止上必要な部分を鉄網又は帆布でおおう等落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。

【建て方】

- 第136条の6** 建築物の建て方を行なうに当たっては、仮筋かいを取り付ける等荷重又は外力による倒壊を防止するための措置を講じなければならない。
- 2 鉄骨造の建築物の建て方の仮締は、荷重及び外力に対して安全なものとしなければならない。

【工用材料の集積】

- 第136条の7** 建築工事等における工用材料の集積は、その倒壊、崩落等による危害の少ない場所に安全にしなければならない。
- 2 建築工事等において山留めの周辺又は架構の上に工用材料を集積する場合においては、当該山留め又は架構に予定した荷重以上の荷重を与えないようにしなければならない。

【火災の防止】

- 第136条の8** 建築工事等において火気を使用する場合においては、その場所に不燃材料の囲いを設ける等防火上必要な措置を講じなければならない。

第 136 条の 9 ● 建築基準法施行令

第 7 章の 9 簡易な構造の建築物 に対する制限の緩和

【簡易な構造の建築物の指定】

5 **第 136 条の 9** 法第 84 条の 2 の規定により政令で指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分は、**次**に掲げるもの（建築物の部分にあっては、準耐火構造の壁（これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は第 126 条の 2 第 2 項第一号に規定する防火設備で区画された部分に限る。）とする。

- 5 **一** **壁を有しない建築物**その他の国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又は建築物の部分（間仕切壁を有しないものに限る。）であって、**次**のイからニまでのいずれかに該当し、**かつ**、**階数が 1**で床面積が**3,000㎡以内**であるもの（次条において「**開放的簡易建築物**」という。）

10 **イ** **自動車車庫**の用途に供するもの

10 **ロ** **スケート場、水泳場、スポーツの練習場**その他これらに類する運動施設

15 **ハ** **不燃性の物品の保管**その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの

15 **ニ** **畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場**

- 20 **二** **屋根及び外壁が帆布**その他これに類する材料で造られている建築物又は建築物の部分（間仕切壁を有しないものに限る。）で、**前号ロからニまでのいずれかに該当し、かつ、階数が 1**で床面積が**3,000㎡以内**であるもの

【簡易な構造の建築物の基準】

35 **第 136 条の 10** 法第 84 条の 2 の規定により政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 35 **一** 主要構造部である**柱及びはり**が次に掲げる基準に適合していること。

40 **イ** **防火地域又は準防火地域内**にある建築物又は建築物の部分（**準防火地域**（特定防災街区整備地区を除く。）内にあるもの）にあっては、床面積が**500㎡を超えるもの**に限る。）にあっては、**準耐火構造**であるか、又は**不燃材料**で造られていること。

45 **ロ** **準防火地域**（特定防災街区整備地区を除

く。）内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が**500㎡以内のもの**、**法第 22 条第 1 項の市街地の区域内**にある建築物若しくは建築物の部分又は**防火地域、準防火地域及び同項の市街地の区域以外**の区域内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が**1,000㎡を超えるもの**にあっては、**延焼のおそれのある部分が準耐火構造**であるか、又は**不燃材料**で造られていること。

- 10 **二** **前号イ又はロ**に規定する建築物又は建築物の部分にあっては、**外壁**（同号ロに規定する建築物又は建築物の部分にあっては、延焼のおそれのある部分に限る。）及び**屋根**が、**準耐火構造**であるか、**不燃材料**で造られているか、又は**国土交通大臣が定める防火上支障のない構造**であること。

- 15 **三** **前条第一号イ**に該当する開放的簡易建築物にあっては、**前 2 号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合していること。ただし、防火地域、準防火地域及び法第 22 条第 1 項の市街地の区域以外**の区域内にあるもので床面積が**150㎡未満**のものにあっては、この限りでない。

- 20 **イ** 主要構造部である**柱及びはり**（**準防火地域**（特定防災街区整備地区を除く。）又は法第 22 条第 1 項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が**150㎡未満**のものにあっては、延焼のおそれのある部分に限る。）が**準耐火構造**であるか、又は**不燃材料**で造られており、**かつ、外壁**（**準防火地域**（特定防災街区整備地区を除く。）又は同項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が**150㎡未満**のものにあっては、延焼のおそれのある部分に限る。）及び**屋根**が**準耐火構造**であるか、**不燃材料**で造られているか、又は**国土交通大臣が定める防火上支障のない構造**であること。

- 25 **ロ** **隣地境界線**又は**当該開放的簡易建築物と同一敷地内の他の建築物**（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が**500㎡以内**である場合における当該他の建築物を除く。）との**外壁間の中心線**（以下ロにおいて「**隣地境界線等**」という。）に面する**外壁の開口部**（防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これら

に類するものに面するものを除く。以下口において同じ。)及び屋上(自動車車庫の用途に供する部分に限る。以下口において同じ。)の周囲で当該隣地境界線等からの水平距離がそれぞれ1m以下の部分について、当該外壁の開口部と隣地境界線等との間及び当該屋上の周囲に、掘その他これに類するもので国土交通大臣が通常の火災時における炎及び火熱を遮る上で有効と認めて定める基準に適合するものが設けられていること。

- ハ 屋上を自動車車庫の用途に供し、かつ、床面積が1,000㎡を超える場合にあっては、屋根が、国土交通大臣がその屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を遮る上で有効と認めて定める基準に適合しているとともに、屋上から地上に通ずる2以上の直通階段(誘導車路を含む。)が設けられていること。

【防火区画等に関する規定の適用の除外】

第136条の11 第136条の9に規定する建築物又は建築物の部分で前条に規定する基準に適合するものについては、第112条、第114条及び第5章の2の規定は、適用しない。

第7章の10 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和

【一団地内の空地及び一団地の面積の規模】

第136条の12 第136条第1項及び第2項の規定は、法第86条第3項及び第4項並びに法第86条の2第2項の政令で定める空地について準用する。

- 2 第136条第3項の規定は、法第86条第3項の政令で定める一団地の規模、同条第4項の政令で定める一定の一団の土地の区域の規模及び法第86条の2第2項の政令で定める公告認定対象区域の規模について準用する。

第8章 既存の建築物に対する制限の緩和等

【基準時】

第137条 この章において「基準時」とは、法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条、第137条の8、第137条の9及び第137条の12第2項において同じ。)の規定により法第20条、法第26条、法第27条、法第28条の2、法第30条、法第34条第2項、法第47条、法第48条第1項から第14項まで、法第51条、法第52条第1項、第2項若しくは第7項、法第53条第1項若しくは第2項、法第54条第1項、法第55条第1項、法第56条第1項、法第56条の2第1項、法第57条の4第1項、法第57条の5第1項、法第58条第1項、法第59条第1項若しくは第2項、法第60条第1項若しくは第2項、法第60条の2第1項若しくは第2項、法第60条の2の2第1項から第3項まで、法第60条の3第1項若しくは第2項、法第61条、法第67条第1項若しくは第5項から第7項まで又は法第68条第1項若しくは第2項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定(それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第48条第1項から第14項までの各項の規定は同一の規定とみなす。)の適用を受けない期間の始期をいう。

【構造耐力関係】

第137条の2 法第3条第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物(法第86条の7第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない部分を除く。第137条の12第1項において同じ。)について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に掲げる範囲とし、同項の政令で定める基準は、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 増築又は改築の全て(次号及び第三号に掲げる範囲を除く。) 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

- イ 次に掲げる基準に適合するものであること。

第 137 条の 3 ● 建築基準法施行令

- (1) 第 3 章第 8 節の規定に適合すること。

関連【構造計算】3章8節→162

- (2) 増築又は改築に係る部分が第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 まで及び第 129 条の 2 の 3 の規定並びに法第 40 条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

関連【全仕様規定】3章1節～7節の2→149

- (3) 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

- 次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接すること。
- (2) 増築又は改築に係る部分が第 3 章及び第 129 条の 2 の 3 の規定並びに法第 40 条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

関連【構造強度】3章→149

- (3) 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

- 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{20}$ (50m² を超える場合) においては、50m² を超え、 $\frac{1}{2}$ を超えないこと。増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

- イ 耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、

積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

- 第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 まで (第 36 条及び第 38 条第 2 項から第 4 項までを除く。) の規定に適合し、かつ、その基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合するものであること (法第 20 条第 1 項第四号に掲げる建築物である場合に限る。)

関連【全仕様規定】3章1節～7節の2→149

- ハ 前号に定める基準に適合するものであること。

- 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{20}$ (50m² を超える場合) においては、50m² を超えないこと。増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

- イ 次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 増築又は改築に係る部分が第 3 章及び第 129 条の 2 の 3 の規定並びに法第 40 条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

関連【構造強度】3章→149

- (2) 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が增大しないこと。

- 前 2 号に定める基準のいずれかに適合するものであること。

【防火壁及び防火床関係】

第 137 条の 3 法第 3 条第 2 項の規定により法第 26 条の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が 50m² を超えないこととする。

【耐火建築物等としなければならない特殊建築物関係】

第 137 条の 4 法第 3 条第 2 項の規定により法第 27 条の規定の適用を受けない特殊建築物につ

いて法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築（劇場の客席、病院の病室、学校の教室その他の当該特殊建築物の主たる用途に供する部分以外の部分に係るものに限る。）及び改築については、工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が 50㎡を超えないこととする。

【増築等をする場合に適用されない物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置に関する基準】

第 137 条の 4 の 2 法第 86 条の 7 第 1 項及び法第 88 条第 1 項の政令で定める基準は、法第 28 条の 2 第一号及び第二号に掲げる基準とする。

【石綿関係】

第 137 条の 4 の 3 法第 3 条第 2 項の規定により 法第 28 条の 2（前条に規定する基準に係る部分に限る。第 137 条の 12 第 3 項において同じ。）の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{2}$ を超えないこと。
- 二 増築又は改築に係る部分が前条に規定する基準に適合すること。
- 三 増築又は改築に係る部分以外の部分が、建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準に適合すること。

【長屋又は共同住宅の各戸の界壁関係】

第 137 条の 5 法第 3 条第 2 項の規定により法第 30 条の規定の適用を受けない長屋又は共同住宅について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築については増築後の延べ面積が基準時における延べ面積の 1.5 倍を超えないこととし、改築については改築に係る部分の床面積が基準時における延べ面積の $\frac{1}{2}$ を超えないこととする。

【非常用の昇降機関係】

第 137 条の 6 法第 3 条第 2 項の規定により 法第 34 条第 2 項の規定の適用を受けない高さ 31 m を超える建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 増築に係る部分の建築物の高さが 31 m を超えず、かつ、増築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{2}$ を超えないこと。
- 二 改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{5}$ を超えず、かつ、改築に係る部分の建築物の高さが基準時における当該部分の高さを超えないこと。

【用途地域等関係】

第 137 条の 7 法第 3 条第 2 項の規定により 法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第 52 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項並びに法第 53 条の規定並びに法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例の第 136 条の 2 の 5 第 1 項第二号及び第三号の制限を定めた規定に適合すること。
- 二 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- 三 増築後の法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- 四 法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- 五 用途の変更（第 137 条の 19 第 2 項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこと。

【容積率関係】

第 137 条の 8 法第 3 条第 2 項の規定により法第 52 条第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項又は法第 60 条第 1 項（建築物の高さに係る部分を除く。）の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後に

第 137 条の 9 ● 建築基準法施行令

においてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅又は老人ホーム等（法第 52 条第 3 項に規定する老人ホーム等をいう。次号において同じ。）の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）、同条第 6 項第三号に掲げる建築物の部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分となること。

二 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、法第 52 条第 6 項第三号に掲げる建築物の部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。

三 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、第 2 条第 3 項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないものであること。

【高度利用地区等関係】

第 137 条の 9 法第 3 条第 2 項の規定により法第 59 条第 1 項（建築物の建蔽率に係る部分を除く。）、法第 60 条の 2 第 1 項（建築物の建蔽率及び高さに係る部分を除く。）又は法第 60 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、その適合しない部分が、当該建築物の容積率の最低限度又は建築面積に係る場合

の増築及び改築については次の各号に、当該建築物の容積率の最高限度及び建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号及び前条各号に、当該建築物の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築については同条各号に定めるところによる。

- 一 増築後の建築面積及び延べ面積が基準時における建築面積及び延べ面積の 1.5 倍を超えないこと。
- 二 増築後の建築面積が高度利用地区、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた建築面積の最低限度の $\frac{2}{3}$ を超えないこと。
- 三 増築後の容積率が高度利用地区、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた容積率の最低限度の $\frac{2}{3}$ を超えないこと。
- 四 改築に係る部分の床面積が基準時における延べ面積の $\frac{1}{2}$ を超えないこと。

【防火地域及び特定防災街区整備地区関係】

第 137 条の 10 法第 3 条第 2 項の規定により **法第**

61 条（防火地域内）にある建築物に係る部分に限る。）又は**法第 67 条第 1 項**の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について**法第 86 条の 7 第 1 項**の規定により**政令で定める範囲**は、**増築及び改築**については、**次に**定めるところによる。

- 一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に 2 以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、50㎡を超えず、かつ、基準時における当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと。
- 二 増築又は改築後における階数が 2 以下で、かつ、延べ面積が 500㎡を超えないこと。
- 三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。
- 四 **増築又は改築に係る部分の外壁の開ロ部**（法第 86 条の 4 各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開ロ部を除く。以下同じ。）で**延焼のおそれのある部分**に、**20 分間防火設備**（第 109 条に規定する防火設備であって、これに建築物の周囲において発生する通常の火

災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）を設けること。

- 五 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20 分間防火設備が設けられていること。

【準防火地域関係】

第 137 条の 11 法第 3 条第 2 項の規定により法第 61 条（準防火地域内にある建築物に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に 2 以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、50㎡を超えないこと。
- 二 増築又は改築後における階数が 2 以下であること。
- 三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。
- 四 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20 分間防火設備を設けること。
- 五 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20 分間防火設備が設けられていること。

【大規模の修繕又は大規模の模様替】

第 137 条の 12 法第 3 条第 2 項の規定により法第 20 条の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の構造耐力上の危険性が増大しないこれらの修繕又は模様替のすべてとする。

- 2 法第 3 条第 2 項の規定により法第 26 条、法第 27 条、法第 30 条、法第 34 条第 2 項、法第 47 条、法第 51 条、法第 52 条第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項、法第 53 条第 1 項若しくは第 2 項、法

第 54 条第 1 項、法第 55 条第 1 項、法第 56 条第 1 項、法第 56 条の 2 第 1 項、法第 57 条の 4 第 1 項、法第 57 条の 5 第 1 項、法第 58 条第 1 項、法第 59 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 60 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 60 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、法第 60 条の 2 の 2 第 1 項から第 3 項まで、法第 60 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項、法第 67 条第 1 項若しくは第 5 項から第 7 項まで又は法第 68 条第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全てとする。

3 法第 3 条第 2 項の規定により法第 28 条の 2 の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕及び大規模の模様替については、次に定めるところによる。

- 一 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分が第 137 条の 4 の 2 に規定する基準に適合すること。
 - 二 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分以外の部分が第 137 条の 4 の 3 第三号の国土交通大臣が定める基準に適合すること。
- 4 法第 3 条第 2 項の規定により法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の用途の変更（第 137 条の 19 第 2 項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこれらの修繕又は模様替の全てとする。
- 5 法第 3 条第 2 項の規定により法第 61 条の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕及び大規模の模様替については、次に定めるところによる。
- 一 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20 分間防火設備を設けること。
 - 二 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20 分間防火設備が設けられていること。

第 137 条の 13 ●建築基準法施行令

【増築等をする独立部分以外の独立部分に対して適用されない技術的基準】

第 137 条の 13 法第 86 条の 7 第 2 項（法第 87 条第 4 項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める技術的基準は、第 5 章第 2 節（第 117 条第 2 項を除く。）、第 3 節（第 126 条の 2 第 2 項を除く。）及び第 4 節に規定する技術的基準とする。

【関連】廊下、避難階段及び出入口 **令 5 章 2 節** → 187

【関連】排煙設備 **令 5 章 3 節** → 192

【関連】非常用の照明装置 **令 5 章 4 節** → 194

【独立部分】

第 137 条の 14 法第 86 条の 7 第 2 項（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

【関連】耐火性能関係規定 **令 108 条の 3 第 3 項** → 174

【関連】防火区画等関係規定 **令 108 条の 3 第 4 項** → 175

- 一 **法第 20 条第 1 項**に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 第 36 条の 4 に規定する建築物の部分

□【構造耐力】**法 20 条** → 32

□【別の建築物とみなすことができる部分】

令 36 条の 4 → 150

- 二 **法第 35 条**（第 5 章第 2 節（第 117 条第 2 項を除く。）及び第 4 節に規定する技術的基準に係る部分に限る。）に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 第 117 条第 2 項各号に掲げる建築物の部分

□【廊下、避難階段及び出入口】**令 5 章 2 節** → 187

□【非常用の照明装置】**令 5 章 4 節** → 194

□【適用の範囲】**令 117 条 2 項** → 187

- 三 **法第 35 条**（第 5 章第 3 節（第 126 条の 2 第 2 項を除く。）に規定する技術的基準に係る部分に限る。）に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 第 126 条の 2 第 2 項各号に掲げる建築物の部分

□【排煙設備】**令 5 章 3 節** → 192

【増築等をする部分以外の居室に対して適用されない基準】

第 137 条の 15 法第 86 条の 7 第 3 項の政令で定める基準は、法第 28 条の 2 第三号に掲げる基準

（第 20 条の 7 から第 20 条の 9 までに規定する技術的基準に係る部分に限る。）とする。

【移転】

第 137 条の 16 法第 86 条の 7 第 4 項の政令で定める範囲は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 移転が同一敷地内におけるものであること。
- 二 移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるものであること。

【公共事業の施行等による敷地面積の減少について 法第 3 条等の規定を準用する事業】

第 137 条の 17 法第 86 条の 9 第 1 項第二号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業（同法第 3 条第 1 項の規定により施行するものを除く。）
- 二 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）による第一種市街地再開発事業（同法第 2 条の 2 第 1 項の規定により施行するものを除く。）
- 三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）による住宅街区整備事業（同法第 29 条第 1 項の規定により施行するものを除く。）
- 四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業（同法第 119 条第 1 項の規定により施行するものを除く。）

【建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に 建築主事の確認等を要しない類似の用途】

第 137 条の 18 法第 87 条第 1 項の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、第三号若しくは第六号に掲げる用途に供する建築物が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域内にある場合、第七号に掲げる用途に供する建築物が第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域若しくは工業専用地域内にある場合又は第九号に掲げる用途に供する建築物が準住居地域若しくは近隣商業地域内にある場合については、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場

- 二 公会堂、集会場

- 三 診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、
児童福祉施設等

【児童福祉施設等】令19条1項⇒138

- 四 ホテル、旅館
五 下宿、寄宿舎
六 博物館、美術館、図書館
七 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、
スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習
場
八 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を
営む店舗
九 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
十 待合、料理店
十一 映画スタジオ、テレビスタジオ

【建築物の用途を変更する場合に法第27条等の規定を準用しない類似の用途等】

第137条の19 法第87条第3項第二号の規定により
政令で指定する類似の用途は、当該建築物が
前条第八号から第十一号まで及び次の各号のい
ずれかに掲げる用途である場合において、それ
ぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、
法第48条第1項から第14項までの規定の準用
に関しては、この限りでない。

【用途地域等】法48条⇒41

- 一 劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場
二 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、
児童福祉施設等

【児童福祉施設等】令19条1項⇒138

- 三 ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎
四 博物館、美術館、図書館

2 法第87条第3項第三号の規定により政令で定め
る範囲は、次に定めるものとする。

- 一 次のイからホまでのいずれかに掲げる用途であ
る場合において、それぞれ当該イからホま
でに掲げる用途相互間におけるものであること。

- イ 法別表第2(イ)項第三号から第六号までに掲
げる用途
ロ 法別表第2(ロ)項第二号若しくは第三号、同
表(ニ)項第四号若しくは第五号又は同表(ト)項
第三号(1)から(6)までに掲げる用途
ハ 法別表第2(リ)項第二号又は同表(ル)項第三号
(1)から(2)までに掲げる用途
ニ 法別表第2(ヌ)項第一号(1)から(3)までに掲げ
る用途(この場合において、同号(1)から(3)

まで、(1)及び(2)中「製造」とあるのは、「製
造、貯蔵又は処理」とする。)

- ホ 法別表第2(セ)項第五号若しくは第六号又は
同表(ケ)項第二号から第六号までに掲げる用
途

二 法第48条第1項から第14項までの規定に適
合しない事由が原動機の出力、機械の台数又
は容器等の容量による場合においては、用途
変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計
は、基準時におけるそれらの出力、台数又は
容量の合計の1.2倍を超えないこと。

三 用途変更後の法第48条第1項から第14項ま
での規定に適合しない用途に供する建築物の
部分の床面積の合計は、基準時におけるその
部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

3 法第87条第3項の規定によって同項に掲げる
条例の規定を準用する場合における同項第二号
に規定する類似の用途の指定については、第1
項の規定にかかわらず、当該条例で、別段の定め
をすることができる。

第9章 工作物

【工作物の指定】

第138条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他
これらに類する工作物で法第88条第1項の規定
により政令で指定するものは、次に掲げるもの
(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関
するものその他の法令の規定により法及びこれ
に基づく命令の規定による規制と同等の規制
を受けるものとして国土交通大臣が指定するもの
を除く。)とする。

- 一 高さが6mを超える煙突(支枠及び支線がある
場合においては、これらを含み、ストーブ
の煙突を除く。)
二 高さが15mを超える鉄筋コンクリート造の
柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗
ざおを除く。)
三 高さが4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、
記念塔その他これらに類するもの
四 高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見
塔その他これらに類するもの
五 高さが2mを超える擁壁

関連 擁壁】法88条4項⇒101

第138条 ●建築基準法施行令

- 2 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で法第88条第1項の規定により政令で指定するものは、次の各号に掲げるものとする。
- 5 **一** 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
- 10 **二** ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- 15 **三** メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 3 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第88条第2項の規定により政令で指定するものは、次に掲げる工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又は第五号に掲げるもので建築物の敷地（法第3条第2項の規定により法第48条第1項から第14項までの規定の適用を受けない建築物については、第137条に規定する基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）とする。
- 20 **一** 法別表第2(㉒)項第三号(13)又は(13)2の用途に供する工作物で用途地域（準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）内にあるもの及び同表(㉒)項第一号(2)の用途に供する工作物で用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く。）内にあるもの
- 25 **二** 自動車車庫の用途に供する工作物で次のイからチまでに掲げるもの
- 30 **イ** 築造面積が50㎡を超えるもので第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内にあるもの（建築物に附属するものを除く。）
- 35 **ロ** 築造面積が300㎡を超えるもので第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域又は第二種住居地域内にあるもの（建築物に附属するものを除く。）
- 40 **ハ** 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が600㎡（同一敷地内にある建築物
- （自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が600㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（築造面積が50㎡以下のもの及び二に掲げるものを除く。）
- 5 **ニ** 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの
- 10 (1) 築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が2,000㎡を超えるもの
- 15 (2) 築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにハの規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの
- 20 **ホ** 第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が3,000㎡（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が3,000㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（築造面積が300㎡以下のもの及びへに掲げるものを除く。）
- 25 **ヘ** 第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの
- 30 (1) 築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が1万㎡を超えるもの
- 35 (2) 築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対
- 40
- 45

象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにホの規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの

ト 第一種住居地域又は第二種住居地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えるもの（築造面積が 300㎡以下のもの及びチに掲げるものを除く。）

チ 第一種住居地域又は第二種住居地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので、築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにトの規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの

三 高さが 8m を超えるサイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもので第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は田園住居地域内にあるもの

四 前項各号に掲げる工作物で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は田園住居地域内にあるもの

五 汚物処理場、ごみ焼却場又は第 130 条の 2 の 2 各号に掲げる処理施設の用途に供する工作物で都市計画区域又は準都市計画区域（準都市計画区域にあっては、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は田園住居地域に限る。）内にあるもの

六 特定用途制限地域内にある工作物で当該特定

用途制限地域に係る法第 88 条第 2 項において準用する法第 49 条の 2 の規定に基づく条例において制限が定められた用途に供するもの

【工作物に関する確認の特例】

第 138 条の 2 法第 88 条第 1 項において準用する法第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される法第 6 条第 1 項の政令で定める規定は、第 144 条の 2 の表の工作物の部分の欄の各項に掲げる工作物の部分の区分に応じ、それぞれ同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中工作物の部分の構造に係る部分が、法第 88 条第 1 項において準用する法第 68 条の 10 第 1 項の認定を受けた工作物の部分に適用される場合に限る。）とする。

【維持保全に関する準則の作成等を要する昇降機等】

第 138 条の 3 法第 88 条第 1 項において準用する法第 8 条第 2 項第一号の政令で定める昇降機等、法第 88 条第 1 項において準用する法第 12 条第 1 項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める昇降機等及び法第 88 条第 1 項において準用する法第 12 条第 3 項の政令で定める昇降機等は、第 138 条第 2 項各号に掲げるものとする。

【煙突及び煙突の支線】

第 139 条 第 138 条第 1 項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突（以下この条において単に「煙突」という。）に関する法第 88 条第 1 項において読み替えて準用する法第 20 条第 1 項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に煙突の崩落及び倒壊を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること。

イ 高さが 16 m を超える煙突は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鋼造とし、支線を要しない構造とすること。

ロ 鉄筋コンクリート造の煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを 5 cm 以上とすること。

ハ 陶管、コンクリート管その他これらに類する管で造られた煙突は、次に定めるところによること。

(1) 管と管とをセメントモルタルで接合する

第 140 条

●建築基準法施行令

こと。

(2) 高さが 10 m 以下のものにあつては、その煙突を支えることができる支枠又は支枠及び支線を設けて、これに緊結すること。

(3) 高さが 10 m を超えるものにあつては、その煙突を支えることができる鋼製の支枠を設けて、これに緊結すること。

二 組積造又は無筋コンクリート造の煙突は、その崩落を防ぐことができる鋼材の支枠を設けること。

ホ 煙突の支線の端部にあつては、鉄筋コンクリート造のくいその他腐食するおそれのない建築物若しくは工作物又は有効なさび止め若しくは防腐の措置を講じたくいに緊結すること。

二 次項から第 4 項までにおいて準用する規定（第 7 章の 8 の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。

三 高さが 60 m を超える煙突にあつては、その用いる構造方法が、荷重及び外力によって煙突の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

四 高さが 60 m 以下の煙突にあつては、その用いる構造方法が、次のイ又はロのいずれかに適合すること。

イ 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

ロ 前号の国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2 煙突については、第 115 条第 1 項第六号及び第七号、第 5 章の 4 第 3 節並びに第 7 章の 8 の規定を準用する。

3 第 1 項第三号又は第四号口の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる煙突については、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定（第 36 条、第 36 条の 2、第 39 条第 4 項、第 41 条、第 49 条、第 70 条及び第 76 条（第 79 条の 4 及び第 80 条において準用する

場合を含む。）の規定を除く。）を準用する。

4 前項に規定する煙突以外の煙突については、第 2 項に規定するもののほか、第 36 条の 3、第 37 条、第 38 条、第 39 条第 1 項及び第 2 項、第 51 条第 1 項、第 52 条、第 3 章第 5 節（第 70 条を除く。）、第 6 節（第 76 条から第 78 条の 2 までを除く。）及び第 6 節の 2（第 79 条の 4（第 76 条から第 78 条の 2 までの準用に関する部分に限る。）を除く。）、第 80 条（第 51 条第 1 項、第 71 条、第 72 条、第 74 条及び第 75 条の準用に関する部分に限る。）並びに第 80 条の 2 の規定を準用する。

【鉄筋コンクリート造の柱等】

第 140 条 第 138 条第 1 項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物に関する法第 88 条第 1 項において読み替えて準用する法第 20 条第 1 項の政令で定める技術的基準は、次項から第 4 項までにおいて準用する規定（第 7 章の 8 の規定を除く。）に適合する構造方法を用いることとする。

2 前項に規定する工作物については、第 5 章の 4 第 3 節、第 7 章の 8 並びに前条第 1 項第三号及び第四号の規定を準用する。

3 第 1 項に規定する工作物のうち前項において準用する前条第 1 項第三号又は第四号口の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定（第 36 条、第 36 条の 2、第 39 条第 4 項、第 49 条、第 70 条、第 76 条（第 79 条の 4 及び第 80 条において準用する場合を含む。）並びに第 80 条において準用する第 72 条、第 74 条及び第 75 条の規定を除く。）を準用する。

4 第 1 項に規定する工作物のうち前項に規定するもの以外のものについては、第 2 項に規定するもののほか、第 36 条の 3、第 37 条、第 38 条、第 39 条第 1 項及び第 2 項、第 40 条、第 41 条、第 47 条、第 3 章第 5 節（第 70 条を除く。）、第 6 節（第 76 条から第 78 条の 2 までを除く。）及び第 6 節の 2（第 79 条の 4（第 76 条から第 78 条の 2 までの準用に関する部分に限る。）を除く。）並びに第 80 条の 2 の規定を準用する。

【広告塔又は高架水槽等】

第 141 条 第 138 条第 1 項に規定する工作物のうち同項第三号及び第四号に掲げる工作物に関する法第 88 条第 1 項において読み替えて準用す

る法第20条第1項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 国土交通大臣が定める構造方法により鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによって補強した場合を除き、その主要な部分を組積造及び無筋コンクリート造以外の構造とすること。
 - 二 次項から第4項までにおいて準用する規定（第7章の8の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
- 2 前項に規定する工作物については、第5章の4第3節、第7章の8並びに第139条第1項第三号及び第四号の規定を準用する。
- 3 第1項に規定する工作物のうち前項において準用する第139条第1項第三号又は第四号の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定（第36条、第36条の2、第39条第4項、第49条並びに第80条において準用する第72条及び第74条から第76条までの規定を除く。）を準用する。
- 4 第1項に規定する工作物のうち前項に規定するもの以外のものについては、第2項に規定するもののほか、第36条の3、第37条、第38条、第39条第1項及び第2項、第40条から第42条まで、第44条、第46条第1項及び第2項、第47条、第3章第5節、第6節及び第6節の2並びに第80条の2の規定を準用する。

【擁壁】

第142条 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条第1項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
- 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
- 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。

四 次項において準用する規定（第7章の8（第136条の6を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。

五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

- 2 擁壁については、第36条の3、第37条、第38条、第39条第1項及び第2項、第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第73条第1項、第74条、第75条、第79条、第80条（第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第74条及び第75条の準用に関する部分に限る。）、第80条の2並びに第7章の8（第136条の6を除く。）の規定を準用する。

【乗用エレベーター又はエスカレーター】

第143条 第138条第2項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターに関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条第1項の政令で定める技術的基準は、次項から第4項までにおいて準用する規定（第7章の8の規定を除く。）に適合する構造方法を用いることとする。

- 2 前項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターについては、第129条の3から第129条の10まで、第129条の12、第7章の8並びに第139条第1項第三号及び第四号の規定を準用する。
- 3 第1項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターのうち前項において準用する第139条第1項第三号又は第四号の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定（第36条、第36条の2、第39条第4項、第41条、第49条並びに第80条において準用する第72条及び第74条から第76条までの規定を除く。）を準用する。
- 4 第1項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターのうち前項に規定するもの以外のものについては、第2項に規定するもののほか、第36条の3、第37条、第38条、第39条第1項及び第2項、第3章第5節、第6節及び第6節の2並びに第80条の2の規定を準用する。

【遊戯施設】

第144条 第138条第2項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設（以下この条において単に「遊戯

第144条 ●建築基準法施行令

施設」という。)に関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条第1項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 籠、車両その他人を乗せる部分（以下この条において「客席部分」という。）を支え、又は吊る構造上主要な部分（以下この条において「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

ロ 高さが60mを超える遊戯施設にあっては、その用いる構造方法が、荷重及び外力によって主要な支持部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

ハ 高さが60m以下の遊戯施設にあっては、その用いる構造方法が、次の(1)又は(2)のいずれかに適合するものであること。

(1) 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

(2) ロの国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 軌条又は索条を用いるものにあつては、客席部分が当該軌条又は索条から脱落するおそれのない構造とすること。

三 遊戯施設の客席部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 走行又は回転時の衝撃及び非常止め装置の作動時の衝撃が加えられた場合に、客席にいる人を落下させないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

ロ 客席部分は、堅固で、かつ、客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

と。

ハ 客席部分には、定員を明示した標識を見やすい場所に掲示すること。

四 動力が切れた場合、駆動装置に故障が生じた場合その他客席にいる人が危害を受けるおそれのある事故が発生し、又は発生するおそれのある場合に自動的に作動する非常止め装置を設けること。

五 前号の非常止め装置の構造は、自動的に作動し、かつ、当該客席部分以外の遊戯施設の部分に衝突することなく制止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

六 前各号に定めるもののほか、客席にいる人その他当該遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

七 次項において読み替えて準用する第129条の4（第1項第一号イを除く。）及び第129条の5第1項の規定に適合する構造方法を用いること。

2 遊戯施設については第7章の8の規定を、その主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分については第129条の4（第1項第一号イを除く。）及び第129条の5第1項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第129条の4の見出し、同条第1項(第二号を除く。)、第2項第三号及び第四号並びに第3項(第七号を除く。))並びに第129条の5の見出し及び同条第1項	エレベーター	遊戯施設
第129条の4第1項	かご及びかごを支え、又は吊る構造上主要な部分(客席部分を支え、又は吊る構造上主要な部分(摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分に限る。)
第129条の4	かご及び主要な支持部分	主要な支持部分

第129条の4第1項第一号口、第2項第四号並びに第3項第二号及び第四号	かご	客席部分
第129条の4第1項第一号口	昇降に	走行又は回転に
第129条の4第1項第一号口及び第2項第二号	通常の昇降時	通常の走行又は回転時
第129条の4第1項第二号	かごを主索で吊るエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーター	客席部分を主索で吊る遊戯施設その他国土交通大臣が定める遊戯施設
	前号イ及びロ	前号ロ
第129条の4第1項第二号及び第2項	エレベーター強度検証法	遊戯施設強度検証法
第129条の4第1項第三号	第一号イ及びロ	第一号ロ
第129条の4第2項	、エレベーター	、遊戯施設
第129条の4第2項第一号	次条に規定する荷重	次条第1項に規定する固定荷重及び国土交通大臣が定める積載荷重
	主要な支持部分並びにかごの床版及び枠(以下この条において「主要な支持部分等」という。)	主要な支持部分
第129条の4第2項第二号及び第三号	主要な支持部分等	主要な支持部分
第129条の4第2項第二号	昇降する	走行し、又は回転する
	次条第2項に規定する	国土交通大臣が定める
第129条の4第3項第二号	主要な支持部分のうち、摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのあるものにあつては、2以上	2以上
第129条の4第3項第七号	エレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないもの	遊戯施設

【型式適合認定の対象とする工作物の部分及び一連の規定】

第144条の2 法第88条第1項において準用する法第68条の10第1項に規定する政令で定める工作物の部分は、次の表の工作物の部分の欄の各項に掲げる工作物の部分とし、法第88条第1項において準用する法第68条の10第1項に規定する政令で定める一連の規定は、同表の一

連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中工作物の部分の構造に係る部分に限る。）とする。

	工作物の部分	一連の規定
(1)	乗用エレベーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)の部分で、昇降路及び機械室以外のもの	イ 法第88条第1項において準用する法第28条の2(第三号を除く。)及び法第37条の規定 ロ 第143条第2項(第129条の3、第129条の4(第3項第七号を除く。)、第129条の5、第129条の6、第129条の8及び第129条の10の規定の準用に関する部分に限る。)の規定
(2)	エスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)の部分で、トラス又ははりを支える部分以外のもの	イ 法第88条第1項において準用する法第28条の2(第三号を除く。)及び法第37条の規定 ロ 第143条第2項(第129条の3及び第129条の12(第1項第一号及び第六号を除く。))の規定の準用に関する部分に限る。)の規定
(3)	ウォータースhoot、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分	イ 法第88条第1項において準用する法第28条の2(第三号を除く。)及び法第37条の規定 ロ 前条第1項(同項第一号イ及び第六号にあつては、国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定

【製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等】

第144条の2の2 第138条第3項第一号から第四号までに掲げるものについては、第137条(法第48条第1項から第14項までに係る部分に限る。)、第137条の7、第137条の12第4項及び第137条の19第2項(第三号を除く。)の規定を準用する。この場合において、第137条の7第二号及び第三号中「床面積の合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えるものとする。

【処置施設】

第144条の2の3 第138条第3項第五号に掲げるもの(都市計画区域内にあるものに限る。)については、第130条の2の3(第1項第一号及び第四号を除く。)及び第137条の12第2項(法第51条に係る部分に限る。)の規定を準用する。

第 144 条の 2 の 4 ● 建築基準法施行令

【特定用途制限地域内の工作物】

第 144 条の 2 の 4 第 138 条第 3 項第六号に掲げるものについては、第 130 条の 2 の規定を準用する。

2 第 138 条第 3 項第六号に掲げるものについての法第 88 条第 2 項において準用する法第 87 条第 3 項の規定によって法第 49 条の 2 の規定に基づく条例の規定を準用する場合における同項第二号に規定する類似の用途の指定については、当該条例で定めるものとする。

第 10 章 雑則

【安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分】

第 144 条の 3 法第 37 条の規定により政令で定める安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分^イは、次に掲げるものとする。

- 一 構造耐力上主要な部分^ロで基礎及び主要構造部以外のもの
- 二 耐火構造、準耐火構造又は防火構造の構造部分で主要構造部以外のもの
- 三 第 109 条に定める防火設備又はこれらの部分
- 四 建築物の内装又は外装の部分で安全上又は防火上重要であるものとして国土交通大臣が定めるもの
- 五 主要構造部以外の間仕切壁、揚げ床、最下階の床、小ばり、ひさし、局所的な小階段、屋外階段、バルコニーその他これらに類する部分で防火上重要であるものとして国土交通大臣が定めるもの
- 六 建築設備又はその部分（消防法第 21 条の 2 第 1 項に規定する検定対象機械器具等及び同法第 21 条の 16 の 2 に規定する自主表示対象機械器具等、ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物及び同法第 137 条第 1 項に規定するガス用品、電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）第 2 条第 1 項に規定する電気用品、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 2 条第 7 項に規定する液化石油ガス器具等並びに安全上、防火上又は衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

【道に関する基準】

第 144 条の 4 法第 42 条第 1 項第五号の規定により政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第 43 条第 3 項第五号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。
 - イ 延長（既存の幅員 6 m 未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が 35 m 以下の場合
 - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
 - ハ 延長が 35 m を超える場合で、終端及び区間 35 m 以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
 - ニ 幅員が 6 m 以上の場合
 - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
 - 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ 2 m の二等辺三角形の部分^イを道に含む隅切り^ロを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
 - 四 縦断勾配が 12% 以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場

合においては、**条例**で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

- 3 **地方公共団体**は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、**国土交通大臣の承認**を得なければならない。

【窓その他の開口部を有しない居室】

第144条の5 法第43条第3項第三号の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、第116条の2に規定するものとする。

【道路内に建築することができる建築物に関する基準等】

第145条 法第44条第1項第三号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 主要構造部が耐火構造であること。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

- 二 耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので道路と区画されていること。

1 第112条第19項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たしていること。

□ 閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。

- 三 道路の上空に設けられる建築物にあっては、屋外に面する部分に、ガラス（網入りガラスを除く。）、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料が用いられていないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。

- 2 法第44条第1項第四号の規定により政令で定める建築物は、**道路**（高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。以下この項において同じ。）、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供するものを除く。）の**上空**に設けられる**渡り廊下**その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、**次の各号のいずれかに該当するもの**であり、**かつ**、主要構造部が耐火構造であり、**又は****不燃材料**で造られている建築物に設けられるもの、**高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の**

上空に設けられる建築物、**高架の道路の路面下**に設けられる建築物並びに**自動車のみの交通の用に供する道路**に設けられる建築物である**休憩所、給油所及び自動車修理所**（高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられるもの及び高架の道路の路面下に設けられるものを除く。）とする。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

- 一 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの
- 二 建築物の5階以上の階に設けられるもので、その建築物の**避難施設**として必要なもの
- 三 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、**道路の交通の緩和**に寄与するもの

- 3 前項の建築物のうち、**道路の上空に設けられるものの構造は、次の各号に定めるところ**によらなければならない。

- 一 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料で造ること。
- 二 屋外に面する部分には、ガラス（網入ガラスを除く。）、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。
- 三 道路の上空に設けられる建築物が**渡り廊下**その他の通行又は運搬の用途に供する建築物である場合においては、その側面には、床面からの高さが**1.5 m以上**の壁を設け、その壁の床面からの高さが1.5 m以下の部分に開口部を設けるときは、これには**はめごろし戸**を設けること。

【確認等を要する建築設備】

第146条 法第87条の4（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定により政令で指定する建築設備は、**次に掲げるもの**とする。

- 一 エレベーター及びエスカレーター
- 二 小荷物専用昇降機（昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よ

第147条 ●建築基準法施行令

り高いことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)

③ 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する建築設備（**尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽を除く。**）

2 第7章の8の規定は、前項各号に掲げる建築設備について準用する。

【仮設建築物等に対する制限の緩和】

第147条 法第85条第2項の規定の適用を受ける建築物（以下この項において「**応急仮設建築物等**」という。）又は同条第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた建築物（いずれも高さが60m以下のものに限る。）については、第22条、第28条から第30条まで、第37条、第46条、第49条、第67条、第70条、第3章第8節、第112条、第114条、第5章の2、第129条の2の3（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）、第129条の13の2及び第129条の13の3の規定は適用せず、**応急仮設建築物等**については、第41条から第43条まで、第48条及び第5章の規定は適用しない。

2 災害があった場合において建築物の用途を変更して法第87条の3第2項に規定する公益的建築物として使用するときにおける当該公益的建築物（以下この項において「**公益的建築物**」という。）、建築物の用途を変更して同条第6項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等及び建築物の用途を変更して同条第7項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等（いずれも高さが60m以下のものに限る。）については、第22条、第28条から第30条まで、第46条、第49条、第112条、第114条、第5章の2、第129条の13の2及び第129条の13の3の規定は適用せず、公益的建築物については、第41条から第43条まで及び第5章の規定は適用しない。

3 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突でその存続期間が2年以内のもの（高さが60mを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、第139条第1

項第三号及び第四号の規定並びに同条第4項において準用する第37条、第38条第6項及び第67条の規定は、適用しない。

4 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物でその存続期間が2年以内のもの（高さが60mを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、第140条第2項において準用する第139条第1項第三号及び第四号の規定並びに第140条第4項において準用する第37条、第38条第6項及び第67条の規定は、適用しない。

5 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第三号又は第四号に掲げる工作物でその存続期間が2年以内のもの（高さが60mを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、第141条第2項において準用する第139条第1項第三号及び第四号の規定並びに第141条第4項において準用する第37条、第38条第6項、第67条及び第70条の規定は、適用しない。

【工事中における安全上の措置等に関する計画の届出を要する建築物】

第147条の2 法第90条の3（法第87条の4において準用する場合を含む。）の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

① **百貨店、マーケット**その他の**物品販売業を営む店舗**（床面積が10㎡以内のものを除く。）又は**展示場**の用途に供する建築物で**3階以上の階**又は**地階**におけるその用途に供する部分の床面積の合計が**1,500㎡**を超えるもの

② **病院、診療所**（患者の収容施設があるものに限る。）又は**児童福祉施設等**の用途に供する建築物で**5階以上の階**におけるその用途に供する部分の床面積の合計が**1,500㎡**を超えるもの

関連【児童福祉施設等】令19条1項⇒138

③ **劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店若しくは飲食店**の用途又は**前2号**に掲げる用途に供する建築物で**5階以上の階**又は**地階**におけるその用途に供

する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの

四 地下の工作物内に設ける建築物で居室の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの

【消防長等の同意を要する住宅】

第147条の3 法第93条第1項ただし書の政令で定める住宅は、一戸建ての住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の $\frac{1}{2}$ 以上であるもの又は50㎡を超えるものとする。

【映像等の送受信による通話の方法による口頭審査】

第147条の4 法第94条第3項の口頭審査については、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第2条の規定により読み替えられた同令第8条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。

【権限の委任】

第147条の5 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

【市町村の建築主事等の特例】

第148条 法第97条の2第1項の政令で定める事務は、法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、次に掲げる建築物又は工作物(当該建築物又は工作物の新築、改築、増築、移転、築造又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)に係る事務とする。

- 一 法第6条第1項第四号に掲げる建築物
- 二 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突若しくは同項第三号に掲げる工作物で高さが10m以下のもの又は同項第五号に掲げる擁壁で高さが3m以下のもの(いずれも前号に規定する建築物以外の建築物の敷地内に築造するものを除く。)
- 2 法第97条の2第4項の政令で定める事務は、次に掲げる事務(建築審査会が置かれていない市町村の長にあっては、第一号及び第三号に掲げる事務)とする。
 - 一 法第6条の2第6項及び第7項(これらの規定を法第88条第1項において準用する場合を含む。)、法第7条の2第7項(法第88条

第1項において準用する場合を含む。)、法第7条の4第7項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)、法第9条(法第88条第1項及び第3項並びに法第90条第3項において準用する場合を含む。)、法第9条の2(法第88条第1項及び第3項並びに法第90条第3項において準用する場合を含む。)、法第9条の3(法第88条第1項及び第3項並びに法第90条第3項において準用する場合を含む。)、法第9条の4(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、法第10条(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、法第11条第1項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、法第12条(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、法第18条第25項(法第88条第1項及び第3項並びに法第90条第3項において準用する場合を含む。)、法第43条第2項第一号、法第85条第3項、第5項、第6項及び第8項(同条第5項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。)、法第86条第1項、第2項及び第8項(同条第1項又は第2項の規定による認定に係る部分に限る。)、法第86条の2第1項及び第6項(同条第1項の規定による認定に係る部分に限る。)、法第86条の5第2項及び第4項(同条第2項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。)、法第86条の6、法第86条の8(第2項を除き、法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)、法第87条の2第1項、法第87条第3項、第5項、第6項及び第8項(同条第5項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。))並びに法第93条の2に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

- 二 法第43条第2項第二号、法第44条第1項第二号、法第52条第14項(同項第二号に該当する場合に限る。以下この号において同じ。)、同条第15項(同条第14項の規定による許可をする場合に係る部分に限る。))において準用する法第44条第2項、法第53条第6項第三号、同条第9項(同号の規定による

第 149 条

●建築基準法施行令

許可をする場合に係る部分に限る。)において準用する法第 44 条第 2 項、法第 53 条の 2 第 1 項第三号及び第四号、同条第 4 項において準用する法第 44 条第 2 項、法第 67 条第 3 項第二号、同条第 10 項 (同号の規定による許可をする場合に係る部分に限る。)において準用する法第 44 条第 2 項、法第 68 条第 3 項第二号、同条第 6 項 (同号の規定による許可をする場合に係る部分に限る。)において準用する法第 44 条第 2 項、法第 68 条の 7 第 5 項並びに同条第 6 項において準用する法第 44 条第 2 項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

三 法第 42 条第 1 項第五号、同条第 2 項 (幅員 1.8 m 未満の道の指定を除く。)、同条第 4 項 (幅員 1.8 m 未満の道の指定を除く。)、法第 45 条及び法第 68 条の 7 第 1 項 (同項第一号に該当する場合に限る。)に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務

四 法第 42 条第 2 項 (幅員 1.8 m 未満の道の指定に限る。)、第 3 項、第 4 項 (幅員 1.8 m 未満の道の指定に限る。)及び第 6 項並びに法第 68 条の 7 第 1 項 (同項第一号に該当する場合を除く。)及び第 2 項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務

3 法第 97 条の 2 第 4 項の規定により同項に規定する市町村の長が前項第一号に掲げる事務のうち法第 12 条第 4 項ただし書、法第 85 条第 8 項又は法第 87 条の 3 第 8 項の規定に係るものを行う場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「建築審査会」とあるのは、「建築審査会 (建築審査会が置かれていない市町村にあっては、当該市町村を包括する都道府県の建築審査会)」とする。

4 法第 97 条の 2 第 4 項の場合においては、この政令中都道府県知事たる特定行政庁に関する規定は、同条第 1 項の規定により建築主事を置く市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。

【特別区の特例】

第 149 条 法第 97 条の 3 第 1 項の政令で定める事務は、法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、次に掲げる建築物、工作物又は建築設備 (第二号に掲げる建築

物又は工作物にあっては、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物又は工作物を除く。)に係る事務以外の事務とする。

一 延べ面積が 1 万㎡を超える建築物
二 その新築、改築、増築、移転、築造又は用途の変更に関して、法第 51 条 (法第 87 条第 2 項及び第 3 項並びに法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区の建築主事にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物又は工作物

三 第 138 条第 1 項に規定する工作物で前 2 号に掲げる建築物に附置するもの及び同条第 3 項に規定する工作物のうち同項第二号ハからチまでに掲げる工作物で前 2 号に掲げる建築物に附属するもの

四 第 146 条第 1 項第一号に掲げる建築設備で第一号及び第二号に掲げる建築物に設けるもの

2 法第 97 条の 3 第 3 項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、前項各号に掲げる建築物、工作物又は建築設備に係る事務以外の事務であって法の規定により都知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務以外の事務とする。

一 市町村都市計画審議会が置かれていない特別区の長 法第 7 条の 3 (法第 87 条の 4 及び法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。次号において同じ。)、法第 22 条、法第 42 条第 1 項 (各号列記以外の部分に限る。)、法第 51 条、法第 52 条第 1 項、第 2 項及び第 8 項、法第 53 条第 1 項、法第 56 条第 1 項、法第 57 条の 2 第 3 項及び第 4 項、法第 57 条の 3 第 2 項及び第 3 項、法第 84 条、法第 85 条第 1 項並びに法別表第 3 に規定する事務

二 市町村都市計画審議会が置かれている特別区の長 法第 7 条の 3、法第 51 条 (卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)、法第 52 条第 1 項及び第 8 項、法第

53条第1項、法第56条第1項第二号ニ、法第57条の2第3項及び第4項、法第57条の3第2項及び第3項、法第84条、法第85条第1項並びに法別表第3(イ)欄5の項に規定する事務

- 3 法第97条の3第3項の場合においては、この政令中都道府県知事たる特定行政庁に関する規定（第130条の10第2項ただし書、第135条の12第4項及び第136条第3項ただし書の規定を除く。）は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

【両罰規定の対象となる多数の者が利用する建築物】

第150条 法第105条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第6条第1項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるもの

第1編

3 建築基準法施行規則

建築基準法施行規則(抄)

【目次】

第1条[建築基準適合判定資格者検定の受検申込書]	265	の様式]	322
第1条の2[受検者の不正行為に対する報告]	265	第4条の14[中間検査報告書]	322
第1条の2の2[構造計算適合判定資格者検定の受検申込書]	265	第4条の15[建築物に関する検査の特例]	323
第1条の2の3[準用]	265	第4条の16[仮使用の認定の申請等]	323
第1条の3[確認申請書の様式]	265	第4条の16の2[仮使用認定報告書]	324
第1条の4[建築主事による留意事項の通知]	308	第4条の16の3[適合しないと認める旨の通知書の様式]	324
第2条[確認済証等の様式等]	308	第4条の17[違反建築物の公告の方法]	324
第2条の2[建築設備に関する確認申請書及び確認済証の 様式]	309	第4条の18[削除]	324
第3条[工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式]	310	第4条の19[違反建築物の設計者等の通知]	324
第3条の2[計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更]	312	第5条[建築物の定期報告]	324
第3条の3[指定確認検査機関に対する確認の申請等]	315	第5条の2[国の機関の長等による建築物の点検]	325
第3条の4[指定確認検査機関が交付する確認済証等の様 式等]	315	第6条[建築設備等の定期報告]	325
第3条の5[確認審査報告書]	315	第6条の2[国の機関の長等による建築設備等の点検]	326
第3条の6[適合しないと認める旨の通知書の様式]	316	第6条の2の2[工作物の定期報告]	326
第3条の7[構造計算適合性判定の申請書の様式]	316	第6条の2の3[国の機関の長等による工作物の点検]	326
第3条の8[都道府県知事による留意事項の通知]	317	第6条の3[台帳の記載事項等]	327
第3条の9[適合判定通知書等の様式等]	317	第6条の4[都道府県知事による台帳の記載等]	328
第3条の10[指定構造計算適合性判定機関に対する構造計 算適合性判定の申請等]	318	第6条の5[建築物調査員資格者証等の種類]	328
第3条の11[指定構造計算適合性判定機関が交付する適合 判定通知書等の様式等]	318	第6条の6[建築物等の種類等]	329
第3条の12[適合判定通知書又はその写しの提出]	319	第6条の7[特定建築物調査員講習の登録の申請]	329
第3条の13[構造計算に関する高度の専門的知識及び技術 を有する者等]	319	第6条の8[登録の要件]	329
第4条[完了検査申請書の様式]	319	第6条の9[登録特定建築物調査員講習事務の実施に係る 義務]	330
第4条の2[用途変更に関する工事完了届の様式等]	320	第6条の10[準用]	330
第4条の3[申請できないやむを得ない理由]	320	第6条の11[建築設備検査員講習の登録の申請]	331
第4条の3の2[検査済証を交付できない旨の通知]	320	第6条の12[準用]	331
第4条の4[検査済証の様式]	320	第6条の13[防火設備検査員講習の登録の申請]	331
第4条の4の2[指定確認検査機関に対する完了検査の申 請]	320	第6条の14[準用]	331
第4条の5[完了検査引受証及び完了検査引受通知書の様 式]	320	第6条の15[昇降機等検査員講習の登録の申請]	332
第4条の5の2[検査済証を交付できない旨の通知]	320	第6条の16[準用]	332
第4条の6[指定確認検査機関が交付する検査済証の様式]	321	第6条の16の2[心身の故障により調査等の業務を適正に 行うことができない者]	332
第4条の7[完了検査報告書]	321	第6条の16の3[治療等の考慮]	333
第4条の8[中間検査申請書の様式]	321	第6条の17[特定建築物調査員資格者証の交付の申請]	333
第4条の9[中間検査合格証を交付できない旨の通知]	321	第6条の18[特定建築物調査員資格者証の条件]	333
第4条の10[中間検査合格証の様式]	321	第6条の19[特定建築物調査員資格者証の交付]	333
第4条の11[特定工程の指定に関する事項]	322	第6条の20[特定建築物調査員資格者証の再交付]	333
第4条の11の2[指定確認検査機関に対する中間検査の申 請]	322	第6条の20の2[心身の故障により認知等を適切に行うこ とができない状態となった場合の届出]	333
第4条の12[中間検査引受証及び中間検査引受通知書の様 式]	322	第6条の21[特定建築物調査員資格者証の返納の命令等]	333
第4条の12の2[中間検査合格証を交付できない旨の通知]	322	第6条の22[建築設備検査員資格者証の交付の申請]	333
第4条の13[指定確認検査機関が交付する中間検査合格証 の様式]	322	第6条の23[準用]	334
		第6条の24[防火設備検査員資格者証の交付の申請]	334
		第6条の25[準用]	334
		第6条の26[昇降機等検査員資格者証の交付の申請]	334
		第6条の27[準用]	334
		第7条[身分証明書の様式]	334
		第8条[建築工事届及び建築物除却届]	334
		第8条の2[国の機関の長等による建築主事に対する通知 等]	334
		第8条の3[枠組壁工法を用いた建築物等の構造方法]	335
		第9条[道路の位置の指定の申請]	335
		第10条[指定道路等の公告及び通知]	336
		第10条の2[指定道路図及び指定道路調書]	336
		第10条の3[敷地と道路との関係の特例の基準]	336

第10条の4[許可申請書及び許可通知書の様式] ……	337	第10条の9の2[心身の故障により確認検査の業務を適正 に行うことができない者] ……	347
第10条の4の2[認定申請書及び認定通知書の様式] ……	337	第10条の9の3[治療等の考慮] ……	347
第10条の4の3[住居の環境の悪化を防止するために必要 な措置] ……	338	第10条の10[変更の登録] ……	347
第10条の4の4[容積率の算定の基礎となる延べ面積に床 面積を算入しない機械室等に設置される給湯設備その 他の建築設備] ……	339	第10条の11[登録証の再交付] ……	348
第10条の4の5[市街地の環境を害するおそれがない機械 室等の基準] ……	339	第10条の11の2[心身の故障により確認検査の業務を適正 に行うことができない場合] ……	348
第10条の4の6[容積率の制限の緩和を受ける構造上やむ を得ない建築物] ……	340	第10条の12[死亡等の届出] ……	348
第10条の4の7[建蔽率の制限の緩和に当たり建築物から 除かれる建築設備] ……	340	第10条の13[登録の消除の申請及び登録証の返納] ……	348
第10条の4の8[建蔽率の制限の緩和を受ける構造上やむ を得ない建築物] ……	340	第10条の14[登録の消除] ……	348
第10条の4の9[第一種低層住居専用地域等内における建 築物の高さの制限の緩和を受ける構造上やむを得ない 建築物] ……	340	第10条の15[登録証の領置] ……	348
第10条の4の10[特例容積率の限度の指定の申請等] ……	340	第10条の15の2[処分] ……	349
第10条の4の11[特例容積率の限度の指定に関する公告事 項等] ……	340	第10条の15の3[構造計算適合判定資格者の登録を受ける ことができる者] ……	349
第10条の4の12[特例容積率の限度の指定に係る公告の方 法] ……	341	第10条の15の4[構造計算適合判定資格者の登録の申請] ……	349
第10条の4の13[指定の取消しの申請等] ……	341	第10条の15の5[登録事項] ……	349
第10条の4の14[指定の取消しに係る公告の方法] ……	341	第10条の15の6[準用] ……	349
第10条の4の15[高度地区内における建築物の高さの制限 の緩和を受ける構造上やむを得ない建築物] ……	341	第10条の15の7[委員の任期の基準] ……	349
第10条の5[削除] ……	341	第10条の15の8[公益上特に必要な用途] ……	349
第10条の5の2[型式適合認定の申請] ……	341	第10条の16[一の敷地とみなすこと等による制限の緩和 に係る認定又は許可の申請等] ……	350
第10条の5の3[型式適合認定に係る認定書の通知等] ……	342	第10条の17[一定の一団の土地の区域内の現に存する建 築物を前提として総合的見地からする設計の基準] ……	351
第10条の5の4[型式部材等] ……	342	第10条の18[対象区域内の建築物の位置及び構造に関す る計画] ……	351
第10条の5の5[型式部材等製造者の認証の申請] ……	342	第10条の19[一の敷地とみなすこと等による制限の緩和 の認定又は許可に関する公告事項等] ……	351
第10条の5の6[型式部材等製造者認証申請書の記載事項] ……	342	第10条の20[一の敷地とみなすこと等による制限の緩和 の認定又は許可に係る公告の方法] ……	352
第10条の5の7[認証書の通知等] ……	343	第10条の21[認定又は許可の取消しの申請等] ……	352
第10条の5の8[型式適合認定を受けることが必要な型式 部材等の型式] ……	343	第10条の22[認定の取消しに係る公告の方法] ……	352
第10条の5の9[品質保持に必要な生産条件] ……	343	第10条の22の2[認定の取消しに係る公告] ……	352
第10条の5の10[届出を要しない軽微な変更] ……	345	第10条の22の3[許可の取消しに係る公告] ……	353
第10条の5の11[認証型式部材等製造者等に係る変更の届 出] ……	345	第10条の23[全体計画認定の申請等] ……	353
第10条の5の12[認証型式部材等製造者等に係る製造の廃 止の届出] ……	345	第10条の24[全体計画認定の変更の申請等] ……	354
第10条の5の13[型式適合義務が免除される場合] ……	345	第10条の25[全体計画の変更に係る認定を要しない軽微 な変更] ……	354
第10条の5の14[検査方法等] ……	345	第11条[工事現場の確認の表示の様式] ……	355
第10条の5の15[特別な表示] ……	346	第11条の2[安全上の措置等に関する計画届の様式] ……	355
第10条の5の16[認証型式部材等に関する検査の特例] ……	346	第11条の3[書類の閲覧等] ……	355
第10条の5の17[認証の取消しに係る公示] ……	346	第11条の4[映像等の送受信による通話の方法による口頭 審査] ……	355
第10条の5の21[構造方法等の認定の申請] ……	346	第12条[権限の委任] ……	355
第10条の5の22[構造方法等の認定書の通知等] ……	346	第2号様式(第1条の3、第3条、第3条の3関係) ……	357
第10条の5の23[特殊構造方法等認定の申請] ……	346		
第10条の5の24[特殊構造方法等認定書の通知等] ……	347		
第10条の6[建築協定区域隣接地に関する基準] ……	347		
第10条の7[建築基準適合判定資格者の登録の申請] ……	347		
第10条の8[登録] ……	347		
第10条の9[登録事項] ……	347		

建築基準法施行規則（抄）

昭和25年11月16日建設省令第40号
最終改正：令和5年3月31日国土交通省令第30号

【建築基準適合判定資格者検定の受検申込書】

第1条 建築基準適合判定資格者検定（指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第1号様式による受検申込書に申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ4.5cm、横の長さ3.5cmの写真（以下「受検申込用写真」という。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者は、前項の受検申込書に受検申込用写真を添え、指定建築基準適合判定資格者検定機関の定めるところにより、これを指定建築基準適合判定資格者検定機関に提出しなければならない。

【受検者の不正行為に対する報告】

第1条の2 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、建築基準法（以下「法」という。）第5条の2第2項の規定により法第5条第6項に規定する国土交通大臣の職権を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 不正行為者の氏名、住所及び生年月日
- 二 不正行為に係る検定の年月日及び検定地
- 三 不正行為の事実
- 四 処分内容及び年月日
- 五 その他参考事項

【構造計算適合判定資格者検定の受検申込書】

第1条の2の2 構造計算適合判定資格者検定（指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第1号の2様式による受検申込書に受検申込用写真を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

【準用】

第1条の2の3 第1条第2項の規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行う構造計算適合判定資格者検定を受けようとする者に、第1条の2の規定

は指定構造計算適合判定資格者検定機関が法第5条の5第2項において読み替えて準用する法第5条の2第2項の規定により法第5条の4第5項において準用する法第5条第6項に規定する国土交通大臣の職権を行ったときについて準用する。この場合において、第1条第2項中「前項」とあるのは「第1条の2の2」と読み替えるものとする。

【確認申請書の様式】

第1条の3 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）第4項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表1の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表2の(23)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(28)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(29)項の(3)欄に掲げる日影図と、表1の(3)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表2の(28)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(45)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。

イ 次の表1の各項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(4)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあっては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 次の表2の各項の(イ)欄並びに表5の(2)項及び(3)項の(イ)欄に掲げる建築物 それ

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

それぞれ表2の各項の(ろ)欄に掲げる図書並びに表5の(2)項の(ろ)欄に掲げる計算書及び同表の(3)項の(ろ)欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表2の(1)項の(ろ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表2の(1)項の(ろ)欄に掲げる図書、表5の(1)項及び(4)項から(6)項までの(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(3)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを、(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同表の(2)項の(ろ)欄に掲げる計算書を除く。）

- (2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物（用途変更をする建築物を除く。）それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書）。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第20条第1項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

をいう。以下同じ。）並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したのもをもって代えることができる。

- (i) 次の表3の各項の(い)欄左段（(2)項にあっては(い)欄）に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書
- (ii) 建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第2項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめた建築物 次の表3の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの
- (3) 次の表4の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

一 別記第3号様式による建築計画概要書

二 代理者によって確認の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）又はその写し

四 申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士（第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第四号において「建築士」という。）により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合（建築士法（昭和25年法律第202号）第20条の2の規定の適用がある場合を除く。第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第四号において同じ。）にあっては、同法第20条第2項に規定する証明書（構造計算書を除く。第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第四号において単に「証明書」という。）の写し

1

	図書の種類	明示すべき事項
(い)	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		擁壁の設置その他安全上適当な措置
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	

		下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
各階平面図		縮尺及び方位
		間取、各室の用途及び床面積
		壁及び筋かいの位置及び種類
		通し柱及び開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
		申請に係る建築物が法第3条第2項の規定により法第28条の2（令第137条の4の2に規定する基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であって当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をしようとするときにあっては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の3第三号に規定する措置
床面積求積図		床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
(5) 2面以上の立面図		縮尺
		開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
2面以上の断面図		縮尺
		地盤面
		各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
地盤面算定表		建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ
		地盤面を算定するための算式
(6) 基礎伏図		縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	構造詳細図	

2

(1)	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
法第20条の規定が適用される建築物	令第3章第2節の規定が適用される建築物 【令3章2節【構造部材等】→150】	各階平面図	1 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種類及び寸法 2 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
		2面以上の立面図	
		2面以上の断面図	
		基礎伏図	
		構造詳細図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法
		使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置 特定天井（令第39条第3項に規定する特定天井をいう。以下同じ。）で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防錆その他の劣化防止のための措置
		基礎・地盤説明書	支持地盤の種類及び位置
			基礎の種類
基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置			
基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法			
施工方法等計画書	木ぐい及び常水面の位置		
		打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置	

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

	令第38条第3項若しくは第4項又は令第39条第2項若しくは第3項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法
		令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第39条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
令第3章第3節の規定が適用される建築物 令3章3節【木造】⇒151	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
	2面以上の立面図	
	2面以上の断面図	
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	2面以上の軸組図	
	構造詳細図	屋根ふき材の種別
		柱の有効細長比
		構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
		構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法
		外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
		構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の防腐又は防蟻措置
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
	令第40条ただし書、令第42条第1項第二号、同条第1項第三号、令第43条第1項ただし書、同条第2項ただし書、令第46条第2項第一号イ、同条第2項第一号ハ、同条第3項、同条第4項、令第47条第1項、令第48条第1項第二号ただし書又は同条第2項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項
		令第42条第1項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項
		令第42条第1項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第42条第1項第三号に規定する方法による検証内容
		令第43条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
		令第43条第2項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
令第46条第2項第一号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項		
令第46条第2項第一号ハの構造計算の結果及びその算出方法		
令第46条第3項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
令第46条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
令第48条第1項第二号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
令第48条第2項第二号に規定する規格への適合性審査に必要な事項		
配置図	組積造の塀の位置	
令第3章第4節の規定が適用される建築物 令3章4節【組積造】⇒154	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
	2面以上の立面図	
	2面以上の断面図	

	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	各階床伏図		
	小屋伏図		
	2面以上の軸組図		
	構造詳細図	塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	
	施工方法等計画書	使用するモルタルの調合等の組積材の施工方法の計画	
	令第51条第1項ただし書、 令第55条第2項、令第57条 第1項第一号及び第二号又は 令第59条の2の規定に適合 することの確認に必要な 図書	令第51条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第55条第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第57条第1項第一号及び第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第59条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
	令第3章第4節の2の規定が適用される建築物 【令3章4節の2 【補強コンクリートブロック造】⇒156	配置図	補強コンクリートブロック造の塀の位置
		各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
2面以上の立面図			
2面以上の断面図			
基礎伏図		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
各階床伏図			
小屋伏図			
2面以上の軸組図			
構造詳細図		塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法 帳壁の材料の種別及び構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	
使用構造材料一覧表		構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	
施工方法等計画書	コンクリートブロックの組積方法 補強コンクリートブロックの耐力壁、門又は塀の縦筋の接合方法		
令第62条の4第1項から第3項まで、令第62条の5第2項又は令第62条の8ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書	令第62条の4第1項から第3項までに規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第62条の5第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第62条の8ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
令第3章第5節の規定が適用される建築物 【令3章5節【鉄骨造】⇒157	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	2面以上の立面図		
	2面以上の断面図		
	基礎伏図		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	各階床伏図		
	小屋伏図		
	2面以上の軸組図		
	構造詳細図	圧縮材の有効細長比 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	
	令第66条、令第67条第2項、 令第69条又は令第70条の規定に適合することの確認に必要な図書	令第66条に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第69条の構造計算の結果及びその算出方法	

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

		令第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第70条に規定する一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項
令第3章第6節の規定が適用される建築物 令3章6節【鉄筋コンクリート造】 ⇒158	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
	2面以上の立面図	
	2面以上の断面図	
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	2面以上の軸組図	
	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別
	施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調査及び養生方法
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
	令第73条第2項ただし書、同条第3項ただし書、令第77条第四号、同条第五号ただし書、令第77条の2第1項ただし書又は令第79条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第73条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
令第77条第四号に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
令第77条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
令第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
	令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
令第3章第6節の2の規定が適用される建築物 令3章6節の2【鉄骨鉄筋コンクリート造】 ⇒161	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
	2面以上の立面図	
	2面以上の断面図	
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	2面以上の軸組図	
	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別
	施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調査及び養生方法
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
	令第66条、令第67条第2項、令第69条、令第73条第2項ただし書、同条第3項ただし書、令第77条第五号ただし書、同条第六号、令第77条の2第1項ただし書、令第79条第2項又は令第79条の3第2項の規定に適合する	令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
令第69条の構造計算の結果及びその算出方法		
令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第73条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	

		ことの確認に必要な図書	令第77条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第77条第六号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
令第3章第7節の規定が適用される建築物 令3章7節〔無筋コンクリート造〕 →161	配置図	無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法	
	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	2面以上の立面図		
	2面以上の断面図		
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	各階床伏図		
	小屋伏図		
	2面以上の軸組図		
	構造詳細図	塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	
	使用構造材料一覧表	コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別	
	施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法	
	令第51条第1項ただし書、令第55条第2項、令第57条第1項第一号及び第二号又は令第59条の2の規定に適合することの確認に必要な図書	令第51条第1項ただし書	令第51条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
		令第55条第2項	令第55条第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項
		令第57条第1項第一号及び第二号	令第57条第1項第一号及び第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項
令第59条の2	令第59条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
令第3章第7節の2の規定が適用される建築物	令第80条の2又は令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第80条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
令第3章第8節の規定が適用される建築物	各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、2面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
		構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別	
令第129条の2の3第三号の規定が適用される建築物	令第129条の2の3第三号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第129条の2の3第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
第8条の3の規定が適用される建築物	第8条の3の規定に適合することの確認に必要な図書	第8条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
法第20条第2項の規定が適用される建築物	2面以上の断面図	令第36条の4に規定する構造方法	
(2) 法第21条の規定が適用される建築物	法第21条第1項本文の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置 防火区画の位置及び面積 通常火災終了時間の算出に当たって必要な建築設備の位置
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
		通常火災終了時間計算書	通常火災終了時間及びその算出方法

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

	法第21条第1項ただし書の規定が適用される建築物	付近見取図	延焼防止上有効な空地の状況
		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
			令第109条の6に規定する建築物の各部分から空地の反対側の境界線までの水平距離 建築物の各部分の高さ
	法第21条第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
			壁等の位置 壁等による区画の位置及び面積
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法	
	その他法第21条第2項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	法第21条第2項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
(3)	法第22条の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
		その他法第22条の規定に適合することの確認に必要な図書	令第109条の8に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
(4)	法第23条の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
		耐火構造等の構造詳細図	延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
		使用建築材料表	主要構造部の材料の種別
(5)	法第24条の規定が適用される建築物	配置図	法第22条第1項の規定による区域の境界線
(6)	法第25条の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
		2面以上の断面図	延焼のおそれのある部分
		耐火構造等の構造詳細図	屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
(7)	法第26条の規定が適用される建築物	各階平面図	防火壁及び防火床の位置
			防火壁及び防火床による区画の位置及び面積
		2面以上の断面図	防火床の位置
			防火床による区画の位置
	耐火構造等の構造詳細図	防火壁及び防火床並びに防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	
	法第26条ただし書の規定が適用される建築物	付近見取図	建築物の周囲の状況
		各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具の位置			
外壁、袖壁、扉その他これらに類するものの位置及び高さ			
令第115条の2第1項第六号に規定する区画の位置並びに当該区画を構成する床若しくは壁又は防火設備の位置及び構造 令第115条の2第1項第七号に規定するスプリンクラー設備等及び令第126条の3の規定に適合する排煙設備の位置			
耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法		
	令第115条の2第1項第六号に規定する床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造		
	令第115条の2第1項第八号に規定する柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造		

		室内仕上げ表	令第115条の2第1項第七号に規定する部分の仕上げの材料の種類及び厚さ	
		令第115条の2第1項第九号の規定に適合することの確認に必要な図書	通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造	
	令第113条第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	風道の配置	
			防火壁又は防火床を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別	
		2面以上の断面図	給水管、配電管その他の管と防火壁又は防火床との隙間を埋める材料の種類	
			防火壁又は防火床を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別	
		耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種類及び寸法	
(8)	法第27条の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	
			耐力壁及び非耐力壁の位置	
			外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	
			防火区画の位置及び面積	
		特定避難時間の算出に当たって必要な建築設備の位置		
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種類及び寸法	
		特定避難時間計算書	特定避難時間及びその算出方法	
		その他法第27条第1項の規定に適合することの確認に必要な図書	法第27条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
		令第110条の5の規定が適用される建築物	各階平面図	警報設備の位置及び構造
		耐力壁及び非耐力壁の位置		
		外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ		
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種類及び寸法	
		法第27条第3項の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
	耐力壁及び非耐力壁の位置			
	外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ			
	耐火構造等の構造詳細図		主要構造部、軒裏、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種類及び寸法	
		危険物の数量表	危険物の種類及び数量	
(9)	法第28条第1項及び第4項の規定が適用される建築物	配置図	敷地の接する道路の位置及び幅員並びに令第20条第2項第一号に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅 令第20条第2項第一号に規定する水平距離	
		各階平面図	法第28条第1項に規定する開口部の位置及び面積	
		2面以上の立面図	令第20条第2項第一号に規定する垂直距離	
		2面以上の断面図	令第20条第2項第一号に規定する垂直距離	
		開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	居室の床面積	
			開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法	
		令第19条第3項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物	令第19条第3項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	令第19条第3項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

(10)	法第28条の2の規定が適用される建築物	各階平面図	給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置 外壁の開口部に設ける建具(通気ができる空隙のあるものに限る。)の構造	
		使用建築材料表	内装の仕上げに使用する建築材料の種別 令第20条の7第1項第一号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第3条の2第1項第十二号の表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)、令第20条の7第1項第二号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第3条の2第1項第十二号の表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)、又は令第20条の7第1項第二号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第3条の2第1項第十二号の表において単に「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)を使用する内装の仕上げの部分の面積(以下この項において単に「内装の仕上げの部分の面積」という。) 内装の仕上げの部分の面積に、内装の仕上げに用いる建築材料の種別に応じ令第20条の7第1項第二号の表の(1)項又は(2)項に定める数値を乗じて得た面積の合計	
		有効換気量又は有効換気換算量を算出した際の計算書	有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法 換気回数及び必要有効換気量	
(11)	法第29条の規定が適用される建築物	各階平面図	令第22条の2第一号イに規定する開口部、令第20条の2に規定する技術的基準に適合する換気設備又は居室内の湿度を調節する設備の位置	
		外壁等の構造詳細図	直接土に接する外壁、床及び屋根又はこれらの部分の構造及び材料の種別	
		開口部の換気に有効な部分の面積を算出した際の計算書	居室の床面積 開口部の換気に有効な部分の面積及びその算出方法	
(12)	法第30条の規定が適用される建築物	各階平面図	界壁の位置及び遮音性能	
		2面以上の断面図	界壁の位置及び構造	
	法第30条第2項の規定が適用される建築物	2面以上の断面図	天井の位置、構造及び遮音性能	
(13)	法第35条の規定が適用される建築物	各階平面図	令第116条の2第1項に規定する窓その他の開口部の面積	
			令第116条の2第1項第二号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積	
		消火設備の構造詳細図	消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備の構造	
		令第5章第2節の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
				耐力壁及び非耐力壁の位置
				防火区画の位置及び面積
				階段の配置及び構造
				階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積
				歩行距離
				廊下の幅
避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅				
物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅				
令第118条に規定する出口の戸				
令第125条の2第1項に規定する施錠装置の構造				
令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網の位置及び高さ				
2面以上の断面図	直通階段の構造			

		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
		室内仕上げ表	令第123条第1項第二号及び第3項第四号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ
		令第117条第2項第二号及び令第123条第3項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第117条第2項第二号に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項 令第123条第3項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第120条第1項の表の(1)の項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	令第120条第1項の表の(1)の項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項
		令第121条の2の規定に適合することの確認に必要な図書	直通階段で屋外に設けるものが木造である場合における当該直通階段の構造及び防腐措置
	令第5章第5節の規定が適用される建築物	各階平面図	赤色灯及び非常用進入口である旨の表示の構造 令第126条の6第3号に規定する空間の位置
		2面以上の立面図	非常用進入口又は令第126条の6第2号に規定する窓その他の開口部の構造 赤色灯及び非常用進入口である旨の表示の構造
		2面以上の断面図	令第126条の6第3号に規定する空間に通ずる出入口の構造
		その他令第126条の6第3号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第126条の6第3号に規定する空間に該当することを確認するために必要な事項 令第126条の6第3号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第5章第6節の規定が適用される建築物	配置図	敷地内における通路の幅員
		各階平面図	防火設備の位置及び種別 歩行距離 渡り廊下の位置及び幅員 地下道の位置及び幅員
		2面以上の断面図	渡り廊下の高さ
		使用建築材料表	主要構造部の材料の種別及び厚さ
		室内仕上げ表	令第128条の3に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ
		地下道の床面積求積図	地下道の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
		非常用の照明設備の構造詳細図	照度 照明設備の構造 照明器具の材料の位置及び種別
		非常用の排煙設備の構造詳細図	地下道の床面積 垂れ壁の材料の種別 排煙設備の構造、材料の配置及び種別 排煙口の手動開放装置の位置及び構造 排煙機の能力
		非常用の排水設備の構造詳細図	排水設備の構造及び材料の種別 排水設備の能力
(14)	法第35条の2の規定が適用される建築物	各階平面図	令第128条の3の2第1項に規定する窓のその他の開口部の開放できる部分の面積 令第128条の5第7項に規定する国土交通大臣が定める建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
		室内仕上げ表	令第128条の5に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
(15)	法第35条の3の規定が適用される建築物	各階平面図	令第111条第1項に規定する窓その他の開口部の面積
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

		令第111条第1項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	令第111条第1項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項		
(16)	法第36条の規定が適用される建築物	令第2章第2節の規定が適用される建築物	2面以上の断面図	最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法 換気孔の位置 ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況	
			令第2章第3節の規定が適用される建築物	各階平面図	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造 令第27条に規定する階段の設置状況
				2面以上の断面図	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の構造
	令第109条の2の2の規定が適用される建築物	令第109条の2の2の規定が適用される建築物	層間変形角計算書	層間変位の計算に用いる地震力 地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法 各階及び各方向の層間変形角の算出方法	
			防火上有害な変形、亀裂その他の損傷に関する図書	令第109条の2の2ただし書に規定する計算又は実験による検証内容	
			令第112条第1項から第18項までの規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置 スプリンクラー設備等消火設備の配置 防火設備の位置及び種別並びに戸の位置 防火区画の位置及び面積 強化天井の位置 令第112条第18項に規定する区画に用いる壁の構造
	2面以上の断面図	令第112条第16項に規定する外壁の位置及び構造 令第112条第18項に規定する区画に用いる床の構造			
		耐火構造等の構造詳細図			主要構造部、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	令第112条第3項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第112条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第112条第4項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第112条第4項に規定する防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項			
	令第112条第15項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第112条第15項に規定する国土交通大臣が定める建築物の堅穴部分に該当することを確認するために必要な事項			
	令第112条第18項ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書	令第112条第18項ただし書に規定する場合に該当することを確認するために必要な事項			
	令第112条第19項第一号の規定が適用される建築物	各階平面図		防火設備の位置及び種別	
		耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法		
	令第112条第19項第二号の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置及び種別並びに戸の位置		
		耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法並びに戸の構造		
令第112条第20項及び第21項の規定が適用される建築物	各階平面図	風道の配置 令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別 給水管、配電管その他の管と令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別			

	令第114条の規定が適用される建築物	2面以上の断面図	令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別 給水管、配電管その他の管と令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別	
		耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法	
		各階平面図	界壁又は防火上主要な間仕切壁の位置 スプリンクラー設備等消火設備の配置 防火区画の位置 強化天井の位置 界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置 給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁との隙間を埋める材料の種別	
		2面以上の断面図	小屋組の構造 界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁の位置 界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置 給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁との隙間を埋める材料の種別	
		耐火構造等の構造詳細図	界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁及び天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法	
		令第114条第1項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第114条第1項に規定する防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項	
		令第114条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第114条第2項に規定する防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項	
		(17) 法第37条の規定が適用される建築物	使用建築材料表	建築物の基礎、主要構造部及び令第144条の3に規定する部分に使用する指定建築材料の種別 指定建築材料を使用する部分 使用する指定建築材料の品質が適合する日本産業規格又は日本農林規格及び当該規格に適合することを証する事項 日本産業規格又は日本農林規格の規格に適合することを証明する事項 使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号
		(18) 法第43条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
			配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
	その他法第43条の規定に適合することの確認に必要な図書	法第43条に規定する敷地等と道路との関係への適合性審査に必要な事項		
	法第43条第2項第一号又は第二号の規定が適用される建築物	法第43条第2項第一号の認定又は同項第二号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
(19) 法第44条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置		
	2面以上の断面図	敷地境界線 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類		
	その他法第44条の規定に適合することの確認に必要な図書	法第44条に規定する道路内の建築制限への適合性審査に必要な事項		
	法第44条第1項第二号から第四号までの規定が適用される建築物	法第44条第1項第二号若しくは第四号の許可又は同項第三号の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

(20)	法第47条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置	
		配置図	壁面線	
			申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置	
			門又は塀の位置及び高さ	
2面以上の断面図	敷地境界線			
		壁面線		
		門又は塀の位置及び高さ		
	法第47条ただし書の規定が適用される建築物	法第47条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
(21)	法第48条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置	
		配置図	用途地域の境界線	
		危険物の数量表	危険物の種類及び数量	
		工場・事業調書	事業の種類	
	法第48条第1項から第14項までのただし書の規定が適用される建築物	法第48条第1項から第14項までのただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
(22)	法第51条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置	
		配置図	都市計画において定められた法第51条に規定する建築物の敷地の位置	
			用途地域の境界線	
			都市計画区域の境界線	
卸売市場等の用途に供する建築物調書	法第51条に規定する建築物の用途及び規模			
	法第51条ただし書の規定が適用される建築物	法第51条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
(23)	法第52条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置	
		配置図	指定された容積率の数値の異なる地域の境界線	
			法第52条第12項の壁面線等	
			令第135条の19に掲げる建築物の部分の位置、高さ及び構造	
		各階平面図	蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分の位置	
		床面積求積図	蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
		その他法第52条の規定に適合することの確認に必要な図書	法第52条に規定する容積率への適合性審査に必要な事項	
		法第52条第6項第三号の規定が適用される建築物	法第52条第6項第三号の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		法第52条第8項の規定が適用される建築物	法第52条第8項第二号に規定する空地のうち道路に接して有効な部分(以下「道路に接して有効な部分」という。)の配置図	敷地境界線
法第52条第8項第二号に規定する空地の面積及び位置				
道路に接して有効な部分の面積及び位置				
敷地内における工作物の位置				
敷地の接する道路の位置				
		令第135条の17第3項の表(イ)欄各項に掲げる地域の境界線		

	法第52条第9項の規定が適用される建築物	法第52条第9項に規定する特定道路(以下単に「特定道路」という。)の配置図	敷地境界線 前面道路及び前面道路が接続する特定道路の位置及び幅員 当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長	
	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定が適用される建築物	法第52条第10項、第11項又は第14項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
(24)	法第53条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置	
		配置図	用途地域の境界線 防火地域の境界線	
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
		令第2条第1項第二号に規定する特例軒等に該当することの確認に必要な図書	令第2条第1項第二号に規定する特例軒等に該当することを確認するために必要な事項	
	法第53条第4項、第5項又は第6項第三号の規定が適用される建築物	法第53条第4項、第5項又は第6項第三号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
(25)	法第53条の2の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置	
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
		配置図	用途地域の境界線 防火地域の境界線	
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
	法第53条の2第1項第三号又は第四号の規定が適用される建築物	法第53条の2第1項第三号又は第四号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
法第53条の2第3項の規定が適用される建築物	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨		
(26)	法第54条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置	
		配置図	用途地域の境界線 都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線 申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置 令第135条の22に掲げる建築物又はその部分の用途、高さ及び床面積 申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ	
		2面以上の断面図	用途地域の境界線 土地の高低	
		法第55条第2項、第3項又は第4項の規定が適用される建築物	法第55条第2項の認定又は同条第3項若しくは第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		法第56条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 令第131条の2第1項に規定する街区の位置

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

		配置図	地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ
		地盤面の異なる区域の境界線	令第56条第1項第二号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離
			令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積
			令第56条第2項に規定する後退距離
			用途地域の境界線
			高層住居誘導地区の境界線
			令第56条第1項第二号イの規定により特定行政庁が指定した区域の境界線
			令第132条第1項若しくは第2項又は令第134条第2項に規定する区域の境界線
			前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
			北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置
		2面以上の断面図	前面道路の路面の中心の高さ
		地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ	
			令第135条の2第2項、令第135条の3第2項又は令第135条の4第2項の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置
			令第56条第1項から第6項までの規定による建築物の各部分の高さの限度
			敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
			前面道路の中心線
			擁壁の位置
			土地の高低
			地盤面の異なる区域の境界線
			令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積
			令第56条第1項第二号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離
			令第56条第2項に規定する後退距離
			用途地域の境界線
			高層住居誘導地区の境界線
			令第56条第1項第二号イの規定により特定行政庁が指定した区域の境界線
			令第132条第1項若しくは第2項又は令第134条第2項に規定する区域の境界線
			前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
			北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置
	令第56条第7項の規定が適用される建築物	令第135条の6第1項第一号の規定により想定する道路高さ制限適合建築物（以下「道路高さ制限適合建築物」という。）の配置図	縮尺
			敷地境界線
			敷地内における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の位置
			擁壁の位置
			土地の高低

	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ
	申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の前面道路の境界線からの後退距離
	道路制限勾配が異なる地域等の境界線
	令第132条又は令第134条第2項に規定する区域の境界線
	令第135条の9に規定する位置及び当該位置間の距離
	申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物について令第135条の9に規定する位置ごとに算定した天空率(令第135条の5に規定する天空率をいう。以下同じ。)
道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図	縮尺
	前面道路の路面の中心の高さ
	前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ
	令第135条の2第2項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ
	擁壁の位置
	土地の高低
	令第135条の9に規定する位置からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ
申請に係る建築物と道路高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置(以下「道路高さ制限近接点」という。)における水平投影位置確認表	前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ
	道路高さ制限近接点から申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角
道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空率	水平投影面
	天空率
道路高さ制限近接点における天空率算定表	申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算式
令第135条の7第1項第一号の規定により想定する隣地高さ制限適合建築物(以下「隣地高さ制限適合建築物」という。)の配置図	縮尺
	敷地境界線
	敷地内における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の位置
	擁壁の位置
	土地の高低
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ
	法第56条第1項第二号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離
	令第135条の7第1項第二号に規定する隣地高さ制限適合建築物の隣地境界線からの後退距離
	隣地制限勾配が異なる地域等の境界線
	高低差区分区域の境界線
	令第135条の10に規定する位置及び当該位置間の距離
	申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物について令第135条の10に規定する位置ごとに算定した天空率

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図	縮尺
	地盤面
	地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ
	令第135条の3第2項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ
	擁壁の位置
	土地の高低
	高低差区分区域の境界線
申請に係る建築物と隣地高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「隣地高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表	申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ
	隣地高さ制限近接点から申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角
隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図	水平投影面
	天空率
隣地高さ制限近接点における天空率算定表	申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算式
令第135条の8第1項の規定により想定する建築物（以下「北側高さ制限適合建築物」という。）の配置図	縮尺
	敷地境界線
	敷地内における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の位置
	擁壁の位置
	土地の高低
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ
	北側制限高さが異なる地域の境界線
	高低差区分区域の境界線
	令第135条の11に規定する位置及び当該位置の間の距離
	申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物について令第135条の11に規定する位置ごとに算定した天空率
北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図	縮尺
	地盤面
	地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ
	令第135条の4第2項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ
	擁壁の位置
	土地の高低
	令第135条の11に規定する位置からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の高さ
申請に係る建築物と北側高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「北側高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表	申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ
	北側高さ制限近接点から申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角

			北側高さ制限近接点における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空図	水平投影面 天空率
			北側高さ制限近接点における天空率算定表	申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算式
		令第131条の2第2項又は第3項の規定が適用される建築物	令第131条の2第2項又は第3項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る申請に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(29)	法第56条の2の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置	敷地の位置
			配置図	建築物の各部分の高さ
				軒の高さ
		地盤面の異なる区域の境界線		
		敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員		
		日影図	縮尺及び方位	縮尺及び方位
			敷地境界線	敷地境界線
			法第56条の2第1項に規定する対象区域の境界線	法第56条の2第1項に規定する対象区域の境界線
			法別表第4(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線	法別表第4(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線
			高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線	高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線
			日影時間の異なる区域の境界線	日影時間の異なる区域の境界線
			敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員	敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員
			敷地内における建築物の位置	敷地内における建築物の位置
			平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ
			法第56条の2第1項の水平面(以下「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5m及び10mの線(以下「測定線」という。)	法第56条の2第1項の水平面(以下「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5m及び10mの線(以下「測定線」という。)
			建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時まで(道の区域内にあっては、午前9時から30分ごとに午後3時まで)の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状	建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時まで(道の区域内にあっては、午前9時から30分ごとに午後3時まで)の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状
			建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあっては、午前9時から午後3時まで)の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間	建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあっては、午前9時から午後3時まで)の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間
			建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあっては、午前9時から午後3時まで)の間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線	建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあっては、午前9時から午後3時まで)の間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線
			土地の高低	土地の高低
		日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式	
2面以上の断面図	平均地盤面	平均地盤面		
	地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ		
	隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面	隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面		
平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式			
	法第56条の2第1項ただし書の規定が適用される建築物	法第56条の2第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

(30)	法第57条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置		
		配置図	道路の位置		
		2面以上の断面図	道路の位置		
	法第57条第1項の規定が適用される建築物	法第57条第1項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
(31)	法第57条の2の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置		
		配置図	特例敷地の位置		
(32)	法第57条の4の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置		
		配置図	地盤面の異なる区域の境界線 特例容積率適用地区の境界線		
		2面以上の断面図	土地の高低		
		法第57条の4第1項ただし書の規定が適用される建築物	法第57条の4第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
(33)	法第57条の5の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置		
		配置図	高層住居誘導地区の境界線		
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式		
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
		法第57条の5第3項の規定が適用される建築物	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨	
(34)	法第58条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置		
		配置図	地盤面の異なる区域の境界線 高度地区の境界線		
		2面以上の断面図	高度地区の境界線 土地の高低		
		法第58条第2項の規定が適用される建築物	法第58条第2項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
		(35)	法第59条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
配置図	高度利用地区の境界線 高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置				
2面以上の断面図	高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置				
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式				
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式				
法第59条第1項第三号又は第4項の規定が適用される建築物	法第59条第1項第三号又は第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書			当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
(36)	法第59条の2の規定が適用される建築物			法第59条の2第1項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

(37)	法第60条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	地盤面の異なる区域の境界線
			特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
			申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
		2面以上の断面図	特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置			
土地の高低			
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式		
(38)	法第60条の2の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	都市再生特別地区の境界線
			都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
			申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
			国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
		2面以上の断面図	都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
			都市再生特別地区の境界線
土地の高低			
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式		
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
法第60条の2第1項第三号の規定が適用される建築物	法第60条の2第1項第三号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
(38の2)	法第60条の2の2の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	地盤面の異なる区域の境界線
			居住環境向上用途誘導地区の境界線
			居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
			申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
			国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
		2面以上の断面図	居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
居住環境向上用途誘導地区の境界線			
土地の高低			
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式		
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
法第60条の2の2第1項第二号又は第3項ただし書の規定が適用される建築物	法第60条の2の2第1項第二号又は第3項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

(39)	法第60条の3の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置	
		配置図	地盤面の異なる区域の境界線	
			特定用途誘導地区の境界線	
		2面以上の断面図	土地の高低	
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式			
	法第60条の3第1項第三号又は第2項ただし書の規定が適用される建築物	法第60条の3第1項第三号又は第2項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
(40)	法第61条の規定が適用される建築物	法第61条本文の規定が適用される建築物	配置図	隣地境界線、道路中心線及び同一敷地内の他の建築物の外壁の位置
			各階平面図	開口部及び防火設備の位置
				耐力壁及び非耐力壁の位置
				スプリンクラー設備等消火設備の配置
		2面以上の立面図	開口部の面積、位置、構造、形状及び寸法	
		2面以上の断面図	換気孔の位置及び面積	
			窓の位置及び面積	
耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法			
	令第136条の2第五号の規定が適用される建築物	構造詳細図	門又は扉の断面の構造、材料の種別及び寸法	
(41)	法第63条の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
		その他法第62条の規定に適合することの確認に必要な図書	令第136条の2の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
(42)	法第65条の規定が適用される建築物	配置図	隣地境界線の位置	
		耐火構造等の構造詳細図	外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	
(43)	法第66条の規定が適用される建築物	配置図	看板等の位置	
		2面以上の立面図	看板等の高さ	
		耐火構造等の構造詳細図	看板等の材料の種別	
(44)	法第67条の規定が適用される建築物	配置図	防火地域又は準防火地域の境界線	
		各階平面図	防火壁の位置	
		耐火構造等の構造詳細図	防火壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	
(45)	法第67条の3の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置	
		配置図	特定防災街区整備地区の境界線	
			特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置	
			申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置	
			敷地の接する防災都市計画施設の位置	
			申請に係る建築物の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ	
			敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ	
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
防災都市計画施設に面する方向の立面図	縮尺 建築物の防災都市計画施設に係る開口率の最低限度以内の部分の位置			

			建築物の高さの最低限度より低い高さの建築物の部分(建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。)の構造
			建築物の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ
			敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ
			敷地に接する防災都市計画施設の位置
		2面以上の断面図	特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
			土地の高低
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
	法第67条第3項第二号、第5項第二号又は第9項第二号の規定が適用される建築物	法第67条第3項第二号、第5項第二号又は第9項第二号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
	法第67条第4項の規定が適用される建築物	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨
(46)	法第68条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	地盤面の異なる区域の境界線
			景観地区の境界線
			景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
			申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
		2面以上の断面図	土地の高低
			景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	法第68条第1項第二号、第2項第二号若しくは第3項第二号又は第5項の規定が適用される建築物	法第68条第1項第二号、第2項第二号若しくは第3項第二号の許可又は同条第5項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
	法第68条第4項の規定が適用される建築物	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨
(47)	法第68条の3の規定が適用される建築物	法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項の認定又は同条第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(48)	法第68条の4の規定が適用される建築物	法第68条の4の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(48)2)	法第68条の5の2の規定が適用される建築物	法第68条の5の2の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(49)	法第68条の5の3の規定が適用される建築物	法第68条の5の3第2項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

(50)	法第68条の5の5の規定が適用される建築物	法第68条の5の5第1項又は第2項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(51)	法第68条の5の6の規定が適用される建築物	法第68条の5の6の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(52)	法第68条の7の規定が適用される建築物	法第68条の7第5項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(53)	法第84条の2の規定が適用される建築物	配置図	敷地境界線の位置
		各階平面図	壁及び開口部の位置
			延焼のおそれのある部分
			常時開放されている開口部の位置
		2面以上の立面図	塀その他これに類するものの高さ及び材料の種別
		2面以上の断面図	柱、はり、外壁及び屋根の断面の構造及び材料の種別
耐火構造等の構造詳細図	令第136条の10第三号ハに規定する屋根の構造		
(54)	法第85条の規定が適用される建築物	法第85条第6項又は第7項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	仮設建築物の許可の内容に関する事項
(55)	法第85条の2の規定が適用される建築物	景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定されていることの確認に必要な図書	景観重要建造物としての指定の内容に関する事項
(56)	法第85条の3の規定が適用される建築物	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第143条第1項後段に規定する条例の内容に適合することの確認に必要な図書	当該条例に係る制限の緩和の内容に関する事項
(57)	法第86条の規定が適用される建築物	法第86条第1項若しくは第2項の認定又は同条第3項若しくは第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(58)	法第86条の2の規定が適用される建築物	法第86条の2第1項の認定又は同条第2項若しくは第3項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(59)	法第86条の4の規定が適用される建築物	法第86条第1項から第4項まで又は法第86条の2第1項から第3項までの認定又は許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
(60)	法第86条の6の規定が適用される建築物	法第86条の6第2項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(61)	法第86条の7の規定が適用される建築物	<u>既存不適格調書</u>	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
		令第137条の2の規定が適用される建築物	令第137条の2第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イの規定に適合することの確認に必要な図書
		各階平面図	増築又は改築に係る部分

令第137条の3の規定が適用される建築物	各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分
令第137条の4の規定が適用される建築物	各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分
令第137条の4の3の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分 石綿が添加されている部分
	2面以上の断面図	石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置
令第137条の5の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
令第137条の6の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	2面以上の断面図	改築に係る部分の建築物の高さ及び基準時における当該部分の建築物の高さ
令第137条の7の規定が適用される建築物	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	危険物の数量表	危険物の種類及び数量
	工場・事業調書	事業の種類
令第137条の8の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
		増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、法第52条第6項第三号に掲げる建築物の部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分以外の部分
		増築又は改築後における自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分
令第137条の9の規定が適用される建築物	各階平面図	改築に係る部分
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
令第137条の10の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種類及び寸法
	各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分
令第137条の11の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種類及び寸法
	面積表	基準時以後の増築又は改築に係る部分
令第137条の12の規定が適用される建築物	各階平面図	石綿が添加されている部分
令第137条の14の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置
	2面以上の断面図	令第137条の14第一号に規定する構造方法
	耐火構造等の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種類及び寸法
	令第137条の14第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の14第二号に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
令第137条の16第二号の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
	その他令第137条の16第二号の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

62	法第86条の9第2項の規定が適用される建築物	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨
63	法第87条の3の規定が適用される建築物	法第87条の3第6項又は第7項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	法第87条の3第6項又は第7項の許可の内容に関する事項
64	消防法(昭和23年法律第186号)第9条の規定が適用される建築物	消防法第9条の市町村条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項
65	消防法第9条の2の規定が適用される建築物	各階平面図 消防法第9条の2第2項の市町村条例の規定に適合することの確認に必要な図書	住宅用防災機器の位置及び種類 当該市町村条例で定められた住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項
66	消防法第15条の規定が適用される建築物	各階平面図 2面以上の断面図 構造詳細図	特定防火設備の位置及び構造 消火設備の位置 映写機用排気筒及び室内換気筒の位置及び材料 格納庫の位置 映写窓の構造 映写室の寸法 映写室の出入口の幅 映写室である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板の位置及び構造 映写室の天井の高さ 映写室の出入口の高さ 映写室の壁、柱、床及び天井の断面の構造、材料の種別及び寸法
67	消防法第17条の規定が適用される建築物	消防法第17条第1項の規定に適合することの確認に必要な図書 消防法第17条第2項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書 消防法第17条第3項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該規定に係る消防用設備等の技術上の基準に関する事項 当該条例で定められた制限に係る消防用設備等の技術上の基準に関する事項 当該認定に係る消防用設備等に関する事項
68	屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第3条(公告物の表示及び公告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物	屋外広告物法第3条第1項から第3項までの条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項
69	屋外広告物法第4条(公告物の表示及び公告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物	屋外広告物法第4条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項
70	屋外広告物法第5条(公告物の表示及び公告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物	屋外広告物法第5条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の形状、面積、意匠その他表示の方法又は掲出物件の形状その他設置の方法に関する事項

(71)	港湾法(昭和25年法律第218号)第40条第1項(同法第50条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物	港湾法第40条第1項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物その他の構築物に関する事項
(72)	駐車場法(昭和32年法律第106号)第20条(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第19条の14、第62条の12及び第107条並びに都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物	駐車場法第20条第1項又は第2項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項
(73)	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定が適用される建築物	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に適合していること
(73の2)	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定が適用される建築物	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に適合していること
(74)	宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の規定が適用される建築物	宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の規定に適合していること
(74の2)	宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第1項の規定が適用される建築物	宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第1項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第1項の規定に適合していること
(75)	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第5条第1項の規定が適用される建築物	流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項の規定に適合していることを証する書面	流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項の規定に適合していること
(76)	都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定が適用される建築物	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に適合していること
(77)	都市計画法第35条の2第1項の規定が適用される建築物	都市計画法第35条の2第1項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第35条の2第1項の規定に適合していること
(78)	都市計画法第41条第2項(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物	都市計画法第41条第2項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第41条第2項の規定に適合していること
(79)	都市計画法第42条の規定が適用される建築物	都市計画法第42条の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第42条の規定に適合していること
(80)	都市計画法第43条第1項の規定が適用される建築物	都市計画法第43条第1項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第43条第1項の規定に適合していること
(81)	都市計画法第53条第1項(都市再生特別措置法第36条の4の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は都市計画法第53条第2項において準用する同法第52条の2第2項の規定が適用される建築物	都市計画法第53条第1項又は同条第2項において準用する同法第52条の2第2項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第53条第1項又は同条第2項において準用する同法第52条の2第2項の規定に適合していること

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

(82)	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年法律第26号)第5条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定が適用される建築物	構造詳細図	窓及び出入口の構造
			排気口、給気口、排気筒及び給気筒の構造
(83)	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項及び第3項(同条第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項ただし書の許可を受けたことの確認に必要な図書	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項の規定に適合していること
(84)	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第5条第4項の規定が適用される建築物	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第4項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項
(85)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条の規定が適用される建築物	配置図	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下この項において「移動等円滑化促進法施行令」という。)第16条に規定する敷地内の通路の構造
			移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造
			車いす使用者用駐車施設の位置及び寸法
		各階平面図	客室の数
			移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路の位置
			車いす使用者用客室及び案内所の位置
			移動等円滑化促進法施行令第18条第2項第六号及び第19条に規定する標識の位置
			移動等円滑化促進法施行令第20条第1項に規定する案内板その他の設備の位置
			移動等円滑化促進法施行令第20条第2項に規定する設備の位置
			移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造
			移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造
			車いす使用者用客室の便所及び浴室等の構造
			移動等円滑化促進法施行令第14条に規定する便所の位置及び構造
階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造			
(86)	都市緑地法(昭和48年法律第72号)第35条の規定が適用される建築物	都市緑地法第35条の規定に適合していることを証する書面	都市緑地法第35条の規定に適合していること
(87)	都市緑地法第36条の規定が適用される建築物	都市緑地法第36条の規定に適合していることを証する書面	都市緑地法第36条の規定に適合していること
(88)	都市緑地法第39条第1項の規定が適用される建築物	都市緑地法第39条第2項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の緑化率に関する事項
(89)	令第108条の3第1項第一号の耐火性能検証法により法第2条第九号の二イ(2)に該当するものであることを確かめた主要構造部を有する建築物	各階平面図	開口部の位置及び寸法
			防火設備の種別
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
		使用建築材料表	令第108条の3第2項第一号に規定する部分の表面積並びに当該部分に使用する建築材料の種別及び発熱量
耐火性能検証法により検証した際の計算書	令第108条の3第2項第一号に規定する火災の継続時間及びその算出方法		
	令第108条の3第2項第二号に規定する屋内火災保有耐火時間及びその算出方法		

			令第108条の3第2項第三号に規定する屋外火災保有耐火時間及びその算出方法
		防火区画検証法により検証した際の計算書	令第108条の3第5項第二号に規定する保有遮炎時間
		発熱量計算書	令第108条の3第2項第一号に規定する可燃物の発熱量及び可燃物の1秒間当たりの発熱量
		令第108条の3第1項第一号イ(2)及びロ(2)の規定に適合することの確認に必要な図書	令第108条の3第1項第一号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査に必要な事項
(90)	令第128条の6第1項の区画避難安全検証法により区画避難安全性能を有することを確かめた区画部分を有する建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
		室内仕上げ表	令第128条の5に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
		区画避難安全検証法により検証した際の平面図	防火区画の位置及び面積
			居室の出口の幅
			各室の天井の高さ
		区画避難安全検証法により検証した際の計算書	各室の用途
			在館者密度
			各室の用途に応じた発熱量
			令第128条の6第3項第一号イに規定する居室避難時間及びその算出方法
			令第128条の6第3項第一号ロに規定する居室煙降下時間及びその算出方法
			令第128条の6第3項第一号ニに規定する区画避難時間及びその算出方法
			令第128条の6第3項第一号ホに規定する区画煙降下時間及びその算出方法
令第128条の6第3項第二号イに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法	令第128条の6第3項第二号ハに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法		
	令第128条の6第3項第二号ニに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法		
(91)	令第129条第1項の階避難安全検証法により階避難安全性能を有することを確かめた階を有する建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
		室内仕上げ表	令第128条の5に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
		階避難安全検証法により検証した際の平面図	防火区画の位置及び面積
			居室の出口の幅
			各室の天井の高さ
		階避難安全検証法により検証した際の計算書	各室の用途
			在館者密度
			各室の用途に応じた発熱量
			令第129条第3項第一号イに規定する居室避難時間及びその算出方法
			令第129条第3項第一号ロに規定する居室煙降下時間及びその算出方法
			令第129条第3項第一号ニに規定する階避難時間及びその算出方法
			令第129条第3項第一号ホに規定する階煙降下時間及びその算出方法
令第129条第3項第二号イに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法	令第129条第3項第二号ハに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法		
	令第129条第3項第二号ニに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法		

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

	令第129条の2の2の規定が適用される建築物	令第129条の2の2の規定に適合することの確認に必要な図書	令第129条の2の2に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
(92)	令第129条の2第1項の全館避難安全検証法により全館避難安全性能を有することを確かめた建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
			屋上広場その他これに類するものの位置
			屋外に設ける避難階段の位置
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
		室内仕上げ表	令第128条の5に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
		全館避難安全検証法により検証した際の平面図	防火区画の位置及び面積
			居室の出口の幅
			各室の天井の高さ
		全館避難安全検証法により検証した際の計算書	各室の用途
			在館者密度
			各室の用途に応じた発熱量
			令第129条第3項第一号イに規定する居室避難時間及びその算出方法
			令第129条第3項第一号ロに規定する居室煙降下時間及びその算出方法
			令第129条第3項第一号ニに規定する階避難時間及びその算出方法
			令第129条第3項第一号ホに規定する階煙降下時間及びその算出方法
			令第129条の2第4項第一号ロに規定する全館避難時間及びその算出方法
令第129条の2第4項第一号ハに規定する全館煙降下時間及びその算出方法			
令第129条第3項第二号イに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法			
令第129条第3項第二号ハに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法			
令第129条の2第4項第二号ロに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法			
	令第129条の2の2の規定が適用される建築物	令第129条の2の2の規定に適合することの確認に必要な図書	令第129条の2の2に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項

3

	(イ)	共通事項	(ロ)	
			構造計算書の種類	明示すべき事項
(1)	令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物	共通事項	構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項
			使用構造材料一覧表	<p>構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)に使用されるすべての材料の種別(規格がある場合にあっては、当該規格)及び使用部位</p> <p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法</p> <p>使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号</p>

	特別な調査又は研究の結果等説明書	<p>法第68条の25の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容</p> <p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容</p> <p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容</p>
令第82条各号関係	基礎・地盤説明書(国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)	地盤調査方法及びその結果
		地層構成、支持地盤及び建築物(地下部分を含む。)の位置
		地下水位(地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。)
		基礎の工法(地盤改良を含む。)の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類
		構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値
		地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法
		略伏図
	略軸組図	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置
	部材断面表	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様
	荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法
		各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
		各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重(以下「特殊な荷重」という。)の数値及びその算出方法
		積雪荷重の数値及びその算出方法
風圧力の数値及びその算出方法		
地震力の数値及びその算出方法		
土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法		
略伏図上に記載した特殊な荷重の分布		
応力計算書(国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図を含む。)	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法	
	地震時(風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時)における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率	
	国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図に記載すべき事項	
断面計算書(国土交通大臣が定める様式による断面検定比図を含む。)	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向	
	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びせん断の応力度	
	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度	
	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の応力度と許容応力度の比率	

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

			国土交通大臣が定める様式による断面検定比図に記載すべき事項						
		基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書						
		使用上の支障に関する計算書	令第82条第四号に規定する構造計算の計算書						
令第82条の2関係	層間変形角計算書		層間変位の計算に用いる地震力						
			地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法						
		各階及び各方向の層間変形角の算出方法							
	層間変形角計算結果一覧表	各階及び各方向の層間変形角	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（層間変形角が $\frac{1}{200}$ を超え $\frac{1}{120}$ 以内である場合に限る。）						
令第82条の3関係	保有水平耐力計算書		保有水平耐力計算に用いる地震力						
			各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法						
			令第82条の3第二号に規定する各階の構造特性を表す D_s (以下この表において「 D_s 」という。)の算出方法						
			令第82条の3第二号に規定する各階の形状特性を表す F_{es} (以下この表において「 F_{es} 」という。)の算出方法						
			各階及び各方向の必要保有水平耐力の算出方法						
		保有水平耐力計算結果一覧表	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布	架構の崩壊形	保有水平耐力、 D_s 、 F_{es} 及び必要保有水平耐力の数値	各階及び各方向の D_s の算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況	各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別	各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向におけるせん断力と層間変形角の関係
	令第82条の4関係	使用構造材料一覧表		屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別(規格がある場合にあっては、当該規格)及び使用部位					
				使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法					
				使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号					
			荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法					
		応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法						
		屋根ふき材等計算書	令第82条の4に規定する構造計算の計算書						

(2)	令第81条第2項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物	構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種類（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位	使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法
			使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
	特別な調査又は研究の結果等説明書	法第68条の25の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容	特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容
			構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容
	基礎・地盤説明書（国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）	地盤調査方法及びその結果	地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置
			地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）
			基礎の工法（地盤改良を含む。）の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類
			構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値
			地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法
	略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置	
	略軸組図	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置	
	部材断面表	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様	
荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法	
		各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法	
		積雪荷重の数値及びその算出方法	
		風圧力の数値及びその算出方法	
		地震力（令第82条の5第三号ハに係る部分）の数値及びその算出方法	
		地震力（令第82条の5第五号ハに係る部分）の数値及びその算出方法	
		土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法	
		略伏図上にそれぞれ記載した特殊な荷重の分布	

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

応力計算書(国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図を含む。)(地下部分の計算を含む。)	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法
	地震時(風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時)における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率
	国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図に記載すべき事項
断面計算書(国土交通大臣が定める様式による断面検定比図を含む。)(地下部分の計算を含む。)	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種別及び当該荷重が作用する方向
	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びせん断の応力度
	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度
	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の応力度と許容応力度の比率
	国土交通大臣が定める様式による断面検定比図に記載すべき事項
積雪・暴風時耐力計算書	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)に生ずる力の数値及びその算出方法
	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の耐力の数値及びその算出方法
積雪・暴風時耐力計算結果一覧表	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)に生ずる力及び耐力並びにその比率
損傷限界に関する計算書	各階及び各方向の損傷限界変位の数値及びその算出方法
	建築物の損傷限界固有周期の数値及びその算出方法
	建築物の損傷限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法
	表層地盤による加速度の増幅率 G_s の数値及びその算出方法
	各階及び各方向の損傷限界耐力の数値及びその算出方法
損傷限界に関する計算結果一覧表	令第82条の5 第三号ハに規定する地震力及び損傷限界耐力
	損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合
	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容(損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が $\frac{1}{200}$ を超え $\frac{1}{120}$ 以内である場合に限り。)
安全限界に関する計算書	各階及び各方向の安全限界変位の数値及びその算出方法
	建築物の安全限界固有周期の数値及びその算出方法
	建築物の安全限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法
	各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合及びその算出方法
	表層地盤による加速度の増幅率 G_s の数値及びその算出方法
	各階及び各方向の保有水平耐力の数値及びその算出方法
	構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容

		安全限界に関する計算結果一覧表	<p>各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布</p> <p>各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合</p> <p>各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が$\frac{1}{75}$（木造である階にあっては、$\frac{1}{30}$）を超える場合にあっては、建築物の各階が荷重及び外力に耐えることができることについての検証内容</p> <p>表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値を精算法で算出する場合にあっては、工学的基盤の条件</p> <p>令第82条の5第五号ハに規定する地震力及び保有水平耐力</p> <p>各階及び各方向の安全限界変形時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布</p> <p>各階及び各方向の安全限界変形時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発生状況</p> <p>各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発生状況</p> <p>各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向におけるせん断力と層間変形角の関係</p>	
		基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書	
		使用上の支障に関する計算書	令第82条第四号に規定する構造計算の計算書	
		屋根ふき材等計算書	令第82条の5第七号に規定する構造計算の計算書	
		土砂災害特別警戒区域内破壊防止計算書	令第82条の5第八号に規定する構造計算の計算書	
(3)	令第81条第2項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物	共通事項	構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項
			使用構造材料一覧表	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種類（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位</p> <p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法</p> <p>使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号</p>
			特別な調査又は研究の結果等説明書	<p>法第68条の25の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容</p> <p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検討内容</p> <p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容</p>
		令第82条各号関係	基礎・地盤説明書（国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあっては、当該算出方法に係る図書のうち国土	<p>地盤調査方法及びその結果</p> <p>地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置</p> <p>地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）</p>

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

	交通大臣の指定したものを除く。）	基礎の工法(地盤改良を含む。)の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別 構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法
	略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
	略軸組図	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
	部材断面表	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様
	荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法 積雪荷重の数値及びその算出方法 風圧力の数値及びその算出方法 地震力の数値及びその算出方法 土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法 略伏図上に記載した特殊な荷重の分布
	応力計算書(国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図を含む。)	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法 地震時(風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時)における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図に記載すべき事項
	断面計算書(国土交通大臣が定める様式による断面検定比図を含む。)	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種別及び当該荷重が作用する方向 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びせん断の応力度 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の応力度と許容応力度の比率 国土交通大臣が定める様式による断面検定比図に記載すべき事項
	基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書
	使用上の支障に関する計算書	令第82条第四号に規定する構造計算の計算書
令第82条の2関係	層間変形角計算書	層間変位の計算に用いる地震力 地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法 各階及び各方向の層間変形角の算出方法
	層間変形角計算結果一覧表	各階及び各方向の層間変形角 損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容(層間変形角が $\frac{1}{200}$ を超え $\frac{1}{120}$ 以内である場合に限る。)

		令第82条の4関係	使用構造材料一覧表	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位
				使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法
				使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
			荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法
			応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法
			屋根ふき材等計算書	令第82条の4に規定する構造計算の計算書
		令第82条の6関係	剛性率・偏心率等計算書	各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法
				各階及び各方向の剛性率の算出方法
				各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法
				各階及び各方向の偏心率の算出方法
	令第82条の6第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準による計算の根拠			
剛性率・偏心率等計算結果一覧表	各階の剛性率及び偏心率 令第82条の6第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準に適合していること			
(4)	令第81条第3項に規定する令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物	共通事項	構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項
			使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位
				使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法
		使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号		
		特別な調査又は研究の結果等説明書	法第68条の25の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容	
			特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容	
			構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容	
		令第82条各号関係	基礎・地盤説明書（国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）	地盤調査方法及びその結果
				地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置
地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）				
基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別				
構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値				

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

			地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法
		略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置
		略軸組図	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置
		部材断面表	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様
		荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法 積雪荷重の数値及びその算出方法 風圧力の数値及びその算出方法 地震力の数値及びその算出方法 土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法 略伏図上に記載した特殊な荷重の分布
		応力計算書(国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図を含む。)	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法 地震時(風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時)における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図に記載すべき事項
		断面計算書(国土交通大臣が定める様式による断面検定比図を含む。)	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びせん断の応力度 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の応力度と許容応力度の比率 国土交通大臣が定める様式による断面検定比図に記載すべき事項
		基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書
		使用上の支障に関する計算書	令第82条第四号に規定する構造計算の計算書
	令第82条の4関係	使用構造材料一覧表	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種類(規格がある場合にあっては、当該規格)及び使用部位 使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法 使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
		荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法
		応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法
		屋根ふき材等計算書	令第82条の4に規定する構造計算の計算書

構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- 1 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。
- 2 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。
- 3 この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあっては省略することができるものとする。

4

	(イ)	(ロ)
(1)	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第2条第七号の認定を受けたものとする建築物	法第2条第七号に係る認定書の写し
(2)	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第2条第七号の二の認定を受けたものとする建築物	法第2条第七号の二に係る認定書の写し
(3)	建築物の外壁又は軒裏の構造を法第2条第八号の認定を受けたものとする建築物	法第2条第八号に係る認定書の写し
(4)	法第2条第九号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	法第2条第九号に係る認定書の写し
(5)	防火設備を法第2条第九号の二の認定を受けたものとする建築物	法第2条第九号の二に係る認定書の写し
(6)	法第20条第1項第一号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物	法第20条第1項第一号に係る認定書の写し
(7)	法第20条第1項第二号イ及び第三号イの認定を受けたものとするプログラムによる構造計算によって安全性を確かめた建築物	法第20条第1項第二号イ及び第三号イに係る認定書の写し
(8)	主要構造部を法第21条第1項の認定を受けたものとする建築物	法第21条第1項に係る主要構造部に関する認定書の写し
(9)	壁等を法第21条第2項第二号の認定を受けたものとする建築物	法第21条第2項第二号に係る認定書の写し
(10)	屋根の構造を法第22条第1項の認定を受けたものとする建築物	法第22条第1項に係る認定書の写し
(11)	外壁で延焼のおそれのある部分の構造を法第23条の認定を受けたものとする建築物	法第23条に係る認定書の写し
(12)	主要構造部を法第27条第1項の認定を受けたものとする建築物	法第27条第1項に係る主要構造部に関する認定書の写し
(13)	防火設備を法第27条第1項の認定を受けたものとする建築物	法第27条第1項に係る防火設備に関する認定書の写し
(14)	法第28条の2第二号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	法第28条の2第二号に係る認定書の写し
(15)	界壁を法第30条第1項第一号の認定を受けたものとする建築物	法第30条第1項第一号に係る認定書の写し
(16)	天井を法第30条第2項の認定を受けたものとする建築物	法第30条第2項に係る認定書の写し
(17)	法第37条第二号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	法第37条第二号に係る認定書の写し
(18)	法第38条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物	法第38条に係る認定書の写し
(19)	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第61条の認定を受けたものとする建築物	法第61条に係る建築物の部分に関する認定書の写し
(20)	防火設備を法第61条の認定を受けたものとする建築物	法第61条に係る防火設備に関する認定書の写し
(21)	屋根の構造を法第63条の認定を受けたものとする建築物	法第63条に係る認定書の写し
(22)	法第67条の2において準用する法第38条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物	法第67条の2において準用する法第38条に係る認定書の写し
(23)	法第67条の4において準用する法第38条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物	法第67条の4において準用する法第38条に係る認定書の写し
(24)	令第1条第五号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	令第1条第五号に係る認定書の写し
(25)	令第1条第六号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	令第1条第六号に係る認定書の写し
(26)	令第20条の7第1項第二号の表の認定を受けたものとする居室を有する建築物	令第20条の7第1項第二号の表に係る認定書の写し
(27)	令第20条の7第2項の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	令第20条の7第2項に係る認定書の写し
(28)	令第20条の7第3項の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	令第20条の7第3項に係る認定書の写し
(29)	令第20条の7第4項の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	令第20条の7第4項に係る認定書の写し
(30)	令第20条の8第2項の認定を受けたものとする居室を有する建築物	令第20条の8第2項に係る認定書の写し
(31)	令第20条の9の認定を受けたものとする居室を有する建築物	令第20条の9に係る認定書の写し

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

32	床の構造を令第22条の認定を受けたものとする建築物	令第22条に係る認定書の写し
33	外壁、床及び屋根又はこれらの部分を令第22条の2第二号口の認定を受けたものとする建築物	令第22条の2第二号口に係る認定書の写し
34	特定天井の構造を令第39条第3項の認定を受けたものとする建築物	令第39条第3項に係る認定書の写し
35	令第46条第4項の表1の(8)項の認定を受けたものとする軸組を設置する建築物	令第46条第4項の表1の(8)項に係る認定書の写し
36	構造耐力上主要な部分である鋼材の接合を令第67条第1項の認定を受けたものとする接合方法による建築物	令第67条第1項に係る認定書の写し
37	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造を令第67条第2項の認定を受けたものとする建築物	令第67条第2項に係る認定書の写し
38	令第68条第3項の認定を受けたものとする高力ボルト接合を用いる建築物	令第68条第3項に係る認定書の写し
39	令第70条に規定する国土交通大臣が定める場合において、当該建築物の柱の構造を令第70条の認定を受けたものとする建築物	令第70条に係る認定書の写し
40	鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを令第79条第2項の認定を受けたものとする建築物	令第79条第2項に係る認定書の写し
41	鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さを令第79条の3第2項の認定を受けたものとする建築物	令第79条の3第2項に係る認定書の写し
42	主要構造部を令第108条の3第1項第二号の認定を受けたものとする建築物	令第108条の3第1項第二号に係る認定書の写し
43	防火設備を令第108条の3第4項の認定を受けたものとする建築物	令第108条の3第4項に係る認定書の写し
44	屋根の延焼のおそれのある部分の構造を令第109条の3第一号の認定を受けたものとする建築物	令第109条の3第一号に係る認定書の写し
45	床又はその直下の天井の構造を令第109条の3第二号ハの認定を受けたものとする建築物	令第109条の3第二号ハに係る認定書の写し
46	防火設備を令第112条第1項の認定を受けたものとする建築物	令第112条第1項に係る認定書の写し
47	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造を令第112条第2項の認定を受けたものとする建築物	令第112条第2項に係る認定書の写し
48	建築物の部分の構造を令第112条第3項の認定を受けたものとする建築物	令第112条第3項に関わる認定書の写し
49	天井を令第112条第4項第一号の認定を受けたものとする建築物	令第112条第4項第一号に係る認定書の写し
50	防火設備を令第112条第12項ただし書の認定を受けたものとする建築物	令第112条第12項ただし書に係る認定書の写し
51	防火設備を令第112条第19項第一号の認定を受けたものとする建築物	令第112条第19項第一号に係る認定書の写し
52	防火設備又は戸を令第112条第19項第二号の認定を受けたものとする建築物	令第112条第19項第二号に係る認定書の写し
53	防火設備を令第112条第21項の認定を受けたものとする建築物	令第112条第21項に係る認定書の写し
54	防火設備を令第114条第5項において読み替えて準用する令第112条第21項の認定を受けたものとする建築物	令第114条第5項において読み替えて準用する令第112条第21項に係る認定書の写し
55	床の構造を令第115条の2第1項第四号の認定を受けたものとする建築物	令第115条の2第1項第四号に係る認定書の写し
56	階段室又は付室の構造を令第123条第3項第二号の認定を受けたものとする建築物	令第123条第3項第二号に係る認定書の写し
57	防火設備を令第126条の2第2項第一号の認定を受けたものとする建築物	令第126条の2第2項第一号に係る認定書の写し
58	通路その他の部分を令第126条の6第三号の認定を受けたものとする建築物	令第126条の6第三号に係る認定書の写し
59	令第128条の6第1項の認定を受けたものとする区画部分を有する建築物	令第128条の6第1項に係る認定書の写し
60	令第129条第1項の認定を受けたものとする階のある建築物	令第129条第1項に係る認定書の写し
61	令第129条の2第1項の認定を受けたものとする建築物	令第129条の2第1項に係る認定書の写し
62	防火設備を令第129条の13の2第三号の認定を受けたものとする建築物	令第129条の13の2第三号に係る認定書の写し
63	防火設備を令第137条の10第四号の認定を受けたものとする建築物	令第137条の10第四号に係る認定書の写し
64	防火設備を令第145条第1項第二号の認定を受けたものとする建築物	令第145条第1項第二号に係る認定書の写し
65	第1条の3第1項第一号イ又は同号ロ(1)若しくは(2)又は同項の表3の各項の認定を受けたものとする建築物又は建築物の部分	第1条の3第1項第一号イ又は同号ロ(1)若しくは(2)に係る認定書の写し
66	構造耐力上主要な部分である壁及び床版の構造を第8条の3の認定を受けたものとする建築物	第8条の3に係る認定書の写し

5

	(い)	(ろ)
(1)	主要構造部を法第2条第九号の二イ(2)に該当する構造とする建築物(令第108条の3第1項第一号に該当するものに限る。)	1 令第108条の3第1項第一号の耐火性能検証法により検証をした際の計算書 2 当該建築物の開口部が令第108条の3第4項の防火区画検証法により検証をしたものである場合にあっては、当該検証をした際の計算書
(2)	令第38条第4項、令第43条第1項ただし書、同条第2項ただし書、令第46条第2項第一号ハ、同条第3項ただし書、令第48条第1項第二号ただし書、令第51条第1項ただし書、令第62条の8ただし書、令第73条第3項ただし書、令第77条第五号ただし書又は令第77条の2第1項ただし書の構造計算により安全性を確かめた建築物	(い)欄に掲げる規定にそれぞれ規定する構造計算の計算書
(3)	令第70条に規定する国土交通大臣が定める場合に該当しないとする建築物	一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれのあるものではないことを証する図書
(4)	令第128条の6第1項の区画避難安全検証法により区画避難安全性能を有することを確かめた区画部分を有する建築物	令第128条の6第1項の区画避難安全検証法により検証をした際の計算書
(5)	令第129条第1項の階避難安全検証法により階避難安全性能を有することを確かめた階のある建築物	令第129条第1項の階避難安全検証法により検証をした際の計算書
(6)	令第129条の2第1項の全館避難安全検証法により全館避難安全性能を有することを確かめた建築物	令第129条の2第1項の全館避難安全検証法により検証をした際の計算書

2 法第86条の7各項の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物に係る確認の申請書にあっては、前項の表1の(い)項に掲げる図書に当該各項に規定する規定が適用されない旨を明示することとする。

3 法第86条の8第1項若しくは法第87条の2第1項の認定（以下「全体計画認定」という。）又は法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認定（以下「全体計画変更認定」という。）を受けた建築物に係る確認の申請書にあっては、別記第67号の5様式による全体計画認定通知書又は全体計画変更認定通知書及び添付図書の写しを添えるものとする。

4 法第6条第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。
イ 第1項第一号イ及びロに掲げる図書及び書類

□ 申請に係る建築物の計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第6条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物の計画に令第146条第1項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては、別記第8号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあっては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

(1) 次の表1の各項の(い)欄に掲げる建築設備
当該各項の(ろ)欄に掲げる図書

(2) 次の表2の各項の(い)欄に掲げる建築設備
当該各項の(ろ)欄に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

ニ 別記第3号様式による建築計画概要書

三 代理者によって確認の申請を行う場合にあっては、委任状又はその写し

四 申請に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合にあっては、証明書の写し

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

（表1 略）

（表2 略）

5 第1項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第6条の4第1項第二号に掲げる建築物

法第68条の10第1項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写し（その認定型式が令第136条の2の11第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、当該認定型式の認定書の写し及び申請に係る建築物が当該認定型式に適合する建築物の部分に有するものであることを確認するために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるもの）を添えたもの（以下「表1の(イ)欄に掲げる建築物の区分」に）に、

同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物

次の表2の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(ハ)欄に掲げる図書については同表の(ニ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

三 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等（第3条第4項第二号を除き、以下単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物

認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたもの（以下「表1の(イ)欄に掲げる建築物の区分」に）に、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ホ)に掲げる事項を明示することを要しない。

1

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
(1)	令第136条の2の11第一号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合することのあることの認定を受けたものに限る。）を有する建築物	第1項の表3から表5までに掲げる図書（表5の(2)項にあっては、令第62条の8ただし書に係るものを除く。）	第1項の表1の(ハ)項に掲げる図書及び第1項の表2の(ロ)欄に掲げる図書のうち令第136条の2の11第一号イに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	第1項の表1の(イ)項に掲げる図書のうち各階平面図 第1項の表1の(ロ)項に掲げる図書のうち2面以上の立面図 第1項の表1の(カ)項に掲げる図書のうち2面以上の断面図	壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造 各階の床及び天井の高さ
(2)	令第136条の2の11第一号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合することのあることの認定を受けたものに限る。）を有する建築物	第1項の表3から表5まで及び前項の表2（(1)項及び(8)項を除く。）に掲げる図書（第1項の表5の(2)項にあっては、令第62条の8ただし書に係るものを、前項の表2（(13)項にあっては給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）に係るものを除く。）	第1項の表1の(ハ)項に掲げる図書及び第1項の表2の(ロ)欄に掲げる図書のうち令第136条の2の11第一号ロに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書 前項の表1に掲げる図書（改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）に係るものを除く。）	第1項の表1の(イ)項に掲げる図書のうち各階平面図 第1項の表1の(ロ)項に掲げる図書のうち2面以上の立面図 第1項の表1の(カ)項に掲げる図書のうち2面以上の断面図	壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造 各階の床及び天井の高さ

5	(3) 防火設備を有する建築物	第1項の表4の(4)項、(17)項、(24)項及び(25)項の(ろ)欄に掲げる図書	第1項の表2の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第136条の2の11第二号の表の(1)項に掲げる規定が適用される建築物に係る図書(防火設備に係るもの)に限り、各階平面図を除く。	第1項の表1の(ろ)項に掲げる図書のうち2面以上の立面図	開口部の構造
5	(4) 換気設備を有する建築物	第1項の表4の(17)項の(ろ)欄に掲げる図書及び前項の表2の(4)項の(ろ)欄に掲げる図書	前項の表1の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第136条の2の11第二号の表の(2)項に掲げる規定が適用される換気設備に係る図書(各階平面図を除く。)		
10	(5) 尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽を有する建築物	第1項の表4の(17)項の(ろ)欄及び前項の表2の(8)項の(ろ)欄に掲げる図書	前項の表1の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第136条の2の11第二号の表の(3)項又は(4)項に掲げる規定が適用される尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽に係る図書(各階平面図を除く。)		
15	(6) 非常用の照明装置を有する建築物	第1項の表4の(17)項の(ろ)欄及び前項の表2の(10)項の(ろ)欄に掲げる図書	前項の表1の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第136条の2の11第二号の表の(5)項に掲げる規定が適用される非常用の照明装置に係る図書(各階平面図を除く。)		
20	(7) 給水タンク又は貯水タンクを有する建築物	第1項の表4の(17)項の(ろ)欄及び前項の表2の(13)項の(ろ)欄に掲げる図書	前項の表1の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第136条の2の11第二号の表の(6)項に掲げる規定が適用される給水タンク又は貯水タンクに係る図書(各階平面図を除く。)		
20	(8) 冷却塔設備を有する建築物	第1項の表4の(17)項の(ろ)欄及び前項の表2の(14)項の(ろ)欄に掲げる図書	前項の表1の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第136条の2の11第二号の(7)項に掲げる規定が適用される冷却塔設備に係る図書(各階平面図を除く。)		
25	(9) エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のものを有する建築物	第1項の表4の(17)項の(ろ)欄に掲げる図書、前項の表1の(10)項に掲げるエレベーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表2の(15)項、(16)項、(17)項及び(18)項の(ろ)欄に掲げる図書	前項の表1の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第136条の2の11第二号の(8)項に掲げる規定が適用されるエレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のものに係る図書(各階平面図及び前項の表1の(9)項の(ろ)欄に掲げるエレベーターの構造詳細図を除く。)	前項の表1の(10)項の(ろ)欄に掲げるエレベーターの構造詳細図	昇降路の構造以外の事項
30	(10) エスカレーターを有する建築物	第1項の表4の(17)項の(ろ)欄に掲げる図書、前項の表1の(10)項に掲げるエスカレーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表2の(20)項及び(21)項の(ろ)欄に掲げる図書	前項の表1の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第136条の2の11第二号の(9)項に掲げる規定が適用されるエスカレーターに係る図書(各階平面図を除く。)		
35	(11) 避雷設備を有する建築物	第1項の表4の(17)項の(ろ)欄及び前項の表2の(22)項の(ろ)欄に掲げる図書	前項の表1の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第136条の2の11第二号の(10)項に掲げる規定が適用される避雷設備に係る図書(各階平面図を除く。)		

2

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
40	令第10条第三号に掲げる一戸建ての住宅	第1項の表1に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図以外の図書 第1項の表2及び表5並びに第4項の表1に掲げる図書のうち令第10条第三号イからハまでに定める規定に係る図書	第1項の表1の(い)項に掲げる図書のうち各階平面図	筋かいの位置及び種類、通し柱の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
45	令第10条第四号に掲げる建築物	第1項の表1に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図以外の図書 第1項の表2及び表5並びに第4項の表1に掲げる図書のうち令第10条第四号イからハまでに定める規定に係る図書	第1項の表1の(い)項に掲げる図書のうち各階平面図	筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置

第1条の4 ●建築基準法施行規則（抄）

- 6 第1項の表1及び表2並びに第4項の表1の各項に掲げる図書に明示すべき事項をこれらの表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を第1項又は第4項の申請書に添える場合には、第1項又は第4項の規定にかかわらず、当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を第1項又は第4項の申請書に添えることを要しない。
- 7 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第39条第2項、第40条、第43条第3項、第43条の2、第49条から第50条まで、第68条の2第1項若しくは第68条の9第1項の規定に基づく条例（法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第68条の9第2項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第1項又は第4項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。
- 8 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第1面が別記第4号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。
- 9 申請に係る建築物の計画が全体計画認定又は全体計画変更認定を受けたものである場合において、前各項の規定により申請書に添えるべき図書及び書類と当該建築物が受けた全体計画認定又は全体計画変更認定に要した図書及び書類の内容が同一であるときは、申請書にその旨を記載した上で、当該申請書に添えるべき図書及び書類のうち当該内容が同一であるものについては、申請書の正本1通及び副本1通に添えることを要しない。
- 10 前各項の規定にかかわらず、増築又は改築後に

おいて、増築又は改築に係る部分とそれ以外の部分とがエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するものとなる建築物の計画のうち、増築又は改築に係る部分以外の部分の計画が増築又は改築後においても令第81条第2項又は第3項に規定する基準に適合することが明らかなものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この項及び第3条の7第4項において「構造計算基準に適合する部分の計画」という。）に係る確認の申請において、当該申請に係る建築物の直前の確認に要した図書及び書類（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認に要した図書及び書類を含む。次項において「直前の確認に要した図書及び書類」という。）並びに当該建築物に係る検査済証の写しを確認の申請書に添えた場合にあっては、第1項第一号ロ(2)に掲げる図書及び書類（構造計算基準に適合する部分の計画に係るものに限る。）を添えることを要しない。

- 11 前項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認）を受けた建築主事に対して行う場合には、当該建築主事が直前の確認に要した図書及び書類を有していないことその他の理由により提出を求める場合を除き、当該図書及び書類を添えることを要しない。

【建築主事による留意事項の通知】

- 第1条の4** 建築主事は、法第6条第1項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画について都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、当該計画について構造計算適合性判定の申請を受けた都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

【確認済証等の様式等】

- 第2条** 法第6条第4項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第5号様式による確認済証に第1条の3の申請書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類、第3条の12に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能

の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第6条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し、同規則第6条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第4項、第3条の4第1項及び同条第2項第一号において同じ。）を添えて行うものとする。

2 法第6条第6項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査をする場合

二 申請に係る建築物（法第6条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物に限る。）の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等の提出がなかった場合

三 申請に係る建築物（法第6条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物を除く。）の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

四 申請に係る建築物の計画が令第81条第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第三号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

五 法第6条第4項の期間の末日の3日前までに法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書（以下単に「適合判定通知書」という。）若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書若しくはその写し

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第一号に掲げる場合にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し。第4項、第3条の4第2項第一号及び第6条の3第2項第十一号において同じ。）の提出がなかった場合

3 法第6条第6項の規定による同条第4項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記第5号の2様式により行うものとする。

4 法第6条第7項（法第87条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第6号様式による通知書に第1条の3の申請書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第3条の12に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条に規定する書類を添えて行うものとする。

5 法第6条第7項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第7号様式により行うものとする。

【建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式】

第2条の2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第8号様式（昇降機用）又は同様式（昇降機以外の建築設備用）による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

イ 次の表の各項に掲げる図書

ロ 申請に係る建築設備が次の(1)から(4)までに掲げる建築設備である場合にあっては、それぞれ当該(1)から(4)までに定める図書及び書類

(1) 第1条の3第4項の表1の各項の(イ)欄に

第3条 ●建築基準法施行規則（抄）

掲げる建築設備 当該各項の(ろ)欄に掲げる図書

(2) 第1条の3第4項の表2の各項の(い)欄に掲げる建築設備 当該各項の(ろ)欄に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

(3) 法第37条の規定が適用される建築設備 第1条の3第1項の表2の(18)項の(ろ)欄に掲げる図書

(4) 法第37条第二号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築設備 法第37条第二号に係る認定書の写し

二 代理者によって確認の申請を行う場合にあっては、委任状又はその写し

(表 略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築設備の計画に係る確認の申請書にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 認定型式に適合する建築設備 認定型式の認定書の写しを添えたものにおいて、次の表の(い)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 認証型式部材等を有する建築設備 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにおいて、次の表の(い)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、同表の(ろ)欄及び(は)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(に)欄に掲げる図書については同表の(ほ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(表 略)

3 第1項の表1の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を同項の申請書に添える場合においては、同項の規定にかかわらず、当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を第1項の申請書に添えることを要しない。

4 特定行政庁は、申請に係る建築設備が法第39条第2項、第40条、第43条第3項、第43条の2、第49条から第50条まで、第68条の2

第1項若しくは第68条の9第1項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は第68条の9第2項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第1項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築設備の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第1面が別記第9号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

6 前条第1項、第4項又は第5項の規定は、法第87条の4において準用する法第6条第4項又は第7項の規定による交付について準用する。

【工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式】

第3条 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第10号様式（令第138条第2項第一号に掲げるもの（以下「観光用エレベーター等」という。）にあっては、別記第8号様式（昇降機用）による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

イ 次の表1の各項に掲げる図書

ロ 申請に係る工作物が次の(1)及び(2)に掲げる工作物である場合にあっては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

(1) 次の表2の各項の(い)欄に掲げる工作物 当該各項の(ろ)欄に掲げる図書

(2) 次の表3の各項の(い)欄に掲げる工作物 当該各項の(ろ)欄に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

- 二 代理者によって確認の申請を行う場合にあっては、委任状又はその写し

(表1 略)

(表2 略)

(表3 略)

- 2 法第88条第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

- 一 別記第11号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書的设计者の氏名が記載されたものに限る。）

イ 次の表の各項に掲げる図書

ロ 申請に係る工作物が、法第88条第2項の規定により第1条の3第1項の表2の(2)1項、(2)2項又は(6)1項の(イ)欄に掲げる規定が準用される工作物である場合にあっては、それぞれ当該各項の(ロ)欄に掲げる図書

二 別記第12号様式による築造計画概要書

三 代理者によって確認の申請を行う場合にあっては、委任状又はその写し

(表 略)

- 3 工作物に関する確認申請（法第88条第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

- 一 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。

イ 第1条の3第1項から第4項までに規定する図書及び書類

ロ 別記第10号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第8号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ 第1項第一号イに掲げる図書（付近見取図又は配置図に明示すべき事項を第1条の3第1項の付近見取図又は配置図に明示した

場合においては、付近見取図又は配置図を除く。）

- 二 申請に係る工作物が第1項第一号ロ(1)及び(2)に掲げる工作物である場合にあっては、それぞれ当該(1)又は(2)に定める図書及び書類

二 別記第3号様式による建築計画概要書

三 代理者によって確認の申請を行う場合にあっては、委任状又はその写し

四 申請に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合にあっては、証明書の写し

- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工作物の計画に係る確認の申請書にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第88条第1項において準用する法第6条の4第1項第二号に掲げる工作物 法第88条第1項において準用する法第68条の10第1項の認定を受けた型式の認定書の写しを添えたものにあっては、次の表の(イ)欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 法第88条第1項において準用する法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等（この号において単に「認証型式部材等」という。）を有する工作物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあっては、次の表の(イ)欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(表 略)

- 5 申請に係る工作物が都市計画法第4条第11項に規定する特定工作物である場合においては、第1項から第3項までの規定に定めるもののほか、その計画が同法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

6 特定行政庁は、申請に係る工作物が法第88条第1項において準用する法第40条又は法第88条第2項において準用する法第49条から第50

第3条の2 ●建築基準法施行規則（抄）

条まで若しくは第68条の2第1項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第88条第2項において準用する法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第1項から第3項までの規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

7 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた工作物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第1面が別記第14号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

8 第2条第1項、第4項又は第5項の規定は、法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第4項又は第7項の規定による交付について準用する。

【計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更】

第3条の2 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一 敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物又はその敷地と道路との関係が定められた区域内にあっては敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合（敷地境界線が変更されない場合に限る。）及び変更後の敷地が道路に接する部分の長さが2m（条例で規定する場合にあってはその長さ）以上である場合に限る。）

二 敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更（当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。）

三 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更（建築物の高さの最低限度が定

められている区域内の建築物に係るものを除く。）

四 建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更

五 建築面積が減少する場合における建築面積の変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により日影による中高層の建築物の高さの制限が定められた区域内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。）

六 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例の適用を受ける区域内の建築物に係るものにあつては次のイ又はロに掲げるものを除く。）

イ 当該変更により建築物の延べ面積が増加するもの

ロ 建築物の容積率の最低限度が定められている区域内の建築物に係るもの

七 用途の変更（令第137条の18で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。）

八 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。）

九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十二号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）

十 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材（天井を除く。）、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付け

るもの若しくは当該取付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更（第十二号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（間仕切壁にあっては、主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。）

■ 構造耐力上主要な部分以外の部分である天井の材料若しくは構造の変更（次号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限り、特定天井にあっては変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更又は強度若しくは耐力が減少する変更を除き、特定天井以外の天井にあっては特定天井とする変更を除く。）又は位置の変更（特定天井以外の天井にあっては、特定天井とする変更を除く。）

■ 建築物の材料又は構造において、次の表の左欄に掲げる材料又は構造を同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号から前号までに係る部分の変更を除く。）

不燃材料	不燃材料
準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料
難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料
耐火構造	耐火構造
準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造（変更後の構造における加熱開始後構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない時間、加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない時間及び屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない時間が、それぞれ変更前の構造における加熱開始後構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない時間、加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない時間及び屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない時間以上である場合に限る。）
防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造
令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造
令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造

令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造
令第109条の9の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は令第109条の9の技術的基準に適合する構造
令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造
令第109条の8の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造又は令第109条の8の技術的基準に適合する構造
特定防火設備	特定防火設備
令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備
令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備又は令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備
令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備又は令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備
令第136条の2第三号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第四号の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備、令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備、令第136条の2第三号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第四号の技術的基準に適合する防火設備
第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料

■ 井戸の位置の変更（くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。）

■ 開口部の位置及び大きさの変更（次のイ又はロに掲げるものを除く。）

イ 令第117条の規定により令第5章第2節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る

第3条の2 ●建築基準法施行規則（抄）

変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの

- (1) 当該変更により令第120条第1項又は令第125条第1項の歩行距離が長くなるもの
- (2) 令第123条第1項の屋内に設ける避難階段、同条第2項の屋外に設ける避難階段又は同条第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの

- 令第126条の6の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第二号、第三号及び第五号に規定する値の範囲を超えることとなるもの

表 建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）

表 前各号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築設備の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

- 一 第1条の3第4項の表1の(7)項の昇降機の構造詳細図並びに同表の(10)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とする変更

二 建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

3 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適

合することが明らかなものとする。

一 第3条第1項の表1の配置図における当該工作物の位置の変更

二 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。）

三 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第1項第十二号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合には、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）

四 構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、広告塔、装飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料若しくは構造の変更（第1項第十二号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合には、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更

五 観光用エレベーター等の構造耐力上主要な部分以外の部分（前号に係る部分を除く。）の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

4 法第88条第2項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一 築造面積が減少する場合における当該面積の変更

二 高さが減少する場合における当該高さの変更

三 前二号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を

及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

【指定確認検査機関に対する確認の申請等】

第3条の3 第1条の3（第7項及び第9項を除く。）の規定は、法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請について、第1条の4の規定は法第6条の2第1項の規定による確認の申請を受けた場合について準用する。この場合において、第1条の3第1項第一号ロ(3)、第4項第一号ハ(2)、第8項、第10項及び第11項並びに第1条の4中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

2 第2条の2（第4項及び第6項を除く。）の規定は、法第87条の4において準用する法第6条の2第1項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第2条の2第1項第一号ロ(2)及び第5項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

3 第3条（第6項及び第8項を除く。）の規定は、法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条の2第1項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第3条第1項第一号ロ(2)及び第7項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

4 第1条の3第7項、第2条の2第4項又は第3条第6項の規定に基づき特定行政庁が規則で法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第2項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の申請書に添えるべき図書を定めた場合にあっては、前各項の規定による確認の申請書に当該図書を添えるものとする。

【指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等】

第3条の4 法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付は、別記第15号様式による確認済証に、前条において準用する第1条の3、第2条の2又は第3条の申請書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類、第3条の12に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に

関する法律施行規則第6条に規定する書類を添えて行わなければならない。

2 法第6条の2第4項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第15号の2様式による通知書に、前条において準用する第1条の3、第2条の2又は第3条の申請書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第3条の12に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条に規定する書類を添えて行う。

二 申請に係る建築物の計画が申請の内容によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書 別記第15号の3様式による通知書により行う。

3 前2項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織（指定確認検査機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第3条の11、第3条の22（第6条の10、第6条の12、第6条の14及び第6条の16において準用する場合を含む。）及び第11条の2の2を除き、以下同じ。）の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

【確認審査報告書】

第3条の5 法第6条の2第5項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第6条の2第1項の確認済証又は同条第4項の通知書の交付の日から7日以内とする。

2 法第6条の2第5項に規定する確認審査報告書

第3条の6 ●建築基準法施行規則（抄）

は、別記第16号様式による。

3 法第6条の2第5項の国土交通省令で定める書類（法第6条の2第1項の確認済証の交付をした場合に限る。）は、次の各号に掲げる書類とする。

一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類

イ 建築物 別記第2号様式の第4面から第6面までによる書類並びに別記第3号様式による建築計画概要書

ロ 建築設備 別記第8号様式の第2面による書類

ハ 法第88条第1項に規定する工作物 別記第10号様式（観光用エレベーター等）あつては、別記第8号様式（昇降機用）の第2面による書類

ニ 法第88条第2項に規定する工作物 別記第12号様式による築造計画概要書

二 法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する指針（以下単に「確認審査等に関する指針」という。）に従つて法第6条の2第1項の規定による確認のための審査を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

三 適合判定通知書又はその写し

4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもって同項各号の書類に代えることができる。

【適合しないと認める旨の通知書の様式】

第3条の6 法第6条の2第6項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による適合しないと認める旨の通知書の様式は、別記第17号様式及び別記第18号様式による。

【構造計算適合性判定の申請書の様式】

第3条の7 法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第18号の2様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつて

は、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

イ 第1条の3第1項の表1の各項に掲げる図書（同条第1項第一号イの認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同号イに規定する国土交通大臣の指定した図書を除く。）

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物 それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書及び書類

(i) 第1条の3第1項の表2の(1)項の(イ)欄に掲げる建築物並びに同条第1項の表5の(2)項及び(3)項の(イ)欄に掲げる建築物 それぞれ同条第1項の表2の(1)項の(ロ)欄に掲げる図書並びに同条第1項の表5の(2)項の(ロ)欄に掲げる計算書及び同表の(3)項の(ロ)欄に掲げる図書（同条第1項第一号ロ(1)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同号ロ(1)に規定する国土交通大臣が指定した図書及び計算書、同号ロ(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同項の表5の(2)項の(ロ)欄に掲げる計算書を除く。）

(ii) 第1条の3第1項の表2の(6)項の(イ)欄に掲げる建築物（令第137条の2の規定が適用される建築物に限る。） 同項の(ロ)欄に掲げる図書（同条の規定が適用される建築物に係るものに限る。）

(2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物 それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書（第1条の3第1項第一号ロ(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び同号ロ(2)に規定する国土交通大臣が指定した構造計算の計算書）。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第20条第1項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめた場合は、当該認定に係

る認定書の写し、第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等及び同号ロ(2)ただし書に規定する国土交通大臣が指定した図書をもって代えることができる。

(i) 第1条の3第1項の表3の各項の(イ)欄上段（(2)項にあっては(イ)欄）に掲げる建築物 当該各項の(ロ)欄に掲げる構造計算書

(ii) 令第81条第2項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめた建築物 第1条の3第1項第一号ロ(2)(ii)に規定する国土交通大臣が定める構造計算書に準ずる図書

(3) 第1条の3第1項の表4の(7)項、(17)項、(34)項から(41)項まで、(65)項及び(66)項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類（都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二 別記第3号様式による建築計画概要書

三 代理者によって構造計算適合性判定の申請を行う場合にあっては、委任状又はその写し

四 申請に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合にあっては、証明書の写し

2 前項第一号イ及びロ(1)に掲げる図書に明示すべき事項をこれらの図書のうち他の図書に明示してその図書を同項の申請書に添える場合には、同項の規定にかかわらず、同号イ及びロ(1)に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、同号イ及びロ(1)に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、同号イ及びロ(1)に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 前2項の規定にかかわらず、構造計算適合性判定（特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合する旨の判定に限る。）を受けた建築物の計画の変更の場合における構造計算適合性判定の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前2項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の構造計算適合性判定に要した図書及び書

類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の構造計算適合性判定を受けた都道府県知事に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第1面が別記第18号の3様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

4 前各項の規定にかかわらず、第1条の3第10項に規定する建築物の計画に係る構造計算適合性判定の申請を行う場合にあっては、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類（構造計算基準に適合する部分の計画に係るものに限る。）を提出することを要しない。

【都道府県知事による留意事項の通知】

第3条の8 都道府県知事は、法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画について建築主事又は指定確認検査機関が法第6条第4項に規定する審査又は法第6条の2第1項の規定による確認のための審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、当該計画について法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請を受けた建築主事又は指定確認検査機関に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

【適合判定通知書等の様式等】

第3条の9 法第6条の3第4項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに第3条の7の申請書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類を添えて行うものとする。

一 建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合 別記第18号の4様式による適合判定通知書

二 建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定された場合 別記第18号の5様式による通知書

2 法第6条の3第5項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限

第3条の10 ●建築基準法施行規則（抄）

る。)に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合

二 申請に係る建築物の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するかどうかの判定の申請を受けた場合において、第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等の提出がなかった場合

三 法第20条第1項第二号イに規定するプログラムにより令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算を行う場合に用いた構造設計の条件が適切なものであるかどうかその他の事項について構造計算適合性判定に関する事務に従事する者相互間で意見が異なる場合

3 法第6条の3第5項の規定による同条第4項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記第18号の6様式により行うものとする。

4 法第6条の3第6項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第18号の7様式により行うものとする。

【指定構造計算適合性判定機関に対する構造計算適合性判定の申請等】

第3条の10 第3条の7の規定は、法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定の申請について、第3条の8の規定は法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定の申請を受けた場合について準用する。この場合において、第3条の7第1項第1号ロ(3)及び第3項並びに第3条の8中「都道府県知事」とあるのは「指定構造計算適合性判定機関」と読み替えるものとする。

【指定構造計算適合性判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等】

第3条の11 法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第6条の3第4項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに、前条において準用する第3条の7の申請書の副本1通並び

にその添付図書及び添付書類を添えて行わなければならない。

一 建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合 別記第18号の8様式による適合判定通知書

二 建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定された場合 別記第18号の9様式による通知書

2 法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第6条の3第5項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合

二 申請に係る建築物の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するかどうかの判定の申請を受けた場合において、第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等の提出がなかった場合

三 法第20条第1項第二号イに規定するプログラムにより令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算を行う場合に用いた構造設計の条件が適切なものであるかどうかその他の事項について構造計算適合性判定員相互間で意見が異なる場合

3 法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第6条の3第5項の規定による同条第4項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記第18号の10様式により行うものとする。

4 法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第6条の3第6項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第18号の11様式により行うものとする。

5 第1項及び前2項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織（指定構造計算適合性判定機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

【適合判定通知書又はその写しの提出】

10 **第3条の12** 法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、第3条の7第1項第一号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて行うものとする。

【構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者等】

15 **第3条の13** 法第6条の3第1項ただし書の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）であることとする。

- 一 建築士法第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士
 - 二 法第77条の66第1項の登録を受けている者（以下「構造計算適合判定資格者」という。）
 - 三 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を習得させるための講習であって、次条から第3条の16までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録特定建築基準適合判定資格者講習」という。）を修了した者
 - 四 前3号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者
- 20
- 25
- 30
- 35
- 2 特定行政庁及び指定確認検査機関は、その指揮監督の下にある建築主事及び確認検査員が特定建築基準適合判定資格者として法第6条の3第1項ただし書の規定による審査を行う場合にあっては、その旨をウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により公表するものとする。

【完了検査申請書の様式】

40 **第4条** 法第7条第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第4条の4において「完了検査申請書」という。）は、別記第19号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

- 一 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及

び書類（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認に要した図書及び書類を含む。第4条の8第1項第一号並びに第4条の16第1項及び第2項において同じ。）

二 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあっては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真（特定工程に係る建築物にあっては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）

三 都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合にあっては当該認定に係る認定書の写し

四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定が適用される場合にあっては、同法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（同条第2項の規定による判定を受けた場合にあっては当該判定に要した図書及び書類を含み、次のイからハまでに掲げる場合にあってはそれぞれイからハまでに定めるものとする。）

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第一号に掲げる場合
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第23条第1項の規定による認定に要した図書及び書類

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第二号に掲げる場合
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第36条第1項の規定による認定を受けた場合にあっては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第三号に掲げる場合
都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第1項又は同法第54条第1項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第11条第1項又は同法第55条第1項の規定

第4条の2 ●建築基準法施行規則（抄）

による認定を受けた場合にあっては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

五 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあっては、当該変更の内容を記載した書類

六 その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類

七 代理者によって検査の申請を行う場合にあっては、委任状又はその写し

2 法第7条第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。第4条の8第2項並びに第4条の16第1項及び第2項において「直前の確認」という。）を受けた建築主事に対して行う場合の完了検査申請書にあっては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

【用途変更に関する工事完了届の様式等】

第4条の2 法第87条第1項において読み替えて準用する法第7条第1項の規定による届出は、別記第20号様式によるものとする。

2 前項の規定による届出は、法第87条第1項において準用する法第6条第1項の規定による工事が完了した日から4日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。ただし、届出をしなかったことについて災害その他の事由によるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

【申請できないやむを得ない理由】

第4条の3 法第7条第2項ただし書（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び法第7条の3第2項ただし書（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。

【検査済証を交付できない旨の通知】

第4条の3の2 法第7条第4項に規定する建築主事等は、同項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合において、検査済証を交付できないと認めるときは、当該建築主事に対して、その旨及びその理由を通知し

なければならない。

2 前項の規定による交付できない旨及びその理由の通知は、別記第20号の2様式による。

【検査済証の様式】

第4条の4 法第7条第5項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付は、別記第21号様式による検査済証に、第4条第1項第一号又は第四号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合にあっては当該図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、同条第2項の規定に基づき完了検査申請書に同条第1項第一号の図書及び書類の添付を要しない場合にあっては、当該図書及び書類の添付を要しない。

【指定確認検査機関に対する完了検査の申請】

第4条の4の2 第4条の規定は、法第7条の2第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第4条の5の2第1項及び第4条の7第3項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第4条第2項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

【完了検査引受証及び完了検査引受通知書の様式】

第4条の5 法第7条の2第3項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の検査の引受けを行った旨を証する書面の様式は、別記第22号様式による。

2 法第7条の2第3項の規定による検査の引受けを行った旨の通知の様式は、別記第23号様式による。

3 前項の通知は、法第7条の2第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第4条の7において同じ。）の検査の引受けを行った日から7日以内で、かつ、当該検査の引受けに係る工事が完了した日から4日が経過する日までに、建築主事に到達するように、しなければならない。

【検査済証を交付できない旨の通知】

第4条の5の2 指定確認検査機関は、法第7条の2第1項の規定による検査をした場合において、検査済証を交付できないと認めるときは、当該建築主事に対して、その旨及びその理由を通

知しなければならない。

- 2 前項の規定による交付できない旨及びその理由の通知は、別記第23号の2様式による。

【指定確認検査機関が交付する検査済証の様式】

5 **第4条の6** 法第7条の2第5項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する検査済証の様式は、別記第24号様式による。

10 2 指定確認検査機関が第4条の4の2において準用する第4条第1項第一号又は第四号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合における法第7条の2第5項の検査済証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。

15 3 前項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

【完了検査報告書】

20 **第4条の7** 法第7条の2第6項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第7条の2第5項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の検査済証の交付の日又は第4条の5の2第1項の規定による通知をした日から7日以内とする。

2 法第7条の2第6項に規定する完了検査報告書は、別記第25号様式による。

30 3 法第7条の2第6項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 別記第19号様式の第2面から第4面までによる書類
- 二 確認審査等に関する指針に従って法第7条の2第1項の規定による検査を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

40 4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもって同項各号の書類に代えることができる。

【中間検査申請書の様式】

45 **第4条の8** 法第7条の3第1項（法第87条の4

又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第4条の10において「中間検査申請書」という。）は、別記第26号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

- 一 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類
 - 二 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあっては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真（既に中間検査を受けている建築物にあっては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）
 - 三 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあっては、当該変更の内容を記載した書類
 - 四 その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類
 - 五 代理者によって検査の申請を行う場合にあっては、委任状又はその写し
- 2 法第7条の3第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事に対して行う場合の中間検査申請書にあっては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

【中間検査合格証を交付できない旨の通知】

45 **第4条の9** 建築主事等は、法第7条の3第4項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合において、中間検査合格証を交付できないと認めるときは、当該建築主事に対して、その旨及びその理由を通知しなければならない。

2 前項の規定による交付できない旨及びその理由の通知は、別記第27号様式によるものとする。

【中間検査合格証の様式】

45 **第4条の10** 法第7条の3第5項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付は、

第4条の11 ●建築基準法施行規則（抄）

別記第28号様式による中間検査合格証に、第4条の8第1項第一号に掲げる図書及び書類を求めた場合にあっては当該図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、第4条の8第2項の規定に基づき中間検査申請書に同号の図書及び書類の添付を要しない場合にあっては、当該図書及び書類の添付を要しない。

【特定工程の指定に関する事項】

第4条の11 特定行政庁は、法第7条の3第1項第二号及び第6項（これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定しようとする場合においては、当該指定をしようとする特定工程に係る中間検査を開始する日の30日前までに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 中間検査を行う区域を限る場合にあっては、当該区域
- 二 中間検査を行う期間を限る場合にあっては、当該期間
- 三 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模を限る場合にあっては、当該構造、用途又は規模
- 四 指定する特定工程
- 五 指定する特定工程後の工程
- 六 その他特定行政庁が必要と認める事項

【指定確認検査機関に対する中間検査の申請】

第4条の11の2 第4条の8の規定は、法第7条の4第1項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。第4条の12の2第1項及び第4条の14第3項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第4条の8第2項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

【中間検査引受証及び中間検査引受通知書の様式】

- 第4条の12** 法第7条の4第2項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の検査の引受けを行った旨を証する書面の様式は、別記第29号様式による。
- 2 法第7条の4第2項の規定による検査の引受けを行った旨の通知の様式は、別記第30号様式による。
 - 3 前項の通知は、法第7条の4第1項（法第87

条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。第4条の14において同じ。）の検査の引受けを行った日から7日以内で、かつ、当該検査の引受けに係る工事が完了した日から4日が経過する日までに、建築主事に到達するように、しなければならない。

【中間検査合格証を交付できない旨の通知】

第4条の12の2 指定確認検査機関は、法第7条の4第1項の規定による検査をした場合において、中間検査合格証を交付できないと認めるときは、当該建築主に対して、その旨及びその理由を通知しなければならない。

- 2 前項の規定による交付できない旨及びその理由の通知は、別記第30号の2様式による。

【指定確認検査機関が交付する中間検査合格証の様式】

第4条の13 法第7条の4第3項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する中間検査合格証の様式は、別記第31号様式による。

- 2 指定確認検査機関が当該建築物の計画に係る図書及び書類（確認に要したものに限る。）を求めた場合における法第7条の4第3項の中間検査合格証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。
- 3 前項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

【中間検査報告書】

第4条の14 法第7条の4第6項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第7条の4第3項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の中間検査合格証の交付の日又は第4条の12の2第1項の規定による通知をした日から7日以内とする。

- 2 法第7条の4第6項に規定する中間検査報告書は、別記第32号様式による。
- 3 法第7条の4第6項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 別記第26号様式の第2面から第4面までによる書類
 - 二 確認審査等に関する指針に従って法第7条の4第1項の規定による検査を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式に

よるもの

- 4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもって同項各号の書類に代えることができる。

【建築物に関する検査の特例】

第4条の15 法第7条の5に規定する建築物の建築の工事であることの確認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 法第7条又は法第7条の3の規定を適用する場合 第4条第1項又は第4条の8第1項の申請書並びにその添付図書及び添付書類を審査し、必要に応じ、法第12条第5項の規定による報告を求める。
- 二 法第7条の2又は法第7条の4の規定を適用する場合 第4条の4の2において準用する第4条第1項第一号に規定する図書及び書類並びに同項第二号に規定する写真並びに第4条の11の2において準用する第4条の8第1項第一号に規定する図書及び書類並びに同項第二号に規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第77条の32第1項の規定により照会する。

【仮使用の認定の申請等】

第4条の16 法第7条の6第1項第一号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により特定行政庁の仮使用の認定を受けようとする者は、別記第33号様式による仮使用認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、当該認定の申請に係る建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事を置く市町村の長又は都道府県知事たる特定行政庁に対して申請を行う場合においては、当該特定行政庁の指揮監督下にある建築主事が当該図書及び書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）並びに次の表の(イ)項及び(ハ)項に掲げる図書（令第138条に規定する工作物（同条第2項第一号に掲げるものを除く。以下この項において「昇降機以外の工作物」という。）を仮使用する場合にあっては

(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書、昇降機以外の工作物と建築物又は建築物及び建築設備とを併せて仮使用する場合にあっては(イ)項から(ハ)項までに掲げる図書。次項において同じ。）その他特定行政庁が必要と認める図書及び書類を添えて、建築主事を經由して特定行政庁に提出するものとする。ただし、令第147条の2に規定する建築物に係る仮使用をする場合にあっては、(ハ)項に掲げる図書に代えて第11条の2第1項の表に掲げる工事計画書及び安全計画書を提出しなければならない。

（表 略）

- 2 法第7条の6第1項第二号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により建築主事又は指定確認検査機関の仮使用の認定を受けようとする者は、別記第34号様式による仮使用認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、当該認定の申請に係る建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事又は指定確認検査機関に対して申請を行う場合においては、当該建築主事又は指定確認検査機関が当該図書及び書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）並びに前項の表の(イ)項及び(ハ)項に掲げる図書その他の仮使用の認定をするために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるものを添えて、建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。ただし、令第147条の2に規定する建築物に係る仮使用をする場合にあっては、(ハ)項に掲げる図書に代えて第11条の2第1項の表に掲げる工事計画書及び安全計画書を提出しなければならない。
- 3 増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むもの（国土交通大臣が定めるものを除く。次項において「増築等の工事」という。）に係る建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させようとする者は、法第7条第1項の規定による申請が受理される前又は指定確認検査機関が法第7条の2第1項の規定による検査の引受けを行う前においては、特定行政庁に仮使用の認定を申請しなければならない。
- 4 増築等の工事の着手の時から当該増築等の工事

第4条の16の2 ●建築基準法施行規則（抄）

に係る建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させようとする者が、前項の規定による仮使用の認定の申請を行おうとする場合においては、法第6条第1項の規定による確認の申請と同時に（法第6条の2第1項の確認を受けようとする者にあつては、指定確認検査機関が当該確認を引き受けた後遅滞なく）行わなければならない。ただし、特定行政庁がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 5 特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関は、法第7条の6第1項第一号又は第二号の規定による仮使用の認定をしたときは、別記第35号様式、別記第35号の2様式又は別記第35号の3様式による仮使用認定通知書に第1項又は第2項の仮使用認定申請書の副本を添えて、申請者に通知（指定確認検査機関が通知する場合にあつては、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付を含む。）するものとする。

【仮使用認定報告書】

20 第4条の16の2 法第7条の6第3項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、前条第5項の規定による通知をした日から7日以内とする。

2 法第7条の6第3項に規定する仮使用認定報告書は、別記第35号の4様式による。

3 法第7条の6第3項の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 別記第34号様式の第2面による書類
- 二 法第7条の6第1項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従って認定を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

35 4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもって同項各号の書類に代えることができる。

【適合しないと認める旨の通知書の様式】

45 第4条の16の3 法第7条の6第4項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による適合しないと認める旨の通知書の様式は、別記第

35号の5様式及び別記第36号様式による。

【違反建築物の公告の方法】

第4条の17 法第9条第13項（法第10条第2項、法第88条第1項から第3項まで又は法第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通省令で定める方法は、公報への掲載その他特定行政庁が定める方法とする。

第4条の18（削除）

【違反建築物の設計者等の通知】

第4条の19 法第9条の3第1項（法第88条第1項から第3項まで又は法第90条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第9条第1項又は第10項の規定による命令（以下この条において「命令」という。）に係る建築物又は工作物の概要
- 二 前号の建築物又は工作物の設計者等に係る違反事実の概要
- 三 命令をするまでの経過及び命令後に特定行政庁の講じた措置
- 四 前各号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 法第9条の3第1項の規定による通知は、当該通知に係る者について建築士法、建設業法（昭和24年法律第100号）、浄化槽法又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）による免許、許可、認定又は登録をした国土交通大臣又は都道府県知事にするものとする。

3 前項の規定による通知は、文書をもって行なうものとし、当該通知には命令書の写しを添えるものとする。

【建築物の定期報告】

第5条 法第12条第1項の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね6月から3年までの間隔において特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

- 一 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物について、建築主が法第7条第5項又は

法第7条の2第5項の規定による検査済証（新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

二 法第12条第1項の規定により特定行政庁が指定する建築物について、建築主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証（当該指定があった日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

2 法第12条第1項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3 法第12条第1項の規定による報告は、別記第36号の2様式による報告書及び別記第36号の3様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の2様式、別記第36号の3様式又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあっては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。

4 法第12条第1項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

【国の機関の長等による建築物の点検】

第5条の2 法第12条第2項の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして3年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第18条第18項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して6年以内に行うものとする。

【建築設備等の定期報告】

第6条 法第12条第3項の規定による報告の時期は、建築設備又は防火設備（以下「建築設備等」

という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年まで）の間隔をおいて特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

一 法第12条第3項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項（法第87条の4において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第7条の2第5項（法第87条の4において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合

二 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証（当該指定があった日以後の設置に係るものに限る。）の交付を受けた場合

2 法第12条第3項の規定による検査は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3 法第12条第3項の規定による報告は、昇降機にあっては別記第36号の4様式による報告書及び別記第36号の5様式による定期検査報告概要書に、建築設備（昇降機を除く。）にあっては別記第36号の6様式による報告書及び別記第36号の7様式による定期検査報告概要書に、防火設備にあっては別記第36号の8様式による報告書及び別記第36号の9様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の4様式、別記第36号の5様式、別記第36号の6様式、別記第36号の7様式、別記第36号の8様式、別記第36号の9様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあっては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

第6条の2 ●建築基準法施行規則（抄）

4 法第12条第3項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

【国の機関の長等による建築設備等の点検】

5 **第6条の2** 法第12条第4項の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして1年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については3年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

15 **2** 法第18条第18項（法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して2年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については6年）以内に行うものとする。

【工作物の定期報告】

25 **第6条の2の2** 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告の時期は、法第64条に規定する工作物（高さ4mを超えるものに限る。以下「看板等」という。）又は法第88条第1項に規定する昇降機等（以下単に「昇降機等」という。）（次項及び次条第1項においてこれらを総称して単に「工作物」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年まで）の間隔において特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合には、その直後の時期を除く。）とする。

35 **一** 法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項の政令で定める昇降機等について、築造主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証（新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

40 **二** 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定により特定行政庁が指定する工作物について、築造主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項

の規定による検査済証（当該指定があった日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

2 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による調査及び検査は、工作物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査及び検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告は、看板等にあつては別記第36号の6様式による報告書及び別記第36号の7様式による定期検査報告概要書に、観光用エレベーター等にあつては別記第36号の4様式による報告書及び別記第36号の5様式による定期検査報告概要書に、令第138条第2項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）にあつては別記第36号の10様式による報告書及び別記第36号の11様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の4様式、別記第36号の5様式、別記第36号の6様式、別記第36号の7様式、別記第36号の10様式、別記第36号の11様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が工作物の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

【国の機関の長等による工作物の点検】

45 **第6条の2の3** 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第2項及び第4項の点検（次項において単に「点検」という。）は、工作物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして1年（ただし、国土交通大臣が定める点

検の項目については3年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

- 2 法第88条第1項及び第3項において準用する法第18条第18項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して2年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については6年）以内に行うものとする。

【台帳の記載事項等】

第6条の3 法第12条第8項（法第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 建築物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第3号様式による建築計画概要書（第3面を除く。）、別記第36号の3様式による定期調査報告概要書、別記第37号様式による建築基準法令による処分等の概要書（以下この項及び第11条の3第1項第五号において「処分等概要書」という。）及び別記第67号の4様式による全体計画概要書（以下単に「全体計画概要書」という。）に記載すべき事項

ロ 第1条の3の申請書及び第8条の2第1項において準用する第1条の3の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

二 建築設備に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第8号様式による申請書の第2面、別記第36号の5様式による定期検査報告概要書（観光用エレベーター等に係るものを除く。）、別記第36号の7様式による定期検査報告概要書（看板等に係るものを除く。）及び処分等概要書並びに別記第42号の7様式による通知書の第2面に記載すべき事項

ロ 第2条の2の申請書及び第8条の2第5項

において準用する第2条の2の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

三 防火設備に係る台帳 別記第36号の9様式による定期検査報告概要書その他特定行政庁が必要と認める事項

四 工作物に係る台帳 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第88条第1項に規定する工作物にあっては、別記第10号様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第8号様式（昇降機用））による申請書の第2面及び別記第42号の9様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第42号の7様式（昇降機用））による通知書の第2面に記載すべき事項

ロ 法第88条第2項に規定する工作物にあっては、別記第11号様式による申請書の第2面及び別記第42号の11様式による通知書の第2面に記載すべき事項

ハ 別記第36号の5様式による定期検査報告概要書（観光用エレベーター等に係るものに限る。）、別記第36号の7様式による定期検査報告概要書（看板等に係るものに限る。）及び別記第36号の11様式による定期検査報告概要書並びに処分等概要書に記載すべき事項

ニ 第3条の申請書及び第8条の2第6項において準用する第3条の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

2 法第12条第8項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 第1条の3（第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（別記第3号様式による建築計画概要書を除く。）

二 第2条の2（第8条の2第5項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

三 第3条（第8条の2第6項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（別記第3号様式による建築計画概要書及び別記第12号様式による築造計画概要書を除く。）

第6条の4 ●建築基準法施行規則（抄）

- 四 第4条第1項（第8条の2第13項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類
- 五 第4条の2第1項（第8条の2第14項において準用する場合を含む。）に規定する書類
- 六 第4条の8第1項（第8条の2第17項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類
- 七 第5条第3項に規定する書類
- 八 第6条第3項に規定する書類
- 九 第6条の2の2第3項に規定する書類
- 十 適合判定通知書又はその写し
- 十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し
- 3 第1項各号に掲げる事項又は前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第12条第8項に規定する台帳への記載又は同項に規定する書類の保存に代えることができる。
- 4 法第12条第8項に規定する台帳（第2項に規定する書類を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物又は工作物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。
- 5 第2項に規定する書類（第3項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。
- 一 第2項第一号から第六号まで、第十号及び第十一号の図書及び書類 当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から起算して15年間
- 二 第2項第七号から第九号までの書類 特定行政庁が定める期間
- 6 指定確認検査機関から台帳に記載すべき事項に係る報告を受けた場合においては、速やかに台帳を作成し、又は更新しなければならない。
- 【都道府県知事による台帳の記載等】**
- 第6条の4 都道府県知事は、構造計算適合性判定

- に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳（第3条の7の申請書及び第8条の2第7項において準用する第3条の7（第3条の10において準用する場合を除く。）の通知書（以下この条において「申請書等」という。）を含む。）を保存しなければならない。
- 2 前項に規定する台帳は、次の各号に定める事項を記載しなければならない。
- 一 別記第18号の2様式による申請書の第2面及び第3面並びに別記第42号の12の2様式による通知書の第2面及び第3面に記載すべき事項
- 二 申請書等の受付年月日
- 三 構造計算適合性判定の結果
- 四 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号及びこれを交付した年月日その他都道府県知事が必要と認める事項
- 3 申請書等又は前項に規定する事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ都道府県において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって申請書等の保存又は第一項に規定する台帳への記載に代えることができる。
- 4 第1項に規定する台帳（申請書等を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。
- 5 申請書等（第3項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、法第6条の3第4項又は法第18条第7項の規定による通知書の交付の日から起算して15年間保存しなければならない。
- 【建築物調査員資格者証等の種類】**
- 第6条の5 法第12条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する建築物調査員資格者証の種類は、特定建築物調査員資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。
- 2 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する建築設備等検査員資格者証の種類は、建築設備検査員資格者証、防火設備検査員資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。

【建築物等の種類等】

第6条の6 建築物調査員が法第12条第1項の調査及び同条第2項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の点検（以下「調査等」という。）を行うことができる建築物及び昇降機等並びに建築設備等検査員が法第12条第3項の検査及び同条第4項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の点検（以下「検査等」という。）を行うことができる建築設備等及び昇降機等の種類は、次の表の(イ)欄に掲げる建築物調査員資格者証及び建築設備等検査員資格者証（以下この条において「建築物調査員資格者証等」という。）の種類に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる建築物、建築設備等及び昇降機等の種類とし、法第12条の2第1項第一号及び法第12条の3第3項第一号（これらの規定を法第88条第1項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める講習は、同表の(ハ)欄に掲げる建築物調査員資格者証等の種類に応じ、それぞれ同表(ハ)欄に掲げる講習とする。

	(イ)	(ロ)	(ハ)
	建築物調査員資格者証等の種類	建築物、建築設備等及び昇降機等の種類	講習
(1)	特定建築物調査員資格者証	特定建築物	特定建築物調査員（特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者をいう。以下同じ。）として必要な知識及び技能を修得させるための講習であって、次条、第6条の8及び第6条の10において準用する第3条の14（第1項を除く。）から第3条の16（第1項を除く。）までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録特定建築物調査員講習」という。）
(2)	建築設備検査員資格者証	建築設備（昇降機を除く。以下この表において同じ。）及び防火設備（建築設備についての法第12条第3項の検査及び同条第4項の点検（以下この表にお	建築設備検査員資格者証の交付を受けている者（以下「建築設備検査員」という。）として必要な知識及び技能を修得させるための講習であって、第6条の11並びに第6条の12において準用する第3条の14（第1項を除く。）から

		て「検査等」という。）と併せて検査等を一体的に行うことが合理的であるものとして国土交通大臣が定めたものに限る。）	第3条の16（第1項を除く。）まで及び第6条の8の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録建築設備検査員講習」という。）
(3)	防火設備検査員資格者証	防火設備（(2)項の(ロ)欄に規定する国土交通大臣が定めたものを除く。）	防火設備検査員資格者証の交付を受けている者（以下「防火設備検査員」という。）として必要な知識及び技能を修得させるための講習であって、第6条の13並びに第6条の14において準用する第3条の14（第1項を除く。）から第3条の16（第1項を除く。）まで及び第6条の8の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録防火設備検査員講習」という。）
(4)	昇降機等検査員資格者証	昇降機（観光用エレベーター等を含む。）及び遊戯施設	昇降機等検査員資格者証の受けている者（以下「昇降機等検査員」という。）として必要な知識及び技能を修得させるための講習であって、第6条の15並びに第6条の16において準用する第3条の14（第1項を除く。）から第3条の16（第1項を除く。）まで及び第6条の8の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録昇降機等検査員講習」という。）

【特定建築物調査員講習の登録の申請】

第6条の7 前条の表の(1)項の(ハ)欄の登録は、登録特定建築物調査員講習の実施に関する事務（以下「登録特定建築物調査員講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

【登録の要件】

第6条の8 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次条第四号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。
- 二 次のいずれかに該当する者が講師として登録特定建築物調査員講習事務に従事するものであること。

イ 建築基準適合判定資格者

第6条の9 ●建築基準法施行規則（抄）

□ 特定建築物調査員
 ハ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学その他の登録特定建築物調査員講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は建築学その他の登録特定建築物調査員講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ニ 建築行政に関する実務の経験を有する者

ホ イからニまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 法第12条第1項又は第3項（これらの規定を法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく調査又は検査を業として行っている者（以下「調査検査業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 前条の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあっては、調査検査業者がその親法人であること。

□ 登録申請者の役員に占める調査検査業者の役員又は職員（過去2年間に当該調査検査業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が $\frac{1}{2}$ を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が調査検査業者の役員又は職員（過去2年間に当該調査検査業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

【登録特定建築物調査員講習事務の実施に係る義務】

第6条の9 登録特定建築物調査員講習事務を行う者（以下「登録特定建築物調査員講習実施機関」という。）は、公正に、かつ、前条第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録特定建築物調査員講習事務を行わなければならない。

一 建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者であることを受講資格とすること。

二 登録特定建築物調査員講習を毎年1回以上行うこと。

三 登録特定建築物調査員講習は、講義及び修了考査により行うこと。

四 講義は、次の表の左欄に掲げる科目について、それぞれ同表の右欄に掲げる時間以上行うこと。

科目	時間
特定建築物定期調査制度総論	1時間
建築学概論	5時間
建築基準法令の構成と概要	1時間
特殊建築物等の維持保全	1時間
建築構造	4時間
防火、避難	6時間
その他の事故防止	1時間
特定建築物調査業務基準	4時間

五 講義は、前号の表の左欄に掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。

六 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

七 修了考査は、講義の終了後に行い、特定建築物調査員として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。

八 登録特定建築物調査員講習を実施する日時、場所その他の登録特定建築物調査員講習の実施に関し必要な事項を公示すること。

九 講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、申請により、第四号の表の左欄に掲げる科目のうち国土交通大臣が定めるものを免除すること。

十 不正な受講を防止するための措置を講じること。

十一 終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。

十二 修了考査に合格した者に対し、別記第37号の2様式による修了証明書を交付すること。

【準用】

第6条の10 第3条の14から第3条の28まで（第3条の14第1項、第3条の16第1項及び第3条の18を除く。）の規定は、第6条の6の表の(1)項の(ハ)欄の登録及びその更新、登録特定建築物調査員講習、登録特定建築物調査員講習事務並びに登録特定建築物調査員講習実施機関について準用する。この場合において、第3条の14第3項第三号中「第3条の16第1項第二号イからハまで」とあるのは「第6条の8第二号

イからホまで」と、第3条の17第2項中「前3条」とあるのは「第6条の7、第6条の8並びに第6条の10において読み替えて準用する第3条の14（第1項を除く。）から第3条の16（第1項を除く。）まで」と、第3条の20第八号及び第3条の26第1項第五号中「修了証明書」とあるのは「第6条の9第十二号に規定する修了証明書」と、第3条の23中「第3条の16第1項各号」とあるのは「第6条の8各号」と、第3条の24中「第3条の18」とあるのは「第6条の9」と読み替えるものとする。

【建築設備検査員講習の登録の申請】

第6条の11 第6条の6の表の(2)項の(ハ)欄の登録は、登録建築設備検査員講習の実施に関する事務（以下「登録建築設備検査員講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

【準用】

第6条の12 第3条の14から第3条の28まで（第3条の14第1項、第3条の16第1項及び第3条の18を除く。）、第6条の8及び第6条の9の規定は、第6条の6の表の(2)項の(ハ)欄の登録及びその更新、登録建築設備検査員講習、登録建築設備検査員講習事務並びに登録建築設備検査員講習実施機関（登録建築設備検査員講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第3条の14第3項第三号中「第3条の16第1項第二号イからハまで」とあるのは「第6条の12において読み替えて準用する第6条の8第二号イからホまで」と、第3条の17第2項中「前3条」とあるのは「第6条の11並びに第6の12において読み替えて準用する第3条の14（第1項を除く。）から第3条の16（第1項を除く。）まで及び第6条の8」と、第3条の20第八号及び第3条の26第1項第五号中「修了証明書」とあるのは「第6条の12において読み替えて準用する第6条の9第十二号に規定する修了証明書」と、第3条の23中「第3条の16第1項各号」とあるのは「第6条の12において読み替えて準用する第6条の8各号」と、第3条の24中「第3条の18」とあるのは「第6条の12において読み替えて準用する第6条の9」と、第6条の8中「前条」とあるのは「第6条の11」と、同条第一号中「次条第四号の表」とあり、第6条の9第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、

及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第6条の12の表」と、第6条の8第二号ロ及び第6条の9第七号中「特定建築物調査員」とあるのは「建築設備検査員」と、同条第十二号中「別記第37号の2様式」とあるのは「別記第37号の3様式」と読み替えるものとする。

科目	時間
建築設備定期検査制度総論	1時間
建築学概論	2時間
建築設備に関する建築基準法令	3時間30分
建築設備に関する維持保全	1時間30分
建築設備の耐震規制、設計指針	1時間30分
換気、空調調和設備	4時間30分
排煙設備	2時間
電気設備	2時間30分
給排水衛生設備	2時間30分
建築設備定期検査業務基準	2時間30分

【防火設備検査員講習の登録の申請】

第6条の13 第6条の6の表の(3)項の(ハ)欄の登録は、登録防火設備検査員講習の実施に関する事務（以下「登録防火設備検査員講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

【準用】

第6条の14 第3条の14から第3条の28まで（第3条の14第1項、第3条の16第1項及び第3条の18を除く。）、第6条の8及び第6条の9の規定は、第6条の6の表の(3)項の(ハ)欄の登録及びその更新、登録防火設備検査員講習、登録防火設備検査員講習事務並びに登録防火設備検査員講習実施機関（登録防火設備検査員講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第3条の14第3項第三号中「第3条の16第1項第二号イからハまで」とあるのは「第6条の14において読み替えて準用する第6条の8第二号イからホまで」と、第3条の17第2項中「前3条」とあるのは「第6条の13並びに第6条の14において読み替えて準用する第3条の14（第1項を除く。）から第3条の16（第1項を除く。）まで及び第6条の8」と、第3条の20第八号及び第3条の26第1項第五号中「修了証明書」とあるのは「第6条の14において読み替えて準用する第6条の9第十二号に規定する修了証明書」と、第3条の23中「第3条の16第1項各号」とあるのは「第

第6条の15 ●建築基準法施行規則（抄）

6条の14において読み替えて準用する第6条の8各号」と、第3条の24中「第3条の18」とあるのは「第6条の14において読み替えて準用する第6条の9」と、第3条の26第1項第三号及び第4項第二号中「講義」とあるのは「学科講習及び実技講習」と、第6条の8中「前条」とあるのは「第6条の13」と、同条第一号中「次条第四号の表の左欄」とあり、第6条の9第五号中「前号の表の左欄」とあり、及び同条第九号中「第四号の表の左欄」とあるのは「第6条の14の表の中欄」と、第6条の8第二号口及び第6条の9第七号中「特定建築物調査員」とあるのは「防火設備検査員」と、同条第三号中「講義」とあるのは「講習（学科講習及び実技講習をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第四号から第六号まで及び第九号中「講義」とあるのは「講習」と、同条第四号中「次の表の左欄」とあるのは「第6条の14の表の左欄の講習に区分して行うこととし、同表の中欄」と、同条第七号中「講義」とあるのは「学科講習」と、同条第十二号中「修了考査に合格した者」とあるのは「講習を修了した者」と、「別記第37号の2様式」とあるのは「別記第37号の4様式」と読み替えるものとする。

講習区分	科目	時間
学科講習	防火設備定期検査制度総論	1時間
	建築学概論	2時間
	防火設備に関する建築基準法令	1時間
	防火設備に関する維持保全	1時間
	防火設備概論	3時間
実技講習	防火設備検査方法	3時間

【昇降機等検査員講習の登録の申請】

第6条の15 第6条の6の表の(4)項の(ハ)欄の登録は、登録昇降機等検査員講習の実施に関する事務（以下「登録昇降機等検査員講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

【準用】

第6条の16 第3条の14から第3条の28まで（第3条の14第1項、第3条の16第1項及び第3条の18を除く。）、第6条の8及び第6条の9の規定は、第6条の6の表の(4)項の(ハ)欄の登録及びその更新、登録昇降機等検査員講習、登録昇降機等検査員講習事務並びに登録昇降機等検査員講習実施機関（登録昇降機等検査員講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第3条の14第3項第三号中「第3条の16第1項第二号イからハまで」とあるのは「第6条の16において読み替えて準用する第6条の8第二号イからホまで」と、第3条の17第2項中「前3条」とあるのは「第6条の15並びに第6条の16において読み替えて準用する第3条の14（第1項を除く。）から第3条の16（第1項を除く。）まで及び第6条の8」と、第3条の20第八号及び第3条の26第1項第五号中「修了証明書」とあるのは「第6条の16において読み替えて準用する第6条の9第十二号に規定する修了証明書」と、第3条の23中「第3条の16第1項各号」とあるのは「第6条の16において読み替えて準用する第6条の8各号」と、第3条の24中「第3条の18」とあるのは「第6条の16において読み替えて準用する第6条の9」と、第6条の8中「前条」とあるのは「第6条の15」と、同条第一号中「次条第四号の表」とあり、第6条の9第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第6条の16の表」と、第6条の8第二号口及び第6条の9第七号中「特定建築物調査員」とあるのは「昇降機等検査員」と、同条第十二号中「別記第37号の2様式」とあるのは「別記第37号の5様式」と読み替えるものとする。

昇降機、遊戯施設定期検査制度総論

建築学概論

昇降機、遊戯施設に関する電気工学

昇降機、遊戯施設に関する機械工学

昇降機、遊戯施設に関する建築基準法令

昇降機、遊戯施設に関する維持保全

昇降機概論

遊戯施設概論

昇降機、遊戯施設の検査標準

科目	時間
昇降機、遊戯施設定期検査制度総論	1時間
建築学概論	2時間
昇降機、遊戯施設に関する電気工学	2時間
昇降機、遊戯施設に関する機械工学	2時間
昇降機、遊戯施設に関する建築基準法令	5時間
昇降機、遊戯施設に関する維持保全	1時間
昇降機概論	3時間
遊戯施設概論	30分
昇降機、遊戯施設の検査標準	4時間

【心身の故障により調査等の業務を適正に行うことができない者】

第6条の16の2 法第12条の2第2項第四号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により調査等の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと

ができない者とする。

【治療等の考慮】

第6条の16の3 国土交通大臣は、特定建築物調査員資格者証の交付を申請した者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に特定建築物調査員資格者証を交付するかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

【特定建築物調査員資格者証の交付の申請】

第6条の17 法第12条の2第1項の規定によって特定建築物調査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第37号の6様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び生年月日を証明する書類
- 二 第6条の9第十二号に規定する修了証明書又は法第12条の2第1項第二号の規定による認定を受けた者であることを証する書類
- 三 その他参考となる事項を記載した書類

3 第1項の特定建築物調査員資格者証の交付の申請は、修了証明書の交付を受けた日又は法第12条の2第1項第二号の規定による認定を受けた日から3月以内に行わなければならない。

【特定建築物調査員資格者証の条件】

第6条の18 国土交通大臣は、建築物の調査等の適正な実施を確保するため必要な限度において、特定建築物調査員資格者証に、当該資格者証の交付を受ける者の建築物の調査等に関する知識又は経験に応じ、その者が調査等を行うことができる建築物の範囲を限定し、その他建築物の調査等について必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

【特定建築物調査員資格者証の交付】

第6条の19 国土交通大臣は、第6条の17の規定による申請があった場合においては、別記第37号の7様式による特定建築物調査員資格者証を交付する。

【特定建築物調査員資格者証の再交付】

第6条の20 特定建築物調査員は、氏名に変更を生じた場合又は特定建築物調査員資格者証を汚

損し、若しくは失った場合においては、遅滞なく、別記第37号の8様式による特定建築物調査員資格者証再交付申請書に、汚損した場合にあってはその特定建築物調査員資格者証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による申請があった場合においては、申請者に特定建築物調査員資格者証を再交付する。

3 特定建築物調査員は、第1項の規定によって特定建築物調査員資格者証の再交付を申請した後、失った特定建築物調査員資格者証を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、これを国土交通大臣に返納しなければならない。

【心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出】

第6条の20の2 特定建築物調査員又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該特定建築物調査員が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、別記第37号の8の2様式による届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

【特定建築物調査員資格者証の返納の命令等】

第6条の21 法第12条の2第3項の規定による特定建築物調査員資格者証の返納の命令は、別記第37号の9様式による返納命令書を交付して行うものとする。

2 前項の規定による返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に、特定建築物調査員資格者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

3 特定建築物調査員が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失踪宣告の届出義務者は、遅滞なくその特定建築物調査員資格者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

【建築設備検査員資格者証の交付の申請】

第6条の22 法第12条の3第3項の規定によって建築設備検査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第37号の10様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第6条の23 ●建築基準法施行規則（抄）

【準用】

第6条の23 第6条の16の2、第6条の16の3、第6条の17第2項及び第3項並びに第6条の18から第6条の21までの規定は、建築設備検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表 略）

【防火設備検査員資格者証の交付の申請】

第6条の24 法第12条の3第3項の規定によって防火設備検査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第37号の14様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

【準用】

第6条の25 第6条の16の2、第6条の16の3、第6条の17第2項及び第3項並びに第6条の18から第6条の21までの規定は、防火設備検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表 略）

【昇降機等検査員資格者証の交付の申請】

第6条の26 法第12条の3第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）及び法第88条第1項において準用する法第12条の2第1項の規定によって昇降機等検査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第37号の18様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

【準用】

第6条の27 第6条の16の2、第6条の16の3、第6条の17第2項及び第3項並びに第6条の18から第6条の21までの規定は、昇降機等検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表 略）

【身分証明書の様式】

第7条 法第13条第1項（法第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた

当該市町村若しくは都道府県の職員が携帯する身分証明書の様式は、別記第38号様式による。

- 2 法第13条第1項の規定により建築監視員が携帯する身分証明書の様式は、別記第39号様式による。
- 3 法第15条の2第2項（法第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。）の規定により国土交通省の職員が携帯する身分証明書の様式は、別記第39号の2様式による。

【建築工事届及び建築物除却届】

第8条 法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出及び同項の規定による建築物を除却しようとする旨の届出は、それぞれ別記第40号様式及び別記第41号様式による。

- 2 既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合においては、建築物を建築しようとする旨の届出及び建築物を除却しようとする旨の届出は、前項の規定にかかわらず、合わせて別記第40号様式による。
- 3 前2項の届出は、当該建築物の計画について法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受け、又は法第18条第2項の規定により建築主事に工事の計画を通知しなければならない場合においては、当該確認申請又は通知と同時に（法第6条の2第1項の確認済証の交付を受けた場合においては、遅滞なく）行わなければならない。
- 4 法第15条第2項の届出は、同項各号に規定する申請と同時に行わなければならないものとする。

【国の機関の長等による建築主事に対する通知等】

- 第8条の2** 第1条の3の規定は、法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。
- 2 第1条の4の規定は、法第18条第2項の規定による通知を受けた場合について準用する。
- 3 第2条第1項及び第3項から第5項までの規定は、法第18条第3項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付並びに法第18条第13項及び第14項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知書の交付

について準用する。

- 4 第2条第2項の規定は、法第18条第13項の国土交通省令で定める場合について準用する。
- 5 第2条の2（第6項を除く。）の規定は、法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による通知について準用する。
- 6 第3条（第8項を除く。）の規定は、法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知について準用する。
- 10 7 第3条の7（第3条の10において準用する場合を含む。第21項において同じ。）の規定は、法第18条第4項の規定による通知について準用する。
- 15 8 第3条の8（第3条の10において準用する場合を含む。第21項において同じ。）の規定は、法第18条第4項の規定による通知を受けた場合について準用する。
- 20 9 第3条の9第1項、第3項及び第4項の規定は、法第18条第7項から第9項までの規定による通知書の交付について準用する。
- 25 10 第3条の9第2項の規定は、法第18条第8項の国土交通省令で定める場合について準用する。
- 30 11 第3条の11の規定は、法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第18条第7項から第9項までの規定による通知書の交付について準用する。
- 35 12 第3条の12の規定は、法第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出について準用する。
- 40 13 第4条の規定は、法第18条第16項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。
- 45 14 第4条の2の規定は、法第87条第1項において準用する法第18条第16項の規定による通知について準用する。
- 15 第4条の3の2の規定は、法第18条第17項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合について準用する。
- 16 第4条の4の規定は、法第18条第18項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付について準用する。

- 17 第4条の8の規定は、法第18条第19項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。
- 18 第4条の9の規定は、法第18条第20項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合について準用する。
- 19 第4条の10の規定は、法第18条第21項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付について準用する。
- 20 第4条の16の規定は、法第18条第24項第一号又は第二号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定について準用する。
- 21 前各項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表 略）

【枠組壁工法を用いた建築物等の構造方法】

第8条の3 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。以下同じ。）により設けられるものを用いる場合における当該壁及び床版の構造は、国土交通大臣が定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

【道路の位置の指定の申請】

第9条 法第42条第1項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

第10条 ●建築基準法施行規則（抄）

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

【指定道路等の公告及び通知】

第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第四号若しくは第五号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

2 特定行政庁は、法第42条第3項の規定による水平距離の指定（以下この項及び次条において「水平距離指定」という。）をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 水平距離指定の年月日
- 二 水平距離指定に係る道路の部分の位置
- 三 水平距離指定に係る道路の部分の延長
- 四 水平距離

3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

【指定道路図及び指定道路調書】

第10条の2 特定行政庁は、指定道路に関する図面（以下この条及び第11条の3第1項第七号において「指定道路図」という。）及び調書（以下この条及び第11条の3第1項第八号において「指定道路調書」という。）を作成し、これらを保存するときは、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 指定道路図は、少なくとも指定道路の種類及び位置を、付近の地形及び方位を表示した縮尺 $\frac{1}{2500}$ 以上の平面図に記載して作成すること。この場合において、できる限り一葉の図面に表示すること。
- 二 指定道路調書は、指定道路ごとに作成するこ

と。

三 指定道路調書には、少なくとも前条第1項各号に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記第42号の24様式とすること。

四 特定行政庁は、第9条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合には、申請者の氏名を指定道路調書に記載すること。

五 特定行政庁は、水平距離指定をした場合においては、水平距離指定に係る道路の部分の位置を指定道路図に、前条第2項各号に掲げる事項を指定道路調書に記載すること。

2 指定道路図又は指定道路調書に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもってそれぞれ指定道路図又は指定道路調書への記載に代えることができる。

【敷地と道路との関係の特例の基準】

第10条の3 法第43条第2項第一号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。

二 令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。

2 令第144条の4第2項及び第3項の規定は、前項第二号に掲げる基準について準用する。

3 法第43条第2項第一号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が200㎡以内の一戸建ての住宅であることとする。

4 法第43条第2項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。

二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4m以上のものに限る。）に2m以上接する建築物であること。

三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建

築物であること。

【許可申請書及び許可通知書の様式】

- 第10条の4** 法第43条第2項第二号、法第44条第1項第二号若しくは第四号、法第47条ただし書、法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第三号、法第53条の2第1項第三号若しくは第四号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、法第55条第3項若しくは第4項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第58条第2項、法第59条第1項第三号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第三号、法第60条の2の2第1項第二号若しくは第3項ただし書、法第60条の3第1項第三号若しくは第2項ただし書、法第67条第3項第二号、第5項第二号若しくは第9項第二号、法第68条第1項第二号、第2項第二号若しくは第3項第二号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第6項若しくは第7項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第43号様式（法第85条第3項、第6項若しくは第7項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定による許可の申請にあっては別記第44号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。
- 2 特定行政庁は、許可関係規定による許可をしたときは、別記第45号様式による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。
- 3 特定行政庁は、許可関係規定による許可をしな

いときは、別記第46号様式による通知書に、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

- 4 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書、法第51条ただし書又は法第87条第2項若しくは第3項中法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書若しくは法第51条ただし書に関する部分の規定（次項において「工作物許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第47号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、工作物許可関係規定の許可に関する通知について準用する。

【認定申請書及び認定通知書の様式】

- 第10条の4の2** 法第43条第2項第一号、第44条第1項第三号、法第52条第6項第三号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、令第131条の2第2項若しくは第3項又は令第137条の16第二号の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第48号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。
- 2 法第43条第2項第一号の規定による認定の申請をしようとする場合（当該認定に係る道が第10条の3第1項第一号に掲げる基準に適合する場合を除く。）においては、前項に定めるもののほか、申請者その他の関係者が当該道を將

第10条の4の3 ●建築基準法施行規則（抄）

来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに当該道を同条第1項第2号及び同条第2項において準用する令第144条の4第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を申請書に添えるものとする。

3 特定行政庁は、認定関係規定による認定をしたときは、別記第49号様式による通知書に、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

4 特定行政庁は、認定関係規定による認定をしないときは、別記第49号の2様式による通知書に、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

【住居の環境の悪化を防止するために必要な措置】

第10条の4の3 法第48条第16項第二号の国土交通省令で定める措置は、次の表の左欄に掲げる建築物に対応して、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

建築物	措置
一 令第130条第2項第一号に掲げる建築物	イ 敷地は、幅員9m以上の道路に接するものとする。 ロ 店舗の用途に供する部分の床面積は、200㎡以内とすること。 ハ 敷地内には、専ら、貨物の運送の用に供する自動車(以下この条において「貨物自動車」という。)の駐車及び貨物の積卸しの用に供する駐車施設を設けること。 ニ 排気口は、道路(法第42条第2項の規定により道路とみなされるものを除く。次号へ及び第三号ルにおいて同じ。)に面するものとする。ただし、排気口から当該排気口が面する隣地境界線までの水平距離が4m以上ある場合においては、この限りでない。 ホ 生鮮食品の加工の用に供する場所は、建築物及びその敷地内に設けないこと。 ヘ 専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備は、建築物及びその敷地内に設けないこと。 ト 道路の見通しに支障を及ぼすおそれがある塀、柵その他これらに類するものは、敷地内に設けないこと。 チ 商品を陳列し、又は販売する場所は、屋外に設けないこと。 リ ごみ置場は、屋外に設けないこと。ただし、ごみを容器に密閉し、かつ、施錠して保管する場合においては、この限りでない。

ヌ 電気冷蔵庫若しくは電気冷凍庫又は冷暖房設備の室外機を設ける場合においては、当該室外機の騒音の大きさを国土交通大臣が定める方法により計算した値以下とすること。
ル 午後10時から午前6時までの間において営業を営む場合においては、次に掲げる措置を講じること。
(1) 隣地境界線に沿って車両の灯火の光を遮る壁その他これに類するものを設けること。
(2) 店舗内には、テーブル、椅子その他の客に飲食をさせるための設備を設けること。ただし、飲食物品以外の商品のみを販売する店舗については、この限りでない。
(3) 隣地境界線上の鉛直面の内側の照度は、5lx以下とすること。
(4) 屋外広告物の輝度は、400cd/㎡以下とすること。
(5) 屋外における照明の射光の範囲は、光源を含む鉛直面から左右それぞれ70度までの範囲とすること。

二 令第130条第2項第二号に掲げる建築物
イ 調理業務の用に供する部分の床面積は、500㎡以内とすること。
ロ 貨物自動車の交通の用に供する敷地内の通路は、幼児、児童又は生徒の通行の用に供する敷地内の通路と交差しないものとする。こと。
ハ 作業場は、臭気を除去する装置を設けることその他の臭気の発散を防止するために必要な措置を講じること。
ニ 敷地内には、専ら貨物自動車の駐車及び貨物の積卸しの用に供する駐車施設を設けること。
ホ 敷地の貨物自動車の出入口の周辺には、見通しを確保するための空地及びガードレールを設けることその他幼児、児童又は生徒の通行の安全に必要な措置を講じること。
ヘ 排気口は、道路に面するものとする。ただし、排気口から当該排気口が面する隣地境界線までの水平距離が4m以上ある場合においては、この限りでない。
ト ごみ置場は、屋外に設けないこと。ただし、ごみを容器に密閉し、かつ、施錠して保管する場合においては、この限りでない。
チ 道路の見通しに支障を及ぼすおそれがある塀、柵その他これらに類するものは、ホの出入口の周辺に設けないこと。
リ 電気冷蔵庫若しくは電気冷凍庫又は冷暖房設備の室外機を設ける場合においては、騒音を防止するために必要なものとして国土交通大臣が定める措置を講じること。
ヌ 食品を保管する倉庫その他の設備を設ける場合においては、臭気が当該設備から漏れない構造のものとする。

	ル ボイラーを設ける場合においては、遮音上有効な機能を有する専用室に設けること。ただし、ボイラーの周囲に当該専用室と遮音上同等以上の効果のある遮音壁を設ける場合においては、この限りでない。
5	三 令第130条第2項第三号に掲げる建築物
10	イ 敷地は、幅員16m以上の道路に接するものとする。
	ロ 作業場の床面積は、次の(1)又は(2)に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める面積以内とする。
	(1) 第一種住居地域及び第二種住居地域 150㎡
	(2) 準住居地域 300㎡
15	ハ 敷地の自動車の主要な出入口は、イの道路に接するものとし、かつ、その幅は、8m以上とする。
	ニ 作業場の主要な出入口は、イの道路に面するものとする。
	ホ ニの出入口が設けられている外壁以外の外壁は、次に掲げるものとする。
	(1) 遮音上有効な機能を有するものとする。
20	(2) 開口部を設けないこと。ただし、換気又は採光に必要な最小限度の面積のものとし、かつ、防音上有効な措置を講じたものとする場合においては、この限りでない。
	ヘ 油水分離装置を設けること。
	ト 産業廃棄物の保管の用に供する専用室を設けること。
25	チ 敷地内には、専ら貨物自動車の駐車及び貨物の積卸しの用に供する駐車施設を設けること。
	リ ハの出入口の周辺には、見通しを確保するための空地を設けることその他歩行者の通行の安全上必要な措置を講じること。
	ス ニの出入口を道路から離して設けることその他騒音を防止するために必要な措置を講じること。
30	ル 排気口は、道路に面するものとする。ただし、排気口から当該排気口が面する隣地境界線までの水平距離が4m以上ある場合においては、この限りでない。
	ヲ 作業場以外の場所は、作業の用に供しないものとする。
35	ワ 作業場は、板金作業及び塗装作業の用に供しないものとする。
	カ 冷暖房設備の室外機を設ける場合においては、騒音を防止するために必要なものとして国土交通大臣が定める措置を講じること。
40	コ 空気圧縮機を設ける場合においては、騒音を防止するために必要なものとして国土交通大臣が定める措置を講じること。
	ク 午後6時から午前8時までの間においては、騒音を発する機械を稼働させないこと。

レ 午後10時から午前6時までの間において営業を営む場合においては、次に掲げる措置を講じること。

(1) 隣地境界線上の鉛直面の内側の照度は、10lx以下とすること。

(2) 屋外における照明の射光の範囲は、光源を含む鉛直面から左右それぞれ70度までの範囲とすること。

- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項に規定する措置と異なる措置を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第1項に規定する措置を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

【容積率の算定の基礎となる延べ面積に床面積を算入しない機械室等に設置される給湯設備その他の建築設備】

第10条の4の4 法第52条第6項第三号の国土交通省令で定める建築設備は、建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。第10条の4の6第1項及び第10条の4の9第1項において同じ。）の向上に資するものとして国土交通大臣が定める給湯設備とする。

【市街地の環境を害するおそれがない機械室等の基準】

第10条の4の5 法第52条第6項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 その敷地が幅員8m以上の道路に接する建築物に設けられるものであること。
- 二 その敷地面積が1,000㎡以上の建築物に設けられるものであること。
- 三 当該建築物の部分の床面積の合計を居住部分（住宅にあっては住戸をいい、老人ホーム等にあっては入居者ごとの専用部分をいう。）の数の合計で除して得た面積が2㎡以下であること。
- 四 当該建築物の部分の床面積の合計が建築物の延べ面積の $\frac{1}{30}$ 以下であること。

第10条の4の6 ●建築基準法施行規則（抄）

【容積率の制限の緩和を受ける構造上やむを得ない建築物】

第10条の4の6 法第52条第14項第三号の国土交通省令で定める建築物は、次に掲げる工事を行う建築物で当該工事によりその容積率が法第52条第1項から第9項までの規定による限度を超えるものとする。

- 一 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁を通しての熱の損失の防止のための工事
 - 二 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な軒又はひさしを外壁その他の屋外に面する建築物の部分に設ける工事
 - 三 再生可能エネルギー源（法第55条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。第10条の4の9第1項第一号及び第二号において同じ。）の利用に資する設備を外壁に設ける工事
- 2 前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

【建蔽率の制限の緩和に当たり建築物から除かれる建築設備】

第10条の4の7 令第135条の21第一号の国土交通省令で定める建築設備は、かごの構造が壁又は囲いを設けている昇降機以外の建築設備とする。

【建蔽率の制限の緩和を受ける構造上やむを得ない建築物】

第10条の4の8 法第53条第5項第四号の国土交通省令で定める建築物は、第10条の4の6第1項各号に掲げる工事を行う建築物で当該工事によりその建蔽率が法第53条第1項から第3項までの規定による限度を超えるものとする。

2 前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

【第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの制限の緩和を受ける構造上やむを得ない建築物】

第10条の4の9 法第55条第3項の国土交通省令で定める建築物は、次に掲げる工事を行う建築物で当該工事によりその高さが法第55条第1項及び第2項の規定による限度を超えるものとする。

- 一 屋根を再生可能エネルギー源の利用に資する

設備として使用するための工事

- 二 再生可能エネルギー源の利用に資する設備を屋根に設ける工事
- 三 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な屋根を通しての熱の損失の防止のための工事
- 四 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な空気調和設備その他の建築設備を屋根に設ける工事（第二号に掲げるものを除く。）

2 前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

【特例容積率の限度の指定の申請等】

第10条の4の10 法第57条の2第1項の指定（以下この条において「指定」という。）の申請をしようとする者は、別記第49号の3様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

- 一 指定の申請に係る敷地（以下この条において「申請敷地」という。）ごとに次に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線並びに敷地の接する道路の位置及び幅員

- 二 申請敷地ごとに別記第49号の4様式による計画書
 - 三 指定の申請をしようとする者以外に申請敷地について令第135条の23に規定する利害関係を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面
 - 四 前3号に定めるもののほか、特定行政庁が規則で定めるもの
- 2 特定行政庁は、指定をしたときは、別記第49号の5様式による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。
- 3 特定行政庁は、指定をしないときは、別記第49号の6様式による通知書に、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

【特例容積率の限度の指定に関する公告事項等】

第10条の4の11 法第57条の2第4項の国土交通省令で定める公告事項は、公告に係る特例容積率の限度等を縦覧に供する場所とする。

- 2 法第57条の2第4項の国土交通省令で定める縦覧事項は、前条第1項第二号の計画書に記載すべき事項とする。

【特例容積率の限度の指定に係る公告の方法】

5 **第10条の4の12** 法第57条の2第4項の規定による公告は、公報への掲載その他特定行政庁が定める方法により行うものとする。

【指定の取消しの申請等】

10 **第10条の4の13** 法第57条の3第2項の指定の取消し（以下この条において「取消し」という。）の申請をしようとする者は、別記第49号の7様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

- 15 一 取消しの申請に係る敷地（以下「取消対象敷地」という。）ごとに、次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地境界線並びに敷地の接する道路の位置及び幅員

- 20 二 取消対象敷地について所有権及び借地権（法第57条の2第1項に規定する借地権をいう。以下同じ。）を有する者全員の合意を証する書面及び令第135条の24に規定する利害関係者を有する者の同意を得たことを証する書面
- 25 三 前2号に定めるもののほか、特定行政庁が規則で定めるもの

30 2 特定行政庁は、取消しをしたときは、別記第49号の8様式による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

35 3 特定行政庁は、取消しをしないときは、別記第50号様式による通知書に、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

【指定の取消しに係る公告の方法】

40 **第10条の4の14** 第10条の4の12の規定は、法第57条の3第3項の規定による公告について準用する。

【高度地区内における建築物の高さの制限の緩和を受ける構造上やむを得ない建築物】

45 **第10条の4の15** 法第58条第2項の国土交通省令で定める建築物は、第10条の4の9第1項各号に掲げる工事を行う建築物で当該工事によりその高さが法第58条第1項の都市計画にお

いて定められた最高限度を超えるものとする。

- 2 前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

第10条の5（削除）

【型式適合認定の申請】

5 **第10条の5の2** 法第68条の10第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「型式適合認定」という。）のうち、令第136条の2の11第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第50号の2様式による型式適合認定申請書（以下単に「型式適合認定申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関（以下「指定認定機関等」という。）に提出するものとする。

- 15 一 建築物の部分の概要を記載した図書
- 20 二 建築物の部分の平面図、立面図、断面図及び構造詳細図
- 25 三 建築物の部分に関し、令第3章第8節の構造計算をしたものにあつては当該構造計算書、令第108条の3第1項第一号若しくは第4項、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定による検証をしたものにあつては当該検証の計算書
- 30 四 建築物の部分に関し、法第68条の25第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による構造方法等の認定（以下「構造方法等の認定」という。）又は法第38条（法第66条、法第67条の2及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「特殊構造方法等認定」という。）を受けた場合にあっては、当該認定書の写し
- 35 五 前各号に掲げるもののほか、建築物の部分が令第136条の2の11第一号に掲げる一連の規定に適合することについて審査をするために必要な事項を記載した図書

40 2 型式適合認定のうち令第136条の2の11第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるものに係るものの申請をしようとする者は、型式適合認定申請書に次に掲げる図書を添えて、指定認定機関等に提出するものとする。

- 45 一 前項各号（第三号を除く。）に掲げる図書

第10条の5の3 ●建築基準法施行規則（抄）

二 当該建築物の部分に係る一連の規定に基づき
 検証をしたものにあつては、当該検証の計算
 書

3 型式適合認定のうち令第144条の2の表の工作
 物の部分の欄の各項に掲げるものに係るもの
 の申請をしようとする者は、型式適合認定申請書
 に次に掲げる図書を添えて、指定認定機関等に
 提出するものとする。

一 第1項各号（第三号を除く。）に掲げる図書

二 当該工作物の部分に係る一連の規定に基づき
 構造計算又は検証をしたものにあつては、当
 該構造計算書又は当該検証の計算書

【型式適合認定に係る認定書の通知等】

第10条の5の3 指定認定機関等は、型式適合認
 定をしたときは、別記第50号の3様式による
 型式適合認定書（以下単に「型式適合認定書」
 という。）をもって申請者に通知するとともに、
 次に掲げる事項を公示するものとする。

一 認定を受けた者の氏名又は名称

二 認定を受けた型式に係る建築物の部分又は工
 作物の部分の種類

三 認定番号

四 認定年月日

2 指定認定機関等は、型式適合認定をしないとき
 は、別記第50号の4様式による通知書をもつ
 て申請者に通知するものとする。

【型式部材等】

第10条の5の4 法第68条の11第1項（法第88
 条第1項において準用する場合を含む。以下同
 じ。）の国土交通省令で定める型式部材等は、
 次に掲げるものとする。

一 令第136条の2の11第一号に規定する門、
 扉、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化
 槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他こ
 れらに類するもの（屋上又は屋内にあるもの
 を除く。）以外の建築物の部分（次号におい
 て「建築物の部分」という。）で、当該建築
 物の部分（建築設備を除く。以下この号にお
 いて同じ。）に用いられる材料の種類、形状、
 寸法及び品質並びに構造方法が標準化されて
 おり、かつ、当該建築物の部分の工場におい
 て製造される部分の工程の合計がすべての製
 造及び施工の工程の $\frac{2}{3}$ 以上であるもの

二 建築物の部分で、当該建築物の部分に用いら
 れる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに

構造方法が標準化されており、かつ、当該建
 築物の部分の工場において製造される部分の
 工程の合計がすべての製造及び施工の工程の
 $\frac{2}{3}$ 以上であるもの（前号に掲げるものを除
 く。）

三 令第136条の2の11第二号の表の各項に掲
 げる建築物の部分又は令第144条の2の表の
 各項に掲げる工作物の部分で、当該建築物の
 部分又は工作物の部分に用いられる材料の種
 類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標
 準化されており、かつ、据付工事に係る工程
 以外の工程が工場において行われるもの

【型式部材等製造者の認証の申請】

第10条の5の5 法第68条の11第1項又は法第
 68条の22第1項（法第88条第1項において
 準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によ
 る認証（以下「型式部材等製造者の認証」とい
 う。）の申請をしようとする者は、別記第50号
 の5様式による型式部材等製造者認証申請書に
 製造をする型式部材等に係る型式適合認定書の
 写しを添えて、指定認定機関等に提出するもの
 とする。

【型式部材等製造者認証申請書の記載事項】

第10条の5の6 法第68条の11第2項（法第68
 条の22第2項（法第88条第1項において準用
 する場合を含む。以下同じ。）及び法第88条第
 1項において準用する場合を含む。）の国土交
 通省令で定める申請書に記載すべき事項は、次
 に掲げるものとする。

一 認証を申請しようとする者の氏名又は名称及
 び住所又は主たる事務所の所在地

二 型式部材等の種類

三 型式部材等に係る型式適合認定の認定番号及
 び適合する一連の規定の別

四 工場その他の事業場（以下「工場等」という。）
 の名称及び所在地

五 技術的生産条件に関する事項

2 前項第五号の事項には、法第68条の13第二号
 （法第68条の22第2項及び法第88条第1項に
 おいて準用する場合を含む。第10条の5の9
 において同じ。）の技術的基準に適合している
 ことを証するものとして、次に掲げる事項（第
 10条の5の4第三号に掲げる型式部材等に係
 る申請書にあつては、第二号ヲに掲げるものを
 除く。）を記載するものとする。

- 一 申請に係る工場等に関する事項
 - イ 沿革
 - ロ 経営指針（品質管理に関する事項を含むものとする。）
 - ハ 配置図
 - ニ 従業員数
 - ホ 組織図（全社的なものを含み、かつ、品質管理推進責任者の位置付けを明確にすること。）
 - ヘ 就業者に対する教育訓練等の概要
- 二 申請に係る型式部材等の生産に関する事項
 - イ 当該型式部材等又はそれと類似のものに関する製造経歴
 - ロ 生産設備能力及び今後の生産計画
 - ハ 社内規格一覧表
 - ニ 製品の品質特性及び品質管理の概要（保管に関するものを含む。）
 - ホ 主要資材の名称、製造業者の氏名又は名称及び品質並びに品質確保の方法（保管に関するものを含む。）の概要
 - ヘ 製造工程の概要図
 - ト 工程中における品質管理の概要
 - チ 主要製造設備及びその管理の概要
 - リ 主要検査設備及びその管理の概要
 - ヌ 外注状況及び外注管理（製造若しくは検査又は設備の管理の一部を外部に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下同じ。）の概要
 - ル 苦情処理の概要
 - ヲ 監査の対象、監査の時期、監査事項その他監査の実施の概要
- 三 申請に係る型式部材等に法第68条の19第1項（法第68条の22第2項及び法第88条第1項において準用する場合を含む。第10条の5の15において同じ。）の特別な表示を付する場合にあっては、その表示方式に関する事項
- 四 申請に係る型式部材等に係る品質管理推進責任者に関する事項
 - イ 氏名及び職名
 - ロ 申請に係る型式部材等の製造に必要な技術に関する実務経験
 - ハ 品質管理に関する実務経験及び専門知識の修得状況
- 3 前項の規定にかかわらず、製造設備、検査設備、

検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本産業規格Q 9001の規定に適合していることを証する書面を添付する場合にあっては、前項第一号ロ及びへに掲げる事項を記載することを要しない。

【認証書の通知等】

第10条の5の7 指定認定機関等は、型式部材等製造者の認証をしたときは、別記第50号の6様式による型式部材等製造者認証書をもって申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 認証を受けた者の氏名又は名称
- 二 型式部材等の種類
- 三 認証番号
- 四 認証年月日

2 指定認定機関等は、型式部材等製造者の認証をしないときは、別記第50号の7様式による通知書をもって、申請者に通知するものとする。

【型式適合認定を受けることが必要な型式部材等の型式】

第10条の5の8 法第68条の13第一号（法第68条の22第2項及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める型式部材等の型式は、第10条の5の4各号に掲げる建築物の部分又は工作物の部分の型式とする。

【品質保持に必要な生産条件】

第10条の5の9 法第68条の13第二号の国土交通省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 別表第1の(イ)欄に掲げる型式部材等の区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる製造設備を用いて製造されていること。
- 二 別表第1の(イ)欄に掲げる型式部材等の区分に応じ、それぞれ同表の(ハ)欄に掲げる検査が同表の(ニ)欄に掲げる検査設備を用いて適切に行われていること。
- 三 製造設備が製造される型式部材等の品質及び性能を確保するために必要な精度及び性能を有していること。
- 四 検査設備が検査を行うために必要な精度及び性能を有していること。
- 五 次に掲げる方法（第10条の5の4第三号に掲げる型式部材等にあっては、イ（(1)に定めるものに限る。）、ト及びチ（監査に関する記録に係るものに限る。）に掲げるものを除く。）

第10条の5の9 ●建築基準法施行規則（抄）

により品質管理が行われていること。

イ 社内規格が次のとおり適切に整備されていること。

(1) 次に掲げる事項について社内規格が具体的かつ体系的に整備されていること。

(i) 製品の品質、検査及び保管に関する事項

(ii) 資材の品質、検査及び保管に関する事項

(iii) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項

(iv) 製造設備及び検査設備の管理に関する事項

(v) 外注管理に関する事項

(vi) 苦情処理に関する事項

(vii) 監査に関する事項

(2) 社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されていること。

□ 製品及び資材の検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ハ 工程の管理が次のとおり適切に行われていること。

(1) 製造及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録又は管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切に管理されていること。

(2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び再発防止対策が適切に行われていること。

(3) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。

ニ 製造設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。

ホ 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。

へ 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

ト 監査が社内規格に基づいて適切に行われていること。

チ 製品の管理、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理、監査等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。

六 その他品質保持に必要な技術的生産条件を次のとおり満たしていること。

イ 次に掲げる方法により品質管理の組織的な運営が図られていること。

(1) 品質管理の推進が工場等の経営指針として確立されており、品質管理が計画的に実施されていること。

(2) 工場等における品質管理を適切に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、品質管理推進責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。

(3) 工場等における品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し品質管理の推進に係る技術的指導が適切に行われていること。

□ 工場等において、品質管理推進責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

(1) 品質管理に関する計画の立案及び推進

(2) 社内規格の制定、改正等についての統括

(3) 製品の品質水準の評価

(4) 各工程における品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整

(5) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

(6) 就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進

(7) 外注管理に関する指導及び助言

2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。

一 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本産業規格Q 9001の規定に適合していること。

- 二 前項第一号から第四号まで及び第六号口の基準に適合していること。
- 三 製造をする型式部材等の型式に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、製品について型式に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われていること。

【届出を要しない軽微な変更】

第10条の5の10 法第68条の16（法第68条の22第2項及び法第88条第1項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、第10条の5の6第2項第一号イ及びニに掲げる事項とする。

【認証型式部材等製造者等に係る変更の届出】

第10条の5の11 認証型式部材等製造者（法第68条の11第1項の認証を受けた者をいう。以下同じ。）又は認証外国型式部材等製造者（法第68条の22第2項に規定する認証外国型式部材等製造者をいう。第10条の5の13において同じ。）（以下これらを総称して「認証型式部材等製造者等」という。）は、法第68条の16の規定により第10条の5の6第1項及び第2項に掲げる事項に変更（型式部材等の種類の変更、工場等の移転による所在地の変更その他の当該認証の効力が失われることとなる変更及び前条に規定する変更を除く。）があったときは、別記第50号の8様式による認証型式部材等製造者等変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

【認証型式部材等製造者等に係る製造の廃止の届出】

第10条の5の12 認証型式部材等製造者等は、法第68条の17第1項（法第68条の22第2項及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により当該認証に係る型式部材等の製造の事業を廃止しようとするときは、別記第50号の9様式による製造事業廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

【型式適合義務が免除される場合】

第10条の5の13 法第68条の18第1項（法第68条の22第2項及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 輸出（認証外国型式部材等製造者にあつては、本邦への輸出を除く。）のため当該型式部材等の製造をする場合

- 二 試験的に当該型式部材等の製造をする場合
- 三 建築物並びに法第88条第1項及び第2項に掲げる工作物以外の工作物に設けるため当該型式部材等の製造をする場合

【検査方法等】

第10条の5の14 法第68条の18第2項（法第68条の22第2項及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 別表第1の(イ)欄に掲げる型式部材等の区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる検査設備を用いて同表の(ハ)欄に掲げる検査を行うこと。
- 二 製造される型式部材等が法第68条の13（法第68条の22第2項及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを確認できる検査手順書を作成し、それを確実に履行すること。
- 三 検査手順書に定めるすべての事項を終了し、製造される型式部材等がその認証に係る型式に適合することを確認するまで型式部材等を出荷しないこと。
- 四 認証型式部材等（認証型式部材等製造者等が製造をするその認証に係る型式部材等をいう。）ごとに次に掲げる事項を記載した検査記録簿を作成すること。
 - イ 検査を行った型式部材等の概要
 - ロ 検査を行った年月日及び場所
 - ハ 検査を実施した者の氏名
 - ニ 検査を行った型式部材等の数量
 - ホ 検査の方法
 - ヘ 検査の結果

五 前号の検査記録簿（次項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該型式部材等の製造をした工場等の所在地において、記載の日から起算して5年以上保存すること。

- 2 前項第四号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同号の検査記録簿に代えることができる。

第 10 条の 5 の 15 ● 建築基準法施行規則 (抄)

【特別な表示】

第 10 条の 5 の 15 法第 68 条の 19 第 1 項の国土交通省令で定める方式による特別な表示は、別記第 50 号の 10 様式に定める表示とし、認証型式部材等製造者等がその認証に係る型式部材等の見やすい箇所に付するものとする。

【認証型式部材等に関する検査の特例】

第 10 条の 5 の 16 法第 68 条の 20 第 2 項 (法第 68 条の 22 第 2 項及び法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。) の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 法第 7 条第 4 項、法第 7 条の 3 第 4 項又は法第 18 条第 17 項若しくは第 20 項の規定による検査 第 4 条第 1 項又は第 4 条の 8 第 1 項の申請書並びにその添付図書及び添付書類を審査し、必要に応じ、法第 12 条第 5 項の規定による報告を求める。
- 二 法第 7 条の 2 第 1 項又は法第 7 条の 4 第 1 項の規定による検査 第 4 条の 4 の 2 において準用する第 4 条第 1 項第一号に規定する図書及び書類並びに同項第二号に規定する写真並びに第 4 条の 11 の 2 において準用する第 4 条の 8 第 1 項第一号に規定する図書及び書類並びに同項第二号に規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第 77 条の 32 第 1 項の規定により照会する。

【認証の取消しに係る公示】

第 10 条の 5 の 17 国土交通大臣は、法第 68 条の 21 第 1 項及び第 2 項並びに法第 68 条の 23 第 1 項及び第 2 項の規定により認証を取り消したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 認証を取り消した型式部材等製造者の氏名又は名称
- 二 認証の取消しに係る型式部材等の種類
- 三 認証番号
- 四 認証を取り消した年月日

【構造方法等の認定の申請】

第 10 条の 5 の 21 構造方法等の認定の申請をしようとする者は、別記第 50 号の 11 様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 構造方法、建築材料又はプログラム (以下「構造方法等」という。) の概要を記載した図書

- 二 平面図、立面図、断面図及び構造詳細図
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、構造計算書、実験の結果、検査の方法その他の構造方法等を評価するために必要な事項を記載した図書

2 国土交通大臣は、前項各号に掲げる図書のみでは評価が困難と認める場合にあっては、当該構造方法等の実物又は試験体その他これらに類するもの (次項及び第 11 条の 2 の 3 第 2 項第一号において「実物等」という。) の提出を求めることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、法第 77 条の 56 第 2 項に規定する指定性能評価機関 (以下単に「指定性能評価機関」という。) 又は法第 77 条の 57 第 2 項に規定する承認性能評価機関 (以下単に「承認性能評価機関」という。) が作成した当該申請に係る構造方法等の性能に関する評価書を第 1 項の申請書に添える場合にあっては、同項各号に掲げる図書及び実物等を添えることを要しない。

【構造方法等の認定書の通知等】

第 10 条の 5 の 22 国土交通大臣は、構造方法等の認定をしたときは、別記第 50 号の 12 様式による認定書をもって申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 認定を受けた構造方法等の名称
- 三 認定番号
- 四 認定年月日
- 五 認定に係る性能評価を行った指定性能評価機関又は承認性能評価機関の名称 (国土交通大臣が性能評価を行った場合にあっては、その旨)

2 国土交通大臣は、構造方法等の認定をしないときは、別記第 50 号の 13 様式による通知書をもって申請者に通知するものとする。

【特殊構造方法等認定の申請】

第 10 条の 5 の 23 特殊構造方法等認定の申請をしようとする者は、別記第 50 号の 14 様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 構造方法又は建築材料の概要を記載した図書
- 二 平面図、立面図、断面図及び構造詳細図
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、構造計算書、実験の結果、検査の方法その他の構造方法又は

建築材料が法第2章、第3章第5節並びに第67条第1項及び第2項の規定並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものと同等以上の効力があるかどうかを審査するために必要事項を記載した図書

- 2 国土交通大臣は、前項各号に掲げる図書のみでは前項第三号の規定による審査が困難と認める場合にあっては、当該構造方法又は建築材料の実物又は試験体その他これらに類するもの提出を求めることができる。

【特殊構造方法等認定書の通知等】

第10条の5の24 国土交通大臣は、特殊構造方法等認定をしたときは、別記第50号の15様式による認定書をもって申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 認定を受けた構造方法又は建築材料の名称及び内容
- 三 認定番号
- 四 認定年月日

- 2 国土交通大臣は、特殊構造方法等認定をしないときは、別記第50号の16様式による通知書をもって申請者に通知するものとする。

【建築協定区域隣接地に関する基準】

第10条の6 法第73条第1項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 建築協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 建築協定区域隣接地の区域は、建築協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

【建築基準適合判定資格者の登録の申請】

第10条の7 法第77条の58第1項の規定によって建築基準適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第51号様式による登録申請書に、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

【登録】

第10条の8 国土交通大臣は、前条の規定による申請があった場合においては、登録申請書の記載事項を審査し、申請者が建築基準適合判定資格者となる資格を有すると認めるときは、法第77条の58第2項の建築基準適合判定資格者登

録簿（以下「登録簿」という。）に登録し、かつ、申請者に別記第52号様式による建築基準適合判定資格者登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

- 2 国土交通大臣は、前項の場合において、申請者が建築基準適合判定資格者となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し、登録申請書を申請者に返却する。

【登録事項】

第10条の9 法第77条の58第2項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地の都道府県名（日本の国籍を有しない者にあっては、その者の有する国籍名。第10条の10及び第10条の15の5第二号において同じ。）、氏名、生年月日、住所及び性別
- 三 建築基準適合判定資格者検定の合格の年月及び合格通知番号又は建築主事の資格検定の合格の年月及び合格証書番号
- 四 勤務先の名称及び所在地
- 五 法第77条の62第1項に規定する登録の消除及び同条第2項の規定による禁止又は登録の消除の処分を受けた場合においては、その旨及びその年月日

【心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者】

第10条の9の2 法第77条の59の2の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により確認検査の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

【治療等の考慮】

第10条の9の3 国土交通大臣は、建築基準適合判定資格者の登録を申請した者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に建築基準適合判定資格者の登録を行うかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

【変更の登録】

第10条の10 法第77条の60に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 本籍地の都道府県名、氏名及び住所
 - 二 勤務先の名称及び所在地
- 2 法第77条の60の規定によって登録の変更を申

第10条の11 ●建築基準法施行規則（抄）

請しようとする者は、その変更を生じた日から30日以内に、別記第53号様式による変更登録申請書に、登録証及び本籍地の都道府県名の変更を申請する場合にあっては戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写しを、氏名の変更を申請する場合にあっては戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 3 国土交通大臣は、法第77条の60の規定による申請があった場合においては、登録簿を訂正し、かつ、本籍地の都道府県名又は氏名の変更に係る申請にあっては登録証を書き換えて、申請者に交付する。

【登録証の再交付】

第10条の11 建築基準適合判定資格者は、登録証を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、別記第54号様式による登録証再交付申請書に、汚損した場合にあってはその登録証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による申請があった場合においては、申請者に登録証を再交付する。
- 3 建築基準適合判定資格者は、第1項の規定によって登録証の再交付を申請した後、失った登録証を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、これを国土交通大臣に返納しなければならない。

【心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない場合】

第10条の11の2 法第77条の61第三号の国土交通省令で定める場合は、建築基準適合判定資格者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となった場合とする。

【死亡等の届出】

第10条の12 法第77条の61の規定により、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める様式に、第一号の場合においては登録証及び戸籍謄本又は戸籍抄本を、第二号から第四号までの場合においては登録証を、第五号の場合においては病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを届け出なければならない。

- 一 法第77条の61第一号の相続人 別記第55号様式
- 二 法第77条の61第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第77条の59第二号に該当するもの 別記第56号様式
- 三 法第77条の61第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第77条の59第五号に該当するもの 別記第57号様式
- 四 法第77条の61第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第77条の59第六号に該当するもの 別記第58号様式
- 五 法第77条の61第三号の建築基準適合判定資格者本人又はその法定代理人若しくは同居の親族 別記第59号様式

【登録の消除の申請及び登録証の返納】

第10条の13 建築基準適合判定資格者は、登録の消除を申請する場合においては、別記第60号様式による登録消除申請書に、登録証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 建築基準適合判定資格者が法第77条の62第1項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）又は第2項の規定によって登録を消除された場合においては、当該建築基準適合判定資格者（法第77条の61第一号に該当する事実が判明したときにあっては相続人、同条（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出があったとき及び同条第三号に該当する事実が判明したときにあっては当該建築基準適合判定資格者又はその法定代理人若しくは同居の親族）は、消除の通知を受けた日から10日以内に、登録証を国土交通大臣に返納しなければならない。

【登録の消除】

第10条の14 国土交通大臣は、登録を消除した場合においては、その登録簿に消除の事由及びその年月日を記載する。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定によって登録を消除した名簿を、消除した日から5年間保存する。

【登録証の領置】

第10条の15 国土交通大臣は、法第77条の62第2項の規定によって建築基準適合判定資格者に業務を行うことを禁止した場合においては、当該建築基準適合判定資格者に対して、登録証の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

【処分の公告】

第10条の15の2 法第77条の62第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について、官報で行うものとする。

- 一 処分をした年月日
- 二 処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号
- 三 処分の内容
- 四 処分の原因となった事実

【構造計算適合判定資格者の登録を受けることができる者】

第10条の15の3 法第77条の66第1項の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者
- 二 建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者
- 三 国土交通大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

【構造計算適合判定資格者の登録の申請】

第10条の15の4 法第77条の66第1項の規定によって構造計算適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第60号の2様式による登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 本籍の記載のある住民票の写し
- 二 前条第一号若しくは第二号に該当する者であることを証する書類又は同条第三号の規定による認定を受けた者であることを証する書類
- 三 その他参考となる事項を記載した書類

【登録事項】

第10条の15の5 法第77条の66第2項において準用する法第77条の58第2項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地の都道府県名、氏名、生年月日、住所及び性別
- 三 構造計算適合判定資格者検定に合格した者で

ある場合においては、合格の年月及び合格通知番号

- 四 第10条の15の3第一号又は第二号に該当する者である場合においては、その旨
- 五 第10条の15の3第三号の規定による認定を受けた者である場合においては、当該認定の内容及び年月日
- 六 勤務先の名称及び所在地
- 七 法第77条の66第2項において読み替えて準用する法第77条の62第1項に規定する登録の消除及び法第77条の66第2項において読み替えて準用する法第77条の62第2項の規定による禁止又は登録の消除の処分を受けた場合においては、その旨及びその年月日

【準用】

第10条の15の6 第10条の8、第10条の9の2から第10条の15の2までの規定は、構造計算適合判定資格者の登録及びその変更について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表 略）

【委員の任期の基準】

第10条の15の7 法第83条の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 委員の任期は、2年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。
- 二 委員は、再任されることができること。
- 三 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行うこと。

【公益上特に必要な用途】

第10条の15の8 法第85条第8項及び第87条の3第8項の国土交通省令で定める用途は、次の各号に掲げる用途とする。

- 一 官公署
- 二 病院又は診療所
- 三 学校
- 四 児童福祉施設等（令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。）
- 五 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき地方公共団体が被災者に供与する**応急仮設住宅**
- 六 前各号に掲げるもののほか、被災者の日常生活

第 10 条の 16 ●建築基準法施行規則（抄）

活上の必要性の程度においてこれらに類する用途

【一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等】

第 10 条の 16 法第 86 条第 1 項又は第 2 項の規定による認定の申請をする者は、別記第 61 号様式による申請書の正本及び副本に、同条第 3 項又は第 4 項の規定による許可の申請をする者は、別記第 61 号の 2 様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

- 一 次の表の(イ)項に掲げる図書及び法第 52 条第 8 項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第 1 項及び第 7 項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、同条第 9 項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、法第 56 条第 7 項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書、同条第 7 項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ホ)項に掲げる図書、同条第 7 項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ヘ)項に掲げる図書、法第 56 条の 2 第 1 項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(ト)項に掲げる図書。ただし、同表の(イ)項に掲げる付近見取図、配置図又は各階平面図は、同表の(ロ)項若しくは(ハ)項に掲げる図書、同表の(ニ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、同表の(ホ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図、同表の(ヘ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(ト)項に掲げる日影図と、同表の(イ)項に掲げる 2 面以上の立面図又は断面図は、同表の(ニ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の 2 面以上の立面図、同表の(ホ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の 2 面以上の立面図又は同表の(ヘ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の 2 面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

(表 略)

- 二 第 10 条の 18 の計画書
- 三 法第 86 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による認定の申請をする者又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定による許可の申請をする者以外に同条第 6 項に規定する対象区域（以下「対象区域」という。）内の土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

四 前 3 号に定めるもののほか、特定行政庁が規則で定めるもの

- 2 法第 86 条の 2 第 1 項の規定による認定の申請をする者は、別記第 61 号様式による申請書の正本及び副本に、同条第 3 項の規定による許可の申請をする者は、別記第 61 号の 2 様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

- 一 前項第一号の表の(イ)項に掲げる図書及び法第 52 条第 8 項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第 1 項及び第 7 項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、同条第 9 項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、法第 56 条第 7 項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書、同条第 7 項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ホ)項に掲げる図書、同条第 7 項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ヘ)項に掲げる図書、法第 56 条の 2 第 1 項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(ト)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

- 二 法第 86 条の 2 第 1 項の規定による認定の申請をする者以外に公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がある場合又は同条第 3 項の規定による許可の

申請をする者以外に公告許可対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者に対する当該申請に係る建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面

三 前2号に定めるもののほか、特定行政庁が規則で定めるもの

3 法第86条の2第2項の規定による許可の申請をする者は、別記第61号の2様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 第1項第一号の表の(イ)項に掲げる図書及び法第52条第8項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第1項及び第7項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、同条第9項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第1項、第2項及び第7項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、法第56条第7項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書、同条第7項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ホ)項に掲げる図書、同条第7項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ヘ)項に掲げる図書、法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(ト)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

二 法第86条の2第2項の規定による許可の申請をする者以外に公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

三 前2号に定めるもののほか、特定行政庁が規則で定めるもの

4 特定行政庁は、法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定（次項において「認定」という。）をしたときは、別記第62号様式による通知書に、法第86条第

3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可（次項において「許可」という。）をしたときは、別記第62号の2様式による通知書に、第1項又は前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

5 特定行政庁は、認定をしないときは、別記第63号様式による通知書に、許可をしないときは、別記第63号の2様式による通知書に、第1項、第2項又は第3項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

【一定の一団の土地の区域内の現に存する建築物を前提として総合的見地からする設計の基準】

第10条の17 法第86条第2項及び同条第4項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 対象区域内の各建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、当該各建築物の避難及び通行の安全の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものを設けること。
- 二 対象区域内の各建築物の外壁の開口部の位置及び構造は、当該各建築物間の距離に応じ、防火上適切な措置が講じられること。
- 三 対象区域内の各建築物の各部分の高さに応じ、当該対象区域内に採光及び通風上有効な空地等を確保すること。
- 四 対象区域内に建築する建築物の高さは、当該対象区域内の他の各建築物の居住の用に供する部分に対し、当該建築物が存する区域における法第56条の2の規定による制限を勘案し、これと同程度に日影となる部分を生じさせることのないものとする。

【対象区域内の建築物の位置及び構造に関する計画】

第10条の18 法第86条第6項の規定による対象区域内の建築物の位置及び構造に関する計画は、同条第1項又は第2項に規定する認定の申請をする者は別記第64号様式による計画書に、同条第3項又は第4項に規定する許可の申請をする者は別記第64号の2様式による計画書に記載するものとする。

【一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定又は許可に関する公告事項等】

第10条の19 法第86条第8項の国土交通省令で

第 10 条の 20 ●建築基準法施行規則（抄）

定める公告事項は、公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所とする。

- 2 法第 86 条第 8 項の国土交通省令で定める縦覧事項は、前条の計画書に記載すべき事項とする。

【一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定又は許可に係る公告の方法】

第 10 条の 20 法第 86 条第 8 項及び法第 86 条の 2 第 6 項の規定による公告は、公報への掲載その他特定行政庁が定める方法により行うものとする。

【認定又は許可の取消しの申請等】

第 10 条の 21 法第 86 条の 5 第 2 項の規定による認定の取消し（以下この条において「認定の取消し」という。）の申請をしようとする者は、別記第 65 号様式による申請書の正本及び副本に、同条第 3 項の規定による許可の取消し（以下この条において「許可の取消し」という。）の申請をしようとする者は、別記第 65 号の 2 様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

- 一 次の表の(イ)項に掲げる図書並びに取消しの申請に係る法第 86 条第 10 項に規定する公告対象区域（以下「取消対象区域」という。）内の建築物について同表の(ロ)項に掲げる図書及び法第 52 条第 8 項の規定によりその容積率が同項の適用がないとした場合における同条第 1 項及び第 7 項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、同条第 9 項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書、法第 56 条第 7 項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ホ)項に掲げる図書、法第 56 条第 7 項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ヘ)項に掲げる図書、法第 56 条第 7 項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ト)項に掲げる図書、法第 56 条の 2 第 1 項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(チ)項に掲げる図書。ただし、同表の(イ)

項に掲げる配置図又は同表の(ロ)項に掲げる各階平面図は、同表の(ハ)項に掲げる道路に接して有効な部分の配置図、同表の(ニ)項に掲げる特定道路の配置図、同表の(ホ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、同表の(ヘ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図、同表の(ト)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(チ)項に掲げる配置図若しくは日影図と、同表の(ロ)項に掲げる 2 面以上の立面図又は 2 面以上の断面図は、同表の(イ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の 2 面以上の立面図、同表の(ヘ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の 2 面以上の立面図又は同表の(ト)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の 2 面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

（表 略）

- 二 取消対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者全員の合意を証する書面
- 三 前 2 号に定めるもののほか、特定行政庁が規則で定めるもの
- 2 特定行政庁は、認定の取消しをしたときは、別記第 66 号様式による通知書に、許可の取消しをしたときは、別記第 66 号の 2 様式による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。
- 3 特定行政庁は、取消しをしないときは、別記第 67 号様式による通知書に、許可の取消しをしないときは、別記第 67 号の 2 様式による通知書に、第 1 項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

【認定の取消しに係る公告の方法】

第 10 条の 22 第 10 条の 20 の規定は、法第 86 条の 5 第 4 項の規定による公告について準用する。

【認定の取消しに係る公告】

- 第 10 条の 22 の 2** 特定行政庁は、法第 86 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 86 条の 2 第 1 項の規定による認定を取り消したとき（法第 86 条の 5 第 2 項の規定による認定の取消しをしたときを除く。第 3 項において同じ。）は、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
- 2 第 10 条の 20 の規定は、前項の規定による公告について準用する。
- 3 法第 86 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 86 条

の2第1項の規定による認定を取り消したときは、第1項の規定による公告によって、その効力を生ずる。

【許可の取消しに係る公告】

第10条の22の3 特定行政庁は、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を取り消したとき（法第86条の5第3項の規定による許可の取消しをしたときを除く。第3項において同じ。）は、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 第10条の20の規定は、前項の規定による公告について準用する。

3 法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を取り消したときは、第1項の規定による公告によって、その効力を生ずる。

【全体計画認定の申請等】

第10条の23 全体計画認定の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる図書及び書類を特定行政庁に提出するものとする。ただし、第1条の3第1項の表1の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、同条第1項の表2の(23)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(28)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(29)項の(3)欄に掲げる日影図と、同条第1項の表1の(3)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、同条第1項の表2の(28)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(45)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

- 一 別記第67号の3様式による申請書（以下この条及び次条において単に「申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

イ 第1条の3第1項の表1の各項に掲げる図

書（同条第1項第一号イの認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同号イに規定する国土交通大臣の指定した図書を除く。）

ロ 申請に係る建築物が第1条の3第1項第一号ロ(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあっては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

ハ 申請に係る建築物が法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものであることを示す書面

二 全体計画概要書

2 申請に係る全体計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第67号の3様式による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

イ 前項第一号イからハまでに掲げる図書及び書類

ロ 申請に係る全体計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第6条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物の全体計画に令第146条第1項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては、別記第8号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ 申請に係る全体計画に含まれる建築設備が第1条の3第4項第一号ハ(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあっては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

二 全体計画概要書

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第6条の4第1項第二号に掲げる建築物認定型式の認定書の写し（その認定型式

第10条の24 ●建築基準法施行規則（抄）

が令第136条の2の11第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、当該認定型式の認定書の写し及び第1条の3第5項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類（を添えたもの）にあっては、同項の表1の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物

第1条の3第5項の表2の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(ハ)欄に掲げる図書については同表の(ニ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

三 認証型式部材等を有する建築物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたもの

にあっては、第1条の3第5項の表1の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ハ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

4 第1条の3第1項の表1の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を第1項又は第2項の申請書に添える場合においては、第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を第1項又は第2項の申請書に添えることを要しない。

5 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第39条第2項、第40条、第43条第3項、第43条の2、第49条から第50条まで、第68条の2第1項若しくは第68条の9第1項の規定に基づく条例（法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第68条の9第2項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第1項又は第2項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

6 前各項に規定する図書及び書類のほか、特定行政庁が全体計画の内容を把握するため又は申請に係る建築物の安全性を確めるために特に必要があると認めて規則で定める図書及び書類を申請書に添えなければならない。

7 前各項の規定により申請書に添えるべき図書及び書類のうち2以上の図書及び書類の内容が同一である場合においては、申請書にその旨を記載した上で、これらの図書及び書類のうちいずれかの図書及び書類を申請書に添付し、他の図書及び書類の添付を省略することができる。

8 特定行政庁は、全体計画認定をしたときは、別記第67号の5様式による通知書に、当該全体計画認定に係る申請書の副本及びその添付図書及び添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

9 特定行政庁は、全体計画認定をしないときは、別記第67号の6様式による通知書に、当該通知に係る申請書の副本及びその添付図書及び添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

【全体計画認定の変更の申請等】

第10条の24 全体計画変更認定の申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本並びに全体計画概要書に前条第1項から第7項までの規定による添付図書添付書類のうち変更に係るものを添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 前条第8項及び第9項の規定は、全体計画認定の変更の場合について準用する。この場合において、同条第8項及び第9項中「全体計画認定」とあるのは「全体計画変更認定」と、「添付図書及び添付書類」とあるのは「添付図書及び添付書類（変更に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

【全体計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更】

第10条の25 法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 第3条の2第1項各号に掲げる変更であって、変更後も全体計画に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの

二 全体計画認定を受けた全体計画に係る工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更

【工事現場の確認の表示の様式】

第11条 法第89条第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事現場における確認の表示の様式は、別記第68号様式による。

【安全上の措置等に関する計画届の様式】

第11条の2 法第90条の3（法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画の届出（安全上の措置等に関する計画届）をしようとする建築主は、別記第69号様式による届出書に次の表に掲げる図書を添えて特定行政庁に提出するものとする。当該計画を変更した場合も同様とする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
工事着手前の各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁の位置及び種類並びに開口部及び防火設備の位置
工事計画書	工事により機能の確保に支障を生ずる避難施設等の種類、箇所及び工事期間、工事に伴う火気の種類、使用場所及び使用期間、工事に使用する資材及び機械器具の種類、量並びに集積、設置等の場所、方法及び期間、工事に係る部分の区画の方法並びに工事に係る部分の工事完了後の状況
安全計画書	工事の施工中における使用部分及びその用途並びに工事により機能の確保に支障を生ずる避難施設等に係る代替措置の概要、使用する火気、資材及び機械器具の管理の方法その他安全上、防火上又は避難上講ずる措置の内容

2 法第7条の6第1項第一号又は第二号の規定による仮使用の認定を受けた者が前項の届出をする場合においては、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書を添えることを要しない。

【書類の閲覧等】

第11条の3 法第93条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の

機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもってこれらの図書とみなす。

- 一 別記第3号様式による建築計画概要書
 - 二 別記第12号様式による築造計画概要書
 - 三 別記第36号の3様式による定期調査報告概要書
 - 四 別記第36号の5様式、別記第36号の7様式、別記第36号の9様式及び別記第36号の11様式による定期検査報告概要書
 - 五 処分等概要書
 - 六 全体計画概要書
 - 七 指定道路図
 - 八 指定道路調査
- 2 特定行政庁は、前項の書類（同項第七号及び第八号の書類を除く。）を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。
- 3 特定行政庁は、第1項の書類を閲覧に供するため、閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

【映像等の送受信による通話の方法による口頭審査】

第11条の4 令第147条の4において準用する行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第8条に規定する方法によって口頭審査の期日に審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第28条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であって審査庁（同法第9条第1項に規定する審査庁をいう。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

【権限の委任】

第12条 法（第6条の2第1項（第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、第7条の2第1項（第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、第18条の2第1項並びに第4章の2第2節及び第3節を除く。）、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第五号から第八号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第9条の3第1項の規定による通知を受理し、及び同条第2項の規定により通知するこ

第12条 ●建築基準法施行規則（抄）

と（国土交通大臣が講じた免許又は許可の取消し、業務の停止の処分その他必要な措置に係るものを除く。）。

二 法第12条の2第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）及び法第12条の3第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による交付をすること。

三 法第12条の2第1項第二号（法第88条第1項において準用する場合を含む。）及び法第12条の3第3項第二号（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による認定をすること。

四 法第12条の2第3項（法第12条の3第4項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により返納を命ずること。

五 法第14条第1項の規定による助言又は援助をし、及び同条第2項の規定により必要な勧告、助言若しくは援助をし、又は必要な参考資料を提供すること。

六 法第15条の2の規定により必要な報告若しくは物件の提出を求め、又はその職員に立入検査、試験若しくは質問させること。

七 法第16条の規定により必要な報告又は統計の資料の提出を求めること。

八 法第17条第2項、第4項（同条第11項において準用する場合を含む。）及び第9項の規定により指示すること。

九 法第49条第2項の規定による承認をすること。

十 法第68条の2第5項の規定による承認をすること。

十一 法第4章の3に規定する権限

十二 法第85条の3の規定による承認をすること。

十三 令第144条の4第3項（第10条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による承認をすること。

十四 第6条の18（第6条の23、第6条の25及び第6条の27において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により範囲を限定し、条件を付し、及びこれを変更すること。

十五 第6条の20（第6条の23、第6条の25及び第6条の27において読み替えて準用する場

合を含む。）の規定による再交付をすること。

十六 第6条の20の2（第6条の23、第6条の25及び第6条の27において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

十七 第6条の21第3項（第6条の23、第6条の25及び第6条の27において準用する場合を含む。）の規定による受納をすること。

別表（略）

第2号様式（第1条の3、第3条、第3条の3関係）

確認申請書（建築物）

（第1面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事又は指定確認検査機関 様

年 月 日

申請者氏名

設計者氏名

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

（第2面）

建築主等の概要

【1. 建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 郵便番号】
 【ニ. 住所】
 【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ニ. 郵便番号】

第2号様式 ●建築基準法施行規則（抄）

【ホ.所在地】
【ハ.電話番号】

【3.設計者】

（代表となる設計者）

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ハ.電話番号】
【ト.作成又は確認した設計図書】

（その他の設計者）

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ハ.電話番号】
【ト.作成又は確認した設計図書】

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ハ.電話番号】
【ト.作成又は確認した設計図書】

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ハ.電話番号】
【ト.作成又は確認した設計図書】

（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者）

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

- 【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号
【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号
【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号
建築士法第20条の3第3項の表示をした者
【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号
【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号
【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

- 【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

- 【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】

第2号様式 ●建築基準法施行規則（抄）

- 【イ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【5.工事監理者】

（代表となる工事監理者）

- 【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ハ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】

（その他の工事監理者）

- 【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ハ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】

- 【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ハ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】

- 【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ハ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】

【6.工事施工者】

- 【イ.氏名】
【ロ.営業所名】建設業の許可 () 第 号
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】

【7.構造計算適合性判定の申請】

第2号様式 ●建築基準法施行規則（抄）

【8. 主要用途】（区分 ）

【9. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【10. 建築面積】 （申請部分 ）（申請以外の部分）（合計 ）
 【イ. 建築面積】 （ ）（ ）（ ）
 【ロ. 建蔽率】 %

【11. 延べ面積】 （申請部分 ）（申請以外の部分）（合計 ）
 【イ. 建築物全体】 （ ）（ ）（ ）
 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
 （ ）（ ）（ ）
 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】
 （ ）（ ）（ ）
 【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
 （ ）（ ）（ ）
 【ホ. 自動車車庫等の部分】 （ ）（ ）（ ）
 【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 （ ）（ ）（ ）
 【ト. 蓄電池の設置部分】 （ ）（ ）（ ）
 【チ. 自家発電設備の設置部分】
 （ ）（ ）（ ）
 【リ. 貯水槽の設置部分】 （ ）（ ）（ ）
 【ス. 宅配ボックスの設置部分】
 （ ）（ ）（ ）
 【ル. 住宅の部分】 （ ）（ ）（ ）
 【セ. 老人ホーム等の部分】 （ ）（ ）（ ）
 【ワ. 延べ面積】 m²
 【カ. 容積率】 %

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【13. 建築物の高さ等】 （申請に係る建築物）（他の建築物 ）

【イ. 最高の高さ】 （ ）（ ）

【ロ. 階数】 地上 （ ）（ ）

地下 （ ）（ ）

【ハ. 構造】 一部 造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

【15. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【16. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 年 月 日 ()

(第 回) 年 月 日 ()

(第 回) 年 月 日 ()

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

(第4面)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 用途】(区分)

(区分)

(区分)

(区分)

(区分)

【3. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】 造 一部 造

【5. 主要構造部】

耐火構造 建築基準法施行令第108条の3第1項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

準耐火構造（準耐火時間： 分）

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ-1）

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ-2）

その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

建築基準法施行令第109条の5第一号に掲げる基準に適合する構造

建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物

建築基準法施行令第110条第一号に掲げる基準に適合する構造

その他

建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

第2号様式 ●建築基準法施行規則（抄）

- 耐火建築物
- 延焼防止建築物
- 準耐火建築物
- 準延焼防止建築物
- その他
- 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【8. 階数】

- 【イ. 地階を除く階数】 階
- 【ロ. 地階の階数】
- 【ハ. 昇降機塔等の階の数】
- 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

【9. 高さ】

- 【イ. 最高の高さ】 m
- 【ロ. 最高の軒の高さ】 m

【10. 建築設備の種類】

【11. 確認の特例】

- 【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】
有 無
- 【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無
- 【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】
第 号
- 【ニ. 認定型式の認定番号】
第 号
- 【ホ. 適合する一連の規定の区分】
建築基準法施行令第136条の2の11第一号イ
建築基準法施行令第136条の2の11第一号ロ
- 【ハ. 認証型式部材等の認定番号】

【12. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】	(階)	(階)	(階)
	(階)	(階)	(階)
	(階)	(階)	(階)
	(階)	(階)	(階)
	(階)	(階)	(階)
【ロ. 合計】	(階)	(階)	(階)

【13. 屋根】

【14. 外壁】

【15. 軒裏】

【16. 居室の床の高さ】

【17. 便所の種類】

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

(第5面)

建築物の階別概要

【1. 番号】

【2. 階】

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

(用途の区分) (具体的な用途の名称) (床面積)

【イ.】 () () () m²

【ロ.】 () () ()

【ハ.】 () () ()

【ニ.】 () () ()

【ホ.】 () () ()

【ヘ.】 () () ()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

第2号様式 ●建築基準法施行規則（抄）

（第6面）

建築物独立部分別概要

【1. 番号】

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上（ ） 地下（ ）

【ニ.】 構造 造 一部 造

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

 特定構造計算基準 特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算 建築基準法施行令第81条第2項第一号イに掲げる構造計算 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算 建築基準法施行令第81条第2項第二号イに掲げる構造計算 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

 建築基準法第20条第1項第二号イ又は第三号イの認定を受けたプログラム
(大臣認定番号) その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】 ()

【8. 備考】

（注意）

1. 各面共通関係～4. 第3面関係（略）

5. 第4面関係

- ① この書類は、申請建築物ごと（延べ面積が10㎡以内のものを除く。以下同じ。）に作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、10欄から15欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

- ④ 2欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑤ 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 5欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ-1）」（建築基準法施行令第109条の3第一号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ-2）」（同条第二号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合は「その他」に「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 6欄は、「建築基準法施行令第109条の5第一号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第一号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第一号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第一号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、5欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定を受けない」に「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 7欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の2第一号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」（同条第二号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第61条の規定の適用を受けるもの）の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第61条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第61条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 8欄の「ハ」は、建築基準法施行令第2条第1項第八号により階数に算入されない建築物の部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してください。
- ⑩ 8欄の「ニ」は、建築基準法施行令第2条第1項第八号により階数に算入されない建築物の部分のうち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。
- ⑪ 10欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には、当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。
- ⑫ 11欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑬ 11欄の「ハ」は、建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。
- ⑭～⑳（略）

6. 第5面関係、7. 第6面関係（略）

その他様式（略）

